

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月28日

【計算期間】 第15期（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

【ファンド名】 アライアンス・バーンスタインーアジア・エックス・ジャパン・
エクイティ・ポートフォリオ
(AB FCP I-Asia Ex-Japan Equity Portfolio)
(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・
アール・エル
(AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)

【代表者の役職氏名】 取締役会による特別受任者 高 森 雅 也

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、
ユージェーヌ・リュベール通り2-4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03) 6212-8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【提出書類】 募集事項等記載書面

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月28日

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・
アール・エル
(AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)

【代表者の役職氏名】 取締役会による特別受任者
高 森 雅 也

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

アライアンス・バーンスタインーアジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(AB FCP I-Asia Ex-Japan Equity Portfolio)
(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

- (i) クラスA受益証券（円建）
1,000億円を上限とする。
- (ii) クラスB受益証券（円建）
1,000億円を上限とする。
- (iii) クラスA受益証券（米ドル建）
10億米ドル（約1,582億円）を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- (注2) 本書中、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）による。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは9月1日に始まり翌年の8月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は2009年11月30日から2010年8月31日までの期間を指す。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(AB FCP I - Asia Ex-Japan Equity Portfolio)（以下「ファンド」という。）

なお、日本においては、愛称として「日興ＡＢアジア・バリューファンド」を使用する。

（注１）ファンドは、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託であるアライアンス・バーンスタイン（以下「トラスト」という。）を構成するポートフォリオのひとつである。2024年12月末日現在、トラストは、ファンドを含め、合計9のポートフォリオによって構成されている。各ポートフォリオの受益者は、約款の定めに従いポートフォリオ間の転換をする権利があるが、日本の受益者には、当該転換の権利はない。2024年12月末日現在、ファンドは33種類のクラスの受益証券（以下全クラスの受益証券を「ファンド証券」という。）によって構成されている。

（注２）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、日本においては、以下の３種類のクラスの受益証券を募集する。

クラスA受益証券（円建）

クラスB受益証券（円建）

クラスA受益証券（米ドル建）

以下、総称して、「受益証券」という。また、文脈により、クラスA受益証券（円建）、クラスA受益証券（米ドル建）を含むすべてのクラスA受益証券を総称して、「クラスA受益証券」という場合があり、クラスB受益証券（円建）を含むすべてのクラスB受益証券を総称して、「クラスB受益証券」という場合がある。

上記各クラス受益証券は追加型である。

上記各クラスの受益証券とも、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a.r.l.)（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

（i）クラスA受益証券（円建）

1,000億円を上限とする。

（ii）クラスB受益証券（円建）

1,000億円を上限とする。

（iii）クラスA受益証券（米ドル建）

10億米ドル（約1,582億円）を上限とする。

（注）上記の米ドル建金額は、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）により円換算されている。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格は、管理会社が購入の申込みを受領したファンド営業日に計算される各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格とする。

発行価格は、下記「（８）申込取扱場所」に照会することができる。

（注１）「ファンド営業日」とは、（i）2025年3月16日以前は、ニューヨーク証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいい、また、（ii）2025年3月17日以降は、ニューヨーク証券取引所および香港証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいう。

（注２）発行価格は、以下「購入価格」ともいう。

（５）【申込手数料】

(i) クラスA受益証券（円建）

クラスA受益証券（円建）については、購入金額（購入価格×購入口数）に対して次の料率による申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	1.10%（税抜1.00%）
10億口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注）販売会社（後記「（8）申込取扱場所」に定義される。）により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

(ii) クラスB受益証券（円建）

クラスB受益証券（円建）については、申込時点においては申込手数料は課されないが、クラスB受益証券（円建）の購入日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券（円建）について、申込時の購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課される。本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）はC D S Cには課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（※）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

（※）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内買付約定日（同日を含む。）から国内買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。「国内買付約定日」の定義については、後記「（9）払込期日」を参照。また、「国内買戻約定日」の定義については、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、② 日本における買戻し手続等—約定および決済」を参照。

（注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻される受益証券の購入価格に料率を適用して決定される。C D S Cは、ファンドの基準通貨である米ドルで計算され、各評価基準時点で適用される換算レートにより日本円で表示される。

（注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率から優先して計算される。すなわち、投資者は、購入後の経過年数がより長いクラスB受益証券から買戻すものとみなされる。

（注3）クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

（注4）条件付後払申込手数料は、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ（管理会社の一部門）に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算される。

（注5）管理会社は、購入金額の4.50%に当たる金額を管理会社の計算の下日本における販売会社に対して支払う。

C D S Cについては、後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（2）買戻し手数料、② クラスB受益証券（円建）」を参照のこと。

(iii) クラスA受益証券（米ドル建）

クラスA受益証券（米ドル建）については、購入金額（購入価格×購入口数）に対して次の料率による申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
10万口未満	3.30%（税抜3.00%）
10万口以上50万口未満	1.65%（税抜1.50%）
50万口以上100万口未満	0.825%（税抜0.75%）
100万口以上	0.55%（税抜0.50%）

（注）販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

(6) 【申込単位】

(i) クラスA受益証券（円建）

5億口以上1万口単位

(ii) クラスB受益証券（円建）

50万口以上1万口単位

(iii) クラスA受益証券（米ドル建）

500口以上1口単位

(7) 【申込期間】

2025年3月1日（土曜日）から2026年2月27日（金曜日）まで

申込みの取扱いは、販売会社の営業日に行われる。

（注1）申込みは、販売会社の営業日に受付けることができるが、販売会社による管理会社への発注はファンド営業日でかつ販売会社の営業日である日に行われる。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われない。

（注2）日本における申込受付時間は、原則として、午後4時までとする。

(8) 【申込取扱場所】

SMB C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「販売会社」という。）

（注1）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（注2）米国の居住者もしくは法人に該当する者はファンド証券を購入することはできない。詳細は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、① 海外における申込（販売）手続等—ファンド証券の所有制限」を参照のこと。

(9) 【払込期日】

日本の投資者によるファンド証券の購入に関する約定日（以下「国内買付約定日」という。）は、販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌営業日となる。投資者と販売会社との間の受渡日（以下「国内買付受渡日」という。）は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および（適用ある場合）申込手数料の支払いを行うものとする。

申込金額は、販売会社によって保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンドの口座に、投資者の申込日から起算して5ファンド営業日以内の日（以下「支払日」という。）に各クラスの取引通貨（表示通貨）で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

前記「（8）申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

① 申込証拠金はない。

② 引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結しており、当該契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

（ロ）管理会社は、SMB C日興証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

（注）代行協会とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の公表、目論見書や運用報告書等の販売会社への送付等の日本証券業協会が規定する代行協会業務を行う日本証券業協会の会員をいう。

③ 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

投資者は、該当する国内買付受渡日に、申込金額および（適用ある場合）申込手数料を販売会社に支払う。申込金額および（適用ある場合）申込手数料は、各クラスの申込通貨（表示通貨）または円貨で支払うものとし、申込通貨（表示通貨）と円との換算（適用ある場合）は、各申込みについての国内買付約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した、販売会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、販売会社によって、保管受託銀行のファンドの口座に、投資者の申込日から起算して5ファンド営業日以内の日に、各クラスの申込通貨（表示通貨）で払い込まれる。

④ 過度の売買および短期売買に関する方針および手続

管理会社は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。過度の短期売買は、ポートフォリオの運用戦略を混乱させ、ファンドの運用成績を損なう可能性がある。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付注文（受益者の金融仲介機関が受諾した買付注文を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消する権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任を負わない。（詳細は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 過度の売買および短期売買に関する方針および手続」を参照。）

⑤ 日本以外の地域における発行

クラスA受益証券（米ドル建）、クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）については、本募集に並行して、海外において販売および発行が行われる。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストを構成するポートフォリオのひとつである。2024年12月末日現在、トラストはファンドを含め9のポートフォリオにより構成されている。管理会社は、随時、他のポートフォリオを追加設定することができる。

トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンドの受益証券所持人（以下「受益者」という。）との関係について規定する契約（以下「約款」という。）によって設定されたもので、譲渡性のある有価証券およびファンドのその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。トラストは、商業登記番号K217として、ルクセンブルグ商業および法人登記所に登録されている。受益者は、ファンドの受益証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款を正式に受諾する。

ファンド証券は、需要に応じて、その時のファンド証券の1口当たり純資産価格で販売され、また、募集期間中、適用されるファンド証券の1口当たり純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

日本においてはファンドのクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）のみが販売される。

ファンドの信託金には制限はない。ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

ファンドの投資目的は、長期的な元本の成長と配当収益の獲得である。ファンドは、投資顧問会社により割安と判断されたアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資を行う。ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）は、MSCIオールカントリー・アジア・エックス・ジャパン指数およびMSCIフロンティア・マーケット指数構成国の企業の株式とするが、これらの指数構成銘柄以外へ投資を行う場合もある。

適切な投資者について

ファンドは、株式投資による中長期的なリターンを追求する、より高いリスクを許容できる投資者に適している。適切な投資期間についての個々の投資者とファンドの見解は、様々な要因により異なる可能性がある。かかる要因には、ファンドの利用目的（単独の戦略としての利用であるか、またはより大きな規模での資産配分戦略の一部としての利用であるか）、投資者が投資する関連するファンド証券、ファンドに適用されるリスクおよび一般的市場条件、投資者の固有の状況などが含まれる。投資者は、自身の投資目的に照らしたファンド証券の適切性に関して、独立の財務アドバイザーに相談することが推奨される。独立の財務アドバイザーは、個々の投資者の財政状態、生活条件および目標ならびにその他要因を含む当該投資者に固有の要因を考慮したより総合的なアプローチに基づき、当該投資者と共に、ファンドの適切性を評価することができる。

（2）【ファンドの沿革】

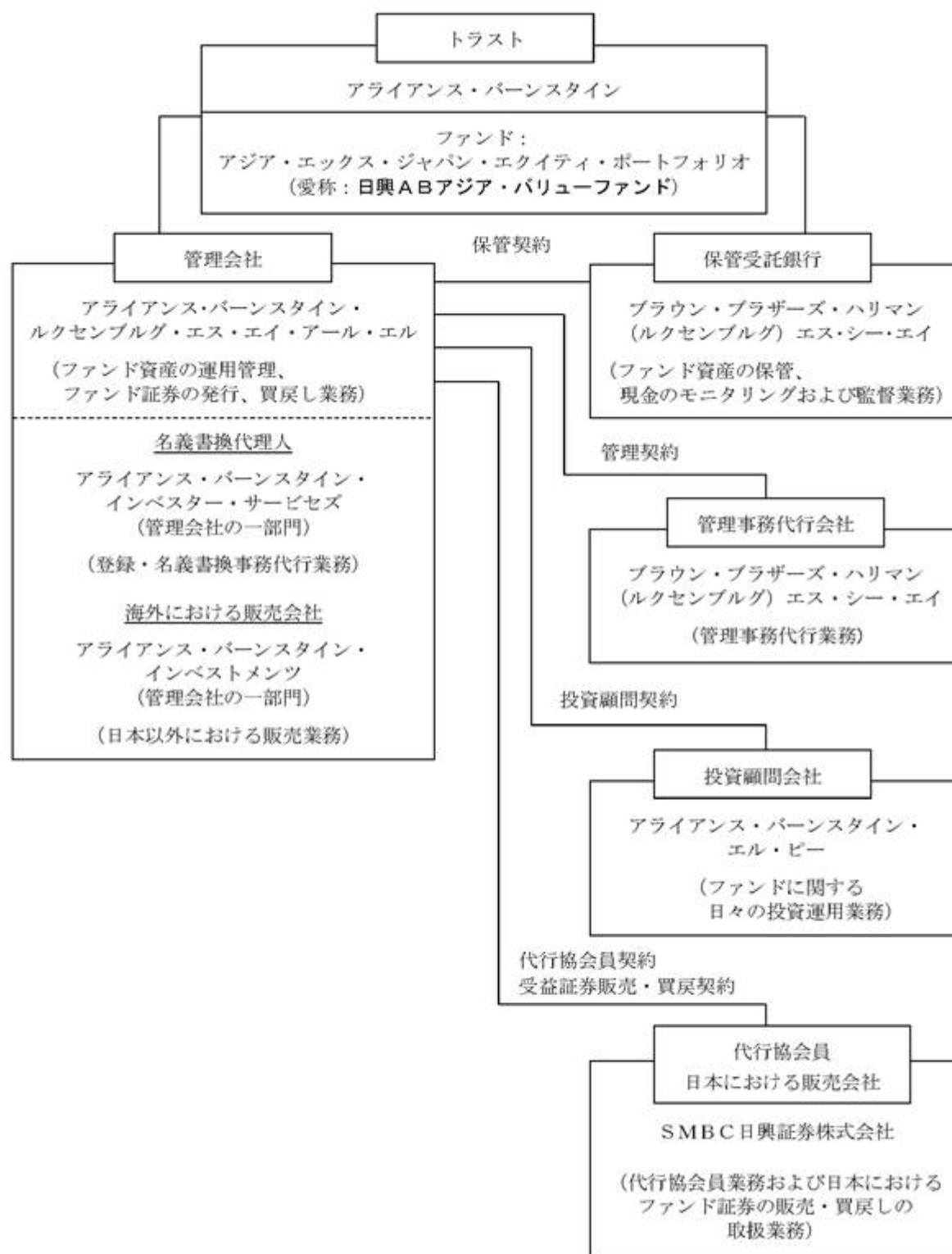
1990年7月31日 管理会社設立

1991年8月21日 約款締結

2009年11月30日	ファンドの運用開始
2012年 1 月23日	日本におけるファンド証券の募集開始
2012年 2 月17日	クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）の運用開始
2016年 2 月 5 日	トラストの英文名称の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)	管理会社 名義書換代理人（注6）	保管受託銀行との間で1991年8月21日付で当初約款を締結した。その後、約款は数回にわたり改訂されており、直近の約款は2021年7月5日付で締結されている。 保管受託銀行との間で締結した約款において、ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行および買戻し等について規定している。
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (AllianceBernstein L.P.)	投資顧問会社	2019年2月6日付で管理会社との間で投資顧問契約（2023年10月24日付で改訂され、再締結済）（注1）を締結。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行 管理事務代行会社	2016年11月11日付で管理会社との間で保管契約（注2）を締結（2016年3月18日より効力発生）。 1996年5月13日付で管理会社との間で管理契約（注3）を締結。
SMB C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2012年1月4日付で管理会社との間で代行協会員契約を締結（変更済）（注4）。 2012年1月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約を締結（変更済）（注5）。

（注1）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

（注2）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がルクセンブルグ法および約款に従い、ファンド資産の保管、現金のモニタリングおよび監督業務を行うことを約する契約をいう。

（注3）管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、記録の維持、純資産総額の計算等を行うことを約する契約をいう。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券の1口当たり純資産価格の公表、目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への送付等を行うことを約する契約をいう。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約をいう。

（注6）管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズが、ファンド証券の名義書換代理人として行為する。

③ 管理会社の概要

(イ) 設立準拠法

ルクセンブルグの1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年7月31日に設立された。1915年商事会社法（改正済）は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

2010年法第15章のもとで、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

(ロ) 事業の目的

管理会社の主な事業の目的は、

- 1) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）についての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第2項および附属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（以下「UCI」という。）の運用、ならびに
- 2) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第5条第2項および附属書Iに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、（a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、（b）投資助言業務および（c）2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに／または有用および／もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商事会社法の第600条第5項、第310条第2項および第320条第3項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

(ハ) 資本金の額（2024年12月末現在）

資本金の額 16,300,000ユーロ（約27億円）

発行済株式総数 163,000株（内訳：優先株33,000株／クラスB普通株130,000株）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主の決議を要する。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝164.92円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限りすべてこれによる。

（二）会社の沿革

1990年7月31日設立。

2006年7月31日付で会社名をアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイに変更した。

2011年4月11日付で会社形態を株式会社から非公開有限責任会社に変更し、社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル」に変更した。

（ホ）大株主の状況

（2024年12月末現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド ^{（注1）} （AllianceBernstein Holdings Limited）	英国、ロンドン EC2M 5SJ、 ロンドン・ウォール60番	130,000株 （クラスB 普通株式）	79.75%
アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド ^{（注2）} （AllianceBernstein Preferred Limited）	英国、ロンドン EC2M 5SJ、 ロンドン・ウォール60番	33,000株 （優先株式）	20.25%

（注1）アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーの完全子会社である。

（注2）アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーの間接完全子会社である。

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の告示等の規則に従っている。

② 準拠法の内容

（イ）民 法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

（ロ）2010年法

2010年法は、ルクセンブルグの契約型、会社型を含む一定の種類の投資信託を規制するもので、ルクセンブルグの投資信託の組織、税制および監査に関する基本法である。この法律は、UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/EC（改正済）（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。ファンドは、UCITS指令第1条（2）および2010年法の要件に適合するUCITSとしての資格を有している。

（5）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）CSSFに対する開示

ルクセンブルグ国内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ国内外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストおよびファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）である。さらに、トラストは、CSSF告示15/627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者は請求によりこれを無料で入手することができる。なお、約款の全文はルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）」（以下「RESA」という。）において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、法律により必要な場合、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞および／またはRESAに公告される。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各ファンドの計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付される。運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはCSSFの監督に服している。

監督の主な内容は、次のとおりである。

（i）登録の届出の受理

- ① ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。
- ② 欧州連合（以下「EU」という。）加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。
- ③ ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその証券を販売している、外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型のUCIは、当該加盟国において、投資者の保護を確保するために法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服す必要がある。さらにこれらのUCIは、CSSFが2010年法に規定されるものと同等とみなす監督に服さなくてはならない。
- ④ EUおよび非EUのオルタナティブ投資ファンドのルクセンブルグにおける機関投資家への販売は、オルタナティブ投資ファンド運用会社およびその施行規則に関する2011年6月8日付指令2011/61/EU（以下「AIFM規則」という。）に定められている適用される条項およびAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従って行われるものとする。

（ii）登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSFの告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託のマネジャーまたは投資信託の取締役もしくはその管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（iii）英文目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、規則、CSSFの告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、かかる英文目論見書に査証を付す。

（iv）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の年次財務書類は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は、投資信託の財務状況その他に関する情報がその財政状態を適正に表示していないと判断

した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、長期的な元本の成長と配当収益の獲得である。

投資方針およびプロセス

ファンドは、投資顧問会社により割安と判断されたアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資を行う。ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）は、MSCIオールカンントリー・アジア・エックス・ジャパン指数およびMSCIフロンティア・マーケットズ指数構成国の企業の株式とするが、これらの指数構成銘柄以外へ投資を行う場合もある。

投資顧問会社は、企業の株価は、時間の経過とともにその本質的な経済価値を反映するようになって考えている。投資顧問会社のバリューストック投資手法では、通常、現在の株価と企業の長期的な潜在収益力から算出される本質的な経済価値との関係に基づきその価値を判断する。

当運用では、まず初めに将来の収益力に対して株価が割安であると判断されるアジア地域（日本を除く）株式のユニバース（投資候補銘柄群）を選定する。従って、企業収益およびキャッシュ創出力の予測が同バリューストック投資手法の核心といえる。

通常、ファンドは約60社から100社の企業から構成されるポートフォリオに投資を行う。

投資顧問会社のバリューストック分析は、社内の多数のリサーチ・スタッフおよび企業・産業のファンダメンタル分析に大きく依存している。同じ業種の企業は、世界全体で類似した収益構造や市場ダイナミクスを共有する傾向があるため、投資顧問会社のアナリストは地域別または資産の種類別ではなく、グローバルな産業別チームで組織されている。企業・産業アナリストは、独自の定量リターンモデルを用いてスクリーニングされたアジア地域（日本を除く）の企業に関し、むこう5年間の収益力、キャッシュフローおよびバランスシートの健全性の予測を行う。ある企業が多数の分野で事業を展開している場合、当該企業について総合的な予測を行うために、アナリストは当該企業の製品またはサービスに対する需要の現在および将来の決定要因などを勘案して、事業分野毎にこの調査を実施する。また、アナリストは各企業が市場シェア獲得のために用いる価格戦略の評価も行う。最後に、これらの分析を補足するものとして、各企業がその企業戦略を実行するための経営能力および財務力を評価する。

投資顧問会社は、企業の本質的な経済価値とその株価が乖離している銘柄を割安な銘柄として追求し、この乖離の幅が最も大きな企業を最も割安な銘柄と判断する。

投資顧問会社は、ポートフォリオの特性を総合的に評価したうえで、個別銘柄の組み入れ比率を決定する。投資顧問会社の定量分析アナリストは、ポートフォリオのリスクとリターンのバランスが効率的に運用されていることを確保するために、評価およびリスクモデルを構築する。投資顧問会社は、全体的なセクター集中度、株価の割安度およびその他投資銘柄間の微妙な類似点等を評価することにより、ファンドのリスク分散にもつながるような魅力的な銘柄を選定し、ファンドの全体的なボラティリティの低下に努める。

企業の現在の株価とその本質的価値の評価との間の乖離は、足元の出来事やトレンドに対する市場の短期的で非合理的な反応の結果として（少なくともそれを一つの要因として）生じることがある。そうした非合理的な市場の反応が終息する前にその銘柄を購入してしまうリスクを低減するために、投資顧問会社は、アナリストの収益予想修正や相対的なリターン傾向（「価格モメンタム」ともいう。）のモニタリングも行う。

為替戦略について

投資顧問会社は、為替オーバーレイ戦略をとることができる。この戦略は、ファンドの基準通貨と他の通貨の両方のリスク・リターン予測を考慮するために、ファンドの様々な為替リスクの調整を伴うものである。これにより、投資顧問会社は、いつでも、その調査が示す、当該通貨により予想されるリスク・リターンの特徴に応じて、ファンドの為替リスクを調整することができる。

投資顧問会社の為替オーバーレイ戦略は、不利な為替の影響からファンドを保護する意図で、および／または異なる通貨のリスク・リターンの見通しに基づく積極的な投資機会を追求するために、為替先渡契約、通貨先物、通貨オプション、通貨先物オプションおよび通貨スワップなどの一定の為替関連デリバティブ商品の取引を通じて実行される。例えば、投資顧問会社の調査により、ある特定の外貨が基準通貨を下回る予想リターンが示された場合には、投資顧問会社は、より低いリターンが予想される当該外貨の一定額を売却するために為替先渡契約を締結することができる。また、投資顧問会社の調査で、ある外貨が魅力的なリターンを提供する可能性があることが示された場合には、ファンドの当該通貨に対するエクスポージャーが当該通貨建のファンドの組入有価証券の評価額を超えるように（ファンドのポートフォリオが当該通貨建の有価証券を組み入れていない場合も含む）、当該通貨に対するファンドのエクスポージャーを増加させるため、当該金融商品が用いられる場合もある。投資顧問会社は、上記の目的のために社内で特別に開発されたモデルと、そのファンダメンタル調査に基づく見通しの両方を利用する。

この為替オーバーレイ戦略の枠組の範囲で、投資顧問会社は、銘柄選定が常にファンドの投資リターンの主要因に留まることを確保するため、また、当該為替エクスポージャーから発生したリスクを為替オーバーレイが提供する予想されるリターンの機会に確実に比例させることを追求するために、ファンドの為替エクスポージャーを管理する。

デリバティブの利用

一般的事項：投資顧問会社は、投資、組入有価証券の効率的運用およびヘッジ目的で金融デリバティブ商品を利用することができる。金融デリバティブ商品としては、“ローカル・アクセス商品”（株式にリンクされた証書、参加ノート、ワラント等）、普通株式に転換可能な証券、先物、株価指数先物に係るオプションが含まれるが、これらに限定されるものではない。

証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015/2365ならびに規則（EU）No. 648/2012改正規則（以下「SFT規則」という。）の透明性要件に従い、下記の表は、該当する場合に、証券金融取引（すなわち、証券貸借取引、現先売買契約および逆現先売買契約）（以下「SFT」という。）ならびにトータル・リターン・スワップおよび／または類似した性質を有するその他の金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の対象となる、ファンドの純資産の予想および最大レベルを示している。ただし、一定の状況においてこの割合はより高くなる可能性がある。

取引種類	予想レンジ	最大
TRS	0%～10%	25%
現先売買契約および逆現先売買契約	該当事項なし。	該当事項なし。
証券貸借取引	0%～10%	25%

SFTおよびTRSにかかるより詳細な情報については、後記「別紙B 金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」参照。

リスクの測定

金融派生商品の使用により生じるグローバル・エクスポージャー（市場リスク）を監視するために用いる手法は、CSSFの2011年5月30日付告示11/512に基づくコミットメント・アプローチである。

ベンチマーク

ファンドのベンチマークはMSCI オールカンントリー・アジア・エックス・ジャパン指数である。ファンドは、パフォーマンスの比較にベンチマークを使用する。ファンドはアクティブ運用されており、投資顧問会社はファンドの投資戦略を実行する際、当該ベンチマークに制約されない。ファンドは、一定の市況において、投資顧問会社の全面的な裁量に基づき、当該ベンチマークの構成銘柄の相当部分を保有することができるが、当該ベンチマークのすべての構成銘柄を保有するわけではなく、また、構成銘柄の一部ではない証券を保有することもできる。

その他の投資方針

ファンドは、一時的な防御措置として、または買戻しに備えるために、現金、現金同等物または短期金融商品を含む短期確定利付債券を制限なく保有することができる。

ファンドは、その純資産の10%を上限として、既存の流通市場がない証券に投資することができる。後記「（５）投資制限」の（５）も参照。従って、ファンドは、かかる証券を容易に売却できない可能性がある。さらに、かかる証券には、契約により転売が制限されている場合がある。

投資顧問会社は、常に、少なくともファンドの総資産の80%をアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資する予定である。また、いかなる場合でも、ファンドの総資産の3分の2以上は、アジア地域（日本を除く）の企業の株式へ投資されるものとする。

責任投資

ファンドはESG（「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（ガバナンス）」）に配慮している。ファンドは一定の除外を適用しており、詳細はウェブサイト（<https://www.alliancebernstein.com/go/ABFCPIExclusionChart>）にて確認することが出来る。

ファンドは、環境的および社会的な特徴（第8条）を促進する。本書における詳細は、本書別紙C「SFDR契約前開示事項」を参照のこと。

管理会社の取締役会は、長期的な競争力のあるパフォーマンスをもたらす投資ソリューションを提供することにより受益者の利益に資する責務があると確信している。A Bグループの責任投資に対する強いコミットメントは、この責務の不可欠な部分である。責任投資は、情報に基づいたより良い投資決定を行うこと、関連するリスクを含むESGの問題およびジレンマに対処すること、ならびに、ポートフォリオ内の企業にプラスの結果に貢献するよう促すことを必要とする。

ファンドがどのような持続可能性のある投資方針を有しているか、また（適用がある場合）環境および／または社会的な特徴を促進しているかについての詳細は、本書別紙C「SFDR契約前開示事項」を参照のこと。

（２）【投資対象】

ファンドは、前記「（１）投資方針」の投資目的および投資方針に記載される制限ならびに後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、以下に記載するいずれの種類の投資対象にも投資することができる。

投資顧問会社の単独の裁量により、ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および市場リスクのヘッジを目的として、または原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを持つために、後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、様々なデリバティブ戦略を行うことができる。ファンドが行う当該取引には、スワップ（金利スワップ、トータル・リターン・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含む）ならびに金融先物およびオプションが含まれる。また

ファンドは、組入有価証券のオプション取引も行うことができる。ファンドは、通貨オプション、先物契約および為替先渡契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である米ドルに不利な為替レートの変動に対してファンドの組入有価証券のヘッジを追求することができる。かかるデリバティブの利用には、一定のリスクが伴い、また、かかる金融商品の利用を通じて追求する目的を達成できる保証はない。後記「3 投資リスク、（１）リスク要因」を参照のこと。

以下は、ファンドが投資する主要な投資の種類である。ただし、以下は、ファンドが投資できるすべての投資対象の完全な説明ではない。以下は、単に例を挙げたものであり、ファンドがその他の種類の証券に投資できる能力を制限するものと解釈されるべきではない。ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載される投資目的および投資方針ならびに後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、随時、下記以外の種類の投資対象も一定程度利用する場合がある。

① 株式およびその他持分証券

株式およびその他持分証券

ファンドが投資する株式およびその他持分証券には、普通株式、優先株式、普通株式もしくは優先株式に転換可能な証券、パートナーシップや信託に対する持分、または譲渡性のある有価証券として適格であるその他の種類の持分証券に対する持分が含まれる。

様々な証券市場で企業が発行した証券を直接購入することに加えて、ファンドは、ADR、EDR、GDRまたはアメリカ合衆国以外の国を拠点とする企業の証券を表象するその他証券に投資することができる。預託証券は、転換可能な原証券と必ずしも同じ通貨建てであるとは限らない。さらに、スポンサーがいない預託証券の原株式の発行体は、アメリカ合衆国において重要な情報の開示が義務付けられないため、かかる情報とかかる預託証券の時価との間には相関性がない場合がある。ADRは、典型的にはアメリカ合衆国の銀行または信託会社により発行される預託証券で、アメリカ合衆国以外の企業によって発行された原証券の所有権を裏付けるものである。EDR、GDRおよびその他の種類の預託証券は、典型的にはアメリカ合衆国以外の銀行または信託会社により発行される預託証券で、アメリカ合衆国のまたはアメリカ合衆国以外の企業によって発行される原証券の所有権を裏付けるものである。一般的に、ADRは、記名式で、アメリカ合衆国の証券市場での利用を目的としており、EDRは、無記名式で、アメリカ合衆国以外の証券市場での利用を目的としている。発行国を決定する目的においては、どの種類の預託証券への投資も、原証券への投資とみなされる。

② その他の種類の投資対象

オプション、新株引受権およびワラント

オプションの買い手は、プレミアムの支払に基づき、定められた期日に、もしくは当該期日までに、あらかじめ定められた特定の価格で特定額の証券（指数に係るオプションの場合には現金）をオプションの売り手に引き渡す権利（プット・オプションの場合）または売り手から受け取る権利（コール・オプションの場合）を有する。ファンドが売り手となるコール・オプションは、ファンドが原証券を保有している場合やファンドが保有する別の証券の転換または交換により当該原証券を取得する絶対的かつ即時の権利を有する場合、またはファンドが売り手となるコール・オプションと同価格またはそれを下回る価格を行使価格とする原証券のコール・オプションをファンドが保有する場合、「カバード」となる。ファンドが売り手となるプット・オプションは、当該プット・オプションと同価格またはそれを上回る価格を行使価格とする原証券のプット・オプションをファンドが保有する場合、「カバード」となる。

ファンドが原証券を保有していない場合で、ファンドが保有するか取得する権利を有する他の証券の値下がりに対するヘッジを追求する場合には、コール・オプションはクロス・ヘッジの目的のものとなる。ファンドは、クロス・ヘッジ取引から受取るプレミアムがカバード・コール・オプションの売り手となる場合に受取るプレミアムを超過し、それと同時に目的のヘッジが達成される場合には、カバード・コール・オプションの売り手ではなく、クロス・ヘッジ目的のコール・オプションの売り手となる。

新株引受権およびワラントは、その所有者に対して、一定の期間に一定価格で株式を購入する権利を付与するものである。投資顧問会社を対象となる原株式自体をファンドに組入れることを適切とみなした場合にのみ、ファンドは、新株引受権またはワラントに投資する。一般的に、新株引受権は、発行体の既存の株主に付与され、国によっては「優先的新株引受権」と呼ばれることもある。新株引受権は、ワラントに比べ存続期間がかなり短い点を除きワラントに類似する。新株引受権およびワラントは、その所有者に対し、対象となる原株式に関する分配請求権もしくは議決権を付与しない点または発行体企業の資産に関するいかなる権利も表章しないという点で、他の一定種類の投資対象に比べ投機的であるとみなされることがある。新株引受権またはワラントの価値は、対象となる原株式の値下がり、時間の経過、対象となる原株式の潜在力に関する認識の変化、その他これら要因が組み合わさることで下落することがあるが、必ずしも原株式の価値に連動して変動するものではない。対象となる原株式の市場価格が行使満了日にワラントに記載されている行使価格を下回る場合、ワラントは、価値を失い、失効する。さらに、新株引受権またはワラントが、行使満了日前に権利行使されない場合はその価値はなくなる。

先物契約

先物契約の「売り」は、特定の日に特定の価格で、契約上要求される証券、外貨または商品指数を引き渡す契約上の義務を取得することである。また、先物契約の「買い」は、特定の日に特定の価格で、契約上要求される証券、外貨または商品指数を取得する義務を負うことである。指数先物契約の買方は、契約満了日の指数の価格を特定倍した額（現在契約価値）と契約の当初行使価格との差額を受取る（場合により引き渡す）ことに同意する。指数を構成する証券の現物交付は行われない。またファンドは、行使の際に先物契約の引渡しを請求するオプションである先物契約オプションに投資できる。ファンドが売方または買方となる先物契約オプションは、取引所または店頭市場で取引され、組入証券の効率的運用の目的でのみ利用される。

先渡契約

証券の売買に関する先渡契約には、「発行時」ベースでの買付または「繰延受渡し」ベースでの売買が含まれる。一定の場合には、先渡契約は、合併、企業再編または債務再編の承認および実施等の後発事象の発生を条件とすることがある（すなわち「発行時および発行条件付」取引）。

先渡取引が取り決められる場合、その価格は、契約締結時に定められるが、当該証券の受渡しと支払いは後日に行われる。通常、その決済日は、取引後2か月以内に発生するが、2か月を超える決済が取り決められることもある。先渡契約により売買される証券は、市場の変動を受け、また買い手には、決済日まで利息または配当は発生しない。

先渡契約の利用により、予測される金利や価格の変動に対して、ファンドを保護することができる。例えば、金利が上昇し債券価格が下落している期間には、ファンドは、価格下落に対するエクスポージャーを制限するためファンドが保有する証券を先渡契約により売却することができる。また、金利が低下し債券価格が上昇している期間には、ファンドが保有する証券を売却し、発行時取引や先渡取引に基づき同一または類似の証券を購入することにより、その時の高い現金利回りから利益を得ることができる。ただし、投資顧問会社が金利の動向を誤って予測した場合、ファンドは、現在市場価格を下回る価格で発行時取引や先渡契約取引を完了せざるを得なくなる可能性がある。発行時引渡証券および先渡契約は、決済日前に売却することも可能であるが、ファンドは、実際に証券を受取る（または引渡す）ことを意図としてのみ、発行時取引および先渡取引を締結する。ファンドが、発行時引渡証券を取得する前にその取得の権利を処分するか、先渡契約に基づく引渡しもしくは受領の権利を処分することを選択する場合、利益または損失が発生する。「発行時および発行条件」付証券の購入にファンドの資産の重要な額が約定される場合は、ファンドの純資産総額のボラティリティを増大させる可能性がある。先渡契約取引の相手方が債務不履行に陥る場合、ファンドは、有利なレートで資金を投資する機会または有利な価格で証券を処分する機会を失う可能性がある。

効率的なポートフォリオ運用技法

2010年法ならびにCSSFによって随時発行される告示（特に、欧州証券市場監督局（ESMA）が出した監督官庁およびUCITSの管理会社のためのガイドラインESMA/2014/937-ETFおよびその他UCITS関連問題に関するガイドライン（以下「ESMAガイドライン」という。）を取り入れたCSSF告示14/592）に規定される条件に従い、またその制限の範囲内で、ファンドは、証券貸借および現先売買契約取引などの譲渡性のある有価証券および短期金融証券に関する技法および商品を利用することができる。ただし、かかる技法および商品は効率的なポートフォリオ運用の目的で用いられる。ファンドが採用する効率的なポートフォリオ運用に関する詳細は、本書別紙B「金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」に記載されている。

スワップ、キャップ、フロア

ファンドは、スワップ取引（金利スワップを含む）、金利キャップの売買、フロアの売買およびこれらすべての取引に関するオプションの売買を行うことができる。ファンドは、特定の投資対象もしくは組入有価証券の一部に関するリターンもしくはスプレッドを保護するため、またはその他ヘッジ目的で当該取引を行う予定である。またファンドは、後日に購入予定である有価証券の価格上昇に対する保護の目的で、または組入有価証券のデュレーションを管理する目的で当該取引を行う場合もある。金利スワップは、ファンドと契約相手方との間で、金利の支払または受領を交換する契約である（例えば、固定金利の支払と変動金利の支払の交換）。金利キャップの買い手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を上回った場合に、金利キャップの売り手から、契約上の想定元本額に基づく金利の支払いを受領する権利を有する。金利フロアの買い手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を下回った場合に、金利フロアの売り手から、契約上の想定元本額に基づく金利の支払いを受領する権利を有する。金利キャップの売り手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を上回った場合に、プレミアムの受領と引換えに金利キャップの買い手に対して、契約上の想定元本額に基づく金利を支払わなければならない。金利フロアの売り手となる場合、ファンドは、特定の指数があらかじめ決められた金利を下回った場合に、金利フロアの買い手に対して、契約上の想定元本額に基づく金利を支払わなければならない。

ファンドは、その資産または負債のどちらかをヘッジするかにより、資産ベースまたは負債ベースのいずれかに基づき、スワップ、キャップおよびフロアの取引を行うことができる。ファンドは、通常、純額ベースでスワップ取引を行う（すなわち、2当事者間の2つの支払いの流れは相殺され、ファンドは、当事者間の2つの支払いの純額のみを受領するか、または（場合に依じて）支払う）。各スワップに関するファンドの契約義務相当額の正味超過分（もしあれば）は、毎日計上される。ファンドが純額ベース以外でスワップ取引を行う場合、ファンドは、当該スワップに関するファンドの契約義務の全額が日々計上される分別口座を維持するものとする。投資顧問会社は、スワップ、キャップおよびフロア取引の契約相手方の信用力を継続的にモニタリングする。

スワップ（キャップおよびフロアを含む）の利用には、通常組入有価証券の取引に附随するものとは異なる投資手法およびリスクが伴う。投資顧問会社が市場価値、金利およびその他適用ある要因を誤って予測した場合には、ファンドの運用成績は、これらの投資手法を用いなかった場合の運用成績を下回る可能性がある。さらに、投資顧問会社の予測が正確であったとしても、スワップのポジションがヘッジされる資産もしくは負債の価格と完全に相関しないというリスクがある。

通貨スワップ

通貨スワップは、相対取引であり、ファンドと相手方との間で特定通貨により一連の支払いを交換する取引である。通貨スワップでは、交換期間終了時に、ある指定通貨と他の指定通貨の交換により相当金額の引渡しが行われる。従って、通貨スワップの元本額全体が、通貨スワップの相手方当事者による当該契約上の引渡義務の不履行リスクにさらされる。各通貨スワップに関して、ファンドの権利に対するファンドの義務の超過分の純額（もしあれば）が、毎期末計上される。かかる取引の相手方当事者による債務不履行が生じる場合、ファンドは、当該取引に係る契約に基づき、契約上の救済を得ることになる。

クレジット・デフォルト・スワップ

ファンドは、ヘッジ目的または投機のために、CSSFの慎重な監督に服しかつCSSFが承認する分類に属する機関との間で、前記の適格投資対象のいずれかを参照するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の取引を行うことができる。ヘッジ目的で利用する場合、ファンドは、CDSの買い手となるものとする。この場合、ファンドは、CDSの契約期間中、取引相手方に対し定期的な流れの支払いを行う代わりに、当該特定債務の発行体に「クレジット・イベント（信用事由）」が発生した場合には、当該債務またはその代替現金決済を額面価額（または予め合意したその他の額）と交換する権利を有する。「クレジット・イベント」が発生しない場合には、ファンドは、何ら利益を得ることなく、CDSに関して受領される連続的な支払額を支出することになる。逆に、ファンドがCDSの売り手となる場合には、ファンドは、連続的な支払いを受領するが、「クレジット・イベント」が発生した場合には、当該参照債務またはその代替現金決済と交換に、当該債務の額面価額（または予め合意したその他の額）を取引相手方に支払う義務を負う。売り手として、ファンドは、取引全体を完結させるためには発行体に依存しなければならないので、発行体の信用リスクにさらされることになる。ファンドは、単一の銘柄、指数、トランシュ、バスケットまたは特注商品のCDS取引に投資することができる。

トータル・リターン・スワップおよび類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品

ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行うか、類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品に投資する場合には、ファンドによって保有される資産は、2010年法第43条、第44条、第45条、第46条および第48条に規定する分散化制限を遵守しなければならない。同時に、2010年法第42（3）条およびCSSF規則10-4の第48（5）条に従って、管理会社は、2010年法第43条に従って定められるファンドの投資制限を計算する際に、トータル・リターン・スワップまたは類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品の対象原資産に対するエクスポージャーが確実に考慮されるようにしなければならない。

加えて、ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行うか、類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品に投資する場合には、直接または公認の指数を通じて取得される対象原資産に対するエクスポージャーは、ファンドの投資目的および投資方針に沿っているものとする。

かかる種類の取引の取引相手方は、この種類の取引を専門とする高格付の金融機関でなければならず、投資顧問会社が定める承認済取引相手方リストから選定されるものとする。

取引相手方には、ファンドの投資対象または当該金融デリバティブ商品の対象資産もしくは参照指数の構成もしくは運用に対する裁量権はない。取引相手方が、ファンドの投資対象または当該金融デリバティブ商品の対象資産の構成もしくは運用に関し裁量権を有する場合には、ファンドと当該取引相手方との間の契約は投資運用委託契約とみなされ、委託に関するUCITSの要件を遵守しなければならない。かかる場合、当該契約の詳細が本書に記載される。

ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行うか、類似の特徴を有するその他金融デリバティブ商品に投資する場合には、取引相手方の契約不履行リスクにさらされることになり、それがファンドの受益者のリターンに影響を及ぼす可能性がある。当該リスクおよび当該種類の取引に適用されるその他リスクの詳細は、後記「3 投資リスク」の「（1）リスク要因」、特に「② ポートフォリオ・リスクー金融商品リスクーデリバティブ・リスク」の記載を参照のこと。

合成持分証券

ファンドは、「ローカル・アクセス証券」または「参加ノート」または「低行使価格ワラント」と呼ばれる合成持分証券に投資することができる。これらの商品は、一般的に銀行などの金融機関によって発行され、取引所で取引される場合もあれば、取引されない場合もある。これらの商品は、2010年法第41（1）条に従って、発行者が原証券もしくは指数で代表される証券バスケットを特定価格で売買する権利を所持人に付与するか、または原証券もしくは指数の価値に関する現金支払額を受領する権利を所持人に付与するというデリバティブ証券の形をとる。これらの商品は、所有者が原証券またはその価値を対象として行使可能である点においてオプションと類似しているが、一般的に

は、行使可能期間が通常のオプションより長い。これらの商品は、一般的に、発行時に決定される行使価格を有する。

これらの商品の所持人は、その発行体から、企業の普通株式を購入する権利または現金支払額を受領する権利を付与される。現金支払額は、あらかじめ決定された計算方式に従って計算される。これらの商品の行使価格は、一般的には、発行時の原商品の市場価格を大幅に下回る価格（例えば1アメリカ合衆国セント）となる。低行使価格ワラントの買い手は、最初に、対象原普通株式の価格の実質的全額を支払う。当該ワラントを行使する場合、ワラント所持人が行使の指示を与えた時点と、行使に関連する普通株式の価格または決済日が決定される時点との間に時差があり、その間に原証券の価格が大幅に変動する可能性がある。加えて、当該ワラントの行使・決済日は、現地の資本規制や、他の法域の投資者に関連する法律の変更など一定の市場攪乱事由によって影響を受ける可能性がある。かかる事由の発生によって、当該ワラントの行使日もしくは決済通貨の変更または決済日の延期につながる可能性がある。市場攪乱事由が一定期間継続している場合、場合によっては、当該ワラントは、価値を失い、その購入金額全額を喪失する可能性がある。

投資顧問会社は、かかる発行体の信用度を継続的に監視しており、ファンドは、投資顧問会社によって信用度が高いと判断された事業体によって発行される当該商品を取得する。かかる商品への投資には、その発行体による原証券またはその代替現金の交付義務の不履行というリスクがある。また、当該ワラントを取引する流通市場が限定されるため、これらの商品には流動性リスクもある。

さらに、ファンドは、一定の発行体の長期オプションまたは一定の発行体に関する長期オプションに投資する場合がある。長期オプションは、発行体（一般的には金融機関）によって発行されるコール・オプションであり、所持人は、当該発行体から別の発行体の発行済証券を購入する権利を付与される。長期オプションは、当初、1年以上の期間であるが、一般的には、3年から5年の間の期間となっている。長期オプションは、取引相手方の履行を保証する決済会社を通して決済されない。そのかわり、当該オプションは、取引所で取引され、取引所の取引規則に従うものとする。

③ その他考慮すべき事項

投資者は、投資顧問会社が、市場条件の変動により、下記のとおり、ファンドの投資対象を変更する場合があることに留意する必要がある。

一時的防御ポジション

異常な状況において、かつ限定された期間について、投資顧問会社は、証券市況またはその他の経済的もしくは政治的状況により正当化される期間において、一時的な防御措置としてその投資方針を変更することができる。ファンドは、株式（または場合により長期債務証券）のポジションを減らし、その他の債務証券（アメリカ合衆国政府、OECD加盟国の政府機関またはS & PによるAA格以上もしくはムーディーズによるAa格以上もしくは少なくとも一つのIRSROにより同等の格付けを付されているか格付けがない場合には同等の投資品質であると投資顧問会社が判断したヨーロッパ、アメリカ合衆国もしくは多国籍の企業または国際機関により発行または保証された短期固定利付証券を含む）のポジションを増加させることができる。かかる証券の表示通貨は、ファンドの基準通貨建ての場合もあれば、それ以外の通貨建ての場合もある。ファンドはまた、現金およびかかる高格付機関が発行または保証する短期金融商品（満期は120日未満とする。）により構成される流動資産を付随的に保有することができる。また、ファンドは、いつでも、再投資のための待機資金または受益者に対する分配のために保有されている引当金を一時的に上記の短期金融商品に投資することができる。ファンドは、一時的な防御目的で投資するが、その投資目的と一致しない可能性がある。

将来の展開

ファンドは、現在は利用を企図していないその他の投資手段を付随的に利用することができる。ただし、かかる投資手段がファンドの投資目的と合致しており、また法律で認められる場合に限られる。かかる投資手段は、実現した場合、本書に記載されている手段に内在するリスクを上回るリスクを伴う可能性がある。

一定の証券の流動性の欠如

ファンドが投資する一部の証券は、法律等により譲渡が制限されている場合や換金できる市場が存在しない場合がある。

ファンドは、純資産総額の10%を超えて流動性に欠ける証券を保有しない。この目的上、流動性に欠ける証券には、就中、（i）再販売が法律上または契約上制限されていたり直ちに利用できる流通市場がない直接販売証券またはその他の証券（例えば、証券の取引が停止された場合、または非上場証券の場合にはマーケット・メーカーが存在しないかもしくは売値・買値を提示しない場合）（通貨スワップの多くや通貨スワップをカバーするために使用される資産を含む）、（ii）OTCオプションおよび発行されたOTCオプションをカバーするために使用される資産、（iii）7日以内に解約できない現先売買契約、が含まれる。再販売に関する法的または契約上の制限があるが、直ちに利用できる流通市場が存在する証券は流動性に欠ける証券とはみなされない。投資顧問会社は、ファンドの組入証券の流動性を監視する。ファンドが流動性に欠ける証券に投資する場合には、かかる証券を売却できない可能性があり、また売却時にその価値の全額を実現できない可能性がある。

上記に関連して、後記「（５）投資制限」の（５）も参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資運用業務を投資顧問会社に委託している。

運用体制

投資顧問会社

管理会社は、投資顧問会社との間の投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資運用業務を投資顧問会社に委託しています。

アライアンス・バーンスタイン（以下、「AB」といいます。）^{※1}について

- 資産運用業務で50年以上の歴史と経験
- 上場企業（ニューヨーク証券取引所）^{※2}としての信頼
- 世界の機関投資家・富裕層・個人投資家のニーズに応える幅広い商品群とサービス内容
- 332名のアナリストを擁する、業界屈指のリサーチ陣容
- 約4,300名の従業員



ALLIANCEBERNSTEIN®

ABは、米国をはじめ世界27の国・地域、54都市に拠点を有し、総額約8,059億米ドル（約127.5兆円^{※3}）の資産を運用しています（2024年9月末日現在）。

運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行います。

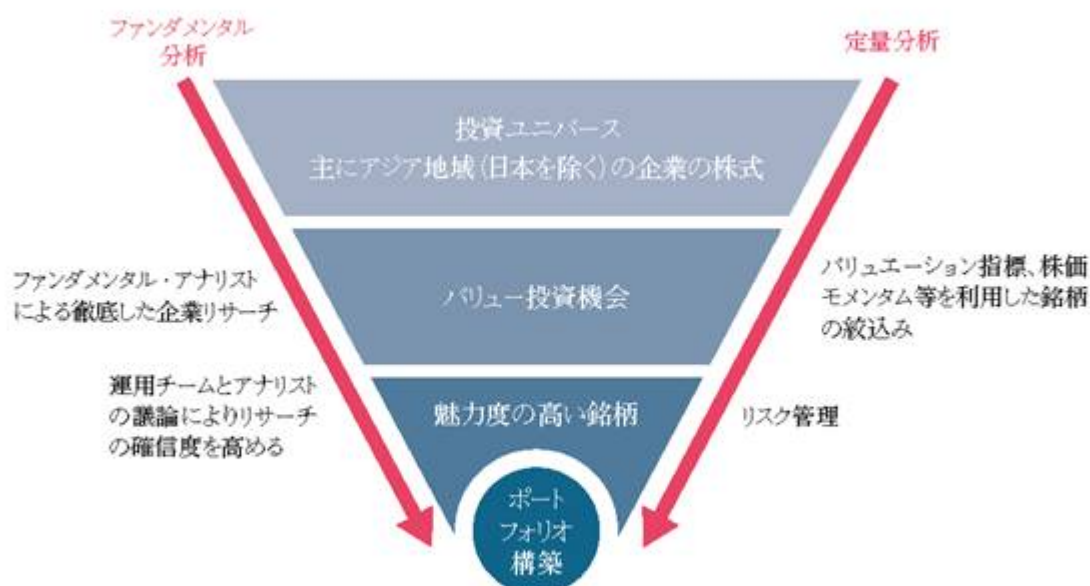
※1 アライアンス・バーンスタインおよびABにはアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーとその傘下の関連会社を含みます。

※2 アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ビーのリミテッド・パートナーシップ持分がニューヨーク証券取引所に上場。

※3 米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）によります。

ファンドの運用プロセス

ファンダメンタル分析と定量分析を融合した規律ある運用プロセス



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

ファンドの運用体制

ファンドの運用は、ABのバリュート株式運用部門の株式アナリストチームによるファンダメンタル分析と定量分析に基づき、アジア・バリュート（日本を除く）株式運用チームが行います。

リスク管理は、アジア・バリュート（日本を除く）株式運用チームが投資プロセスの一環として行っています。



※上記の運用体制は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

クラスA受益証券（円建）／クラスB受益証券（円建）

管理会社は、各クラスに帰属するファンドの純利益から分配を宣言し、支払いを行う裁量権を有する。管理会社は、支払われる分配金に実現値上がり益を含めるか否か、および／または当該クラスに帰属する元本を分配の原資とするか否か、またその各割合を決定することができる。各クラスに帰属する純利益および純実現利益が、分配金額を超過した場合、その超過分は、各クラスの各1口当たり純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択により、自動的に再投資することができる（ただし、日本においては、再投資の適用はない）。

クラスA受益証券（米ドル建）

管理会社は、現在のところ、分配を行わない方針である。従って、受益証券に帰属する純利益および純実現利益は、各受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。

（５）【投資制限】

以下の制限は、別段の規定のない限り、トラスト全体に対してではなく、トラストの各ポートフォリオに対して個別的に適用される。約款は管理会社以下に以下の制限を課している。

- （１）トラストは一時的措置による銀行からの借入を除き金銭の借入を行うことはできない。かかる一時的措置にはファンド証券の買戻しを目的とするものが含まれ、また借入総額はトラストの純資産総額の10%を超えないものとする。ただし、本制限はトラストがバック・ツー・バック・ローンの方法により外貨を取得することを妨げるものではない。
- （２）トラストは、トラストが所有または保有する証券に抵当権、質権を設定し、またはいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡することはできない。ただし、下記に関連して必要な場合はこの限りではない。（i）上記（１）記載の借入で、当該抵当権設定または質権設定がトラストの純資産総額の10%を超えない場合、および／または（ii）トラストがその先渡・先物契約取引またはオプション取引につき維持する預託証拠金に関連する場合、および／または（iii）スワップ取引に関連する場合。
- （３）本書中の他の規定を損なうことなく、トラストは第三者のために貸付を供与することまたは保証人となることはできない。
- （４）（i）トラストは、当該ポートフォリオの純資産総額の10%超が同一発行体の譲渡性のある有価証券または短期金融商品で構成されることになる場合には、当該発行体の譲渡性のある有価証券または短期金融商品への投資を行うことはできない。トラストは、その資産の20%超を同一機関への預金に投資することはできない。トラストがポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある有価証券および短期金融商品のトラストの保有総額は、いずれの投資時においても当該ポートフォリオの純資産総額の40%を超えてはならない。ただし、この制限は、慎重な監督に服している金融機関になされた預金には適用されない。この制限は、慎重な監督に服している金融機関への預金および当該金融機関との間の店頭デリバティブ取引には適用されない。

上記（i）に規定された個々の制限にかかわらず、トラストは、以下を組み合わせることはならない。

ポートフォリオの純資産の20%を超える、

- 同一機関により発行された譲渡性のある有価証券または短期金融商品への投資、および／または
- 同一機関への預金
- 同一機関との間の店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャー

- (ii) 上記の10%の制限は、EU加盟国、その地方公共団体、一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはその他のEU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある有価証券または短期金融商品については35%とする。
- (iii) 上記の10%の制限は、登記上の事務所がEU加盟国にある金融機関が発行する一定のめられた債券については25%とする。ただし、当該金融機関が当該債券の保有者を保護する目的で法律により特定の公的監督を受けている場合に限る。特に、当該債券の発行手取金が、適用ある法律に従い、当該債券が有効である期間中、当該債券に附随する請求を担保し、当該発行体の債務不履行の場合には元本の補償および経過利子の支払いに優先的に充当される資産に投資される場合に限る。また、トラストがポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、一発行体の上記債券に投資する場合、当該投資の総額は当該ポートフォリオの純資産総額の80%を超えてはならない。
- (iv) 上記(ii)および(iii)に記載する譲渡性のある有価証券および短期金融商品は、本項に定める40%の制限の適用には含まれない。
- (v) 上記に拘らず、トラストは、EU加盟国、その地方公共団体、一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはOECD加盟国が発行または保証する異なる複数の銘柄の譲渡性のある有価証券または短期金融商品にポートフォリオの資産の100%まで投資することができる。ただし、トラストは当該ポートフォリオ中に少なくとも6銘柄の譲渡性のある有価証券または短期金融商品を保有しなければならない、またかかる譲渡性のある有価証券または短期金融商品の各銘柄はポートフォリオの純資産総額の30%を超えてはならない。

上記(i)、(ii)および(iii)に規定する制限は、合算されてはならない。よって、(i)、(ii)および(iii)に従って行われた同一機関により発行された譲渡性のある有価証券もしくは短期金融商品または同一機関になされた預金への投資は、いかなる状況においても、合計でポートフォリオの純資産の35%を超えないものとする。

指令83/349/EEC（注）または公認されている国際会計規則に従って定義されるように、連結財務書類上同じグループに含まれる発行体は、本項に規定する制限の算定の目的において同一機関とみなされる。

（注）連結財務書類に関する条約（OJL193、1983年7月18日、1頁）の第54（3）（g）条に基づく1983年6月13日付第七理事会指令83/349/EEC。同指令は、指令2013/34/EUによって廃止された。

トラストは、同時に、同一グループ内の発行体の譲渡性のある有価証券および短期金融商品に、当該ポートフォリオの純資産の20%を限度として投資できる。

- (4②) (i) ルクセンブルグ版目論見書に記載するポートフォリオの投資方針の目的が、CSSFが以下に基づき公認する一定の株価指数または債券指数の構成に連動させることである場合、上記(4)に規定する制限は、下記(6)に規定する制限を損なうことなく、同一発行体により発行された株式および／または債務証券への投資について最高20%まで引上げることができる。
- 指数の構成が十分に分散化されていること。
 - 指数が対象とする市場の適切なベンチマークとなっていること。
 - 適切な方法により公表されていること。
- (ii) 上記(i)に規定する制限は、異常な市場の状況（特に、一定の譲渡性のある有価証券または短期金融商品の市場占有率が高い規制された市場における場合）によって正当化される場合には、最高35%まで引上げることができる。この制限までの投資は、一発行体に限って認められる。
- (5) トラストは、ポートフォリオのために、その資産の10%を超えて、以下を除く譲渡性のある有価証券および短期金融商品に投資することはできない。

- (a) 規制された市場での取引が認められているか、かかる市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品
- (b) EU加盟国のその他の市場（ただし、かかる市場は、規制され、定期的に取りが行われ、公認かつ公開のものとする。）において取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品
- (c) EU非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、またEU非加盟国のその他の市場（ただし、かかる市場は、規制され、定期的に取りが行われ、公認かつ公開のものとする。）において取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品。ただし、証券取引所または証券市場の選択が、かかるUCITS（譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人としての資格を有するオープン・エンド型の契約型投資信託または投資法人）の設立文書に規定されている場合に限る。
- (d) 発行後間もない譲渡性のある有価証券および短期金融商品については、次の条件を満たすもの。
- － 発行要項に、証券取引所またはその他の規制された市場（ただし、かかる市場は、定期的に取りが行われ、公認かつ公開のものとする。）への正式な上場申請がなされる旨の約束が含まれていること。ただし、証券取引所または証券市場の選択が、かかるUCITSの設立文書に規定されている場合に限る。
 - － かかる上場申請の承認が発行後一年以内に確保されること。
- (e) 規制された市場で取引されていないが、2010年法第1条に該当する短期金融商品。ただし、当該金融商品の銘柄または発行体自身が、投資者および貯蓄保護の目的で規制の対象となっている場合で、かつ以下に該当する場合に限るものとする。
- － EU加盟国の中央・地域・地方当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EU連合もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合には連邦を構成する各メンバー、または一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関によって発行または保証されていること。
 - － 上記（a）、（b）または（c）に記載する規制された市場で取引されている証券を発行している事業体により発行されていること。
 - － 共同体法に定義される基準に従った慎重な監督に服している事業体、あるいはCSSFによって共同体法が規定する基準と少なくとも同等以上に厳格であるとみなされる慎重な規則に服し、かつ当該規則を遵守している事業体によって発行または保証されていること。
 - － CSSFによって承認されている分類に属するその他の機関によって発行されていること。ただし、当該金融商品への投資は、上記第一、第二および第三段落に規定するものと同様な投資者保護の対象となっており、当該発行体が、少なくとも10百万ユーロ（10,000,000ユーロ）以上の資本金および準備金を有し、指令78/660/EECに従って年次財務書類を作成し公表している企業である場合に限る。また、当該発行体は、一つ以上の上場企業を含む企業グループ内で、当該グループの資金調達を専業としている会社であるか、銀行の貸出枠から利益を得る証券化ビークルの資金調達を専業としている会社に限る。
- (6) (i) トラストは、当該購入によりトラストが発行体のいずれかの種類の証券の10%超を保有することになる場合、または当該購入の結果、管理会社が発行体の経営に対し重大な影響力を行使できるようになる場合、当該発行体の証券を購入してはならない。
- (ii) さらに、トラストは、以下を取得することはできない。
- － 同一発行体の債務証券の10%超

- － 同一投資信託／投資法人の受益証券／株式の25%超（ただし、合併に関する場合を除く。）
- － 同一発行体の短期金融商品の10%超
取得時点における当該短期金融商品または債務証券の総額または発行済証券の純発行額が算定できない場合には、かかる取得時点において、上記の段落に規定する制限を無視することができる。

(iii) 上記（i）および（ii）に規定する制限は、以下には適用されない。

- （a）EU加盟国もしくはその地方公共団体が発行もしくは保証する、または一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する、またはOECD加盟国が発行もしくは保証する譲渡性のある有価証券または短期金融商品。
- （b）EU非加盟国において設立された会社で当該国内に登録上の事務所を有する発行体の証券に主としてその資産を投資している会社の資本金について、トラストが所有する株式。ただし、当該国の法律により、トラストが当該国内の発行体の証券に投資するにはかかる所有による方法しかない場合に限り、また当該会社はその投資方針について、2010年法第43条、第46条ならびに第48条（1）および（2）で規定される制限を遵守するものでなければならない。
- （c）投資会社が保有する子会社の株式。ただし、当該子会社の唯一の事業が、専属的に当該投資会社のために受益者の買戻請求に基づく受益証券の買戻しに関連して、当該子会社の所在国における投資運用業務、投資助言業務または販売促進業務である場合に限る。

（7）トラストは、他の発行体の証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。ただし、組入証券の処分に関し、トラストが適用ある証券法に基づき引受人であると見做される場合はこの限りではない。

（8）トラストは他のオープン・エンド型の投資信託／投資法人の受益証券／株式を購入することはできない。ただし、以下を遵守する場合はこの限りではない。

- － トラストは、UCITS指令の下で譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人の資格を有する投資信託／投資法人および／またはEU加盟国で設定されているか否かにかかわらず、UCITS指令の第1（2）条の第一および第二段落の意味における投資信託／投資法人に投資することができる。ただし、
- － 当該投資信託／投資法人は、共同体の法律に規定するものと同等とみなされる監督に服し、かつ監督当局間の協力が十分に確保される旨を規定する法律の下で承認されるものでなければならない。
- － 当該投資信託／投資法人の受益者／株主保護の水準は、EU加盟国で登録されている譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託／投資法人の受益者／株主保護の水準と同等でなければならない。特に、資産の分離、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある有価証券および短期金融商品のカバーされていない売却に関する規則が、UCITS指令の要件と同等でなければならない。
- － 当該投資信託／投資法人の事業は、報告期間における資産および負債ならびに収益および運営について評価が可能となるように半期報告書および年次報告書において報告されなければならない。
- － 買収が計画されている当該投資信託／投資法人については、当該投資信託／投資法人の設立文書に従って、合計でその資産の10%を超えて他の投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資することはできないものとする。

ただし、トラストは、ポートフォリオの純資産の10%を超えて、上記の投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資することはできない。

トラストが、直接または委託により、管理会社によって管理されているか、または管理会社と共通の管理もしくは支配で結ばれている会社または管理会社と直接もしくは間接の実質的所有の関係がある会社によって管理されている、譲渡性のある有価証券を投資対象とするその他の投資信託／投資法人の受益証券／株式および／またはその他の投資信託／投資法人の受益証券／株式に投資する場合、管理会社またはその他の会社は、かかる他の投資信託／投資法人の受益証券／株式の取得または処分に関連して申込手数料または買戻手数料を請求することはできない。

- (9) トラストは以下の制限が遵守されない限り、証券または短期金融商品に関するオプション取引を行うことはできない。
- (i) コール・オプションおよびプット・オプションの各買付ならびにコール・オプションの売付は、その行使の結果前記のいずれの制限にも違反しない場合に限定される。
 - (ii) トラストによるプット・オプションの売付は、当該プット・オプションに基づきトラストが取得する証券の行使価格総額をカバーするための流動資産が当該プット・オプションの行使期限まで引当てられる場合に限る。
 - (iii) コール・オプションの売付は、当該売付が空売りとならない場合に限り行う。かかる場合、トラストは、トラストが売付けたコール・オプションの行使期限まで当該コール・オプションの裏づけとなる証券を当該ポートフォリオ中に保持する。ただし、トラストが下記の場合に下降局面の市場において当該証券を処分する場合はこの限りではない。
 - (a) トラストがいつでも当該ポジションを回復できる十分な流動性が市場にある場合
 - (b) 当該売付オプションに基づき支払われる行使価格の総額が当該各ポートフォリオの純資産の25%を超えない場合
 - (c) 証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されていないオプションの買付または売付は行われない。ただし、その取得直後において、トラストが保有する全オプションの購入価格（払込プレミアム）の総額は当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えないものとする。
- (10) トラストは為替リスクのヘッジ目的のため、為替先渡契約もしくは通貨先物を保有するかまたは通貨オプションを取得することができるが、トラストが当該通貨建てで当該各ポートフォリオ中に保有する証券およびその他の資産の総額を超えない金額とする。ただし、トラストは、当該費用がトラストにとってより有利である場合には、（同一の相手方を介して締結される）クロス取引を通じて当該通貨の買付または同一制限内での通貨スワップ取引を行うことができる。為替取引は、トラストが高格付の金融機関と為替先渡契約またはスワップ契約を結んでいる場合を除き、証券取引所に上場されているかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。
- (11) トラストは以下の場合を除き指数オプションの取引を行うことはできない。
- (i) トラストは、ポートフォリオの組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的として、当該ポートフォリオのために株価指数に関するコール・オプションの売付または株価指数に関するプット・オプションの買付を行うことができる。かかる場合、当該株価指数オプションの裏付けとなる証券の価額は、同一目的のために締結された金融先物契約の約定残高と合算して、当該ポートフォリオの資産のヘッジ対象部分の総額を超えないものとする。
 - (ii) トラストは、組入証券の効率的な運用を目的として、主に、ポートフォリオの資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行うために、または市場におけるある産業部門の重要な上昇を予測してもしくはかかる上昇に対して、株価指数に関するコール・オプションを取得することができる。ただし、当該各株価指数オプションの裏付けとなる証券の価額が、当該ポートフォリオ内の非拘束性の現預金、短期債務証券・証書、または事前に決定された価格で処分される証券によってカバーされている場合に限る。

かかる株価指数先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、トラストは金融商品のOTCオプションの売買を行うことができる。ただ

し、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要条件を備えた上場オプションがない場合に限るものとし、また当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者とする場合に限るものとする。さらに、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価（払込プレミアム）の総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(12) トラストは以下の場合を除き、金利先物契約の締結、金利オプション取引または金利スワップ取引を行うことはできない。

- (i) トラストは、ポートフォリオの資産の価格変動リスクをヘッジすることを目的として、金利先物の売付、金利に関するコール・オプションの売付もしくはプット・オプションの買付または金利スワップ取引を行うことができる。かかる契約またはオプションは、当該ポートフォリオ資産の表示通貨または当該通貨と同様に変動することが予想される通貨で行われ、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならない。ただし、金利スワップ取引は高格付の金融機関との相対取引により行うことができる。
- (ii) トラストは、組入証券の効率的な運用を目的として、主に、ポートフォリオの資産の短期または長期市場間での投資配分の変更を円滑に行うために、または市場におけるある産業部門の重要な上昇を予測してもしくはかかる上昇に対して、または短期投資証券を長期投資に変更するために、金利先物買付契約を締結するかまたは金利先物のコール・オプションを取得することができる。ただし、常に、当該先物契約の額と同一目的で同一ポートフォリオのために取得した金利先物コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計額をカバーする充分な額の非拘束性の現預金、短期債務証券・証書または事前に決定された価格で処分される証券が存在する場合に限る。

かかる金利先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、トラストは金融商品のOTCオプションの売買を行うことができる。ただし、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要な条件を備えた上場オプションがない場合に限るものとし、また当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者とする場合に限るものとする。さらに、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価（払込プレミアム）の総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(13) トラストは以下の場合を除き、株価指数先物の取引を行うことはできない。

- (i) トラストは、ポートフォリオの資産の価格変動リスクをヘッジすることを目的として、当該ポートフォリオの資産中の該当部分の価格変動に相当するリスクの額を超えない額の株価指数先物売付契約を当該ポートフォリオのために保持することができる。
- (ii) トラストは、組入証券の効率的な運用を目的として、ポートフォリオの資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行うために、または市場におけるある産業部門の重要な上昇を予測してもしくはかかる上昇に対して、株価指数先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物契約の額と同一目的で取得した株価指数コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計額をカバーする充分な額の、当該ポートフォリオが保有する非拘束性の現預金および短期債務証券・証書または事前に決定された価格で当該ポートフォリオによって処分される証券が存在する場合に限る。

上記に加え、かかる株価指数先物はすべて証券取引所に上場されているかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。

(14) トラストが投資証券の貸付けを行う場合、高格付の金融機関による銀行保証書またはOECD加盟国政府の発行した現金もしくは証券に関する抵当証書の形態による適切な保証の受領と引換えに行わなければならない。証券貸借は、公認の決済機関またはこの種の取引を専門とする高格付の金

融機関を通じて行い、各ポートフォリオの証券価額の二分の一を超えてはならず、また期間は30日を超えてはならない。

- (15) トラストは不動産を購入してはならない。ただし、トラストは、不動産に投資する企業または不動産を所有する企業に投資することができる。
- (16) トラストは、商品、商品契約または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には貴金属も含まれる。ただし、トラストは、商品により担保されている証券、および商品に投資するまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。またトラストは、商品指数に係るデリバティブ取引を行うことができるが、当該金融指数は、2010年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公勅令の第9条ならびにUCITSの投資適格資産に関する欧州証券規制委員会（CESR）のガイドラインについての2008年2月19日付CSSF告示08/339に定められる基準に従っているものでなければならない。
- (17) トラストは、証券を信用で購入しない（ただし、トラストは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる）。また、証券の空売りを行わずまたはショートポジションを保持しない。ただし、トラストは、先物契約および先渡契約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初・継続証拠金を預託することができる。
- (18) トラストは、投資ポジションのリスクおよびそれらが各ポートフォリオのリスク・プロファイル全体に寄与する割合をトラストがいつでも監視および算定できるリスク管理プロセスを採用しなければならない。また、トラストは、OTCデリバティブ商品の価値の正確かつ独立の評価のためのプロセスを採用しなければならない。

いかなる状況においても、かかる運用によって、トラストが、当該ポートフォリオについて規定する投資目的から逸脱することになってはならない。

トラストは、各ポートフォリオのデリバティブ商品に係る全世界でのエクスポージャーの総額が、当該組入証券の純合計価額を超えないことを確保するものとする。

当該エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場の動きおよびポジションの精算に使える時間を考慮して算定される。これは、以下の段落にも適用されるものとする。

トラストは、金融デリバティブ商品に投資できるが、原資産に対するエクスポージャーの総額は、上記（4）の投資制限の合計を超えないものとする。トラストが指数に基づく金融デリバティブ商品に投資する場合は、当該投資は、上記（4）の投資制限に合算することを要しない。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれる場合には、かかるデリバティブは、上記（18）の投資制限の要件を満たしている場合に考慮されなければならない。

- (19) トラストは、規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（同等の現金決済商品を含む）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下を条件とする。
- 原資産は、2010年法第41（1）条記載の有価証券、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨で構成されており、当該ポートフォリオがその投資目的に従ってそれらに投資できること。
 - OTCデリバティブ取引の取引相手方は、慎重な監督に服している、ルクセンブルグの監督官庁によって承認された種類に属する機関であること。
 - OTCデリバティブは、信頼できかつ立証可能な日々の評価が行われ、いつでも、公正価値で、ファンドの意思に基づき、反対取引により売却、清算または終了できること。

トラストは、特定のポートフォリオについてルクセンブルグ版目論見書に別段の規定がある場合を除き、金融デリバティブ商品に投資することができる。

ポートフォリオが金融デリバティブ商品に投資できる場合には、利用される金融デリバティブ商品が当該ポートフォリオの投資方針に記載されるものとする。

(20) ファンドは、トラストの一または複数のポートフォリオ（以下「対象ポートフォリオ」という。）が発行予定のまたは発行した有価証券の購入申込み、取得および／または保有を行うことができる。ただし、以下を条件とする。

- － 対象ポートフォリオが逆方向で当該ファンドに投資しないこと、
- － 取得予定の対象ポートフォリオが他のファンドの受益証券に投資する資産の割合が10%を超えないこと、
- － いかなる場合においても、ファンドがこれらの有価証券を保有している限り、2010年法において義務付けられる最低純資産額を検証するためのトラストの純資産の計算に当該有価証券の価値を考慮しないこと、および
- － ファンドと対象ポートフォリオの間で、管理報酬／申込手数料または買戻手数料の二重徴収がないこと。

マスター・フィーダー構造 上記にかかわらず、2010年法および各規制に規定される条件に従い、ファンドは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のファンドのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったり、またはフィーダー・ファンドの受益証券／投資証券を保有したりしてはならない。この場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券／投資証券に投資するものとする。

フィーダーは、その資産の15%を超えて、以下の一または複数のものに投資することができない。

(a) 2010年法第41条第2項第2段落に基づく補助的な流動資産

(b) 2010年法第41条第1項g)ならびに第42条第2項および第3項に基づくヘッジ目的のためにのみ利用可能な金融デリバティブ商品

フィーダーとしての資格を有するファンドがマスターの受益証券／投資証券に投資する場合、マスターは、かかるポートフォリオによるマスターの受益証券／投資証券への投資を理由として、申込手数料または買戻手数料を請求してはならない。

ファンドがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券／投資証券への投資を理由に支払うすべての報酬および費用の償還ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料総額に関する記載が、英文目論見書の当該ポートフォリオに関連する項目において開示されるものとする。

投資制限に関する注記

管理会社は、トラストの資産の一部である譲渡性のある有価証券または短期金融商品に付随する新株引受権の行使の際、上記の投資制限比率の遵守を要しない。

その後のトラストの資産の価値の変動を理由として、または新株引受権の行使の結果として、上記の投資制限比率が遵守されない場合、証券の売却に当っては受益者の利益に留意しつつ、当該事態の是正が優先される。

管理会社は、トラストの受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しないその他の投資制限を随時課することができる。

特定のポートフォリオについて別段の規定がある場合を除き、トラストは、UCITS指令に定められる投資制限を超えない限りにおいては、その範囲内で上記の投資制限から逸脱することができる。

台湾で登録されているポートフォリオに課される投資制限

台湾証券先物局に登録されているポートフォリオについては、上記投資制限に加えて、以下の制限が適用される。デリバティブに係る相殺されないショート・ポジションの総持高は、当該ポートフォリオが保有する関連証券の時価総額を超えないものとし、デリバティブに係る相殺されないロング・ポジションの総持高は、かかる40%の上限免除について、台湾証券先物取引局（証券期貨局）から免除の承

認が得られない限り、当該ポートフォリオの純資産総額（台湾証券先物取引局（証券期貨局）が適用する解釈に従って決定される。）の40%を超えないものとする。

加えて、中華人民共和国（以下「中国」といい、本書の目的上、香港、マカオおよび台湾を除く。）に関連する投資については、以下の制限が適用される。中国の証券市場において発行された証券へのポートフォリオによる直接的投資は、上場証券および中国銀行間債券取引市場で取引される証券に限定され、かかる40%の上限拡大適用について、台湾証券先物取引局（証券期貨局）から拡大適用の承認が得られない限り、当該投資の合計額は当該ポートフォリオの純資産総額の20%を超えることは許されない。

韓国で登録されているポートフォリオに課される投資制限

韓国金融委員会に登録されているポートフォリオについては、その純資産の40%を超えて韓国ウォン建の資産に投資することはできない。

香港への投資に関する投資制限

香港証券先物委員会によって承認されたポートフォリオについては、別途ポートフォリオの投資目的および投資方針に特別に明記されていない限り、英文目論見書に記載されている投資制限に加え、以下を適用するものとする。香港証券先物委員会が定義する損失吸収製品（偶発転換証券を含むが、これに限定されない。）に対するポートフォリオのエクスポージャーは、純資産の30%未満とする。

環境、社会およびガバナンス統合方針

環境、社会およびガバナンス（ESG）に関する考察は、A Bスチュワードシップ・アプローチを通じ、投資顧問会社の調査および投資プロセスに統合されている。投資顧問会社のリサーチ・アナリストは、担当している特定の産業および対象となる会社や発行体の専門家である。独自のリサーチ、第三者による調査、および投資顧問会社のリサーチ協力プラットフォームに組み込まれた他の情報源からの所見を利用して、会社および発行体のESG慣行を分析し、会社ごとまたは発行体ごとに潜在的に重要なESG要因を特定している。ESGに関する考察は、投資顧問会社の調査および投資プロセスに組み込まれ、かつ、投資決定を行うためのいくつかの考慮事項のうちの1つである。発行体または会社の証券にマイナスの影響を与え得るものを含むすべてのESG要因を考慮した後も、投資顧問会社は、当該証券を依然として購入し、および／または、それをファンド内に保有することができる。ESGの考慮事項は、すべての種類の金融商品や投資対象に適用されない可能性がある。また、アナリストは、投資顧問会社の投資先または投資を予定している会社および発行体を監視し、関与することがある。A Bスチュワードシップ・アプローチにかかる更なる情報は、管理会社のウェブサイトの「the responsible investment section」にて参照可能である。

論争となっている武器に関する方針

管理会社は、対人地雷、クラスター弾および／または劣化ウラン弾、生物兵器、化学兵器および／または焼夷兵器の生産に関与しているか否かについて世界の会社を選別する体制をとっている。かかる生産の関与があることが確認された場合には、管理会社は、その方針として、当該会社によって発行された証券にトラストが投資することを認めない。

日本証券業協会の規則により課される投資制限

管理会社が運用するすべての投資信託の全体において、一発行会社の議決権の総数の50%を超えて保有することになる場合には、かかる取得は行わない。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

ファンドの投資は、株式投資に附随するより高いリスクにさらされている。一般的に、組入れた株式の価値は、個々の企業の活動および業績に反応して、または予測が困難な一般的な市場・経済・政治および自然の条件を理由として、（時に劇的に）変動することがある。これらの要因には、急激なもしくは持続的な市場の下落の可能性および個々の企業に附随するリスクが含まれる。歴史的に、株式は、その他の投資対象に比べて、より大きな長期的リターンを提供すると同時に、より大きな短期的リスクを伴ってきた。

ファンドは、主として、アジア地域（日本を除く）に所在する発行体の有価証券に投資するので、劇的な拡張と収縮を繰り返してきている当該地域の様々な証券市場におけるボラティリティや当該地域の一般的な経済的・政治的状况から直接影響を受ける。

ファンドは、市場、金利および通貨の変動の影響を受け、また証券投資に附随するその他のリスクにもさらされている。従って、投資目的が達成され、または投資された元本が維持され、または元本の値上り益が発生する保証はない。投資結果は、実質的に毎月、毎四半期または毎年変動する。ファンドへの投資は、完全な投資プログラムを反映するものではない。

ファンドは、金融デリバティブ商品を利用することを意図している。前記「2 投資方針、（5）投資制限」の（9）から（13）については適用されない。

以下は、ファンドの主要リスクの概要である。ただし、以下は、ファンド証券の取得および保有に付随するリスクの完全な説明ではない。ファンドは、随時、下記以外のリスクに一定程度さらされる可能性がある。

① 一般的リスク

カントリー・リスクー一般

ファンドは、様々な国および地域の発行体の証券に投資することができる。各国の経済は、国内総生産もしくは国民総生産の伸び率、インフレ率、資本再投資、資源の自給率および国際収支の状態等に関して、相互に異なり、国によって有利であったり、不利であったりする可能性がある。インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主代理に関する要件および情報の適時開示等の事項について一般的に発行体に課される規制の程度も様々である。発行体の報告・会計・監査基準は、重要な点において各国毎に異なり（時には著しく異なり）、証券または他の資産への投資者に提供される情報が、国によってはより少ない場合がある。国有化、収用もしくは没収的な税制、通貨ブロック、政変、政府の規制、政情不安もしくは社会不安または外交上の展開が、一国の経済または当該国に対するファンドの投資に悪影響を与え得る。ファンドは、収用、国有化または他の没収の場合、当該国におけるその投資の全額を失う可能性がある。さらに、事業組織、破産および債務超過についての各国の法律は、ファンドのような証券所有者に対し、限られた保護しか提供しない場合がある。

基本的に一カ国の発行体の証券にのみ投資するポートフォリオは、地域的に分散化された投資を行うポートフォリオよりも、当該国の市場、政治および経済上のリスクにさらされる度合いが大きい。複数国の発行体の証券にのみ投資するポートフォリオは、1カ国のリスクにさらされる度合いは小さいが、より多くの国のリスクにさらされることになる。

ファンドは、多くの異なるブローカーおよびディーラーと様々な市場で証券を取引することができる。ブローカーまたはディーラーの不履行が発生した場合、当該ブローカーまたはディーラーに対する規制によっては、当該ブローカーまたはディーラーに預託されたファンドの全資産を失う結果になる可能性がある。さらに、一部の国では、ブローカー手数料が他国に比べて高い場合があり、また、一部の国では、証券市場が他国に比べて流動性が低く、変動性が高く、政府の監督が緩やかである場合もある。

多くの国の証券市場も比較的小規模で、時価総額および取引量の大部分は、少数の産業を代表する限定的な数の企業によって占められている。その結果、かかる国の企業の株式に投資されるポートフォリオは、証券市場の規模が相対的に大きい国の企業の株式にのみ投資されるポートフォリオより大きな価格変動性および大幅に低い流動性を経験する可能性がある。これらの比較的小規模な市場では、一般的に市場に影響を与える不利な出来事、および証券の大量取引を行う大口投資家によって、通常の上回る影響を受ける可能性がある。証券の決済は、場合によって、遅滞や関連する管理上の不確実性の影響を受ける可能性がある。

国によっては、外国人による投資について政府の事前承認を義務付けている場合がある。また、外国人による投資に対して、発行体の発行済証券の特定比率を限度とする制限を設けたり、内国人が購入できる企業の証券より不利な条件（価格を含む。）を有する特定クラスの証券に限定する場合もある。これらの制限または規制により、しばしば、一定の証券に対する投資が制限または妨げられたり、ファンドの費用を増加させる可能性がある。さらに、投資収益、資金、証券の売却手取金の一定の国から本国への送金が規則に基づいて管理されている場合がある（政府への事前通知または政府の事前承認が必要な場合もある）。国際収支が悪化した場合には、国が、外国への資金の送金に一時的制限を課す場合がある。送金に関して要求される政府の承認の遅れ、承認の拒絶、また投資に対するその他の制限の適用は、ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。市場によっては、投資に際して、ファンドが特別の手続きを要求される場合があり、その場合にファンドに追加的費用が発生する可能性がある。これらの要因は、いずれの国においても、ファンドの投資の流動性に影響を与える可能性があり、投資顧問会社は、ファンドの投資に及ぼすこれらの要因の影響を監視する。

サイバーセキュリティリスク

ファンドの事業の一部として、管理会社および投資顧問会社は、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報を含む大量の電子情報を処理し、蓄積し、送信する。同様に、ファンドのサービス・プロバイダーも、当該情報を処理し、蓄積し、送信する場合がある。管理会社および投資顧問会社は、当該情報の保護ならびにデータ喪失およびセキュリティ侵害の防止のために合理的に設計されていると考える手続きおよびシステムを整備している。しかしながら、かかる措置は絶対的なセキュリティを提供することはできない。未承認のデータアクセスを得るために利用される技術、ディセーブル・サービス／デグレード・サービス、または妨害システムは頻繁に変化し、長期間について発見することは困難である可能性がある。第三者から取得したハードウェアまたはソフトウェアには、設計上または製造上の欠陥またはその他情報セキュリティを危殆化させる想定外の問題を孕んでいる可能性がある。第三者から管理会社および投資顧問会社に提供されたネットワーク接続サービスは、危殆化しやすい可能性があり、管理会社または投資顧問会社のネットワーク侵害につながる可能性がある。システム、ファシリティおよびオンラインサービスは、従業員のエラーもしくは不正行為、政府の調査またはその他セキュリティ上の脅威の影響を受けやすい可能性がある。管理会社および投資顧問会社の情報システムの侵害の結果、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、不正にアクセス、使用、開示される可能性がある。

管理会社、投資顧問会社およびファンドのサービス・プロバイダーも、同様の電子情報セキュリティ上の脅威にさらされている。サービス・プロバイダーが適切なデータセキュリティ方針を採用し、それを着実に履行できない場合やそのネットワークへの侵害が発生した場合には、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、不正にアクセス、使用、開示される可能性がある。

ファンドの専有情報の喪失または不正なアクセス・使用・開示の結果として、ファンドは、財務上の損失、事業の中断、第三者に対する負債、規制当局の介入、悪評等を被る可能性がある。上記のいずれの事象も、ファンドならびに受益者のファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

流動性リスク

ファンドの証券またはポジションは、希望する時点または価格で評価し、または売却することが困難となるおそれがあるため、当該ファンドの買戻請求に応じる能力に影響を及ぼす可能性がある。

概要

流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生する可能性がある。

一部の証券（とりわけ投資適格未満の債務証券、小型株、新興市場の発行体の証券、144Aにより発行される証券および少額発行に相当する証券）は流動性が低く、頻繁には取引されないまたは比較的小規模の市場もしくは決済期間が長い市場で取引される。

売却が困難な証券は、流動性のより高い証券の売却よりも多くの時間および多額の費用（仲介手数料およびその他の取引費用を含む。）を必要とすることが多い。

流動性リスクは、とりわけ、経済、市場もしくは政治に関する事象、投資者の認識の悪化、または特定の発行体、業種もしくは投資区分の市場への前触れがない可能性がある急激な変化等の極端な市況において増大する可能性がある。

流動性リスクおよび特定の資産クラスへの影響は、市場、取引および商品が発展していくにつれて、長期的かつ予想外に変化することがある。

ファンドへの影響

極端な市況では、とりわけ自発的な買い手が不足することにより、ファンドがそのポジションもしくは保有資産を換価することが不可能となるか、またはかかる換価に多額の経費がかかる場合がある。結果として、当該ファンドは、廉価での換価を余儀なくされるか、または投資対象を売却することが全くできなくなる可能性がある。

証券を売却することができない場合には、ファンドの価額が悪影響を受けるか、または当該ファンドが新たな投資機会を活用することができなくなる可能性がある。

流動性リスクは、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および／または、収益を分配する能力にも影響を及ぼすことがある。

大量の買戻請求が流動性リスクを招く場合もある。大量の買戻請求に応じるためには、ファンドは、通常、最も流動性の高い証券をまず売却しなければならなくなるか、または割安と考えられる価格で流動性の低い証券を売却しなければならなくなる。

流動性リスク管理手法

流動性リスクを軽減するため、トラストは、以下のような様々な形でファンドの流動性管理の一助となる流動性リスク管理手法を導入している。

- ・ 買戻ゲート
- ・ スイング・プライシング
- ・ 買戻請求に応じるための一時的な借入れ
- ・ 特定の状況において買戻しを停止する能力

受益者は、かかる流動性リスク管理手法の導入が、特定の状況においては受益者の買戻権または受益者の保有する受益証券の買戻価格に影響を及ぼす場合があることに留意すべきである。

流動性リスク管理手法に関するさらなる情報については、後記「借入リスク」、「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、① 海外における買戻し手続等」および「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項を参照のこと。

市場リスク

多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って変動し、また下落する可能性がある。かかる要因の例としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 政治および経済に関するニュース
- ・ 政策
- ・ 技術および商慣行の変化
- ・ 人口動態、文化および人口の変化
- ・ 健康に対する危機（すなわち、世界的感染症および流行病）
- ・ 自然災害または人的災害
- ・ 天候および気候パターン
- ・ 科学的発見または調査上の発見
- ・ エネルギー、商品および天然資源の原価および入手可能性

上記の疾病または事象に対する公衆の不安および／または反応が、現在または将来においてトラストの投資対象および純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があり、市場のボラティリティの増大につながる場合がある。また、かかる疾病または事象の発生および存続は、特定の国または世界各国の経済および金融市場に悪影響を及ぼすことがある。市場リスクがもたらす影響は、即時的もしくは漸次的、短期的もしくは長期的、または局所的もしくは広域的なものとなる可能性がある。

為替リスク

ファンドの原投資は、ファンドの基準通貨建のみならず、それ以外の一つまたは複数の通貨建の場合がある。これは、かかる原投資の為替レートの変動が、ファンド証券の1口当たり純資産価格に重大な影響を与える可能性があることを意味する。特定の通貨建のポートフォリオは、当該通貨の価値が一または複数の他の通貨に関連して変動するというリスクにさらされている。通貨の価値に影響を与える要因には、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨の類似資産の相対的価値の差、長期的な投資機会および元本値上りの機会、および政治的展開等がある。ファンドは、基準通貨以外の通貨建のファンド資産の比率を限定されることはない。

投資顧問会社は、一もしくは複数の通貨、複数通貨に係る先物契約およびこれらのオプション、複数通貨に係る為替先渡契約、またはこれらの組合せに投資することにより、当該リスクを考慮し、当該リスクを減らすためのヘッジをすることができる。投資顧問会社は、かかる為替ヘッジ取引を行う義務は有せず、その単独の裁量により、かかる取引を行うことを選択することができる。かかる為替ヘッジ戦略が有効であるという保証はない。加えて、ファンドは、ファンドの投資目的および方針の一定の制限に従い、通貨オプションおよび先渡契約などの通貨関連デリバティブの利用を通じて通貨のロング／ショート・ポジションをとることにより積極的で投機的な投資機会を追求することができ

る。かかる通貨取引は相当の程度リスクを伴うものであり、為替取引が実行される市場は極めて変動性が高い。

加えて、ファンド証券は、海外において、複数の通貨建てで販売されているため、ファンドおよびファンド証券の保有者は、一定の追加的な為替リスクにさらされる。例えば、ユーロによる買付申込みで、特定の取引日に受諾されたが次の取引日まで保管受託銀行がユーロによる申込金額を受領しない場合には、ファンドは、米ドル／ユーロの交換レートが不利に変動するリスクにさらされる。さらに、ファンドは、ユーロによる買戻請求後、買戻しを請求した受益者にユーロ建ての買戻金額が支払われるまでの間に、ユーロとの関係で米ドルの価値が低下するというリスクにさらされる。

加えて、ファンド証券の1口当たり純資産価格は、ファンドの基準通貨以外の通貨でも表示されており、かかる価格は、ファンドの各評価基準時点における、当該取引通貨の直物為替レートから導かれる。従って、受益者が、ファンドの基準通貨以外の取引通貨で行ったファンド証券への投資に関して買戻しによって最終的に実現するトータル・リターンは、申込日から買戻日までの期間における当該取引通貨とファンドの基準通貨との間の為替レートの変動により直接的な影響を受け、それがプラスになる場合もあり、マイナスになる場合もある。申込金額および買戻金額について、ファンドの基準通貨と当該取引通貨との間の換算に係るすべての費用は、ファンドにより負担され、ファンド証券に帰属する。

海外における販売会社は、場合により、投資者にファンド証券の購入および買戻しについて取引通貨以外の通貨を使用できるよう為替取引手続の便宜をはかることができる。かかる取引は、トラスト外において、投資者自身のリスクと費用で行われる。かかる手続を利用する投資者は、申込金額の決済のタイミングに関連する為替リスクおよびトラストへの投資期間中の換算レートの変動に関連する為替リスクにさらされる。

借入リスク

ファンドは、銀行またはその他事業体から、私的取引により、一時的目的（受益証券の買戻しの目的を含む。）で、ファンドの総資産額の10%を超えない金額の借入れを行う場合がある。借入れは、ファンドが、組入証券の売却が不利となる時にそれを行うことなく上記の限定的活動の資金調達の機会を提供するものである。組入証券に係る投資収益・利益または組入証券の保持の結果としての取引費用の節約が借入れに係る支払い利息およびその他費用を超過する場合には、純利益または受益証券の1口当たり純資産価格は、借入れを行わなかった場合より増加することになる。他方、保持した組入証券に係る収益または利益（もし、あれば）が借入れに係る支払い利息およびその他費用をカバーできない場合には、純利益または受益証券の1口当たり純資産価格は、借入れを行わなかった場合より減少することになる。

組入証券の貸付け

ファンドは、組入証券の担保付貸付を行うことができる。他の信用の供与と同様、組入証券の貸付のリスクは、借主が経済的に破綻した場合に担保物に対する権利を失う可能性である。さらに、借主の債務不履行の場合、担保物を売却しても貸付証券の代替物を購入できる十分な額の手取金を得られないというリスクが伴う。ある特定の借主に対し証券の貸付を行うか否かを決定する際、投資顧問会社は、関連するすべての事実および状況（借主の信用度を含む。）を検討する。組入証券の貸付期間中、借主は、かかる証券からの収益を当該ファンドに支払うことがある。ファンドは、現金担保を短期金融商品に投資することによって、追加収益を取得することができ、または同等の担保を交付した借主から合意した金額の収益を受け取ることができる。ファンドは、所有者としての権利（議決権、新株引受権および配当、利息または分配に関する権利等）を行使するために貸付証券または同等の証券の登録上の所有権を取り戻す権利を有する。ファンドは、当該貸付に関連して合理的な仲介手数料、管理手数料、およびその他の手数料を支払うことがある。

元本からの分配によるリスク

クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）に関して、ファンドは、当該クラスに帰属する純収益の全額相当を分配する場合もあれば、当該純収益を超える金額を分配する場合もある。その結果、当該クラスに関する分配は、ファンドの元本から支払われる場合がある。かかる分配は、総収益（報酬・費用控除前）、実現・未実現利益および当該クラスに帰属する元本を原資とする場合がある。分配の原資が純収益（総収益から報酬・費用を控除した額）を超える場合、かかる分配は投資者の当初投資金額の一部払戻しに相当する可能性があるため、当該クラス受益証券の1口当たり純資産価格が下がる結果となり、資本累積額も減少する可能性があることに投資者は留意すべきである。元本からの分配は、国によっては所得として課税対象となる場合がある。クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）の分配方針については、前記「2. 投資方針、（4）分配方針」を参照のこと。

分配が行われる保証はない。分配利回りの高さは、必ずしもプラスのリターンまたは高リターンを示唆するものではない。

租税リスク

ファンドは、一定の組入証券に帰属する収益または実現キャピタル・ゲイン等について課税される場合がある。一定の場合、二重課税防止条約が存在し、かかる課税の影響を消去もしくは軽減できる可能性がある。二重課税防止条約が締結されていない場合もある。例えば、ファンドは、アメリカ合衆国の発行体の株式に投資することができる。アメリカ合衆国企業の株式についての配当は、一般的に、アメリカ合衆国において30%の税率による源泉税の対象となる。アメリカ合衆国の債務者の一定の債務証券について支払われた利息も同様に、アメリカ合衆国において30%の税率による源泉税の対象となる。ファンドが投資するアメリカ合衆国以外の証券（ADR、EDRおよびGDRを含む。）についての分配は、原証券の発行体の居住国によって源泉課税されることがある。一般的に、これらの税金は、源泉国とトラストの居住国との間の所得税条約の下で還付または減額の対象とはならない。ファンド証券の1口当たり純資産価格に悪影響を与えるような方法で、将来、適用税法およびその解釈が変更または改正されないという保証はない。

FATCAおよび一定の源泉税リスク

2010年に米国の2010年雇用促進対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法が制定された。同法は、一般的に米国域外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対し、「特定米国人」が直接的または間接的に保有している「金融口座」に関する情報を年次ベースで米国税務当局に提供することを要求するものであり、これを遵守しない場合には、一定の米国源泉の収益および総手取額に対して源泉徴収を行うものである。

米国への一定の実際の投資およびみなし投資に関連して行われる一定の支払（収益総額の支払を含む。）に課税される30%の米国源泉税を回避するために、トラストおよび／またはファンドは、一般的には米国内国歳入庁（以下「歳入庁」という。）に適時に登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。ルクセンブルグは、米国との間で、上記の源泉徴収・報告規則を実施するためのモデル1A政府間（相互）協定（以下「US IGA」という。）を締結した。トラストがUS IGAおよびその施行法を遵守する限りにおいて、投資顧問会社は、トラストに当該米国源泉税が課税されることはないと予想している。

トラストの非米国投資者は、一般的に、その直接的および間接的な米国人所有について確認する情報をトラスト（または一定の場合において非米国投資者による当該投資を仲介した販売会社、仲介機関またはその他事業体（以下、各々を「仲介機関」という。））に提供することが求められる。US IGAに基づき、トラストに提供された情報は、当該米国人所有が当該報告規則の下で適用除外となっている場合を除き、ルクセンブルグ財務大臣またはその受任者（以下「ルクセンブルグ財務相」という。）と共有される。ルクセンブルグ財務相は、報告を受けた当該情報を年次ベースで自動的に歳入庁に提供する。1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「IRC」という。）の第1471（d）（4）条の

意味における「外国金融機関」に当る非米国投資者は、一般的には歳入庁に適時に登録し、自身の一定の直接的および間接的な米国口座所有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。トラスト（または適用ある場合は仲介機関）に対して当該情報の提供を怠った非米国投資者または（場合により）登録して当該口座保有者の特定および当該口座保有者に関する情報の報告を行うことに合意することを怠った非米国投資者には、ファンドによる米国への実際の投資およびみなし投資に起因する支払に対するその持分について30%の源泉税が課税され得る。投資者が必要な情報を提供することを怠ったか、当該要求事項を遵守しなかったことで当該源泉税が課税されることになった場合、管理会社は当該投資者によってかかる源泉税が経済的に負担されることを確保するため、関係法令に従い当該投資者のファンド証券または買戻代金に関しいかなる措置もとることができるが、その場合、管理会社は、誠実に、かつ合理的な根拠に基づき行為するものとする。受益者は、自身のファンドへの投資に及ぼす上記規則の潜在的影響について、自身の税理士等に相談するべきである。

非米国受益者も、米国への情報報告義務ならびにファンド証券の買戻しに係る源泉税の適用除外を受けるためには、トラストに対し、ファンド証券の実質的所有およびかかる実質所有者の非米国資格について一定の証明を行わなければならない場合がある。

他の第三国の財務当局（以下「外国財務当局」という。）に対する類似の報告制度を導入する場合には、ルクセンブルグ政府によって、US IGAに類似するさらなる政府間協定（「追加IGA」という。）が締結される可能性がある。

ファンドへの投資（またはファンドへの投資の継続）によって、投資者は以下を承認したものとみなされる。

- (i) トラスト（またはその代理人もしくは仲介機関）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）を含むがこれらに限定されない）ならびに投資者の投資に関する一定の情報をルクセンブルグ財務相に開示しなければならない場合があること。
- (ii) ルクセンブルグ財務相は、上述のとおり、歳入庁およびその他の財務当局に対し情報を提供する場合があること。
- (iii) トラスト（またはその代理人もしくは仲介機関）は、歳入庁、ルクセンブルグ財務相およびその他の外国財務当局に登録を行う際に、またはかかる当局がトラスト（またはその代理人に直接）に追加照会を行った場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する場合があること。
- (iv) トラストまたは仲介機関は、投資者に対し、トラストまたは仲介機関がルクセンブルグ財務相に対し開示する義務のある追加の情報および／または書類を提供するよう求める場合があること。
- (v) 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、および／または適用ある要求事項を遵守しない場合、トラストは、あらゆる措置を講じる権利および／またはあらゆる治癒方法を遂行する権利を留保するものであること。それには、当該投資者のファンド証券または買戻代金に関して課された源泉徴収税が当該投資者によって経済的に負担されることを確保するための措置および当該投資者のファンド証券の強制的買戻しが含まれるが、これに限定されるものではないこと。
- (vi) かかる措置または治癒方法によって影響を受ける投資者には、FATCA、いずれかのUS IGAもしくはいずれかの追加IGA、または大本の関連法令規則を遵守するために、トラストによって、またはトラストのために講じられた措置または遂行された治癒方法の結果として負ったいかなる形態の損害または負債についてもトラスト（またはその代理人）に対してその賠償を請求する権利はないこと。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、発生した場合に、潜在的にまたは実際にファンドの投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況を意味する。持続可能性リスクは、それ自体のリスクを示すかまたはその他のリスクに影響を及ぼす可能性があり、市場リスク、オペレーション・リスク、流動性リスクまたはカウンターパーティ・リスクなどのリスクの大きな要因となることがある。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの評価は複雑であり、また、入手が困難であり、かつ、不完全であるか、推定によるものであるか、古いものであるか、または、それ以外の重要な点において不正確である環境、社会またはガバナンスに関するデータに基づくことがある。特定された場合であっても、これらのデータが正確に評価されるという保証はない。

持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、ファンドの純資産総額に影響が生じる。

② ポートフォリオ・リスク

投資戦略リスク

カントリー・リスクー新興市場

ファンドは、新興市場の発行体の証券に投資することが認められている。その場合、ファンドには、より発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するポートフォリオに比べて、大きな価格変動性および大幅に低い流動性が発生する可能性がある。新興市場の発行体の証券への投資は、より発展した市場における発行体の証券への投資に慣例的に附随するリスクに加えて重要なリスクを伴う。即ち、

- ① 取引量が僅少であるか存在しないため、結果としてより発展を遂げている資本市場における同等の発行体の証券に比べて当該証券が流動性に欠け、かつ価格変動の不安定さが増すこと、
- ② 国家政策の不確実性、社会、政治および経済との不安定さにより、資産収用、没収的な税制、高いインフレ率、好ましくない外交的展開等の可能性が増大すること、
- ③ 為替レートの変動の可能性、異なる法体系および為替管理、保管制限またはその他当該投資に適用ある法律もしくは制限の存在またはこれらが課される可能性があること、
- ④ 国家利益に敏感に反映するとみなされる発行体または産業への投資に対する制限等、ファンドの投資機会を制限するような国家政策がとられていること、ならびに
- ⑤ 個人や外国人の投資、および個人の財産を管理する法体系が欠けているか、またはまだ初期の発展段階にあること、等である。

新興市場の発行体への投資に関連するその他のリスクには、①証券の発行体に関して得られる公開情報が少ない。②決済慣行が、より発展した市場の決済慣行と異なっているため、遅滞につながったり、資産の損失または盗難に対してファンドを完全に保護できない可能性がある。③会社または産業の国有化や収用または没収的な税制の可能性。④外国税の賦課、などが含まれる。また、新興市場証券への投資にかかる費用は、為替費用、一定の新興市場における高額なブローカー手数料および外国の保管銀行での証券の維持費用などにより、一般的に高くなる。

新興市場における発行体には、先進国の市場での企業に課せられる会計、監査ならびに財政報告の基準および要件が課せられていない場合がある。一定の新興市場においては、報告基準に大きな差異がある場合がある。その結果、株価収益率等先進国の市場で使用されている伝統的な投資測定法を一定の新興市場には適用できないことがある。

リスクが存在する。投資者は、登録機関が常に有効な政府の監督に服していないロシア市場では、証券の決済および保管ならびに資産の登録に関連する特定リスクが存在することを認識すべきである。ロシアの証券は、保管受託銀行またはそのロシアにおける代理人にその現物が預託されない。従って、保管受託銀行もそのロシアにおける代理人も、現物証券の保管もしくは伝統的な意味での保管機能を遂行しているとみなすことはできない。保管受託銀行の責任の範囲は、自身の過失および故意の不履行ならびにロシアにおける代理人の過失および故意の不法行為のみに及ぶものであり、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。かかる損失の際には、トラストは、発行体および／またはその任命した登録機関に対して、自らの権利を主張・追求しなければならない。

中国コネクト

ファンドは、中国コネクト制度を通じて適格中国A株（以下「中国コネクト証券」という。）への直接投資または間接投資を行うことができる（中国コネクト証券と連動している金融商品およびその他の市場アクセス商品への投資を含む。）。中国コネクト制度とは、とりわけ香港証券取引所（SEHK）、上海証券取引所（SSE）、深圳証券取引所（SZSE）（以下、SSEとあわせて、それぞれ「中国コネクト市場」という。）、香港中央結算有限公司（HKSCC）および中国証券登記結算有限責任公司（チャイナクリア）が中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的として整備した証券の取引および清算の接続プログラムである。中国コネクト制度の下では、上海コネクト

および深圳コネクトは相互に独立して運営されるが、大要類似する規制上の枠組みに服し、SEHKは、秩序ある公正な市場を確保するために取引が停止される可能性がある。

中国コネクト制度は比較的新しいため、依然として十分に整備されておらず、中国コネクト制度および取引を規定している規則は変更される可能性があり、証券および商品の利用可能性は変動することがある。したがって、中国コネクト制度での取引には、流動性リスク、取引相手方リスクおよび最良執行リスクなどの追加のリスクがある。また、中国コネクト証券への投資に伴うファンドの様々な権利は未だ不明確であり、より発展した市場とは異なる可能性がある。

ファンドは、随時発令される適用ある規則および規制に従い、中国コネクト制度が提供する「ノースバウンド取引リンク」を通じて中国コネクト証券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクの下では、ファンドは、香港のブローカー、ならびに（上海コネクトの下での取引については）上海および（深圳コネクトの下での取引については）深圳においてそれぞれSEHKが設立した証券取引サービス会社を通じて、関連する中国コネクト市場それぞれに対して注文を回送することにより、当該関連する中国コネクト市場に上場されている中国コネクト証券を取引する注文を行う。

中国コネクト制度の下では、香港交易及結算所有限公司（HKEx）の完全所有子会社でもあるHKSCCが、香港市場の参加者および投資者が執行した取引の清算および決済ならびに預託サービス、名義人サービスおよびその他の関連サービスの提供につき責任を負う。HKSCCが運営する香港中央結算系統（CCASS）のブローカー口座および保管口座で保有される中国コネクト証券は、HKSCCまたはCCASSの債務不履行または破産の影響を受けやすい可能性がある。

ノースバウンド取引リンクでの取引の対象となる中国コネクト証券には、SSEおよびSZSEに上場されている特定の株式が含まれるが、変更される可能性があり、対象となるための様々な条件に服する。

中国コネクト証券の取引はすべてRMBで行われるが、RMBはファンドの基準通貨ではない場合がある。

中国コネクト制度での取引には、ノースバウンド取引リンクを通じた越境取引の最大純買付価額を制限する1日当たりの投資枠が設定されており、かかる投資枠は、変更され、買注文の利用可能性に影響を及ぼす可能性がある。

中国コネクト証券はチャイナクリアで保有される。HKSCCは、チャイナクリアの直接参加者であり、ノースバウンド取引リンクにより投資者が取得した中国コネクト証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設した名義人証券口座にHKSCCの名義で記録され、HKSCCがかかる中国コネクト証券の名義人保有者となり、かかる中国コネクト証券は、チャイナクリアに預託されて保有され、HKSCCの名義で、関連する中国コネクト市場の上場企業の株主名簿に登録される。

HKSCCは、関連するCCASSの清算参加者のCCASS株式口座にかかる中国コネクト証券に対する持分を記録する。HKSCCは、ファンドの保管者との間で直接的または間接的な保管の取決めを締結している清算参加者を代理してかかる証券の実質的権利を保有するかかる証券の法律上の所有者とみなされる。かかる中国コネクト証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設した名義人口座に記録され、ノースバウンドの投資者は、適用法に従ってかかる証券に対する権利および持分を保持する。

ノースバウンド取引リンクを通じて投資を行うファンドは、中国コネクト証券の最終的な所有者と認められる。ファンドは、名義人保有者であるHKSCCを通じて権利を行使し、中国コネクト証券について議決権を実際に支配する権利を保持することができる。名義人であるHKSCCは、HKSCCを通じて保有される中国コネクト証券に係る権原を保証せず、実質的所有者（当該ファンドなど）を代理して所有していることに伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。そのため、実質的所有者である、ノースバウンド取引リンクを通じて投資を行うファンドの正確な性質および権利は、完全には確定されておらず、さらなるリスクにさらされる。

ファンドがHKSCCのパフォーマンスまたは支払不能により生じた損失を被った場合、ファンドは、HKSCCに対し直接的な法的手段をとることはないが、これは、適用法ではHKSCCとファンドまたは預託機関の間に直接的な法的関係は認められないためである。チャイナクリアが債務不履行に陥った場

合、HKSCCの契約上の責任は、債権について参加者を支援することに限られる。失った資産を回復させようとするファンドの試みには、大幅な遅滞および多額の費用が伴うおそれがあり、成功しない場合がある。

革新的成長企業の株式を主とする中国コネクト証券の中にはチャイネクストで取引されるものがある。チャイネクストは、SZSEの多層資本市場の一部である。チャイネクストでの投資は、その他の市場で中国コネクト証券に投資するリスクとは異なるリスクを伴う可能性がある。

QFIスキーム

ファンドは、QFIスキームにより中国本土の証券に投資することができる。QFIスキームのライセンスによる投資には、特有のリスクが伴う。ファンドが関連する投資を実行する能力またはその投資目的および投資戦略を完全に遂行しもしくは追求する能力は、中国における適用ある法律、規則および規制（投資ならびに元本および利益の本国送金に関する制限を含む。）に服しており、それらは変更の可能性があり、その変更は遡及的な影響を与えうる。QFI資格の承認が取り消しもしくは解除またはその他無効となった場合、ファンドは、関連する証券の取引およびファンド資金の本国送金を禁止される可能性があり、また、主要オペレーターまたは主要関係者（QFIカストディアンもしくはブローカーを含む。）のいずれかが破産もしくは債務不履行に陥り、かつ／またはその義務（取引の実行もしくは決済または金銭もしくは証券の移動を含む。）を遂行する資格を喪失した場合、ファンドは多額の損失を被る可能性がある。

QFIスキームによる投資には、本国送金リスクおよび流動性リスクが伴うが、これは、市場が国家外為管理局（SAFE）および中国人民銀行（PBOC）の規制を受けるためであり、SAFEおよびPBOCは、投資顧問会社の支配の及ばない措置を講じることがある。関連するQFIに関する規制は、QFIによるオンショア投資およびオンショア資本管理に対する一定の規制上の制限を緩和すべく改正されたが（投資割当枠の制限撤廃および投資収益の本国送金プロセスの簡素化を含むが、これらに限定されない。）、実際にどの程度効果的に実施されるかについては不確実性がある。一方、改正されたQFIに関する規制により、いくつかある観点の中で特に情報開示に関してQFIに対する継続的な監督の強化もなされている。特に、QFIは、その対象となる顧客（QFIスキームにより中国本土の証券に投資するファンドなど）が中国の持分開示規則を遵守することを確保し、かつ、かかる対象となる顧客を代理して要求される開示を行うことを義務付けられている。また、中国証券监督管理委员会（CSRC）は、国内投資に関連するオフショアのヘッジ手段ポジションを報告するようQFIに要求することもある。報告される情報には、該当する場合、ファンドに関する情報が含まれることがある。

また、強制執行措置の性質および将来における規制の変更を予測することはできない。

投資顧問会社の子会社であるアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、QFI資格を取得している。

適格外国投資家

中国国内の証券市場に直接投資することを希望する外国機関投資家は、中国の現行の適格外国投資家（QFI）規則に基づきQFIになることを申請することができる。管理会社または関連会社（以下「QFI保有者」という。）は、中国本土の証券に投資するためにQFI資格を取得する。

QFI制度は、中国本土の当局（すなわち、CSRC、SAFEおよびPBOC）により公布される規則および規制に準拠する。当該規則および規制は、随時変更される可能性があり、以下を含む（ただし、これらに限られない。）。

- （i）2020年9月25日にCSRC、PBOCおよびSAFEにより共同で公布された2020年11月1日を効力発生日とする適格外国機関投資家および人民元適格外国機関投資家による国内証券および先物への投資の管理に関する措置（合格境外機構投資者和人民幣合格境外機構投資者境内證券期貨投資管理辦法）、
- （ii）2020年9月25日にCSRC、PBOCおよびSAFEにより共同で公布された2020年11月1日を効力発生日とする適格外国機関投資家および人民元適格外国機関投資家による国内証券および先物への投

資の管理に関する措置の実施に関する問題に関する規定（關於實施《合格境外機構投資者和人民幣合格境外機構投資者境內證券期貨投資管理辦法》有關問題的規定）、

(iii) 2020年5月7日にPBOCおよびSAFEにより公布された2020年6月6日を効力発生日とする外国機関投資家による証券および先物への投資の資金に関する規則（境外機構投資者境內證券期貨投資資金管理規定）、および

(iv) 関連当局により公布されるその他の適用ある規則。

組入回転率リスク

ファンドは、積極的な運用方針がとられる可能性があり、市況に反応して場合により組入証券の回転率が100%を超える可能性がある。組入証券の回転率が高くなると、仲介手数料等の費用が上昇し、それはファンドおよびその受益者の負担となる。また、高い組入証券の回転率により、重要な額の純短期的キャピタル・ゲインが実現される結果となる可能性があり、それが分配された場合、受益者が課税される可能性がある。

さらに、ファンド証券が購入可能な特定の国における投資者が要因となって、ファンドに比較的高い回転率が発生する場合がある。かかる行為は、ファンドの運用成績および長期的投資者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある。ファンド証券の過度の買付および買戻または転換（特に、多額のドル金額を伴う場合）に起因するボラティリティ（変動性）は、効率的なポートフォリオ運用を阻害する可能性がある。特に、ファンドが受益者に対する流動性を提供するために資産のうちどのくらいの割合で現金を保有すべきか予測できない場合には、ファンドは長期の投資戦略を実行することが困難となる可能性がある。また、ファンド証券の過度の買付および買戻または転換により、ファンドは、短期売買行為に対応して、現金持高を不利なほど多額に維持することを余儀なくされる可能性もある。さらに、ファンド証券の過度の買付および買戻または転換により、ファンドは、短期売買行為に対応する現金を調達するため、不利なタイミングで、組入証券を売却せざるを得ない場合もある。加えて、1名または複数の受益者が過度の買付および買戻または乗換行為を行う場合、ファンドが負担する費用は増加する可能性がある。例えば、短期売買行為のために投資有価証券を換金せざるを得ないファンドは、投資による利益を何ら達成することなく、売買手数料および租税の負担が増えることになる。同様に、短期売買行為に伴う資産水準および投資のボラティリティの結果として、ファンドが負担する管理費用は増加する可能性がある。

小型株リスク

ファンドは、時価総額が比較的小さい企業の証券に投資することができる。かかる時価総額が小さい企業の証券は、通常取引量が少ないこと、またそれらの企業には大きな事業リスクがあることの両方を理由に、より大きな、成熟した企業の証券より急激かつ突然の市場の変動にさらされる可能性がある。また、一定の新興市場国においては、少数の主要な投資者の行為によって大きな値動きとなる可能性がある。例えば、かかる市場に投資する投資信託のキャッシュ・フローの重要な増加または減少が、かかる国の株価、ひいてはファンド証券の価格、に重要な影響を与える可能性がある。

金融商品リスク

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを利用することができる。デリバティブは、その価値が原資産、参照レートまたは指数の価値に依拠し、またはこれらの価値を源泉とする金融上の契約である。投資顧問会社は、他のリスクを減じるために設計された戦略の一環としてデリバティブを時に利用する。しかし、一般的に、ファンドは、収益獲得、利回りの増加、組入証券のさらなる分散化のための直接的投資としてデリバティブを利用する場合がある。相手方当事者の信用リスクを含むその他のリスクに加えて、デリバティブには、価格の決定および評価が困難であるというリスク、およびデリバティブの価値の変動が関係する原資産、レートまたは指数と完全には連動しないというリスクが附随する。

ファンドの投資顧問会社等の経験豊かな投資運用業者によるデリバティブの賢明な活用は組入資産の効率的な運用を促進し、一定のリスクを軽減し、原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを増加させることができるが、デリバティブはまた、従来の投資手法に付随するリスクとは異なるリスク、また一定の場合にはかかるリスクより大きいリスクを伴う。

下記は、投資者がファンドに投資する前に了解しておくべき、デリバティブの活用に関する重要なリスク要素および問題点についての一般的な説明である。

- ・ 市場リスクーあらゆる投資に付随する一般的リスクで、特定の投資対象の価値の変動により、ファンドの利益を害するものである。
- ・ 運用リスクーデリバティブ商品は、株式および債券に関連するリスクとは異なる投資技術およびリスク分析を要する高度に専門的な投資手法である。デリバティブ取引の利用が功を奏するためには、投資顧問会社が価格の変動、金利または為替レートの変動を正確に予測できることを条件とする。価格、金利または為替レートが予測に反して変動した場合、ファンドは、当該取引の予想された利益を達成できないか、または損失が実現され、その結果、当該戦略を利用しなかった場合よりポジションが悪化する可能性がある。デリバティブの利用には、原証券のみならずデリバティブそれ自体についての理解が必要とされ、あらゆる可能性ある市況におけるデリバティブの実績を監視してもその恩恵を受けられない可能性がある。特に、デリバティブの利用およびその複雑性によって、実行された取引を監視するための適切な管理体制の維持、デリバティブによりファンドが追加的にさらされるリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの変動の正確な予測能力が要求される。
- ・ 信用リスクーデリバティブ契約の要項を遵守するために、デリバティブの別の当事者（通常、「取引相手方」という。）の不履行の結果としてファンドが損失を蒙ることがあるというリスクである。上場デリバティブの信用リスクは、デリバティブの発行体または取引相手方である決済機関が履行を保証するため、非上場デリバティブに比べて一般的に小さい。かかる保証制度は、信用リスク全般を減じる目的で決済機関が運用している日払いシステム（即ち、証拠金要件）により支えられている。非上場デリバティブについて、同様の決済機関による保証は存在しない。従って、投資顧問会社は、潜在的な信用リスクを検討する際、非上場デリバティブの各取引相手方の信用度を考察する。
- ・ 流動性リスクー特定の金融商品の売買が困難である場合に、流動性リスクが存在する。デリバティブ取引の規模が特に大きい場合または関連する市場が（多くの非上場デリバティブの場合の様に）流動性を欠く場合、有利な価格で取引を開始し、または持高を現金化することが不可能な場合がある。
- ・ レバレッジ・リスクーワラント、オプションおよび多くのデリバティブは（利用される限度において）レバレッジの構成要素となるため、裏付けとなる資産、金利または指数の価値またはレベルの不利な変動の結果、ワラント、オプションまたはデリバティブそれ自体に投資された金額を実質的に上回る損失が生じる可能性がある。スワップの場合、当事者が初期投資を行っていない場合でも、損失リスクは、一般に、名目上の元本に対応する。一定のデリバティブは、初期投資の規模に関わりなく、無制限の損失を発生させる可能性がある。
- ・ その他のリスクーデリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブのプライシングの誤りまたは不適切な評価、ならびにデリバティブがその裏付けとなる資産、金利および指数と完全に相関しないというリスクが含まれる。多くのデリバティブ、特に非上場デリバティブは複雑であり、しばしば主観的に評価される。不適切な評価により、相手方当事者に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値の損失につながる可能性がある。デリバティブは、追求すべき資産、金利または指数の価値と、必ずしも完全にまたは高度に相関し、連動するものではない。結果として、ファンドによるデリバティブの利用は、常に、ファンドの投資目的を推進するための有効な手段となるものではなく、時にはそれを妨げる可能性がある。

証券貸借のリスク

ファンドが証券を貸し付ける場合、ファンドは、借り手に関する取引相手方リスクおよび取引相手方からの担保では発生したすべての経費および債務を賄うには不十分であることが判明するリスクを負う。

OTCデリバティブのカウンターパーティーリスク

上記の一般的なデリバティブのリスクに加えて、OTCデリバティブ市場における取引には、以下の特定リスクが付随する。

・規制の欠如、取引相手方の債務不履行

一般的に、OTC市場（一般的に、通貨、先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引される）での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかである。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護（取引所決済機関の履行保証など）の多くがOTC取引に関しては適用されない。従って、OTC取引を行うポートフォリオは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよび当該ポートフォリオが損失を被るというリスクにさらされる。ポートフォリオは、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行うものとし、一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。ただし、トラストが取引相手方の信用リスクの軽減を図るために如何なる措置をとろうとも、取引相手方が債務不履行に陥らず、トラストが結果的に損失を蒙ることにならないという保証はない。

・流動性、履行の義務

ファンドが取引を実行する取引相手方は、時に、一定の金融商品のマーケット・メークまたは気配値を停止する場合がある。かかる場合、トラストは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに係る希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、運用成績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、取引所で取引される金融商品とは対照的に、通貨に係る先渡・直物・オプション契約では、投資顧問会社が、同等取引または反対取引を通じてファンドの債務を相殺できる可能性はない。この理由により、トラストは、先渡、直物またはオプション契約を締結するに当たっては、契約上の義務の履行を要求される可能性があり、また契約上の義務を履行できなければならない。

・相手方との取引関係の必要性

上記のとおり、OTC市場の参加者は、一般的には、取引相手方が証拠金、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない限り、十分に高い信用力を有すると判断する取引相手方とのみ取引を行う。トラストおよび投資顧問会社は、店頭市場またはその他の相対市場（適宜、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびその他のスワップ市場を含む）でトラストが取引を実行することを可能にする複数の取引相手方との事業関係を構築できるものと考えているが、それを実現できる保証はない。かかる関係を構築または維持できないことは、潜在的にトラストの取引相手方信用リスクを増大させ、トラストのオペレーションを制限し、トラストに当該先物市場での投資オペレーションを終了させるかまたは当該先物市場での当該オペレーションの重要部分を終了させることを余儀なくさせる可能性がある。さらに、トラストがかかる関係を構築することを予定する取引相手方には、トラストに提供された与信枠を維持する義務はなく、当該取引相手方は、その裁量により当該与信枠の引下げまたは終了を決定する場合がある。

株式リスク

ファンドが投資する原株式の価値は、個々の企業の活動および業績に反応して、または一般的な市場および経済状況ならびに為替レートの変動を理由として、（時に劇的に）変動することがある。

ファンドの投資証券の価値は、短期または長期にわたって減少する可能性がある。

偶発転換社債（CoCo債）リスク

CoCo債は、比較的に検証されておらず、その収益の支払は取り消されるかまたは停止される可能性があり、株式と比べて損失の影響を受けやすく、期間延長リスクおよび流動性リスクを伴い、ボラティリティが高くなる可能性がある。

CoCo債は、資金調達の効率的な手段として主に世界の金融機関により発行される偶発債券の一種である。CoCo債は、変動利付きの永久債であるその他Tier 1債券として発行され（AT1 CoCo債）、または、法定償還日のある固定利付きのTier 2債券として発行される（T2 CoCo債）。CoCo債は、通常は劣後し、通常の状態においては債務証券のように反応するが、特定のトリガー事由が発生した場合は、株式に転換され、かつ／または、（完全または部分的に）評価減となる。

CoCo債は、その特徴および構造によっては、以下の追加のリスクにさらされる可能性がある。

繰上償還の延期

AT1 CoCo債は、発行金融機関にとって永久資本の一種であり、発行体の規制監督機関の承認を得た場合に限り、あらかじめ定められた水準で繰上償還が可能である。したがって、（繰上げ償還されなければ永久債である）AT1 CoCo債が繰上償還日に繰上償還されると想定することはできない。この理由およびその他の理由により、ポートフォリオがこれらの種類のCoCo債に関して支払われる元本のリターンを受領するという保証はない。

資本構造の逆転

CoCo債は、一般的に、発行体の資本構造において従来の転換社債に劣後する。一定のシナリオにおいて、CoCo債の投資家は、発行体の株主がほとんど資本の損失を被っていない場合にも資本の損失を被る可能性がある。

転換

従来の転換社債は投資家の選択により転換可能であり、当該社債の投資家は一般的に発行体の株価が行使価格より高い場合に転換するのに対し、CoCo債は、投資家の選択により転換されない。その代わりに、CoCo債は、発行体が危機に陥っている際に転換される傾向がある。また、CoCo債は、規制機関の裁量によりまたは特定のトリガー事由が発生した場合に強制的に転換可能である。CoCo債は、あらかじめ定められたトリガーに違反した場合、突然の価値の下落に見舞われる可能性がある。かかるトリガー事由による転換は、発行体の株価がCoCo債が発行されたかまたは購入された時点よりも下がった場合に発生する可能性がある。発行体の株式への転換の場合、投資顧問会社は、関連するポートフォリオの投資方針の遵守を確保するために、これらの株式の一部または全部を売却しなければならない可能性がある。

利払いの取消し

CoCo債（AT1およびT2の両方）は、発行金融機関がトリガー水準に達した場合に転換および評価減の対象となる一方で、AT1 CoCo債に関しては、企業の継続性に懸念が生じる状況において、利払いの取消しという形で投資家にとって追加のリスクの源泉が存在する。AT1 CoCo債に関する利払いは完全に裁量的であり、いずれかの時点において、何らかの理由により、また、期間を問わず、発行体により取り消されまたは延期される可能性がある。AT1 CoCo債に関する利払いの取消しは、債務不履行事由とはならない。取り消された支払は累積されず、免除される。このことは、AT1 CoCo債の評価における不確実性を大幅に増大させ、リスクのミスマッチにつながる可能性がある。また、とりわけ、AT1 CoCo債の投資家は、その利払いが取り消されまたは延期される一方で、発行体とその普通株式に関する配当および／または発行体の資本構造においてより高いその他の債務の利息を引き続き支払う状況に直面する可能性がある。

金融セクターの集中

CoCo債は、政府および（潜在的には）国際的な多くの規制機関の監督に服している世界の金融機関、特に銀行によって主に発行されている。これらの世界の金融機関は、市場動向により悪影響を受ける可能性があり、再編成、その他の金融機関との合併、完全もしくは部分的な国有化を強いられ、政府介入の対象となり、または、破産もしくは倒産する可能性がある。これらの各事由は、当該金融機関によ

り発行される証券、特にCoCo債に影響を及ぼす可能性があり、投資家への支払の混乱もしくは完全な取消し、債務の転換および／または資本損失を生じさせる可能性がある。

流動性

CoCo債は、比較的新しい商品であり、限られた数の金融機関のみにより発行されている。また、CoCo債は革新的な商品であるため、CoCo債の流通市場は、CoCo債に投資するのに十分な知識および経験を有する投資家に限られている。したがって、CoCo債の市場価格および全体的な流動性は変動する可能性があり、このことは、CoCo債の価値の損失をもたらし、ポートフォリオが合理的な期間内にCoCo債を売却できないことにつながる可能性がある。

トリガー事由

CoCo債は、トリガー事由を受けて転換される可能性がある。転換につながるトリガー事由は、英文目論見書または各CoCo債の発行に関連するその他の募集文書において開示されている。トリガー事由は、機械的なもの（例えば、発行体の自己資本比率に基づくもの）など様々な種類があり、または、規制監督機関の裁量的な決定に服する可能性がある。例えば、トリガー事由は、銀行規制当局が特定のCoCo債の発行体がもはや存続可能ではない、つまり、当該債券が「実質破綻認定時点」（PONV）において「ペイルイン可能」とであると決定した場合に発生する可能性がある。トリガー事由は、個々のCoCo債および同一のまたは異なる発行体の中で異なる可能性がある。したがって、例えば、発行体の自己資本比率に基づくトリガー事由の実際の発生は、かかる比率およびCoCo債のあらかじめ定められたトリガーの間のいずれかの時点における距離と相関関係にある。このため、投資顧問会社は、CoCo債に投資するポートフォリオを代理して、トリガーに対して発行体が有している自己資本の金額を理解し、これを監視する必要がある。これらのおよびその他の不確実性により、投資顧問会社は、いずれかの時点においてトリガー事由が発生するかどうか、および、特定のCoCo債が転換時にどのように反応するかを含め、かかるトリガー事由が正確に何を伴うのかを評価することが困難である可能性がある。

未知／革新

CoCo債は革新的であり、金融セクターにとっての危機の時期を含むさまざまな市場シナリオにおいて完全には検証されていない。ストレスのある環境において、CoCo債の基本的な特徴が検証された場合に、それらがどのように機能するかは不確実である。初期の段階では、トリガー事由によるCoCo債の転換は、それが単独または単発のものである場合も、資産クラス全体に対するボラティリティを生じ、価格に対する下方圧力、評価問題および非流動性につながる可能性がある。

償却

CoCo債の元本金額の一部または全部は、発行体による損失吸収策として償却される可能性がある。

利回り／評価

魅力的な利回りは、その開始以来、CoCo債市場の成長をもたらしており、これは複雑性プレミアムであるとみることができる。同一発行体のより格付けの高い銘柄またはその他の発行体の類似の格付けの銘柄と比べて、CoCo債は、利回りの観点から有利である傾向がある。しかし、トリガー事由による転換のリスクまたはAT1 CoCo債については利払いの取消しのリスク等、CoCo債に関連する基本的なリスクを投資家が十分に検討しているかどうかは依然として不確かである。

英文目論見書における各ポートフォリオの詳細に別段の記載がない限り、ポートフォリオは純資産の5%を超える額をこの種の商品に投資することは禁止されている。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社

管理会社は、ファンドの投資ポジションのリスクおよびそれらがファンド全体のリスクプロファイルに寄与する割合を常に監視しかつ測定できるようなファンドに関するリスク管理プロセスを採用するか、または投資顧問会社にかかるリスク管理プロセスを確実に採用させるようにする。

金融デリバティブ商品に関して、リスク管理プロセスは、OTCデリバティブの正確かつ独立した評価を確保するため、かつ金融デリバティブ商品に関するファンドの世界全体のリスク・エクスポージャー総額がルクセンブルグ版目論見書、2010年法およびCSSFの関連告示に特定される制限を超えないことを確保するために策定されている。

世界全体のリスク・エクスポージャー総額は、原資産の現在価値、契約相手方リスク、将来の市場の動きおよびポジションの清算に要する時間を考慮して算定される。

またファンドは、投資目的および投資方針に従って、また投資制限の範囲内で、金融デリバティブ商品に投資することができる。譲渡性のある有価証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれる場合には、かかるデリバティブは、当該制限を遵守する場合に考慮されなければならない。

投資顧問会社

コンプライアンス（法令遵守）の監視

世界中に子会社を擁する投資顧問業者として、投資顧問会社の業務は、米国連邦政府および州政府ならびに米国以外の各国政府により広く規制されている。従って、投資顧問会社は、法令上要求される遵守事項に関する方針および手続について多くの規定を設けてきた。これらの方針には、特に、従業員による個人取引、議決権の代理行使、手数料配分、インサイダー取引、マーケティングと広告、関係会社との取引、注文配分、投資機会割当、投資ガイドラインの遵守および倫理規定が含まれている。コンプライアンスに関する方針は、グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサーにより管理され、同役員は、グループのゼネラル・カウンセルに報告する。

様々な事業分野（ポートフォリオ運用、オペレーション、テクノロジー、法令遵守、リスク管理、監査および販売を含む。）の代表者は、戦略が適切かつ承認された方針および手続きに従って運用されていることを確保するため、様々なリスク監視委員会に出席する。特定の国々・地域を対象とするリスク委員会もあれば特定の資産クラスを対象とするものもある。新商品および新戦略委員会は、新商品の承認を管理する。

ポートフォリオは、コンプライアンスおよびリスク・チーム等から監督を受けてポートフォリオ運用チームにより、日々モニターされる。チームは、すべての規制上の制限内にポートフォリオを維持し、ポートフォリオの規定された投資方針・投資戦略から逸脱しないようにするため、取引の際にはシステムで自動的に事前および事後の確認を行う。同様の戦略の口座間で適切なパフォーマンスおよびエクスポージャーの共有を確保するため、定期的精査が行われる。さらにリスク管理チームは、ポートフォリオの制限および目的に整合するように、合理的に分散されたリスク・エクスポージャーのバランスを確保するため、定期的に精査する。

内部監査

投資顧問会社の内部監査部門（「監査部門」）は、投資顧問会社の取締役会と上席執行役員に対し、投資顧問会社の内部管理に関する独自の査定を提供するよう包括的監査責任を課されている。監査部門は、投資顧問会社の財務、運用およびシステム／テクノロジー環境を評価して、リスクを見極めるとともにこうしたリスクを軽減するための管理・運営を補助し、投資顧問会社の商品とサービス（トラストを含む。）のすべてを支える上記の機能を精査する。個々の口座または商品に特有の精査は、通常行われない。

内部監査の結果を詳述する監査報告書は、妥当な処置が確保されるように上席執行役員、各地域の執行役員および取締役会の監査委員会に配布される。

投資顧問会社は、外部の監査法人プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーにより毎年監査を受ける。

以上のリスクに対する管理体制は以下のように要約される。

投資顧問会社は、ファンドが保有するポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスクの影響を監視・測定することができるリスク管理方法を採用している。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有してい

る。加えて、投資顧問会社には、広範な内部調査チームおよびポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う以下のチームが存在する。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用ガイドライン等、および法令遵守の管理を行う。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む運用上およびその他のリスクを管理する。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続きの遵守を監視する。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブおよびこれに類する取引（新株予約権証券、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債売買および商品投資等、日証協選別基準に定めるものをいう。）（以下「デリバティブ取引等」と総称する。）を、ヘッジ目的のほか、ヘッジ以外の目的により行うことができる。デリバティブ取引等は、UCITS指令に準拠するリスク管理方法に従い管理される。

ファンドのデリバティブについて、UCITS指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの純資産価格および年間騰落率の推移

(2020年1月～2024年12月)

クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



- 過去におけるクラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)の純資産価格(毎月末時点)と年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。
- クラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)とも設定来分配を行っておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2020年1月～2024年12月)

クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



- 上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- クラスA受益証券(米ドル建)の年間騰落率は、その表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

＜代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について＞

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、円貨に為替換算しております。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(3) 利益相反

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、販売会社およびその他業務提供会社ならびにそれら各々の関係会社、取締役、役員および受益者は、トラストの運用および管理と利益相反する可能性のある他の金融業務、投資業務および専門業務に關与しているか、關与している可能性がある。かかる利益相反行為には、他の投資ファンドの運用、有価証券の売買、取引仲介業務、保管業務、保護預り業務ならびに他の投資ファンドもしくは他の会社（ポートフォリオが投資することがある会社を含む）の取締役、役員、顧問もしくは代理人として業務を行うことが含まれる。各当事者は、各当事者が關与することがある他の関係によって、各当事者のそれぞれの義務の履行が損なわれないことを確保するものとする。利益相反が発生する場合には、管理会社の取締役および関係当事者は、合理的な時間内に、かつトラストの利益に沿って、利益相反を公正に解決するための努力を行うものとする。

投資を予定する者は、トラストがA Bに係る多くの利益相反に実際におよび潜在的にさらされていることを認識する必要がある。利益相反は、A B内での関係に内在するものであるが、単に、実際にもしくは潜在的に利益相反が存在するという理由のみで、トラストの利益が損なわれる行為が行われることを意味するものではない。かかる場合、投資顧問会社は、利益相反が発生し得る投資を実行する際、他の顧客に対する自己の義務を可能な限り考慮しつつ、投資顧問契約に基づくその義務および、特にトラストの最善の利益に沿って行為する義務を考慮する。利益相反が発生した場合、投資顧問会社は、これを公正に解決すべく努力する。かかる利益相反は下記を含むが、これらに限定されない。

(イ) 投資顧問会社によって運用される他の投資信託／投資法人

投資顧問会社自身が直接または間接に運用または助言している投資信託／投資法人、または投資顧問会社と共通の経営もしくは支配の関係で結ばれているかまたは投資顧問会社との間で資本もしくは議決権の10%超の直接もしくは間接の所有関係がある会社が直接または間接に運用または助言している投資信託／投資法人に投資する場合、かかる投資は、投資運用報酬または投資顧問報酬の二重請求を避けるかまたはかかる二重請求が実質的に消去される適切な規定が設けられていることを条件としてのみ実行されるものとする。さらに、管理会社またはその他の会社は、かかる投資の取得または処分に関連して申込手数料または買戻手数料を請求しないものとする。

(ロ) 顧客間の配分

利害関係者は、同じ投資を他の顧客のために行い、ファンドのために行わない場合がある。加えて、投資顧問会社が、トラストおよびその他の顧客の勘定で、同時に同一証券への投資を行うことが適切であると考えられる場合には、トラストは、トラストが希望する量の当該証券の割当を受けることができない場合があり、または当該証券についてより高い価格の支払を行うかもしくは低い利回りを受けざるを得ない場合がある。割当は、勘定の規模または売買額および関連するとみなされる他の要因を考慮して、投資顧問会社が公平であるとみなす方法で行われる。

（ハ）他の顧客に対するサービス

利害関係者は、トラストとの間で、または当該利害関係者が手数料を受領・保持するトラストの投資証券の発行会社との間で、アームズレングスルールに基づき、金融、銀行、通貨、助言（企業財務関連助言を含む。）に係る取引またはその他の取引を行う場合がある。

（ニ）クロス取引

関係当事者は、適用法の認める範囲内で、その顧客間において、ならびにその顧客とその関連会社（投資顧問会社が資産運用業務を提供していないことを条件とする）が仲介サービスを提供している顧客との間において、有価証券のクロス取引を行うことができる。投資顧問会社がトラストを当事者とするクロス取引を行う場合には、投資顧問会社は、トラストとクロス取引の他の当事者の両方のために行うことになることになり、両当事者に対する忠誠心の潜在的な分裂状況を有することになる。かかる忠誠心の潜在的な分裂状況に対処するため、投資顧問会社は、クロス取引のいずれの当事者も、他の当事者との相対的關係で不当に有利となりもしくは不当に不利となることがないように、クロス取引に関する方針および手続きを策定している。すべてのクロス取引は、委託取引に基づき、現在の公正市場価格で実行され、それ以外の点では投資顧問会社の受託者義務と矛盾なく実行される。上記のいかなる業務も、投資顧問会社またはその社長がトラストに対するそれらの責任を履行するために必要な時間の拘束を実質的に妨げるべきではない。

（ホ）トラストとの売買

利害関係者は、トラストとの間で組入有価証券の売買を行う場合がある。ただし、（i）売買は、売買の時点で買主もしくは売主が開示されない公的証券取引所または売主および買主の身元が互いに確認できないその他の組織的市場で実行されるか、または（ii）当該売買の条件が、アームズレングスルールに基づき実行され、かつ当該売買の実行前に管理会社の取締役会により承認されているものとする。

（ヘ）関係会社であるブローカー／ディーラーとの取引

投資顧問会社は、通常の業務の過程において、関係会社であるブローカー／ディーラー（サンフォード・C・バーンスタイン・アンド・カンパニーLLCおよびサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドを含むがそれらに限定されない。）の仲介サービスを利用する場合がある。ただし、投資顧問会社は、最善の執行基準に従って、トラストのために取引を実行する義務を負うものとする。

（ト）ソフトダラー契約

現在、管理会社は、ソフトダラーコミッションを受領しておらず、またはソフトダラー契約を締結していないが、投資顧問会社は、株式に投資するトラストのポートフォリオに関してブローカーからソフトダラーコミッションを受領し、またブローカーとの間でソフトダラー契約を締結しており、それに関連して、投資決定プロセスをサポートするために使用される一定の商品およびサービスを受領している。ソフトコミッション契約は、トラストのための取引の執行が最善の執行基準に合致し、かつ取引手数料率が機関投資家を対象とした総合的サービスに係る通常の手数料率を超過しないことを基準として、締結された。受領した商品およびサービスには、専門家による産業・企業・消費者調査、ポートフォリオおよび市場分析、ならびに当該サービスの引渡しに使用されるコンピューターソフトウェアが含まれる。かかる契約に基づき提供される利益は、ファンドへの投資サービスの提供を助け、かつファンドの運用成績の向上に貢献できるものでなければならず、従って、受領した商品およびサービスもそのような性質を有するものである。疑義の回避のために付記すると、かかる商品

およびサービスは、出張費、宿泊費、接待費、一般管理用品・サービス、一般的なオフィス機器もしくは建物、会費、従業員の賃金もしくは直接的な金銭の支払いを含まない。ソフトコミッション契約は、ファンドの定期的報告書に開示される。

(チ) リサーチ

トラストにとっての主要なポートフォリオテーマは、関係当事者およびその他の調査会社によって雇用される、株式、信用力、クオンティタティブ（Quantitative）、経済および確定利付仕組資産のリサーチ・アナリストによって提供される予測情報を考慮する場合がある。従って、トラストの投資対象に関連する利益および配当金の推計は、関係当事者の法人アナリストの推計とは異なる可能性がある。さらに、投資顧問会社によるトラストのための売買行為は、関係当事者の法人アナリストが推奨する売買行為とは異なる可能性がある。

(リ) 独立法律顧問の不在

トラストは、米国法に関しては、デカート・エルエルピーを法律顧問とする。トラストは、ルクセンブルグ法に関しては、エルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムを法律顧問とする。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、利害関係者およびトラスト（いずれか該当する一方）の独立した法律顧問として行為するため、A Bにより選任されている。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、A Bおよびその関係会社により運用される特定のその他の投資信託、口座および投資ビークルについても、それぞれ法律顧問として行為する。重複して法律顧問となることにより利益相反が発生することがある。デカート・エルエルピーまたはエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、トラストの潜在的投資者および現在の投資者の法律顧問ではなく、今後とも法律顧問とはならないため、トラストの潜在的投資者および現在の投資者はトラストの募集の実績およびリスクならびにトラストの運用を判断するに際し、自らの法律顧問の助言を求めることが推奨される。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① クラスA受益証券（円建／米ドル建）

海外における申込手数料

クラスA受益証券に関する販売手数料の上限は、英文目論見書に記載される。海外における販売会社は、契約を結んでいるディーラーに販売手数料の全額を再配分することができる。

クラスA受益証券が販売されている国において、当該国の法律または慣行により、個人の投資者に対して、当該料率より低い料率のディーラー手数料が要求され、または認められる場合は、海外における販売会社は、当該国において当該上限率より低い料率でクラスA受益証券を販売することができ、またディーラーにかかる料率で販売する権限を付与するか、かかる料率で販売することを義務づけることができる。

日本における申込手数料

クラスA受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）については、購入金額（購入価格×購入口数）に対して以下の料率による申込手数料が課される。申込手数料は、購入に係る販売取扱業務の対価として、販売会社が購入時に徴収する。

（i）クラスA受益証券（円建）

申込口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	1.10%（税抜1.00%）
10億口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注）販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

（ii）クラスA受益証券（米ドル建）

申込口数	申込手数料
10万口未満	3.30%（税抜3.00%）
10万口以上50万口未満	1.65%（税抜1.50%）
50万口以上100万口未満	0.825%（税抜0.75%）
100万口以上	0.55%（税抜0.50%）

（注）販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合がある。

② クラスB受益証券（円建）

申込時点においては申込手数料は課されないが、当該受益証券の保有期間に応じて、買戻し時に、下記「（２）買戻し手数料、② クラスB受益証券（円建）」に記載する条件付後払申込手数料（C D S C）が課される場合がある。

（２）【買戻し手数料】

① クラスA受益証券（円建／米ドル建）

買戻し手数料はない。

② クラスB受益証券（円建）

申込時点においては申込手数料は課されないが、クラスB受益証券（円建）の購入日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券（円建）について、申込時の購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課される。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cには課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（※）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%

3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

(※) 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内買付約定日（同日を含む。）から国内買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。「国内買付約定日」の定義については、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、② 日本における申込（販売）手続等一約定および決済」を参照。「国内買戻約定日」の定義については、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、② 日本における買戻し手続等一約定および決済」を参照。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻される受益証券の購入価格に料率を適用して決定される。C D S Cは、ファンドの基準通貨である米ドルで計算され、各評価基準時点で適用される換算レートにより日本円で表示される。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率から優先して計算される。すなわち、投資者は、購入後の経過年数がより長いクラスB受益証券から買戻すものとみなされる。

(注3) クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

(注4) 条件付後払申込手数料は、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ（管理会社の一部門）に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算される。

(注5) 管理会社は、購入金額の4.50%に当たる金額を管理会社の計算の下日本における販売会社に対して支払う。

C D S Cは、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ（管理会社の一部門）（以下「海外における販売会社」という。）に支払われ、海外における販売会社がその全額または一部を、クラスB受益証券（円建）の販売、販売促進およびマーケティングに関してファンドに提供した販売関連サービス費用ならびに海外における販売会社の販売・マーケティング担当者による受益者へのサービス提供費用を賄うために使用する。

(3) 【管理報酬等】

① 管理報酬

管理会社は、各クラスに帰属するファンドの日々の平均純資産総額に対して、以下の年率による管理報酬を受領する。管理報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。

クラスA受益証券（円建）	1.70%
クラスB受益証券（円建）	1.45%
クラスA受益証券（米ドル建）	1.70%

投資顧問会社は、ファンドによって管理会社に支払われる上記管理報酬の中から、ファンド証券の日々の平均純資産総額に基づく年率による投資顧問報酬を受領する。投資顧問報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。投資顧問報酬は、ファンド資産の日々の投資運用業務の対価として支払われる。

一定のクラス証券についての管理報酬には、受益者サービスおよびその他管理費用をカバーするために販売会社またはその他金融仲介機関およびサービス提供者へ支払われるべき金額が含まれている場合がある。該当クラスについての受益者サービス報酬は、当該クラス証券の所有者についてトラストに継続的に提供される受益者サービスに対する報酬として、管理会社によって管理報酬の中から海外における販売会社に支払われる。海外における販売会社は、ファンド証券を販売するディーラーに、当該月にディーラーの顧客が所有するファンド証券の日々の平均純資産総額に基づきかかる報酬の一部または全部を支払うことができる。特定のクラスの受益者サービス報酬を他のクラス証券の販売を補助するためには使用しない。

投資顧問会社が1ヶ月全部にわたっては投資顧問会社として行為していない場合、当該月についてファンドが支払うべき投資顧問報酬は、投資顧問会社が当該月において投資顧問契約に基づき投資顧問会社として行為した期間を反映させるため按分比例されるものとする。

管理会社もしくは投資顧問会社、またはこれらの関係会社は、自身の財源から、販売会社およびディーラー等に対し、ファンド証券の販売に関連する現金支払いを随時行うことができる。かかる支

払いには、販売会社およびディーラー等が行ったマーケティング・教育・トレーニング活動ならびにその他の支援活動に関連する費用の直接的または間接的な払戻しのための金額が含まれる場合がある。

当該支払金額の決定には、様々な要因が考慮される。その中には、当該各企業のＡＢファンドの売上げ、資産・買戻比率、当該各企業が教育およびマーケティング目的で同社のファイナンシャル・アドバイザーへのアクセスを提供する意欲または能力、などが含まれる。企業は、ＡＢファンドを「推奨リスト」に入れる場合もある。目標は、既存および将来の投資者と接触するファイナンシャル・アドバイザーにＡＢファンドを良く知ってもらい、ＡＢファンドおよび関連投資者サービスに関する適切な情報およびアドバイスを提供してもらうことである。あるファンド・スポンサーが他のスポンサーに比べてより多くの販売支援金額を支払う場合、かかる取決めは、ファイナンシャル・アドバイザーおよびその企業が、あるファンド群を他より勧めるインセンティブとなる可能性がある。同じように、かかるファイナンシャル・アドバイザーが、ある一つのクラスの受益証券に関して他のクラスより販売支援を多く受取る場合にも、当該クラスを勧めるインセンティブとなる場合がある。

管理会社、投資顧問会社およびそれらの関係会社ならびに当該ファイナンシャル・アドバイザーが勧める他のファンドのスポンサーによって当該ファイナンシャル・アドバイザーに対して支払われた合計金額を知るためには、ＡＢファンドの受益者／投資予定者は、当該ファイナンシャル・アドバイザーに相談する必要がある、購入時点で当該ファイナンシャル・アドバイザーによってなされた開示内容を検討する必要がある。

代行協会員は、日本証券業協会の規則に基づき提供される代行協会員業務の対価として、日本の実質受益者が保有するファンド証券の日々の平均純資産総額の年率0.10%の報酬を管理報酬の中から四半期毎に後払いで受領する。販売会社は、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として、日本の実質受益者が保有するファンド証券の日々の平均純資産総額のクラスＡ受益証券（円建）およびクラスＡ受益証券（米ドル建）については年率0.65%、クラスＢ受益証券（円建）については年率0.45%の報酬を管理報酬の中から四半期毎に後払いで受領する。

② 管理会社報酬

管理会社は、クラスＳ受益証券およびクラスＳ１受益証券を除くすべてのファンド証券につき、日々の平均純資産総額の年率0.05%の年次報酬を各クラスの受益証券に帰属する純資産総額に基づきファンドの資産から受領する。管理会社報酬は、ルクセンブルグにおけるファンドの運営および中心的な管理業務に関連して管理会社が提供するサービスの費用をカバーする目的で支払われる。管理会社報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。

③ 管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬

管理事務代行会社、保管受託銀行および名義書換代理人はそれぞれ、ルクセンブルグの通常の実務慣行に従い、ファンドの資産から報酬を受領する。当該報酬は、資産を基準とする報酬と取引手数料の組合せとなっている。

管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬の年間の合計額は、通常、ファンドの純資産総額の最大１％である。保管報酬には、別途課されるコルレス銀行の費用、その他一定の税金、仲介手数料（適用ある場合）、借入利息は含まれていない。かかる報酬の実額の金額は、ファンドの財務書類に開示される。直近２計算期間の財務書類については、後記「第３ ファンドの経理状況、１ 財務諸表」を参照のこと。これらの報酬は、ファンドの資産および取引量またはその他の理由に応じて減少する場合もあり、増加する場合もある。

管理事務代行報酬は、ファンド証券の１口当たり純資産価格の計算および会計記録の維持等ルクセンブルグ法に従ってファンドに提供される一般的な管理事務代行業務の対価として支払われる。保管報酬は、ファンドの資産を構成するすべての有価証券および現金の保管業務の対価として支払われる。名義書換代行報酬は、ファンド証券の購入、買戻し、転換および名義書換の事務処理業務の対価として支払われる。

④ 販売管理報酬

海外における販売会社は、クラスB受益証券（円建）に帰属する日々の平均純資産総額の年率0.72%の販売管理報酬を受領する。この報酬は、クラスB受益証券（円建）についてトラストに提供された販売関連サービスに対する報酬として支払われる。

海外における販売会社は、クラスB受益証券（円建）を販売するディーラーに、当該月間に当該ディーラーの顧客が保有するクラスB受益証券（円建）の日々の平均純資産総額に基づいて、上記報酬の一部もしくは全部を支払うことができる。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、以下を含む（ただし、それらに限定されない）その他の費用をすべて負担する。

- ① ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金ならびにトラストのレベルで課せられる一切の税金。
- ② 保管受託銀行が負担した合理的な実費（電話、テレックス、電報、郵便費用を含むがそれらに限定されない）、ならびにファンドの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料。
- ③ ファンドの組入証券に関し取引上支払うべき通常の銀行手数料等。（当該手数料は取得価格に含まれ、売却価格から差し引かれる。）
- ④ 名義書換代理人の報酬および実費（毎月支払われる）。
- ⑤ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法的費用。
- ⑥ （i）券面印刷費、（ii）ファンドに関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）へ約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の文書を作成し提出する費用、ならびにファンド証券の募集もしくは販売を行うすべての法域においてファンド証券の適格性を取得しまたは登録するためのその他の費用、（iii）上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類をファンド証券の実質受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、（iv）会計、記帳および毎日の純資産価格の計算に要する費用、（v）受益者への通知公告の作成・配布費用、（vi）弁護士および監査人の報酬、（vii）証券取引所への上場および上場継続に要する費用、（viii）ルクセンブルグの年間登録手数料、（ix）以上に類似するその他すべての管理費用（管理会社により他の決定がなされる場合を除き、ファンド証券の販売会社またはディーラーがその業務活動において使用する部数の上記書類または報告書の印刷費用を含むファンド証券の募集または販売に関して直接発生したその他すべての費用を含む。）。

すべての経常費用は、まずインカムから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、資産の順序で控除される。特定のポートフォリオに起因する費用は、当該ポートフォリオが負担する。特定のポートフォリオに起因しない費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な基準によりトラストのポートフォリオ間に配分される。ポートフォリオ内の異なるクラス証券は、当該クラス証券に起因するすべての費用を負担し、ポートフォリオの費用が当該ポートフォリオの特定のクラス証券に起因するものでない場合には、当該費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な基準により当該ポートフォリオのクラス証券間に配分される。

ファンドの創業費は、すでに全額を償却済である。

管理会社は、ファンドの年間費用比率は、類似した投資目的をもつ他の投資信託／投資法人の年間費用比率と同等であると予想している。

本「（４）その他の手数料等」に記載される費用は、ファンドが実費として負担する。当該費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできない。

上記「（３）管理報酬等」および本「（４）その他の手数料等」に記載される報酬および費用の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるものであり、表示することができない。

（５）【受益者による報酬・費用の負担の上限率】

本書日付現在、管理会社は、受益者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額の上限を、各クラスに帰属するファンドの平均純資産総額に対する以下の年率までに制限している。各クラスに関する報酬および費用の総額が以下の上限率を超えた場合には、管理会社は、当該超過報酬および費用（※）を自発的に負担する（当該超過報酬および費用は、トラストが管理会社に対する支払金額から控除するか、管理会社がそれ以外の方法で負担する。）。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に対し通知する。

クラスA受益証券（円建）	2.05%
クラスB受益証券（円建）	2.52%
クラスA受益証券（米ドル建）	2.05%

（※）管理会社が負担する当該超過報酬および費用には、前記「（３）管理報酬等」および「（４）その他の手数料等」に記載する報酬および費用（ルクセンブルグ年次税を含む）が含まれるが、ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれない。

（６）【課税上の取扱い】

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

以下の記載は、ルクセンブルグにおける想定される課税上の取扱いの一般的な概要である。

トラスト

トラストはその税法上の地位に関して、ルクセンブルグ法に服する。ルクセンブルグの現行法令のもとでは、ファンドにはその受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.05%の年次税が課せられる。当該年次税は日々発生し、四半期毎に計算され、支払われる。トラストの資産のうちそれ自体が課税対象となっているルクセンブルグ籍の投資信託に投資されている部分については、年次税は課せられない。現行法令のもとでは、トラストは所得税、キャピタル・ゲイン税または遺産税の課税対象となっていない。ただし、トラストは、資産が存在する国々（ルクセンブルグを含む。）における収入および／または収益への源泉徴収税を含む税の課税対象となる可能性がある。

受益者

現行法の下で、トラストの受益証券を保有している受益者は、ルクセンブルグにおいて、いかなるキャピタル・ゲイン税、所得税、源泉徴収税、遺産税、相続税その他の税金の課税も受けない（ただし、ルクセンブルグに住所もしくは恒久的施設を有する者については、この限りでない。）。

③ 自動情報交換制度

経済協力開発機構（OECD）は、世界全体で包括的な多国間自動情報交換（AEOI）を達成するための共通報告基準（CRS）を策定した。

2014年12月9日、ヨーロッパ連合の加盟国の間でCRSを実施するために、指令2011/16/EUを改正する、「税分野における強制的自動情報交換に関する委員会指令2014/107/EU」（以下「ユーローCRS指令」という。）が採択された。オーストリアについては、ユーローCRS指令は、2017暦年について2018年9月30日までに最初に適用される（すなわち、利息支払における貯蓄収入への課税に関するEU理事会指令2003/48/ECは1年延長して適用される。）。

ユーローCRS指令は、税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）により、ルクセンブルグの国内法として施行された。CRS法は、ルクセンブルグの金融機関に対し、金融資産の保有者の本人確認を行うこと、また当該保有者がルクセンブルグの税情報交換協定締結相手国の物理的な居住者であるか否かを特定することを義務付けている。かかる特定後、ルクセンブルグの金融機関は、当該資産保有者の金融口座情報をルクセンブルグの税務当局に報告し、その後、ルクセンブルグの税務当局は、年次ベースで、当該情報を管轄権を有する外国税務当局に自動的に転送する。

従って、トラストは、トラストの投資者に対し、そのCRSステータスを確認するために、金融口座保有者の本人確認および物理的な居住国（一定の団体およびそれらが支配する者を含む）に関連する情報の提供を要求することができ、当該口座がCRS報告対象口座とみなされる場合には当該投資者およびその口座に関する情報をルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告することができる。トラストは、以下に従い、あらゆる情報を投資者に通知するものとする。

（i）トラストはCRS法に規定される個人データの取り扱いに責任を負うこと、（ii）個人データはCRS法の目的でのみ使用されること、（iii）個人データはルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に通知される可能性があること、（iv）CRS関連の質問に答えることは必須であり、返答がない場合の潜在的帰結があること、（v）投資者にはルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に通知されたデータへアクセスし、それを修正する権利があること。

CRS法に従い、最初の情報交換は、2016暦年に関する情報について、2017年9月30日までに適用される。ユーローCRS指令に従い、最初のAEOIは、2016暦年に関するデータに関して加盟国の各税務当局に対して2017年9月30日までに適用されなければならない。

加えて、ルクセンブルグは、CRS法に基づき自動情報交換を行うためのOECDの管轄権を有する当局の多国間協定（以下「多国間協定」という。）を締結した。多国間協定は、非加盟国間においてCRSを実施するためのものであり、国毎に個別に協定を締結することが要求される。

提供された情報もしくは提供されなかった情報がCRS法に基づく要件を満たしていない場合には、ファンドは、ファンド証券のいかなる申込みも拒絶する権利を留保している。

よって、ファンドの投資者は、適用ある規則および規制に従い、ルクセンブルグおよびその他の国の関連する税務当局に報告されることがある。

投資者は、CRS法の実施に関する課税およびその他の取扱いに関しては、税務の専門家に相談するべきである。

④ 中国の税制

中国の証券取引所または中国の銀行間債券市場に上場されている中国居住者企業の株式（中国のA株、B株およびH株を含む。）、人民元建の社債および政府債、証券投資ファンドおよびワラントに投資することにより、ファンドには、中国で課される源泉所得税（以下「WIT」という。）およびその他税金が課税される可能性がある。

（a）中国法人所得税（以下「CIT」という。）

本税金に関する固有のガイダンスが存在しないため、QFIまたは投資を行う当該ポートフォリオが、中国の債券、株式およびその他証券への投資から得る中国国内源泉所得に関し納税者とみなさ

れるか否かは不確実である。QFIが納税者とみなされる場合には、QFIに対して課されるすべての中国の税金はQFIに対して払戻され、最終的にはトラストの該当ポートフォリオが負担することになる。

ファンドが納税者とみなされる場合でファンドが中国の税法上の居住者企業とみなされる場合、ファンドの世界全体の課税所得に対し25%の税率で中国CITが課税される。ファンドが税法上、中国に営業上の機構・場所（以下「PE」という。）を設置している非居住者企業とみなされる場合は、当該PEに帰属する中国国内源泉利益に対して25%の税率でCITが課税される。

2008年1月1日発効の中国CIT法に基づき、中国にPEを設置していない外国企業は、一般的に、租税条約による軽減税率の適用により、その中国国内源泉所得（配当、利息、資産の譲渡益等の受動的所得を含むが、それらに限定されない。）に対して現行税率10%のWITが課税される。

投資顧問会社は、トラストおよびファンドが、CITの目的上、中国の税法上の居住者企業または税法上中国にPEを設置する非居住者企業とみなされないような方法でファンドを運用および管理する方針であるが、これを保証することはできない。従って、ファンドが中国の債券、株式およびその他証券への投資に関して直接的に中国国内源泉所得を稼得する限度で、ファンドには10%の税率でのみWITが課税されることが予想される。

（i）利息

特例措置が適用される場合を除き、中国の税法上の非居住者（ファンドを含む）は、中国の税法上の居住者が発行する債務証券（中国本土内で設立された企業により発行される債券を含む。）について受領する利息について中国WITの課税対象となる。一般的なWITの適用税率は10%であるが、二重課税条約が適用される場合には軽減され得る。

中国財務部および地方政府が発行する政府債から取得する利息は、中国CIT法に基づき中国CITが免除される。地方政府債とは、省政府、自治区、中央政府の直轄市もしくは中国の国家計画上別箇に位置づけられる行政区によって発行される債券をいう。

中国本土と香港特別行政区との間の、所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための取り決め（以下「中国・香港租税規定」という。）に基づき、香港の税法上の居住者が中国から利息収益を得る場合、香港の税法上の居住者が中国・香港租税規定上の当該利息所得の最終受益者であることを条件として、WITの税率が7%まで軽減される。7%の軽減税率が適用されるためには、中国税務当局の事前承認が必要となる。中国とルクセンブルグとの間の二重課税防止条約（以下、「中国・ルクセンブルグ租税条約」という。）では、中国国内源泉利息所得に関してファンドが利用できる軽減措置はないので、WITは10%の税率で適用される。投資ファンドに関し、中国の税務当局が最終的受益者の問題をどのように評価するか、またファンドまたはQFIが債券の利息所得に関して納税者とみなされるか否かについては依然として不確実である。かかる承認が得られなかった場合またはファンドが納税者とみなされる場合には、10%の一般税率が中国に投資するポートフォリオに適用される。

（ii）配当

ファンドには、中国国内源泉配当（A株、B株およびH株の配当を含む。）に対して10%の税率でWITが課税されるが、この税率は関連する二重課税防止条約により軽減され得る。ファンドは、規制上の制限により一中国企業に対して25%以上のエクイティ持分を所有する可能性は低いので、中国国内源泉配当について、中国・香港租税規定または中国・ルクセンブルグ租税条約による軽減税の対象とならない可能性がある。

（iii）キャピタル・ゲイン

債務証券

ファンドが中国の債務証券の処分から取得する利益に関するCITの取扱いについて準拠すべき特定の規則もしくは規制は存在しない。よって、中国政府により特別の免除が付与されない限り、CIT法の一般原則に従うことになる。

中国の債務証券に投資するファンドの課税上の取扱いは、CIT法の一般的な課税規定に準拠する。かかる一般的原则の下では、中国での債券の売却益が中国国内源泉収益とみなされない可能性があるため、ファンドには、当該利益に対して10%の中国WITは課税されない可能性がある。

中国での債券の売却益が中国国内源泉所得とみなされる場合には、ファンドは、当該利益について、中国・香港租税規定または中国・ルクセンブルグ租税条約のキャピタル・ゲイン条項に基づく軽減措置の対象となり得る。

中国にPEを設置していない香港もしくはルクセンブルグの税法上の居住者については、中国・香港租税規定または中国・ルクセンブルグ租税条約に基づき、中国税務当局の承認を条件として、中国WITが免除される。

投資顧問会社またはQFI保有者はさらなる評価を行い、中国・香港租税規定または（場合により）中国・ルクセンブルグ租税条約に基づく上記のキャピタル・ゲイン税の免除の承認を得るために中国税務当局に申請を行う方針であるが、これを保証することはできない。当該承認がない場合、中国の債券についてファンドが取得するキャピタル・ゲインには10%の一般税率が適用される可能性がある。

エクイティ投資

中国国務院の承認を得て、中国国家税务总局、中国財政部および中国证券监督管理委员会は、合同で「財税〔2014〕第79号」（以下「告示79号」という。）を発行し、中国企業の株式を含むエクイティ投資の処分によりQFIIおよびRQFIIが取得する利益についてのWITの取扱いに関して明確化した。告示79号によれば、2014年11月17日より、QFIIおよびRQFIIは、QFIIまたはRQFIIスキームによるエクイティ投資（中国企業の株式：例えばA株）の処分から得る利益に関しては一時的にWITが免除される。2014年11月16日までに取得した利益に関しては、QFIIおよびRQFIIは、関係法令に従い、WITの課税対象となる。

(b) 営業税（以下「BT」という。）、付加価値税（以下「VAT」という。）および付加税

2016年5月1日付で、中国財政部および中国国家税务总局が2016年3月24日に合同で発行した「営業税に代えて付加価値税を徴収する試験の全面的な実施に関する告示」（財税〔2016〕第36号）（以下「告示36号」という。）に従い、従来はBTの対象であった業種はすべてVATの対象に移行した。告示36号は、BT制度に基づき従来適用されていた5%の税率に代わり、金融サービス（金融商品の取引を含む。）に対して6%のVAT税率を定めている。中国財政部および中国国家税务总局が2016年6月30日に合同で発行し、2016年5月1日から遡及的に効力を生じる「銀行間取引に対するVAT方針に関する補充通知」（財税〔2016〕第70号）に従い、QFIが中国で行う証券取引に関しては一時的にVATが免除される。

(c) 印紙税（以下「SD」という。）

中国法においてSDは、一般的に、中国のSDに関する暫定規則に列挙されるすべての課税対象書類の署名および受領に適用される。SDは、一般的に、中国の証券取引所に上場されている中国企業の株式の売主に対して、売却対価の0.1%の税率で課税される。ファンドには、かかる中国上場株式の処分毎に当該税金の対象となる。

受益者は、トラストおよびファンドへの投資に関する受益者の課税上の取扱いについて、自身で助言を求める必要がある。

近年、中国政府によって、様々な税制改革政策が実施されており、現行の税法および税規則は将来改正される可能性がある。中国における現行の税法、税規則および税実務が将来、遡及的効果を伴って変更される可能性があり、かかる変更はファンドの純資産総額に不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、将来、現在企業に提供されている税優遇措置（もしあれば）が廃止されないという保証はなく、既存の税法および税規則が改正されないという保証はない。租税政策の変更は、ファンドが投資する中国企業の税引後利益を減少させる可能性があるため、その結果としてかかる投資からの所得および／またはかかる投資の価値を減少させる可能性がある。

中国債券の処分から生じるキャピタル・ゲインについての所得税課税の取扱いが不確実であることを考慮し、またキャピタル・ゲインについてのかかる潜在的租税債務に備えるため、投資顧問会社は、現在、トラストの各ポートフォリオのローンチ日以降、中国債券の処分から得る実現および未実現キャピタル・ゲイン総額の10%の税率で当該ポートフォリオが潜在的な支払義務を有する中国WITについて、各ポートフォリオから引当金を計上する意向である。

管轄当局による最終的な課税評価が出た場合は直ちに、ファンドが負担するまたは負担することが予想される租税債務額を超過して留保されている金額は放出され、ファンドに移転される。かかる租税引当金の金額はファンドの会計書類に開示される。

中国国家税务总局によって課される実際の適用税率は、WIT引当金とは異なる可能性があることに留意する必要がある。税金は遡及的に適用される可能性がある。従って、ファンドが保有する中国証券から得る利益についての実際の中国税金債務を充足させるためには、投資顧問会社によって設定される納税引当金では不十分である場合がある。かかる場合、ファンドの純資産総額は減少し、投資者に損失が生じさせる可能性がある。

中国コネクト制度に関して開示されている中国の税金

QFI保有者のQFI資格によるA株への投資に加えて、ファンドは、2014年11月17日より取引が開始された上海コネクトおよび2016年12月5日より取引が開始された深圳コネクトの下で中国コネクト制度を通じてA株へのエクスポージャーを取得することができる。

中国国务院の承認を得て、中国国家税务总局、中国財政部および中国証券監督管理委員会は、合同で（i）上海コネクトの下での取引に関して、中国の課税上の取扱いについて明確化するための「財税〔2014〕第81号」（以下「告示81号」という。）および（ii）深圳証券コネクト制度の下での取引に対応し、中国コネクト制度の下での一定のその他の税金問題を明確化するため、告示81号の下での中国の課税上の取扱いを広げる「財税〔2016〕第127号」（以下「告示127号」という。）を発行した。告示81号は2014年11月17日に発効し、告示127号は2016年12月5日発効した。

告示155号、告示36号、告示81号および告示127号によれば、ファンドは、中国コネクト制度のノースバウンド・トレーディング（すなわち、SSE/SZSEの一定のA株の取引）に関して、以下の中国の所得税の取扱いに服する：

- － A株の取引から得る利益については暫定的に中国WITが免除される。
- － A株から受領する配当金については10%の税率で中国WITが課税される（適用租税条約に基づき還付がなされる。）。
- － A株の取引から得る利益については暫定的に中国BT（2016年5月1日より前）およびVAT（2016年5月1日以降）が免除される。
- － A株の売却、相続および贈与については0.1%の税率で中国SDが課税される（すなわち、A株の購入については中国SDの対象とならない）。
- － 株式を保有した空売りについての中国コネクト証券の借入れおよび返済に関し、中国SDは一時的に免除される。

中国コネクト制度に先例はなく、開始されてから日も浅い。よって、SSE/SZSEで取引される中国コネクト証券に適用される課税規則は長く確立されたものではなく、将来変更される可能性があることに投資者は留意する必要がある。投資者は、中国コネクト証券に関する疑問については、自身の税理士等のアドバイスを受ける必要がある。

⑤ 追加の税金または賦課金の支払について

各受益者は、トラスト、管理会社または管理事務会社の行う受益証券に関する支払に適用される州税もしくは地方税またはその他の類似する公租公課等の、管轄地または政府もしくは規制当局の課すあらゆる税金を引き受け、かつ適正な政府または規制当局に対し、これらの税金を支払う責任を負う。トラストまたは管理会社または管理事務会社のいずれも、これらが行う受益証券に関する支払からの源泉徴収または控除を要求されるあらゆる公租公課の払戻しのため、受益者に対しいかなる追加

額も支払わない。トラスト、管理会社または管理事務会社のいずれも、適用ある源泉徴収税率の引き上げにより支払うべきこととなる源泉徴収税の追加額の支払につき、責任を負わない。

5【運用状況】

クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）は、2012年2月17日に運用を開始した。クラスA受益証券（米ドル建）は、2009年11月30日に運用を開始した。

（1）【投資状況】

資産別および国別の投資状況は以下のとおりである。

（2024年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
普通株式	中国	123,841,706.41	41.9
	韓国	51,735,927.86	17.5
	台湾	51,723,585.83	17.5
	インド	24,385,447.64	8.2
	ベトナム	10,822,467.53	3.7
	フィリピン	8,716,177.37	2.9
	インドネシア	6,720,243.24	2.3
	マレーシア	5,606,771.78	1.9
	香港	3,053,053.76	1.0
	イギリス	2,696,152.80	0.9
	シンガポール	2,355,935.27	0.8
	タイ	1,504,147.24	0.5
	小計	293,161,616.73	99.1
投資有価証券合計		293,161,616.73	99.1
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,547,401.88	0.9
合計（純資産総額）		295,709,018.61 (約46,775百万円)	100.0

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）国の分類は、発行会社の本店の所在国を基準とする。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****投資株式上位30銘柄（2024年12月末日現在）**

順位	銘柄名	国名	業種	株数 (株)	簿 価		時 価		投資比率 (%)
					金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	
1.	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	台湾	情報技術	922,000	18,968,584.01	20.57	30,232,274.40	32.79	10.2
2.	Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	情報技術	330,030	16,666,111.41	50.50	11,926,499.34	36.14	4.0
3.	FPT Corp.	ベトナム	情報技術	1,808,594	6,558,212.65	3.63	10,822,467.53	5.98	3.7
4.	Alibaba Group Holding Ltd. - Class H	中国	一般消費財・サービス	989,100	12,393,368.72	12.53	10,493,821.66	10.61	3.5
5.	KB Financial Group, Inc.	韓国	金融	156,020	7,136,217.42	45.74	8,785,828.89	56.31	3.0
6.	Tencent Holdings Ltd. - Class H	中国	コミュニケーション・サービス	156,900	6,687,277.82	42.62	8,424,133.96	53.69	2.8
7.	JD.com, Inc. - Class H	中国	一般消費財・サービス	477,550	9,223,815.98	19.31	8,362,266.87	17.51	2.8
8.	GAIL India Ltd.	インド	公益事業	3,702,490	6,035,663.00	1.63	8,255,745.61	2.23	2.8
9.	Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	台湾	情報技術	1,447,000	8,376,877.82	5.79	8,121,154.81	5.61	2.7
10.	SK Hynix, Inc.	韓国	情報技術	57,130	5,395,535.04	94.44	6,748,569.78	118.13	2.3
11.	Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	インドネシア	金融	24,864,900	8,242,756.24	0.33	6,720,243.24	0.27	2.3
12.	Yunnan Yuntianhua Co., Ltd. - Class A	中国	素材	2,204,500	6,400,061.95	2.90	6,700,014.31	3.04	2.3
13.	Bosideng International Holdings Ltd. - Class H	中国	一般消費財・サービス	12,108,000	5,898,979.79	0.49	6,048,816.41	0.50	2.0
14.	CIMB Group Holdings Bhd	マレーシア	金融	3,057,400	5,661,155.01	1.85	5,606,771.78	1.83	1.9
15.	China Merchants Bank Co., Ltd. - Class H	中国	金融	991,500	4,000,180.13	4.03	5,106,448.73	5.15	1.7
16.	BYD Co., Ltd. - Class H	中国	一般消費財・サービス	147,500	4,256,341.20	28.86	5,063,122.45	34.33	1.7
17.	China Hongqiao Group Ltd. - Class H	中国	素材	3,212,000	5,005,859.03	1.56	4,863,502.28	1.51	1.6
18.	Hana Financial Group, Inc.	韓国	金融	125,320	4,419,138.95	35.26	4,835,224.67	38.58	1.6
19.	Henan Pinggao Electric Co., Ltd. - Class A	中国	資本財・サービス	1,697,000	3,767,401.21	2.22	4,440,622.30	2.62	1.5
20.	PICC Property & Casualty Co., Ltd. - Class H	中国	金融	2,806,000	3,544,257.57	1.26	4,429,394.91	1.58	1.5
21.	Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class H	中国	金融	739,500	4,378,931.23	5.92	4,384,641.38	5.93	1.5
22.	Shanghai Pudong Development Bank Co., Ltd. - Class A	中国	金融	3,063,500	3,489,291.45	1.14	4,296,294.30	1.40	1.5
23.	Ayala Land, Inc.	フィリピン	不動産	9,335,600	5,197,028.60	0.56	4,228,415.94	0.45	1.4
24.	Kunlun Energy Co., Ltd. - Class H	中国	公益事業	3,765,000	3,235,817.78	0.86	4,072,025.91	1.08	1.4
25.	King Yuan Electronics Co., Ltd.	台湾	情報技術	1,196,000	3,222,793.25	2.69	4,067,592.92	3.40	1.4
26.	UPL Ltd.	インド	素材	676,704	4,430,196.79	6.55	3,978,159.15	5.88	1.3
27.	SK Square Co., Ltd.	韓国	資本財・サービス	73,690	4,445,272.58	60.32	3,969,444.01	53.87	1.3
28.	Power Grid Corp. of India Ltd.	インド	公益事業	1,067,930	2,697,784.04	2.53	3,849,419.02	3.60	1.3
29.	Industrial & Commercial Bank of China Ltd. - Class H	中国	金融	5,544,000	3,149,046.07	0.57	3,719,008.84	0.67	1.3
30.	China Pacific Insurance Group Co., Ltd. - Class H	中国	金融	1,137,400	3,458,611.80	3.04	3,690,455.99	3.24	1.2

出所：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（管理事務代行会社）

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2024年12月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2024年12月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記の各計算期間末および2024年12月末日前１年間における各月末のファンドの受益証券全クラスの純資産総額の推移は、以下のとおりである。

受益証券全クラス合計

	純 資 産 総 額	
	米ドル	千円
第６期末 (2015年８月31日)	389,905,228	61,675,209
第７期末 (2016年８月31日)	379,614,598	60,047,437
第８期末 (2017年８月31日)	507,776,327	80,320,059
第９期末 (2018年８月31日)	470,776,868	74,467,485
第10期末 (2019年８月31日)	300,017,545	47,456,775
第11期末 (2020年８月31日)	299,846,609	47,429,737
第12期末 (2021年８月31日)	373,849,113	59,135,453
第13期末 (2022年８月31日)	495,340,478	78,352,957
第14期末 (2023年８月31日)	321,101,636	50,791,857
第15期末 (2024年８月31日)	382,415,533	60,490,489
2024年１月末日	315,122,831	49,846,129
２月末日	298,587,710	47,230,604
３月末日	345,008,423	54,573,432
４月末日	349,480,938	55,280,895
５月末日	351,113,663	55,539,159
６月末日	395,329,699	62,533,252
７月末日	378,810,617	59,920,263
８月末日	382,415,533	60,490,489
９月末日	407,906,087	64,522,585
10月末日	360,171,861	56,971,985
11月末日	312,869,180	49,489,647
12月末日	295,709,019	46,775,253

下記の各計算期間末ならびに2024年12月末日前1年間における各月末のクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（円建）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第6期末 (2015年8月31日)	1,034,749	1.3797
第7期末 (2016年8月31日)	1,007,920	1.3439
第8期末 (2017年8月31日)	1,349,230	1.7990
第9期末 (2018年8月31日)	1,327,671	1.7702
第10期末 (2019年8月31日)	265,136,589	1.4810
第11期末 (2020年8月31日)	238,633,544	1.5932
第12期末 (2021年8月31日)	291,504,233	2.1884
第13期末 (2022年8月31日)	256,098,038	2.1911
第14期末 (2023年8月31日)	252,076,726	2.2596
第15期末 (2024年8月31日)	286,490,711	2.6966
2024年1月末日	243,100,192	2.2875
2月末日	259,993,438	2.4879
3月末日	265,380,080	2.6080
4月末日	282,293,970	2.7742
5月末日	283,959,472	2.7906
6月末日	308,461,508	3.0314
7月末日	289,539,871	2.7374
8月末日	286,490,711	2.6966
9月末日	295,223,086	2.7788
10月末日	296,477,558	2.8088
11月末日	279,346,304	2.6354
12月末日	291,369,021	2.7488

クラスB受益証券（円建）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第6期末 (2015年8月31日)	1,990,442,160	1.3553
第7期末 (2016年8月31日)	1,170,442,370	1.3140
第8期末 (2017年8月31日)	3,383,910,012	1.7505
第9期末 (2018年8月31日)	2,021,452,713	1.7145
第10期末 (2019年8月31日)	773,963,567	1.4276
第11期末 (2020年8月31日)	642,316,501	1.5286
第12期末 (2021年8月31日)	2,120,884,838	2.0901
第13期末 (2022年8月31日)	2,040,954,462	2.0828
第14期末 (2023年8月31日)	1,789,799,078	2.1379
第15期末 (2024年8月31日)	564,687,100	2.5389
2024年1月末日	1,327,816,798	2.1600
2月末日	1,437,669,562	2.3484
3月末日	1,423,057,153	2.4608
4月末日	1,289,453,345	2.6166
5月末日	1,291,266,060	2.6309
6月末日	926,503,669	2.8569
7月末日	581,038,089	2.5788
8月末日	564,687,100	2.5389
9月末日	581,672,563	2.6153
10月末日	451,760,067	2.6425
11月末日	411,572,867	2.4784
12月末日	412,712,799	2.5841

クラスA受益証券（米ドル建）

	純 資 産 総 額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第6期末 (2015年8月31日)	21,226,983	3,357,684	15.80	2,499
第7期末 (2016年8月31日)	20,161,464	3,189,140	18.03	2,852
第8期末 (2017年8月31日)	20,535,555	3,248,314	22.71	3,592
第9期末 (2018年8月31日)	27,732,129	4,386,668	22.11	3,497
第10期末 (2019年8月31日)	23,977,278	3,792,726	19.35	3,061
第11期末 (2020年8月31日)	17,720,968	2,803,103	20.88	3,303
第12期末 (2021年8月31日)	23,641,726	3,739,648	27.61	4,367
第13期末 (2022年8月31日)	12,343,457	1,952,488	21.89	3,463
第14期末 (2023年8月31日)	13,269,770	2,099,012	21.56	3,410
第15期末 (2024年8月31日)	11,505,370	1,819,919	25.60	4,049
2024年1月末日	18,915,476	2,992,050	21.57	3,412
2月末日	14,246,041	2,253,439	23.03	3,643
3月末日	11,713,590	1,852,856	23.91	3,782
4月末日	11,694,168	1,849,783	24.42	3,863
5月末日	11,060,973	1,749,625	24.63	3,896
6月末日	13,824,609	2,186,777	26.15	4,136
7月末日	11,425,647	1,807,309	25.36	4,011
8月末日	11,505,370	1,819,919	25.60	4,049
9月末日	11,923,300	1,886,028	26.83	4,244
10月末日	13,398,909	2,119,439	25.66	4,059
11月末日	10,430,079	1,649,830	24.44	3,866
12月末日	12,643,512	1,999,951	24.25	3,836

＜参考情報＞

※ 以下に記載する運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産総額および純資産価格の推移

各クラスについて、2014年12月末日から2024年12月末日までの期間における日々の純資産総額および純資産価格の推移は以下のとおりです。

クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



②【分配の推移】

クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）のいずれも、設定来、分配金は支払われていない。

③【収益率の推移】

クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）の下記の各計算期間の収益率の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（円建）

計算期間	収益率（注）
第6期 (2015年8月31日終了年度)	－4.3%
第7期 (2016年8月31日終了年度)	－2.6%
第8期 (2017年8月31日終了年度)	＋33.9%
第9期 (2018年8月31日終了年度)	－1.6%
第10期 (2019年8月31日終了年度)	－16.3%
第11期 (2020年8月31日終了年度)	＋7.6%
第12期 (2021年8月31日終了年度)	＋37.4%
第13期 (2022年8月31日終了年度)	＋0.1%
第14期 (2023年8月31日終了年度)	＋3.1%
第15期 (2024年8月31日終了年度)	＋19.3%

クラスB受益証券（円建）

計算期間	収益率（注）
第6期 (2015年8月31日終了年度)	－4.8%
第7期 (2016年8月31日終了年度)	－3.0%
第8期 (2017年8月31日終了年度)	＋33.2%
第9期 (2018年8月31日終了年度)	－2.1%
第10期 (2019年8月31日終了年度)	－16.7%
第11期 (2020年8月31日終了年度)	＋7.1%
第12期 (2021年8月31日終了年度)	＋36.7%
第13期 (2022年8月31日終了年度)	－0.3%
第14期 (2023年8月31日終了年度)	＋2.6%
第15期 (2024年8月31日終了年度)	＋18.8%

クラスA受益証券（米ドル建）

計算期間	収益率（注）
第6期 (2015年8月31日終了年度)	－17.9%
第7期 (2016年8月31日終了年度)	＋14.1%
第8期 (2017年8月31日終了年度)	＋26.0%
第9期 (2018年8月31日終了年度)	－2.6%
第10期 (2019年8月31日終了年度)	－12.5%
第11期 (2020年8月31日終了年度)	＋7.9%
第12期 (2021年8月31日終了年度)	＋32.2%
第13期 (2022年8月31日終了年度)	－20.7%
第14期 (2023年8月31日終了年度)	－1.5%
第15期 (2024年8月31日終了年度)	＋18.7%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

＜参考情報＞

※ 以下に記載する運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

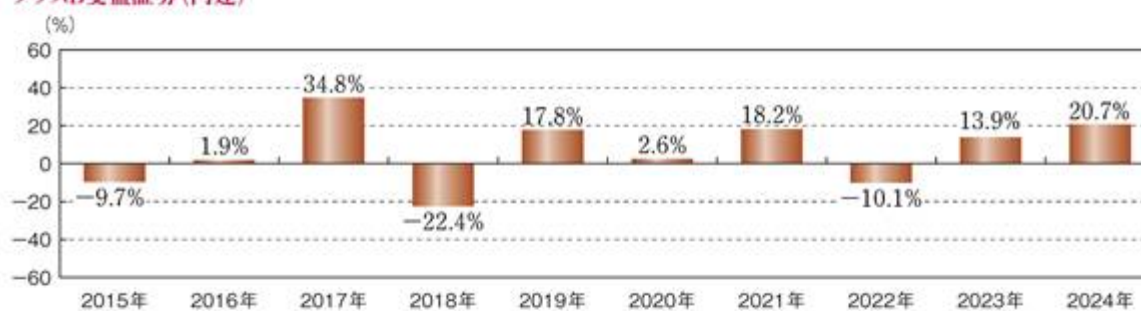
収益率の推移

収益率の推移は以下のとおりです(暦年ベース)。

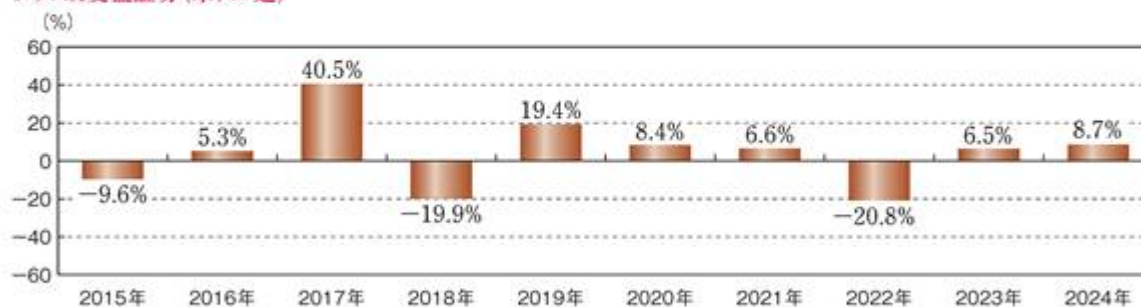
クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 12月末日現在の1口当たり純資産価格
 b = 前年の12月末日現在の1口当たり純資産価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の各計算期間におけるクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）の販売および買戻しの実績ならびに当該期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（円建）

計算期間	販売口数	買戻口数	転換による 販売口数 (+)	転換による 買戻口数 (-)	発行済口数
第6期 (2015年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第7期 (2016年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第8期 (2017年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第9期 (2018年8月31日終了年度)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	750,000 (0)
第10期 (2019年8月31日終了年度)	223,968,857 (223,968,857)	45,688,421 (45,688,421)	0 (-)	0 (-)	179,030,436 (178,280,436)
第11期 (2020年8月31日終了年度)	2,100,281 (2,100,281)	31,344,138 (31,344,138)	0 (-)	0 (-)	149,786,579 (149,036,579)
第12期 (2021年8月31日終了年度)	0 (0)	16,580,987 (16,580,987)	0 (-)	0 (-)	133,205,592 (132,455,592)
第13期 (2022年8月31日終了年度)	3,099,001 (3,099,001)	19,422,475 (18,672,475)	0 (-)	0 (-)	116,882,118 (116,882,118)
第14期 (2023年8月31日終了年度)	0 (0)	5,323,880 (5,323,880)	0 (-)	0 (-)	111,558,238 (111,558,238)
第15期 (2024年8月31日終了年度)	6,093,474 (6,093,474)	11,409,417 (11,409,417)	0 (-)	0 (-)	106,242,295 (106,242,295)

（注1）（ ）内の数字は日本国内における販売、買戻しおよび発行済の口数を示す。以下同じ。

（注2）第10期（2019年8月31日終了年度）以降、クラスB受益証券（円建）からクラスA受益証券（円建）への日本における転換（スイッチング）が行われている。日本国内におけるクラスA受益証券（円建）のかかる転換による販売口数は、上表における販売口数に含まれる。

クラスB受益証券（円建）

計算期間	販売口数	買戻口数	転換 による 販売口数 (+)	転換 による 買戻口数 (-)	発行済口数
第6期 (2015年8月31日終了年度)	664,340,000 (664,340,000)	757,200,000 (757,200,000)	0 (-)	0 (-)	1,468,610,001 (1,468,610,001)
第7期 (2016年8月31日終了年度)	80,900,000 (80,900,000)	658,770,000 (658,770,000)	0 (-)	0 (-)	890,740,001 (890,740,001)
第8期 (2017年8月31日終了年度)	1,321,050,000 (1,321,050,000)	278,640,000 (278,640,000)	0 (-)	0 (-)	1,933,150,001 (1,933,150,001)
第9期 (2018年8月31日終了年度)	454,470,000 (454,470,000)	1,208,610,000 (1,208,610,000)	0 (-)	0 (-)	1,179,010,001 (1,179,010,001)
第10期 (2019年8月31日終了年度)	24,050,000 (24,050,000)	660,930,000 (660,930,000)	0 (-)	0 (-)	542,130,001 (542,130,001)
第11期 (2020年8月31日終了年度)	192,530,000 (192,530,000)	314,470,000 (314,470,000)	0 (-)	0 (-)	420,190,001 (420,190,001)
第12期 (2021年8月31日終了年度)	1,160,870,000 (1,160,870,000)	566,315,000 (566,315,000)	0 (-)	0 (-)	1,014,745,001 (1,014,745,001)
第13期 (2022年8月31日終了年度)	116,600,000 (116,600,000)	151,445,000 (151,445,000)	0 (-)	0 (-)	979,900,001 (979,900,001)
第14期 (2023年8月31日終了年度)	100,500,000 (100,500,000)	243,219,000 (243,219,000)	0 (-)	0 (-)	837,181,001 (837,181,001)
第15期 (2024年8月31日終了年度)	9,760,000 (9,760,000)	624,530,000 (624,530,000)	0 (-)	0 (-)	222,411,001 (222,411,001)

(注) 第10期(2019年8月31日終了年度)以降、クラスB受益証券(円建)からクラスA受益証券(円建)への日本における転換(スイッチング)が行われている。日本国内におけるクラスB受益証券(円建)のかかる転換による買戻口数は、上表における買戻口数に含まれる。

クラスA受益証券（米ドル建）

計算期間	販売口数	買戻口数	転換による 販売口数 (+)	転換による 買戻口数 (-)	発行済口数
第6期 (2015年8月31日終了年度)	2,842,774 (14,160)	3,495,045 (284,908)	920,137 (-)	758,886 (-)	1,343,865 (312,508)
第7期 (2016年8月31日終了年度)	283,593 (7,800)	661,953 (52,755)	437,106 (-)	284,335 (-)	1,118,276 (267,553)
第8期 (2017年8月31日終了年度)	673,593 (93,715)	1,061,460 (97,073)	435,715 (-)	261,922 (-)	904,202 (264,195)
第9期 (2018年8月31日終了年度)	1,050,744 (135,705)	1,052,465 (67,680)	1,104,908 (-)	753,251 (-)	1,254,138 (332,220)
第10期 (2019年8月31日終了年度)	434,632 (21,970)	407,174 (77,385)	399,049 (-)	441,366 (-)	1,239,279 (276,805)
第11期 (2020年8月31日終了年度)	473,510 (25,630)	801,612 (106,080)	316,114 (-)	378,439 (-)	848,852 (196,355)
第12期 (2021年8月31日終了年度)	1,027,615 (292,015)	1,029,889 (109,115)	486,030 (-)	476,247 (-)	856,361 (379,255)
第13期 (2022年8月31日終了年度)	767,438 (38,770)	969,032 (254,130)	50,078 (-)	140,947 (-)	563,898 (163,895)
第14期 (2023年8月31日終了年度)	1,319,784 (3,500)	1,279,055 (39,490)	83,545 (-)	72,582 (-)	615,590 (127,905)
第15期 (2024年8月31日終了年度)	704,800 (0)	891,962 (49,255)	88,781 (-)	67,776 (-)	449,433 (78,650)

(注) 2021年7月15日付で、独立したクラスA受益証券（ユーロ建）およびクラスA受益証券（香港ドル建）が設定され、同日付で、それまでクラスA受益証券（米ドル建）に含まれていたユーロ建ての受益証券70,957口がクラスA受益証券（ユーロ建）となり、クラスA受益証券（米ドル建）に含まれていた香港ドル建ての受益証券69,462口がクラスA受益証券（香港ドル建）となった。これらの口数は、上表における第12期の買戻口数に含まれる。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 海外における申込（販売）手続等

一般的事項

トラストは、海外において、英文目論見書により、英文目論見書に記載するクラスの受益証券を販売する。英文目論見書には、ファンド証券の申込みおよび買戻しが行われる取引通貨が規定される。英文目論見書により販売されるファンド証券には、異なる販売手数料ならびに継続的な販売報酬およびその他の報酬が課せられる場合がある。かかる異なる販売条件を提供することにより、投資者は、購入金額、投資者の受益証券保有予定期間およびその他の状況に応じた最も便宜的なファンド証券の購入方法を選択できる。

当初の最低申込金額は、クラスA受益証券（円建）が200,000円、クラスB受益証券（円建）が200,000円、クラスA受益証券（米ドル建）が2,000米ドルである。追加の最低申込金額は、クラスA受益証券（円建）が80,000円、クラスB受益証券（円建）が80,000円、クラスA受益証券（米ドル建）が750米ドルである。クラスB受益証券（円建）の申込金額の上限は20,000,000円である。一定のクラスの受益証券および一定の種類の投資者については、当初および追加の最低申込金額が減額される場合があり、また管理会社は、その単独の裁量により、適用ある最高申込金額を減額または放棄することができる。さらに、管理会社は、その単独の裁量により、販売会社またはディーラーに対して、各クラスの受益証券の当初および追加の投資金額について、異なる最低金額を設定することを認めることができる。

トラストは、現在、取引通貨以外の通貨による支払いを受諾していない。各クラスの受益証券の販売価格は、管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。管理会社は、トラストを代表して、理由の如何を問わず、ファンド証券のいかなる注文も拒絶することができる。この点において、トラストは、短期的動機によりなされた頻繁な売買行為の傾向を示すと判断される場合にはファンド証券のいかなる買付（転換による買付を含む。）も制限できる権限を留保している。（後記「4 過度の売買および短期売買に関する方針および手続き」を参照。）

管理会社は、その裁量によりいつでも、特定の国もしくは地域に居住する個人または当該地で設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に停止し、もしくは無期限に停止し、または制限することができる。管理会社はまた、受益者全体およびトラストの保護のために必要な場合、特定の投資者によるファンド証券の取得を禁止することができる。

反マネー・ロンダリング法の遵守

（i）適用される金融活動作業部会（FATF）のマネーロンダリング防止／テロ資金対策（以下「AML／CTF」という。）基準を含むがこれらに限定されない国際規則、（ii）米国財務省海外資産管理局（OFAC）が管理する行政命令、ならびに（iii）2004年11月12日付マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する法律（以下「ルクセンブルグAML法」という。）、2010年2月1日付大公規則、および2012年12月14日付CSSF規則12-02（およびそれぞれの改正および代替を含む。）を含むがこれらに限定されないルクセンブルグの法令および規則に基づき、金融業界のすべての専門家に対して、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を目的とした集団投資事業の利用を防止するための義務が課せられている。

かかる規定のため、管理会社またはその受託者は、とりわけ、ファンド証券の法的所有者および実質的保有者の身元を確認しなければならない。この確認に必要な書類および情報は、申込書類と併せて通知される。収集した情報が管理会社にとって十分でない場合、管理会社は、受益者に対し、追加の書類または情報の提供を求めることができる。いかなる場合でも、管理会社は、適用される法および規制上の要件に準拠するため、いつでも追加の書類を要求することができる。

管理会社に提供された情報は、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策遵守のためにのみ収集および処理される（後記「データの保護」を参照のこと。）。

受益者による必要書類の提出について遅延または不履行があった場合、当該受益者に対してファンド証券は発行されず、（該当する場合）配当も行われず。申請者による書類の不提出または不完全な書類の提出の結果、ファンド証券の発行または買戻手続に遅延または不履行が発生した場合、管理会社またはその指定代理人は一切の責任を負わない。

受益者は、実質的保有者の登記簿設置に関する2019年1月13日付の法律によって要求され、かつその条件の範囲内で、ルクセンブルグAML法第1条（7）の意味するファンドの実質的保有者を特定するために必要な情報を、管理会社またはその受託者に提供するものとする。かかる情報は、ルクセンブルグの受益権者名簿（以下「RBO」という。）を通じて、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法律に定義される専門家および公式報道機関のメンバーに対して報告・公開されることがある。ファンドに関する申込書類を提出することにより、各受益者は、受益者または（該当する場合）実質的保有者が、管理会社またはその受託者に対して、管理会社がRBOに情報および書類を提供する義務を遵守するために必要な関連情報および根拠書類を提供しなかった場合、ルクセンブルグの刑事罰の対象となることを認める。

管理会社は、ルクセンブルグの適用法令および規則に従って、ファンドの投資対象に関するデュー・ディリジェンス手法にリスクベース・アプローチが適用されることを確保するものとする。

ファンド証券の購入

ファンド証券は、ファンド営業日にはいつでも、各取引通貨建の各ファンド証券の1口当たり純資産価格（適用ある販売手数料が加算される。）で販売される。ファンド証券の1口当たり純資産価格は、ファンドの基準通貨で計算されるが、加えて、その他の取引通貨建の純資産価格が、該当するファンド営業日の適用換算レートに基づき決定される。各取引日のファンド証券の1口当たり純資産価格は、当該取引日の評価基準時点である米国東部時間午後4時に決定される。投資者からの買付注文は、保管受託銀行が決済性資金を受領した時点でのみ受諾される。ただし、特定の場合、各投資者が、管理会社または海外における販売会社が満足する書面による誓約書を提出し、かかる誓約書に従って受益証券の全額払込みを慣行的な期間内に実行させる場合はこの限りではない。なお、管理会社もしくは海外における販売会社は、いずれか一方のもしくは両方の完全な裁量によりかかる取決めを受諾することができる。各注文には、払込みがなされる取引通貨を明記しなければならない。管理会社が取引通貨以外の通貨による払込みに同意した場合は、当該注文は、受領額をファンドの基準通貨に転換し、かかる買付注文との調整後に受諾される。

各取引日の買付注文は、当該取引日における各クラスの該当カットオフ時間（定義を参照）を締切時間として受諾される。当該締切時間までに管理会社またはその代理人が受領および受諾した有効かつ完全な注文は、当該取引日の評価基準時点で決定された該当クラス受益証券の1口当たり純資産価格（該当する取引通貨建）で、当該取引日付で処理される。カットオフ時間後に受領および受諾された注文は、翌ファンド営業日の評価基準時点で決定された該当する受益証券の1口当たり純資産価格により、当該翌ファンド営業日に処理され、その場合、当該買付申込み、買戻請求または転換請求についての取引日は当該翌ファンド営業日となる。管理会社の裁量により、取引日、評価基準時点またはカットオフ時間は変更されることがあり、追加の取引日、評価基準時点およびカットオフ時間が指定されることがある。管理会社は、かかる変更を受益者名簿上の登録受益者に通知する。後述するとおり、管理会社が受益証券の1口当たり純資産価格の決定を停止または延期した場合、翌評価基準時点で決定される受益証券の1口当たり純資産価格が適用される。

注文は、通常、その受領日に海外における販売会社またはディーラーにより管理会社に取次がれる。ただし、かかる注文を受付けた事務所が随時設定する締切時間までに海外における販売会社またはディーラーがかかる注文を受領した場合に限るものとする。海外における販売会社またはいかなるディーラーも価格の変動により自己の利益となるように注文を留保することは認められない。

発行および決済

ファンド証券の買付申込みは当該ファンド証券への払込みが確認された場合にのみ受諾されるため、払込みは買付申込書の提出と同時にに行われなければならない。授權された販売ディーラーまたは海外における販売会社から、またはかかる販売ディーラーまたは海外における販売会社を通じてファンド証券が購入された場合、払込みは、該当する取引日から3ファンド営業日以内に、かつ各ディーラーが採用し海外における販売会社およびトラストが承認する手順に従って行われる必要がある。ファンド証券が販売される一部の地域では異なる決済期間が適用される場合がある。トラストから直接購入されたファンド証券についての払込みは、買付申込書に指定されるファンドの口座宛てに行われるものとする。トラストが払込みを受領したと同時に、管理会社は、1口単位および端数のファンド証券および券面（請求された場合）を発行する。投資者には確認書が交付される。ファンド証券および適用ある販売手数料（もし、あれば）の払込みは、取引通貨で行われなければならない。

確認書および券面

ファンド証券の発行直後のファンド営業日に、当該取引の完全な明細を記載した確認書が当該投資者に送付される。すべてのファンド証券は記名式で発行され、名義書換代理人が保持するファンドに関するトラストの受益者登録簿がその所有の証拠となる。管理会社は、当該ファンド証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱う。申込時にファンド証券の券面が特別に要求されない場合は、当該証券は券面を伴わない方式で発行される。券面を伴わない方式によりトラストは不当に遅滞することなく買戻しの指示を実行することができるため、トラストは、券面を伴わない方式でファンド証券を保有することを投資者に勧める。投資者が券面付でファンド証券の発行を要求する場合、ファンド証券の券面は、通常、当該証券の登録および譲渡手続の完了後28日以内に当該投資者またはその指名する代理人に、当該投資者のリスク負担で送付される。

ABファンド口座および口座番号

投資者が初めてABファンドに投資する場合、当該投資者の買付申込書が受諾されると同時に、名義書換代理人は、当該投資者のABファンドの受益証券が記録される受益者登録処理システムにおいて口座を開設するものとする。この口座は、当該ABファンドについての投資者の持高を表示するものである。ABファンド口座は、当該投資者のABファンドへの初回申込みの際の通貨で表示されるものとする。ABファンド口座は、一通貨のみで表示されるので、同一通貨で表示されるファンド証券の所有のみを記録するものとする。従って、複数の通貨でのファンド証券の所有を望む投資者は、一以上のABファンド口座を保有するものとし、各口座に関する別個の明細書を受領するものとする。投資者には、開設された各ABファンド口座についてABファンド口座番号が割当てられ、この番号は、投資者の関連情報とともに、本人確認の証拠となる。ABファンド口座番号は、当該口座のABファンド受益証券に関する当該投資者の将来のすべての取引に使用されるべきものである。投資者の個人情報の変更、ABファンド口座番号の喪失または券面の紛失は、書面により直ちに名義書換代理人に通知しなければならない。トラストは、かかる指示を受諾する前に、補償金またはトラストが容認する、銀行、受益者または他の当事者が副署した本人証明を要求する権利を留保する。

その他の情報

同一クラスのすべての受益証券は、発行と同時に、買戻しおよび分配に関し同一の権利を有する。各クラスのファンド証券に課せられる手数料が異なるため、1口当たり純資産価格は異なることがある。

トラストは、ファンドについて、現在、一定の種類の投資者のニーズに応じて、または一定の法域の市場慣行または要件に従って、報酬体系および申込要件が異なる複数のクラス証券を販売している（または将来販売する可能性がある）。トラストは、特定法域の投資者による購入に対し、一クラスのみまたは複数のクラスの受益証券を販売する権利を留保する。そのほか、トラストまたは海外における販売会社は、特定のクラス証券について購入を許可するかまたは投資を制限する投資者または取引の区分別に適用される基準を採用することができる。

受益者が留意すべき点として、ファンドは、ファンド内に同じ種類の受益証券がすでに存在していることを条件として、現在の英文目論見書に記載されている受益証券クラスの他に受益証券クラスを創設し、販売することがある。かかる新規創設の受益証券クラスは、次の英文目論見書の改訂時に記載される。ファンドの販売可能な受益証券クラスの完全な一覧表は、www.alliancebernstein.comより入手でき、または管理会社の登記上の事務所で入手できる。

後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ハ）受益証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価格の計算の停止」に記載される状況においては、管理会社は、ファンド証券の発行および販売を停止することができる。

ファンド証券の所有制限

約款に記載された管理会社の権限に基づき、管理会社は、「米国人」による受益証券の所有を制限または防止することを決定した。投資者は、買主となる予定の者が米国人ではないことを示す、海外における販売会社、ディーラーまたはトラストの納得する確認書を提出しなければならない。受益者は、かかる情報に変更があった場合にはただちに管理会社に通知しなければならない。各受益者は、ファンド証券の所有を禁止されている米国人ではないことを自ら証明する責任を負う。

加えて、管理会社は、その裁量により、一定の状況においては、米国人によるファンド証券の所有を認めることができる。

米国人が単独または共同でファンド証券を実質的に所有していることを管理会社が知ることとなった場合はいつでも、管理会社は、トラストのために、その裁量により、当該ファンド証券を本書に記載される買戻価格で強制的に買戻すことができる。トラストが当該強制買戻しにつき通知を行ってから10日目以降に、ファンド証券は買戻され、受益者は当該証券の所有者ではなくなる。

データの保護

個人データの処理

受益者に関する特定のデータおよび受益者の受益証券の保有状況（以下「個人データ」という。）は、トラストおよび／またはトラストを代理する管理会社（共同データ管理者として行為する。）によって、および／または名義書換代行会社、保管受託銀行、支払代理人（もしあれば）および／または管理会社および／または名義書換代行会社の授權代理人に加えて、A Bグループ内の関連会社（データ処理業者として行為する。）（以下「関連当事者」という。）によって、収集、保管および／または処理されており、受益者はその旨をここに通知される。ここで、受益者とは、自然人としての受益者を指し、代表者または最終的な受益権所有者等であるが、それらに限定されない、他の識別可能な者もしくは識別可能な自然人としての受益者（総称して「データ対象者」という。）を含む。個人データは、（i）受益者とトラストとの間の契約関係の結果として、また受益者に対して関連するサービスを提供するために、および／または（ii）適用法令（受益者がトラストと直接の契約関係を有しない状況を含む。）を遵守するために、処理される。

個人データは、収集された目的のためにのみ使用される。ただし、受益者が別の目的のために個人データを使用することを事前に通知されている場合は、この限りではない。

個人データ移転

個人データは、適用法令に従い、データ処理業者またはデータ管理者として行為し、欧州経済地域（以下「EEA」という。）内外に所在しうる関連当事者に移転される場合がある。従って、個人データは、欧州委員会の妥当性認定の対象ではない国（シンガポール、台湾、インド、カナダおよびアメリカ合衆国等であるが、それらに限定されない。）またはデータ保護法が存在しないであろう国もしくはEEAよりも低い基準である国に所在する事業体に移転される場合がある。欧州連合外での当該個人データの移転は、（i）A Bグループ内で締結された拘束力のある企業規則に基づき、（ii）欧州委員会によって採択された標準データ保護条項に基づいて、（iii）当該移転がトラストおよび／または受益者に提供されたサービスの履行のために必要である場合、ならびに／または（iv）当該移転がトラストおよび／

または管理会社と第三者との間で締結された、受益者が間接的に参加しかつ受益者の利益のために締結された契約に基づいてサービスの履行のために必要である場合、行うことができる。

個人データの強制開示

さらに、請求の当事者である第三国とEEAまたはルクセンブルグ間で相互法的援助条約等の国際協定が有効である限り、関連当事者が、適用される法令の遵守を目的とし、ルクセンブルグおよび他の法域における裁判所および／または法的機関、行政機関もしくは規制機関（税務当局、監査人および会計士を含む。）等に、個人データを開示および移転できることを、データ対象者は、通知される。

個人データの保有

個人データは、受益者が要求するサービスを履行するために必要な限り、または適用法令に従ってのみ、保有される。

受益者による表明

受益者は、個人データを関連当事者に提出することによって、当該個人データを関連当事者に提供する権限を有することを表明する。

管理会社およびトラストは、該当する場合、データ対象者が必要に応じ承諾し、個人データの処理および英文目論見書に定められる権利について知らされていると想定することができる。

受益者の権利

受益者（および該当する場合、そのデータ対象者）は、適用される法令に規定される方法で、および制限に従い、トラストおよび／または管理会社によって処理された個人データについて、（i）閲覧、（ii）訂正または補完、（iii）抹消、（iv）処理の制限、（v）可搬性を請求する権利を有する。当該請求は、管理会社のデータ保護責任者に、郵送または電子メールで送付しなければならない。

追加的な情報

個人データの処理または移転に関する追加的な情報および管理会社のデータ保護責任者の連絡先は、以下のURLから入手することができる。

<https://www.alliancebernstein.com/funds/abii/documents/announcement/ab-lux-data-protection-disclosure-to-investors.pdf>

ベンチマーク

英文目論見書の各ポートフォリオ詳細に記載されているベンチマークの使用方法とは別に、特定の状況において、かつ、要請に応じて、セクター、信用力およびカーボンフットプリントなどのその他の比較目的においても同じベンチマークを使用することができる。

② 日本における申込（販売）手続等

申込の取扱い

日本においては、本書「証券情報、（7）申込期間」に記載される期間中、同「証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。

販売会社は、外国証券取引口座約款および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

日本における申込受付時間は、原則として、午後4時までとする。販売会社は、販売会社の各営業日に受領した日本の投資者からの申込みを合算して、当該営業日（その日がファンド営業日でない場合には、ファンド営業日である販売会社の翌営業日）の該当カットオフ時間までに管理会社またはその代理人に取次ぐ。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われない。

なお、前記「① 海外における申込（販売）手続等」の内容も適宜、適用される。

購入価格（発行価格）

管理会社が購入の申込みを受領したファンド営業日に計算される各クラスの1口当たり純資産価格

申込手数料

（i）クラスA受益証券（円建／米ドル建）

購入金額（購入価格×購入口数）に対して、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（1）申込手数料、① クラスA受益証券－日本における申込手数料」に記載する申込手数料が加算される。

（ii）クラスB受益証券（円建）

申込時点においては申込手数料は加算されないが、当該受益証券の保有期間に応じて、買戻し時に、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（2）買戻し手数料、② クラスB受益証券（円建）」に記載する条件付後払申込手数料（C D S C）が課される場合がある。

申込単位

- （i）クラスA受益証券（円建）：5億口以上1万口単位
- （ii）クラスB受益証券（円建）：50万口以上1万口単位
- （iii）クラスA受益証券（米ドル建）：500口以上1口単位

約定および決済

日本の投資者によるファンド証券の購入に関する約定日（以下「国内買付約定日」という。）は、販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌営業日となる。日本の投資者と販売会社との間の受渡日（以下「国内買付受渡日」という。）は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および（適用ある場合）申込手数料の支払いを行うものとする。

申込金額は、販売会社によって保管受託銀行のファンドの口座に、投資者の申込日から起算して5ファンド営業日以内の日（以下「支払日」という。）に各クラスの取引通貨（表示通貨）で払い込まれる。

その他

販売会社は、投資者に対し、購入の都度「取引報告書」を交付する。

日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

① 海外における買戻し手続等

受益者は、ファンド営業日にはいつでも、海外における販売会社または授權されたディーラーを通して、または管理会社もしくはその授權された代理人に対しファクシミリまたは郵便で取消不能の買戻請求書を送付することによりファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求書には、トラストおよびポートフォリオの名称、ファンド証券のクラス、買戻されるファンド証券の口数もしくは買戻されるファンド証券の総額（ファンド証券の購入の際に受益者が選択した通貨による）、およびトラストに登録してある受益者の氏名およびABファンド口座（当該通貨建）の番号を明記するものとする。買戻代金の支払いは、受益者のABファンド口座の表示通貨で行われる。

買戻請求の結果、受益者のABファンド口座が1,000米ドルまたはその他の申込通貨建相当額（受益者のABファンド口座の通貨による）を下回る場合、かかる買戻請求は、受益者のABファンド口座全体に対して適用されるものとする。

各取引日の買戻価格は、当該取引日の評価基準時点である米国東部時間午後4時の価格で評価される該当するクラスの1口当たり純資産価格（該当する取引通貨建）とする。各取引日の買戻請求は、当該取引日の各クラスの該当カットオフ時間を締切時間として受諾される。当該締切時間までに受領された有効かつ完全な買戻請求は、通常、上記の買戻価格により、当該取引日付で処理される。該当カットオフ時間以降に受領された買戻請求は、翌ファンド営業日の評価基準時点で決定される該当するファンド証券の1口当たり純資産価格により、当該翌ファンド営業日に処理され、その場合、当該買戻請求についての取引日は当該翌ファンド営業日となる。ファンド証券の買戻価格は、取引日について計算されるファンド証券の1口当たり純資産価格により、申込時に支払われた価格より高いこともあり、低いこともある。

買戻代金（適用ある場合は、条件付後払申込手数料控除後の買戻価格による）の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、通常、当該取引日後3ファンド営業日以内に該当する取引通貨にて登録受益者の口座宛てに行われる。ただし、（i）買戻請求が適切な様式にて管理会社またはその授權された代理人により受領されていること、また、（ii）買戻されるファンド証券の券面（発行されている場合）が当該取引日についての評価基準時点より前に管理会社またはその授權された代理人により受領されていることを条件とする。支払いは、登録されているファンド証券の所有者に対してのみ行われ、第三者に対する支払いは認められない。上記にかかわらず、例外的な状況により、当該期間中のトラストの流動性が支払または買戻しを行うために十分でない場合には、かかる支払は、それが可能となった後可及的速やかに行われる（ただし、利息は付されない。）。支払いは電信送金により行われる。管理会

社またはその授権された代理人が、受益者または（場合によっては）そのファイナンシャル・アドバイザーから必要なすべての書類の原本を郵便にて受領していない場合には、買戻代金の支払いは遅延される場合があることに留意する必要がある。電信送金の指図書が投資者の買付申込書の原本に含まれることになっているが、含まれていない場合には、郵送またはファクシミリ送信された電信送金の指図書が、買戻代金の電信送金がなされる前に管理会社またはその授権された代理人によって受領（かつ確認）されなければならない。

管理会社は、通常の状態において、ファンド証券の買戻しが買戻請求を行なった受益者に対し当該取引日に遅滞なく行なわれるように、いかなる取引日においても、ファンドの流動性を適切な水準に保持するよう努めるものとする。しかし、トラストが一取引日に当該日における一ポートフォリオまたは一クラスの発行済受益証券の10%を超える買戻請求を受領した場合、管理会社は、当該ポートフォリオまたは当該クラスの受益証券の買戻しを制限することができる。その場合、当該ポートフォリオまたは当該クラスの受益証券は按分比例により買戻すことができる。管理会社またはその代理人がかかる権限を行使した結果買戻しが実行されなかった部分については、翌取引日および原買戻請求が完全に実行されるまでのそれに続くすべての取引日（これらすべての取引日について、管理会社は同等の権限を有する）に請求が行なわれたものとみなされる。かかる制限は、買戻請求をした受益者に通知される。

後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ハ）受益証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価格の計算の停止」に記載される状況においては、管理会社は、受益者のファンド証券買戻請求権を停止することができる。

② 日本における買戻し手続等

買戻（換金）請求の取扱い

日本における実質受益者は、販売会社を通じて管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができる。

日本における買戻請求受付時間は、原則として、午後4時までとする。販売会社は、販売会社の各営業日に受領した日本の実質受益者からの買戻請求を合算して、当該営業日（その日がファンド営業日でない場合には、ファンド営業日である販売会社の翌営業日）の該当カットオフ時間までに管理会社またはその代理人に取次ぐ。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われない。

なお、前記「① 海外における買戻し手続等」の内容も適宜、適用される。

買戻（換金）価格

買戻価格は、管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日に計算される各クラスの1口当たり純資産価格とする。

買戻手数料

（i）クラスA受益証券（円建／米ドル建）

買戻手数料はない。

（ii）クラスB受益証券（円建）

購入日から7年未満の期間に買戻される場合に限って、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（1）申込手数料、② クラスB受益証券（円建）」に記載される条件付後払申込手数料（C D S C）が保有期間に応じて課せられ、買戻価格から控除される。

買戻単位

1口以上1口単位とする。

約定および決済

日本の実質受益者による買戻請求に関する約定日（以下「国内買戻約定日」という。）は、販売会社が買戻注文の成立を確認した日をいい、通常、実質受益者の買戻請求日の日本における翌営業日となる。日本の実質受益者と販売会社との間の受渡日（以下「国内買戻受渡日」という。）は、国内買戻約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買戻受渡日から実質受益者に買戻代金を支払う。

買戻代金（適用ある場合は、条件付後払申込手数料控除後の買戻価格による）は、保管受託銀行またはその代理人により、日本の販売会社の口座宛てに、通常、当該取引日後4ファンド営業日以内の日に各クラスの申込通貨で支払われる。

その他

販売会社は、日本における実質受益者に対し、買戻しの都度、取引報告書を交付する。

3【転換（スイッチング）手続等】

① 海外における転換（スイッチング）手続等

受益者は、ファンド証券を、トラストのその他のポートフォリオの同一クラスの受益証券あるいは他の一定のA Bファンドの同一クラスの受益証券と交換することを選択できる。かかる転換は、転換により取得されるトラストのポートフォリオまたは他のA Bファンドの受益証券に関して英文目論見書に記載された条件（最低投資金額およびその他適用ある要件）に従うことを条件とする。管理会社は、その裁量により、適用ある最低、最高または追加の申込金額を放棄する権限を留保している。

転換に適用されるカットオフ時間は、転換に関連する2つのA Bファンドまたは2つのクラス証券についてのカットオフ時間のうちいずれか早い時間とする。早い方のカットオフ時間に間に合わなかった場合、当該転換は、かかる2つのA Bファンドの共通の翌ファンド営業日に受諾されたものとみなされる。

管理会社またはその代理人が有効かつ完全な転換請求を受領かつ受諾した場合、転換は、各々の場合、後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（イ）純資産価格の決定」に基づき次回に決定される純資産価格で実行される。他のA Bファンドへの転換は、原受益証券を買戻し、転換により取得される受益証券の申込みおよび買付を行うことにより実行される。転換に伴うそれぞれの取引は同一取引日に実行される。

管理会社は、トラストおよび海外における販売会社を代理して、（i）転換を通じてファンド証券を取得する注文をいつでも拒絶する権利、または（ii）受益者に60日前の通知を行うことによって、転換の特権をいつでも修正、制限または停止する権利を留保している。

条件付後払申込手数料（C D S C）が課せられる受益証券の転換

C D S Cが課せられるクラスの受益証券で、英文目論見書において転換権が与えられているクラスの受益証券（以下「適格C D S C証券」という。）を保有する受益者は、当該適格C D S C受益証券の購入から英文目論見書に規定される年数の経過後に、ファンドまたは管理会社への手数料なしで、同じポートフォリオの他のクラスの受益証券（英文目論見書に規定される）に転換する権利を有する。一定の場合を除き、転換は、当該適格C D S C受益証券の登録上の保有者（すなわち、トラストの受益者名簿に記載される当該適格C D S C受益証券の保有者）の選択によってのみ実行される。従って、金融仲

介機関の勘定を通じて適格C D S C受益証券を保有する投資者は、自身の適格C D S C受益証券の転換に関する詳細について当該金融仲介機関に問い合わせる必要がある。

2021年1月より、単一の投資者（オムニバス・アカウントで保有する投資者は除く。）の名義で保有される適格C D S C受益証券は、当該適格C D S C受益証券の購入から英文目論見書に規定される年数の経過後に、同じポートフォリオの他のクラスの受益証券（英文目論見書に規定される）に自動的に転換される。金融仲介機関を通じてオムニバス・アカウントで保有される受益証券（当該オムニバス・アカウントに含まれる実質投資者が当該金融仲介機関によって管理される場合）は、引続き、当該オムニバス・アカウントの登録上の所有者の指示に基づき転換される。

② 日本における転換（スイッチング）手続等

クラスB受益証券（円建）は、当該受益証券の購入から7年経過後の応当日に、受益者の反対の意思表示がない限り、クラスA受益証券（円建）（管理報酬等の料率が低い）に転換手数料なしで転換される。ここで、「受益証券の購入から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券の日本における購入に係る国内買付約定日（同日を含む。）から起算するものとする。

日本においては、これ以外の転換（スイッチング）はない。

4【過度の売買および短期売買に関する方針および手続】

ファンド証券の買付および転換は投資目的に限って行われるべきである。ファンドの管理会社は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。過度の短期売買は、ポートフォリオの運用戦略を混乱させ、ファンドの運用成績を損なう可能性がある。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付注文または転換請求（受益者の金融仲介機関が受諾した買付注文または転換請求を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任を負わない。

監視手続

ファンドの管理会社は、長期的な受益者に不利となるようなファンド証券の頻繁な買付および買戻し、または過度の売買もしくは短期売買を発見し、防止するための方針および手続を策定した。管理会社は、その代理人を通じて、ファンド証券の過度の売買または短期売買を発見するための監視手続を維持する。この監視手続では、一定の期間内に、一定の金額的限度または数量的限度を超えるファンド証券の取引の調査を含むいくつかの要因が監視される。この取引監視手続の目的上、管理会社は、共通の所有、支配または影響下にある複数口座による売買行為を考慮する場合がある。これらのいずれかの要因もしくはそれらの組合せにより特定された売買行為、またはその時点において入手可能なその他の情報の結果特定された売買行為は、当該行為が過度の売買行為または短期売買行為を構成するか否かを決定するため評価されることになる。管理会社およびその代理人がファンド証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制できる保証はない。

口座封鎖手続き

管理会社が、その単独の裁量により、取引監視手続により特定した取引または取引傾向を、その性質から過度の売買または短期売買に当たると判断した場合、当該A Bファンド口座は直ちに「封鎖」され、それ以降買付または転換は一切認められない。ただし、ファンド証券の買戻は、現行のルクセンブルグ版目論見書の規定に従い、引き続き認められる。封鎖された口座は、一般的に、口座名義人または関連金融仲介機関により、当該口座名義人が過度の売買行為または短期売買行為を過去に行っていないかまたは将来も行わない旨の、管理会社が認める証拠もしくは保証が提供されない限り、かつそれが提供されるまで、封鎖されたままとなる。

オムニバス・アカウントに対する監視手続きおよび制限の適用

オムニバス・アカウントによる保有は、特に金融仲介機関の間では、ファンド証券の一般的な保有形態のひとつである。管理会社は、その監視手続きにかかるオムニバス・アカウントにも適用する方針である。管理会社は、オムニバス・アカウントにおける買付および買戻の結果生じる資産の回転率を監視する。管理会社またはその代理人の判断により過度の回転率が発見された場合、管理会社は、当該金融仲介機関に通知し、当該金融仲介機関に対し、過度の売買行為または短期売買行為に関して個々の口座取引を検査し、かかる行為を阻止するために適切な措置（将来のファンド証券の購入および転換を阻止するための口座の封鎖を含む。）を取るよう要請する。管理会社は、当該金融仲介機関のオムニバス・アカウントの回転率を引続き監視するものとし、また、当該金融仲介機関が適切な措置を講じたことが示されない場合には当該関係を終了させることを検討する場合がある。

過度の売買行為を発見し、抑制する能力の限界

管理会社は、策定された手続を用いてマーケット・タイミングの防止に努めるが、かかる手続が過度の売買または短期売買を特定しまたは阻止することに成功するとは限らない。過度の売買行為または短期売買行為を行おうとする受益者は、発覚を回避するため様々な戦略を用いることがあり、管理会社およびその代理人がファンド証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制できる保証はない。

5【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（イ）純資産価格の決定

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、ファンドの基準通貨である米ドルおよびその他の取引通貨で表示され、各ファンド営業日の米国東部時間午後4時に管理会社によって決定される。可能な範囲で投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は毎日計上される。

いかなる場合においても、各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラスの受益証券に対し適正に配分されるファンドの資産総額から当該クラスの受益証券に対し適正に配分されるファンドの負債額を差し引いた額を各ファンド営業日現在の当該クラスの受益証券の発行済口数で除して決定される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスの受益証券につき支払われる報酬が異なる結果、異なるものとなる。

市場の相場が容易に入手可能な証券については、ファンドが保有する当該証券の市場価格は以下のとおり決定される。

- （a）取引所に上場されている証券は、当該価格が決定されるファンド営業日における当該取引所の取引終了時点でのコンソリデート・テープに反映された最終の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日における最終の買い呼値と売り呼値の仲値により評価される。当該日に買い呼値と売り呼値がなかった場合には、当該証券は、管理会社によって、または管理会社によって定められた手続に従って、適性価値で誠実に評価される。

- (b) 複数の取引所で取引されている証券は、当該証券が取引される主要な取引所を基準として、上記(a)に従って評価される。
- (c) 店頭市場で取引される証券（その主要な市場が店頭市場と考えられる証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券を除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。
- (d) ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。
- (e) ファンドによって購入された上場プット・オプションまたはコール・オプションは最終の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該証券は、当該日における最終の買い呼値で評価される。
- (f) 未決済の先物契約および先物契約のオプションは、最終的な決済価格（当該価格がない場合には直近の買い呼値）を用いて評価される。評価の日に入手可な相場がない場合には、入手可能な直近の取引終了時の最終的な決済価格が用いられる。
- (g) 満期までの残存期間が60日以内の米国政府証券およびその他の債務証券は、一般的に、市場価格がある場合には、独立のプライシング・ベンダーにより市場価格で評価される。市場価格がない場合、当該証券は償却原価で評価される。この評価方法は、元の満期が60日以内である短期証券ならびに元の満期が60日を超える短期証券に関連する。償却原価が用いられる場合、管理会社は、用いられた償却原価が当該証券の公正価値に概ね等しいことを合理的に結論づけなければならない。管理会社が考慮する要因には、発行者の信用力の低下や金利の重要な変動が含まれるが、それらに限定されるものではない。
- (h) 固定利付証券は、主要なマーケットメーカーにより提供された直近の買い呼び値で評価される。
- (i) モーゲージ担保证券および資産担保证券は、債券価格サービスから入手した当該証券の市場価格を反映する価格または一つもしくは複数の当該証券の主要なブローカー・ディーラーから入手した当該証券の市場価格を反映する価格に基づき評価することができる。ただし、当該価格が当該証券の適性市場価値を反映すると考えられる場合に限る。ブローカー・ディーラーによる相場が入手される場合には、投資顧問会社は、直近で入手した買い呼値を日々調整するために、市場の利回りまたはスプレッドの変動を使用するための手続きを定めることができる。
- (j) OTCデリバティブおよびその他デリバティブは、当該証券の主要なブローカー・ディーラーから入手した買い呼値またはスプレッドに基づき評価される。
- (k) その他すべての証券は、管理会社が定めた手続きに従って決定された容易に入手可能な市場相場に従って評価される。異常な状況によりかかる評価が不可能または不適切である場合には、管理会社は、トラストの資産の適性な評価を達成するために慎重かつ誠実にその他の規則に従う権限を有する。

トラストは、市場相場に基づき決定された時価で、または市場相場が容易に入手できない場合もしくは信頼性が低い場合には管理会社により定められた手続きに従い管理会社の全般的監督下で決定された“適正価値”で組入証券を評価する。適正価格評価を適用するか否かを決定する際に、トラストは、当該ポートフォリオのカットオフ時間、当該ポートフォリオが取引する証券市場の取引終了、異常事象の存在等の多くの要因を考慮する。トラストが適性価格評価を用いる場合には、トラストは、トラストが適切と判断する要因を考慮に入れることができる。トラストは、特定証券に関する推移または市場指数の時価評価に基づき適性価格を決定することができる。トラストがその純資産総額を計算するために使用する証券の価格は、同一の証券についての相場または公表された価格と異なる場合がある。

従って、すでに報告された証券取引所の価格にも当てはまることであるが、適正価格評価手続きを利用して決定された組入有価証券の価格は、当該証券の売却の際に実現される価格と大幅に異なる場合がある。

トラストの受益証券の1口当たり純資産価格を決定する目的上、当初ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されているすべての資産および負債は、関連する為替取引市場に通常参加している主要な銀行による当該通貨の基準通貨に対する直近の買い呼値および売り呼値の仲値で、あるいはかかる主要ないくつかの銀行によって提供された相場を考慮した価格サービスに基づき、ファンドの基準通貨に換算される。当該取引所の取引終了時点においてかかる相場が入手できない場合には、管理会社の取締役会によってまたは取締役会の指示に従って、為替レートが誠実に決定されるものとする。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、トラスト資産の適正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイがファンド証券の1口当たり純資産価格の日々の決定を行うために管理会社により選任された。各評価基準時点についての1口当たり純資産価格は、当該ファンド営業日の米国東部時間午後6時頃に入手可能である。発行および買戻しの目的で、1口当たり純資産価格は、ルクセンブルグ版目論見書に記載される他の通貨に換算される。受益者は、管理会社および保管受託銀行の事務所において日々の1口当たり純資産価格を無料で入手できる。1口当たり純資産価格は、www.alliancebernstein.comのウェブサイトにおいて公表される。

（ロ）スイング・プライシングによる調整

ファンド証券の大量購入または買戻しによってもたらされるファンドの純資産総額の希薄化の影響に対処するために、管理会社の取締役会は、スイング・プライシング・ポリシーを導入した。

ファンドは、投資者によるファンド証券の購入、売却および／または転換から生じる現金の流入または流出に合わせてトレードを行うが、その際に発生する取引費用は、ファンド証券の購入、売却および／または転換の価格に反映されていないため、純資金のファンドへの流入またはファンドからの流出の結果、純資産総額が減少することになり、希薄化が起こる。希薄化は、ファンドの組入資産の購入もしくは売却の実際の費用が、取引手数料、税金および当該組入資産の呼び値スプレッド等の影響から、ファンドの当該資産の評価額と乖離する場合に発生する。希薄化は、ファンドの価額に悪影響を及ぼす可能性があり、よって受益者にも影響を与える可能性がある。

トラストのスイング・プライシング・ポリシーでは、いずれのファンド営業日においても、ファンド証券の取引による純資金の流入または純資金の流出の合計額が事前に決定されている限界値（管理会社の取締役会によって随時決定される。）を超えた場合には、かかる純資金の流入または純資金の流出に帰属させるべき費用を反映させるために、ファンドの純資産総額を上方調整または下方調整することができる（以下「スイング・プライシング」という。）。限界値は、市場の実勢条件、希薄化費用の見積もりおよびファンドの規模等の要因を考慮して、管理会社の取締役会が定める。スイング・プライシングによる調整の水準は定期的に見直され、管理会社の取締役会によって決定される取引費用の概算額を反映させるために調整されることがある。スイング・プライシングは、日々、当該限界値を超えたら自動的に発動される。スイング・プライシングによる調整は、当該ファンド営業日におけるすべてのファンド証券（およびすべての取引）に適用される。トラストのスイング・プライシング・ポリシーを見直し、実施する際、管理会社の取締役会は、とりわけリスク管理部門、法務・コンプライアンス部門、トレーディング部門および商品開発部門を含むA Bグループ内の様々な事業部門から意見および専門知識を得ることがある。

スイング・プライシングによる調整は、ポートフォリオによって異なることがあり、ポートフォリオが投資する特定の資産によって左右される。通常の市況下では、スイング・プライシングによる調整は、一般的に、ファンドの当初の純資産総額の2%を超えることはない。ただし、典型的にはボラティリティが高く、かつ、価格発見に困難が生じている特殊な状況では、取引費用が大幅に増大する可能性があり、管理会社の取締役会は、ファンドの既存の受益者を保護するため、スイング・プライ

シングによる調整を2%を超えて引き上げることと決定することがある。管理会社の取締役会は、かかる決定後実務上可能な限り速やかに、かかる決定をトラストのウェブサイト上で公表する。

投資者は、スイング・プライシングの適用がファンドの評価およびパフォーマンスの変動幅の拡大につながる可能性があること、また、スイング・プライシングを適用した結果、ある特定のファンド営業日において、ファンドの純資産総額がファンドの投資対象のパフォーマンスから乖離する可能性があることに留意する必要がある。典型的には、スイング・プライシングによる調整により、あるファンドの営業日にファンドへの純資金流入がある場合には1口当たり純資産価格は増加し、純資金流出がある場合には1口当たり純資産価格は減少する。特定のクラス受益証券についてインセンティブ報酬またはパフォーマンス報酬があるファンドの場合、当該インセンティブ報酬またはパフォーマンス報酬は、スイング・プライシング・メカニズムの影響を考慮することなく、適用される純資産総額に基づいて計算される。

スイング・プライシングによる調整が適用されないファンドについてはウェブサイト(<https://www.alliancebernstein.com/go/Swing-Pricing-Exclusion-List>)にて確認できる。

(ハ) 受益証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価格の計算の停止

管理会社は、次の場合、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、その結果としてファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治、経済、軍事もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価のために使用されている通常の通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドのための取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の計算が一時停止されたとしても、他のポートフォリオの資産が同じ状況により同程度の影響を受けない場合には、他のポートフォリオの受益証券について必ずしも同様の決定がなされるものではない。

1口当たり純資産価格の計算の一時停止は、当該停止が10日以上に亘ると見込まれる場合には、ルクセンブルグの法令規則に従って、受益者への通知方法として定められる方法により公表される。

(2) 【保管】

すべてのファンド証券は記名式で発行され、名義書換代理人が保持するファンドの受益者名簿がその所有の証拠となる。管理会社は、ファンド証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱う。申込時にファンド証券の券面が特別に請求されない場合は、当該ファンド証券は券面なしで発行される。

日本の投資者が販売会社を通じて取得したファンド証券は、販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録される。日本の実質受益者に対しては、販売会社から取引の都度「取引報告書」が交付される。また定期的に「取引残高報告書」が交付される。

ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合には、この限りではない。

(3) 【信託期間】

トラストならびにファンドを含む各ポートフォリオは、存続期間を無期限として設定された。ただし、後記「（５）その他、（イ）存続期間、解散および合併」に記載する解散の事由に該当する場合は除く。

（４）【計算期間】

トラストならびにファンドを含む各ポートフォリオの会計年度は毎年８月31日をもって終了する。

（５）【その他】

（イ）存続期間、解散および合併

トラストならびにファンドを含む各ポートフォリオは、存続期間を無期限として設立された。受益者、その相続人およびその他のいかなる実質的受益者もトラストもしくは各ポートフォリオの解散または分割を請求することはできない。ファンドを含む各ポートフォリオは、管理会社によりいつでも解散することができる。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルならびに管理会社および保管受託銀行が共同で決定する適切に配布されている新聞少なくとも２紙（少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。）に公表する。管理会社による解散決定日以降、当該ポートフォリオの受益証券を発行することはできない。トラストは、最後のポートフォリオが解散されるとき解散される。最後のポートフォリオの清算の場合、管理会社は受益者の最大の利益に資するようポートフォリオの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、各クラス証券の保有者に対し各クラスの当該権利に按分して、清算にかかる費用および経費を控除した当該ポートフォリオの各クラスの受益証券に帰属する純清算手取金を分配する。清算終了時に受領権限ある者に分配されなかった清算手取金は、適用ある消滅時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託公庫に預託される。

管理会社がトラストを終了せずにいずれかのポートフォリオの解散を決定する場合、当該ポートフォリオの各クラスの受益証券の保有者に対して、当該ポートフォリオの各クラスの受益証券の純資産総額の全額を返還する。当該決定は、管理会社により公告され、権利者に分配できない返還金額は、管理会社の取締役会が当該ポートフォリオの解散を決定した日から９ヵ月以内にルクセンブルグの供託公庫に預託される。管理会社の決定により、複数のポートフォリオを合併させることができるが、その場合、各クラスの受益証券は、他のポートフォリオのそれぞれ対応するクラスの受益証券に転換される。異なるクラスの受益証券の権利は、かかる場合、それぞれの純資産総額に比例して決定される。合併の通知は、合併で設定されたポートフォリオへの参加を希望しない投資者がその保有受益証券の買戻しを手数料なしで請求できるように合併の最低１ヶ月前に発せられる。

（ロ）発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

（ハ）約款

受益証券を取得することにより、各受益者は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間の関係を規定する約款を承認し、その全条項を受諾するものとする。

現行約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されており、同所で閲覧することができる。またその写しを入手することができる。

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合は、トラストに関して管轄権ある監督当局の承認を得て約款の全部または一部を変更することができる。約款の変更は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託される。変更の効力は、かかる預託がなされた旨ルクセンブルグのメモリアルに公告された日に発生する。ただし、約款変更書に別途規定される場合はこの限りではない。

日本においては、約款の重要事項の変更は、日本の実質受益者に通知される。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

管理会社および投資顧問会社のいずれも、3ヶ月以上前の書面通知（または管理会社と投資顧問会社が合意するそれより短期間の通知）によって、いつでも同契約を解除できる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これによって解釈されるものとする。

保管契約

管理会社および保管受託銀行のいずれも、90暦日以上前（いずれかの当事者の倒産を含む保管契約の一定の違反の場合にはそれより早く）に書面で通知することによりいつでも同契約を解除できる。ただし、同契約の解除の場合には、管理会社は、新しい保管受託銀行を任命するものとする。ただし、かかる解除の通知日から2ヶ月以内に新保管受託銀行が任命され、約款に基づく責任および職務を引受けることを条件とする。さらに、退任保管受託銀行の任命は、トラストの全資産が新保管受託銀行に移転されるまでは継続するものとする。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

管理契約

管理会社および管理事務代行会社のいずれも、90日以上前に書面で通知することによりいつでも同契約を解除できる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

管理会社および代行協会のいずれも、書面で通知することによりいつでも同契約を解除できる。ただし、日本において後任代行協会員が指定されることを条件とする。同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

(ホ) 証券取引所への上場

現在、クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）はルクセンブルグ証券取引所に上場されていない。

(ヘ) 資産の合同運用

ポートフォリオの投資方針により認められる場合、組入有価証券の効率的な運用の目的で、管理会社は、トラスト内またはトラスト外において一定のポートフォリオの資産を合同運用することを選択することができる。この場合、異なるポートフォリオの資産または異なる戦略の資産が共同で運用される。合同運用される資産は“プール”と呼ばれる。かかるプールの設定は、運用費用およびその他費用を削減するために計画された管理上の手段であり、受益者の法的権利・義務に変更を生じさせるものではない。プールは、独立の法的主体を構成することではなく、投資者には直接開示されない。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略の各々は、引続きその特定資産に対して権利を有するものとする。一以上のポートフォリオまたは一以上の戦略がプールされる場合、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産は、まず、当該プールの資産に対する各ポートフォリオまたは各戦略の当初の割合を基準にして決定され、追加の配分または取消しがあった場合には、変更される。各参加ポートフォリオまたは各参加戦略が合同運用資産に対して有する権利は、当該プールにおけるすべての投資および投資系列に適用される。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略を代表して行われた追加的投資は、各ポートフォリオまたは各戦略に各々の権利に応じて配分され、売却された資産は、同様に、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産に配賦される。

かかるプールの設定による課税上の影響については、ルクセンブルグにおいて検討が行われている。上記プールの設定を理由として発生するルクセンブルグの税金は重要なものではないと予想される。その他の法域においては、当該国に存在する証券が上記のとおりプールされている場合には、課税リスクの可能性はあるが、追加で発生する税金は重要でないと予想される。

6【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

投資者は、投資者自身がその名義にてトラストの受益者名簿に登録される場合にのみ、トラストに対し直接、その投資者としての権利を完全に行使することができる。仲介機関を通じてトラストに投資する投資者の場合（その場合、仲介機関は、投資者を代理して、仲介機関の名義にてトラストに投資する）、当該投資者は、その受益者としての権利の一部をトラストに対し直接行使することができない場合があることに留意する必要がある。投資者は、自身の権利について専門家の助言を得ることが推奨される。

従って、受益者が管理会社に対し受益証券に係る権利を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、トラストに登録されていなければならない。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の実質受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の実質受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。ただし、これらの日本の実質受益者は、純資産総額の計算の過誤および／または投資規則の違反および／またはファンド・レベルでのその他の過誤が発生した場合に常に補償を受けることができるとは限らない。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(イ) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために管理会社が決定した分配金を、持分に応じてファンドを代理する管理会社に請求する権利を有する。期日から5年以内に請求されなかった分配金は、その権利を喪失し、ファンドに帰属する。

(ロ) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の一部または全部の買戻しを、販売取扱会社を通じて、随時管理会社に請求する権利を有する。

(ハ) 残余財産分配請求権

トラストまたはファンドが償還された場合、受益者はファンドを代理する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(ニ) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお、日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する代理人は、

弁護士 三 浦 健

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドはアライアンス・バーンスタインのポートフォリオであるが、原文の財務書類はアライアンス・バーンスタインおよびポートフォリオにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては当該ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし「財務書類に対する注記」については、全ポートフォリオまたは他のポートフォリオに関して記載している箇所がある。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび各クラス受益証券の基準通貨で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（注1）本財務書類中、クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル建）は、それぞれ「AY JPY」、「BY JPY」および「A」と表示されている。

（注2）「財務諸表に対する注記」において、「ファンド」とは、アライアンス・バーンスタインを指し、「ポートフォリオ」とは、アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューフンド）を含む、アライアンス・バーンスタインの各ポートフォリオを指す。

(1) 【2024年8月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン

資産・負債計算書

2024年8月31日現在

アジア・エックス・ジャパン・
 エクイティ・ポートフォリオ
 (愛称：日興ABアジア・バリューフアンド)

	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券一時価	377,756,008	59,753,445
未収配当金および未収利息	335,997	53,148
定期預金	3,612,613	571,443
ファンド証券売却未収金	1,587,143	251,054
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
先物為替予約未実現評価益	240,332	38,016
スワップ未実現評価益	0	0
スワップに係る未収利息	0	0
保管受託銀行およびブローカー預託金	2,027,282	320,675
金融先物契約未実現評価益	0	0
投資有価証券売却未収金	102,087	16,148
貸付証券収益の未収金	0	0
その他未収金	0	0
	<u>385,661,462</u>	<u>61,003,930</u>
負 債		
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	0	0
投資有価証券購入未払金	299,578	47,387
未払分配金	480,068	75,937
先物為替予約未実現評価損	3,018	477
スワップに係る未払利息	0	0
ファンド証券買戻未払金	370,546	58,613
金融先物契約未実現評価損	0	0
スワップ未実現評価損	0	0
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
未払費用その他債務	2,092,719	331,026
	<u>3,245,929</u>	<u>513,441</u>
純資産	<u>382,415,533</u>	<u>60,490,489</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン

運用および純資産変動計算書

2024年8月31日に終了した年度

	アジア・エックス・ジャパン・ エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューファンド)	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
利息	187,578	29,671
スワップ収益	0	0
配当金、純額	10,041,924	1,588,432
貸付証券収益、純額	105	17
	<u>10,229,607</u>	<u>1,618,119</u>
費 用		
管理報酬	3,699,495	585,186
スワップに係る費用	0	0
管理会社報酬	112,253	17,756
販売報酬	77,367	12,238
名義書換代行報酬	175,121	27,701
税金	116,900	18,491
保管報酬	193,837	30,661
専門家報酬	170,049	26,898
会計および管理事務代行報酬	66,807	10,568
印刷費	17,847	2,823
その他	77,234	12,217
	<u>4,706,910</u>	<u>744,539</u>
費用払戻または権利放棄	(832)	(132)
純費用	<u>4,706,078</u>	<u>744,407</u>
投資純収益	<u>5,523,529</u>	<u>873,712</u>
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、 金融先物契約、オプションおよび通貨 源泉税	3,194,164	505,253
	(1,887,733)	(298,602)
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	53,830,300	8,514,877
金融先物契約	0	0
先物為替予約	412,277	65,214
スワップ	0	0
外貨	21,743	3,439
運用実績	<u>61,094,280</u>	<u>9,663,893</u>
ファンド証券取引		
増（減）額	6,268,072	991,484
分配金	(6,048,455)	(956,745)
純資産		
期 首	321,101,636	50,791,857
為替換算調整	<u>0</u>	<u>0</u>
期 末	<u>382,415,533</u>	<u>60,490,489</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン

発行済証券数

2024年8月31日現在

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ

(愛称：日興ABアジア・バリューファンド)

受益証券のクラス	(口)
A	449,433
A AUD H	208,115
A EUR	2,831,551
A HKD	23,077
A SGD H	4,061
AD	1,654,267
AD AUD H	1,928,138
AD CAD H	457,396
AD EUR	44,644
AD EUR H	30,132
AD GBP H	214,284
AD HKD	893,396
AD NZD H	459,683
AD ZAR H	1,651,626
AY JPY	106,242,295
BY JPY	222,411,001
C	242
C EUR	3,459
ED	28,735
ED AUD H	17,254
I	2,000,954
I EUR	5,830
I GBP	382
S	530,928
S HKD	416,262
S1	2,386,633
S1 EUR	311
SD	519,257

アライアンス・バーンスタイン

統計情報

(\$:米ドル/AUD:豪ドル/€:ユーロ/HKD:香港ドル/SGD:シンガポール・ドル/

CAD:カナダ・ドル/£:スターリング・ポンド/NZD:ニュージーランド・ドル/

CNH:中国元/R:南アフリカ・ランド/\:日本円で表示)

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ

(愛称:日興ABアジア・バリューフアンド)

	2024年8月31日	2023年8月31日	2022年8月31日
純資産	\$ 382,415,533	\$ 321,101,636	\$ 495,340,478

各クラス受益証券1口当たり純資産価格

A	\$	25.60	\$	21.56	\$	21.89
A AUD H	AUD	24.17	AUD	20.67	AUD	21.66
A EUR	€	23.15	€	19.87	€	21.77
A HKD	HKD	199.66	HKD	169 .06	HKD	171.82
A SGD H	SGD	17.69	SGD	15.16	SGD	15.69
AD	\$	14.83	\$	12.99	\$	13.74
AD AUD H	AUD	12.34	AUD	10.86	AUD	11.75
AD CAD H	CAD	10.68	CAD	9.38	CAD	10.04
AD EUR	€	13.57	€	12.07	€	13.71
AD EUR H	€	13.24	€	11.63	€	12.46
AD GBP H	£	13.15	£	11.55	£	12.39
AD HKD	HKD	115.76	HKD	101.92	HKD	107.91
AD NZD H	NZD	13.49	NZD	11.88	NZD	12.84
AD RMB H(4)		N/A	CNH	79.22	CNH	85.40
AD ZAR H	R	95.68	R	84.28	R	90.69
AY JPY	\	2.70	\	2.26	\	2.19
BD		N/A		N/A	\$	13.65
BD AUD H		N/A		N/A	AUD	11.74
BD HKD		N/A		N/A	HKD	107.18
BY JPY	\	2.54	\	2.14	\	2.08
C	\$	23.95	\$	20.26	\$	20.67
C EUR	€	21.69	€	18.67	€	20.57
ED	\$	12.81	\$	11.18	\$	11.79
ED AUD H	AUD	14.78	AUD	12.97	AUD	13.98
I	\$	28.83	\$	24.08	\$	24.25
I AUD H(5)		N/A	AUD	23.42	AUD	24.34
I EUR	€	26.06	€	22.19	€	24.13
I GBP	£	24.65	£	21.34	£	23.45
S	\$	33.79	\$	27.93	\$	27.85
S HKD	HKD	263.53	HKD	219.06	HKD	218.61
S1	\$	29.53	\$	24.63	\$	24.78

S1 EUR	€	26.73	€	22.72	€	24.66
SD	\$	101.09	\$	88.86	\$	94.48

(N/A : 該当なし)

- (4) 最終的な1口当たり純資産価格78.89中国元で2023年11月21日に清算された。
- (5) 最終的な1口当たり純資産価格23.47豪ドルで2023年11月21日に清算された。

アライアンス・バーンスタイン

財務書類に対する注記

2024年8月31日に終了した年度

注A：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年7月13日付EC通達2009/65（改正済）の第1条（2）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは現在、運用中の10種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

アライアンス・バーンスタインーダイナミック・ダイバーシファイド・ポートフォリオは清算された。最終公式純資産価額（「NAV」）は2023年9月19日に計算された。2024年8月31日現在、本ポートフォリオの現金残高は7,123米ドルであった。年度末現在、流動性の低い証券2銘柄が保管受託銀行で売却されずに残っている。これらの証券を売却するための公開市場は存在しない。

取締役会は、2024年3月8日付で、アライアンス・バーンスタインーショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオの現在のクラスS1受益証券をクラスS1T受益証券に再指定することを承認する決議をした。

取締役会は、アライアンス・バーンスタインーチャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオのすべての資産および負債を、アライアンス・バーンスタイン SICAVーオール・チャイナ・エクイティ・ポートフォリオに譲渡（以下「合併」という。）することを承認する決議をした。当該合併は、1：1の交換比率で、2024年3月8日付で実施された。ただし、例外として、クラスA、IおよびS1は、それぞれ1：3.8669、1：4.5445および1：0.7566の交換比率で実施された。

以下は、各ポートフォリオの設定日および2024年8月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタインー	設定日	販売クラス受益証券
グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ	2003年8月29日	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP, S1 SGD
エマージング・マーケット・グロス・ポートフォリオ	1992年10月29日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR, S1 GBP
アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月27日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I EUR, I GBP, S, S HKD, S1, S1 EUR, SD
ジャパン・ストラテジック・バリュエー・ポートフォリオ	2005年12月14日	A, A CZK H, A EUR, A EUR H, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I USD, I USD H, S1 EUR, S1 USD, SD

アライアンス・バーンスタインー	設定日	販売クラス受益証券
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	1996年9月13日	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, I, I2, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1T, SA
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年9月19日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, BT AUD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H, WT RMB H
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年6月30日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD, WT SGD H
ヨーロッパ・インカム・ポートフォリオ	1999年2月25日	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA USD H, IT, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA USD H, WT, WT USD H
エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	2006年3月22日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, S1L, SA
モーゲージ・インカム・ポートフォリオ	1994年9月26日	A, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBP H, AT HKD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR H, S1L, SA

注B：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して継続企業を前提とした会計基準で作成されている。ただし、ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオについては、取締役会が2024年11月19日付で当該ポートフォリオを清算することを決定したため、当該財務書類は非継続企業を前提とした会計基準で作成されている。その結果、当該ポートフォリオの資産は実現可能な見積価額で計上され、負債は見積決済金額で計上されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

1. 評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼び値および売り呼び値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点でそれら証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。したがって、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産価額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

したがって、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所またはその他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価額で評価された証券のみについて採用している。

債券（i）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ii）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（iii）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下

または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続きに従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー・ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま期間満了となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

1.6 他の投資信託（「UCIs」）への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産価額で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現（損）益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上され

る。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡／（前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

2. 創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

3. 配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現／未実現損益は、直接当該クラスの負担／配分とされる。

ポートフォリオの全クラスS受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用ある場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスS受益証券に配分される。

4. 外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の買い呼び値および売り呼び値の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.1054および平均レート1.0808、日本円対米ドルの現物レート0.0068および平均レート0.0066である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

5. 投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

7. スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

ファンドは、2015年11月2日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）、純資産価額調整方針を実施した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産価額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。

スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産価額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常、関連する純資産価額の2%を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。

統計情報で開示されている受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額が公表受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書で開示されている純資産総額は、期末時点のあらゆるスイング調整を除外した純資産合計である。

スイング・プライシングの対象であったすべてのポートフォリオのうち、2024年8月31日に終了した報告期間中に純資産価額がスイング調整されたダイナミック・ダイバーシファイド・ポートフォリオを除き、純資産価額にスイング調整が行われたポートフォリオはなかった。

注C：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

注D：分配

管理会社は、現時点ではグローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ：

・クラスA、B、C、I、N、S、SIおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

- ・クラスADおよびED受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューファンド）：

- ・クラスA、C、I、SおよびSI受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
- ・クラスAD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、AX、C、IおよびS受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAJ、AT、CT、IT、NTおよびSIT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、C2、I2、N2、S1、S2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスIQDおよびS1QD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。
- ・クラスAK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスS1L受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、実施する意向である。当該分配は、受益証券のクラスに帰属する資本からは支払われない。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、S1D、S1D2、WTおよびZT受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未

実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

- ・S1QD受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび／または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注E：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、（日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され）以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタインー	クラス		アライアンス・バーンスタインー	クラス	
	受益証券	%		受益証券	%
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ			ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ（続き）		
	Class S1	1.20%		Class AX	1.00%
	Class S1 EUR	1.20%		Class C	1.60%
	Class S1 GBP	1.20%		Class C2	1.60%
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ				Class C2 EUR H(d)	1.60%
	Class A	2.05%		Class I	0.575%
	Class A AUD H	2.05%		Class I EUR(d)	0.575%
	Class A EUR	2.05%		Class I2	0.575%
	Class A HKD	2.05%		Class I2 EUR(d)	0.575%
	Class A SGD H	2.05%		Class I2 EUR H	0.575%
	Class AD	2.05%		Class IT	0.575%
	Class AD AUD H	2.05%		Class N2	1.70%
	Class AD CAD H	2.05%		Class NT	1.70%
	Class AD EUR	2.05%		Class S	0.10%
	Class AD EUR H	2.05%		Class S1 2	0.35%
	Class AD GBP H	2.05%		Class S1 2 EUR	0.35%
	Class AD HKD	2.05%		Class S1 EUR H	0.35%
	Class AD NZD H	2.05%		Class SIT	0.35%
	Class AD RMB H(d)	2.05%		Class SA	0.10%
	Class AD ZAR H	2.05%	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
	Class AY JPY	2.05%		Class S1	1.00%
	Class BY JPY	2.52%		Class S1 EUR	1.00%
	Class C	2.50%		Class S1 EUR H	1.00%
	Class C EUR	2.50%		Class S1D	1.00%
	Class ED	3.05%		Class S1D2	1.00%
	Class ED AUD H	3.05%		Class S1L GBP H	1.00%
	Class I	1.25%		Class SA	0.10%
	Class I AUD H(d)	1.25%		Class SHK	0.10%
	Class I EUR	1.25%		Class SK	0.75%
	Class I GBP	1.25%	アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
	Class S	0.30%		Class A	1.50%
	Class S HKD	0.30%		Class A EUR	1.50%
	Class S1	1.20%		Class A2	1.50%
	Class S1 EUR	1.20%		Class A2 CHF H	1.50%
	Class SD	0.30%		Class A2 DUR PH	1.50%
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ				Class A2 EUR	1.50%
	Class A	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class A EUR	1.20%		Class A2 HKD	1.50%
	Class A2	1.20%		Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 EUR	1.20%		Class A2 SGD	1.50%
	Class A2 EUR H	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%
	Class A2 HKD	1.20%		Class AA	1.50%
	Class A2 SGD H	1.20%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA	1.20%		Class AA CAD H	1.50%
	Class AA AUD H	1.20%		Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA CAD H	1.20%		Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.20%		Class AA GBP H	1.50%
	Class AA HKD	1.20%		Class AA HKD	1.50%
	Class AA SGD H	1.20%		Class AA NZD H	1.50%
	Class AJ	1.00%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AT	1.20%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AT AUD H	1.20%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AT CAD H	1.20%		Class AK	1.50%
	Class AT EUR	1.20%		Class AK EUR	1.50%
	Class AT EUR H	1.20%		Class AK EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.20%		Class AR EUR	1.50%
	Class AT HKD	1.20%		Class AR EUR H	1.50%
	Class AT NZD H	1.20%		Class AT	1.50%
	Class AT SGD H	1.20%		Class AT AUD H	1.50%

アライアンス・バーンスタインー	クラス		アライアンス・バーンスタインー	クラス	
	受益証券	%		受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）			アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
	Class AT CAD H	1.50%		Class IA AUD H	0.95%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class IT	0.95%
	Class AT EUR	1.50%		Class IT AUD H	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class IT CAD H	0.95%
	Class AT GBP H	1.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class AT HKD	1.50%		Class IT GBP H	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class IT HKD	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class IT JPY	0.95%
	Class AT SGD	1.50%		Class IT JPY H	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class IT NZD H	0.95%
	Class B	2.20%		Class IT RMB H	0.95%
	Class B2	2.20%		Class IT SGD(h)	0.95%
	Class BT	2.20%		Class IT SGD H	0.95%
	Class C	1.95%		Class L2(d)	1.05%
	Class C EUR	1.95%		Class LT(d)	1.05%
	Class C2	1.95%		Class N2	2.05%
	Class C2 EUR	1.95%		Class NT	2.05%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class S	0.15%
	Class CT	1.95%		Class S1	0.65%
	Class EA	2.00%		Class S1D	0.65%
	Class EA AUD H	2.00%		Class S1D2	0.65%
	Class EA ZAR H	2.00%		Class SA	0.15%
	Class I	0.95%		Class SHK	0.15%
	Class I EUR	0.95%		Class W	0.95%
	Class I2	0.95%		Class W2	0.95%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class I2 DUR PH(g)	0.95%		Class WT	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%		Class WT AUD H	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%		Class WT EUR H	0.95%
	Class I2 HKD	0.95%		Class WT GBP H	0.95%
	Class I2 SGD(d)	0.95%		Class WT HKD	0.95%
	Class I2 SGD H	0.95%		Class WT SGD H	0.95%
	Class IA	0.95%			

(d) 2023年11月21日付で清算されたクラス受益証券

(g) 2024年2月26日付で清算されたクラス受益証券

(h) 2024年5月29日付で清算されたクラス受益証券

2024年8月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2024年8月31日現在のポートフォリオの未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 832	-
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 76,679	-
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 17	-

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表1に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、全クラスE受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。クラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2024年8月31日に終了した年度に23,178,581米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2024年8月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は317,785米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2024年8月31日に終了した年度に、6,272ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および／または新規発行に関する取引に従事していない。ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および／または通常の商業条件で行われた。2024年8月31日に終了した年度に、関係会社である、サンフォード C. バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシー（2024年3月31日まで）およびバーンスタイン・インスティテューショナル・サービスズ・エルエルシー（2024年4月1日以降）およびバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーのサービスを利用した証券取引に対して支払われた手数料はなかった。管理会社の経営陣の数人は、投資顧問会社および／またはその関係会社の従業員および／または役員である。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－サステナブル・ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAV－US・ハイ・イールド・ポートフォリオに投資する。アメリカン・インカム・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタインSICAV－US・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－グローバル・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－サステナブル・インカム・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインSICAV－USD・コーポレート・ボンド・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。当年度末において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

注F：ソフト・コミッション契約および取引費用

2024年8月31日に終了した年度中に、適用ある法律に基づいて、投資顧問会社および関連副投資顧問会社（適用ある場合。）は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。ソフト・コミッション契約は、ファンドのための取引の執行が最良の執行基準に合致することに基づいて締結され、投資顧問会社は、ソフト・コミッション契約締結時に、仲介料の規模や性質など、最良の執行基準に関する多くの要因を考慮する。

さらに、特定のポートフォリオの投資戦略の性質上、投資顧問会社がアライアンス・バーンスタイン・リミテッドに投資顧問業務を委任する場合を含め、ソフトコミッション契約に関連するすべての費用は「細分化」され、適用法の要件に従って、投資顧問会社またはその再委託先が負担することがある。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。

受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデーション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。

債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および／または費用払戻の計算から除外される。

2024年8月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	取引費用
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	\$ 1,203,786
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 1,062,052
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 30,201
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	\$ 302,744
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 2,006,671

注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入または売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、資産・負債計算書の「先物為替予約未実現評価（損）益」の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の1口当たり純資産価格に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、先物為替予約のための担保として使用される。

注H：レポ契約

レポ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レポ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2024年8月31日現在、レポ契約はなかった。

2024年8月31日に終了した年度中にレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注I：リバースレポ契約

リバースレポ契約はレポ契約と類似するが、レポ契約では、売り手が買い戻すことを条件に証券を現金で購入する一方、リバースレポ契約では、ファンドがポートフォリオ資産を売却するにあたって、それと同一の資産を後日ファンドが売却価格より少し高い確定価格で買い戻すことを条件とする。リバースレポ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利息を受領し続ける。一般的に、リバースレポ契約の効果は、ファンドがリバースレポ契約の期間中、対象となるポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつ当該ポートフォリオ証券に投資された現金の全部または大部分を回収できることである。

この取引が有利になるのは、リバースレポ取引によるファンドの「金利コスト」、すなわち証券の売却価格と買戻し価格との差額が、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達する費用よりも少ない場合である。

2024年8月31日現在、リバースレポ契約はなかった。

2024年8月31日に終了した年度中にリバースレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注J：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを2当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップ未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

注M：担保

2024年8月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

	ブローカーが 保有する現金	ブローカーに 負担する現金
アライアンス・バーンスタインー		
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 81,999	77,451
モルガン・スタンレー	\$ 1,289,144	589,970
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 9,499,228	9,713,004

モルガン・スタンレー	\$	91,586,789	208,837,291
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
シティバンク	\$	—	205,297,524
モルガン・スタンレー	\$	98,969	563,265

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2024年8月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
アライアンス・バーンスタイン—		
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 8,418,750	—
U.S. Treasury Notes, 4.00%, 06/30/2028	\$ 13,619,957	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 108,975,462	—
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 8/15/2029	\$ 182,708,156	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 110,452,106	—

注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2024年8月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2024年8月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として行為する）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、貸付証券業務の提供に関して22,200米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。2024年8月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタインー	評価額	担保の時価
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ		
BNPパリバ	\$ 1,995,400	2,095,431

注O：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

注P：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2024年8月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM バーンスタイン・グローバル・グロース・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ・グローバル・パリュール・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ

注Q：ジョイント・クレジット・ファシリティ

ファンドは、他の投資ファンド（以下「参加ファンド」という。）とともに、一定の制限の下で、償還およびその他の短期流動性要件に関連する短期資金調達を提供することを目的とした3億米ドルのリボルビング・クレジット・ファシリティ（以下「クレジット・ファシリティ」という。）に参加している。クレジット・ファシリティに関連する手数料は、参加ファンドによって支払われ、連結損益計算書のその他の費用に含まれている。ファンドは、2024年8月31日に終了した年度において、クレジット・ファシリティを利用しなかった。

注R：後発事象

アライアンス・バーンスタイン－ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは清算された。最終公式純資産価額は2024年11月19日に計算された。

表1
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率 [*]
アライアンス・バーンスタインー				
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ				
（愛称：日興ABアジア・バリューファンド）				
受益証券のクラス				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD RMB H(d)	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.45%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
ED AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.00%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.20%
I AUD H(d)	0.90%	0.05%	N/A	1.23%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.17%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%
S HKD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.08%
S1 EUR	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.05%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%
(N/A ： 該当なし)				

＊ 無監査。年率換算。総費用比率（TER）の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association（SFAMA）の2008年5月16日付ガイドラインに基づく。

(d) 2023年11月21日で清算されたクラス受益証券

管理会社報酬：
(8) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のうちいずれか低い方の額に相当する年間報酬

表2
ポートフォリオ回転率

	回転率 [*] (無監査)
アライアンス・バーンスタインー アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューファンド)	99.44%

＊ 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

③【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表
2024年8月31日現在アライアンス・バーンスタインー
アジア・エックス-ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
(愛称：日興ABアジア・バリューフاند)

	株数	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
証券取引所に上場、またはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券			
普通株			
情報技術			
電子装置・機器・部品			
Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	1,766,000	\$ 10,185,277	2.7%
Tripod Technology Corp.	524,000	3,382,495	0.9
Unimicron Technology Corp.	1,126,000	5,754,955	1.5
		<u>19,322,727</u>	<u>5.1</u>
情報技術サービス			
FPT Corp.	2,216,194	12,011,940	3.1
半導体・半導体製造装置			
King Yuan Electronics Co., Ltd.	2,328,000	8,805,502	2.3
MediaTek, Inc.	204,000	7,907,471	2.1
SK Hynix, Inc.	120,330	15,646,458	4.1
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	1,125,000	33,197,874	8.7
		<u>65,557,305</u>	<u>17.2</u>
コンピュータ・周辺機器			
Quanta Computer, Inc.	541,000	4,532,291	1.2
Samsung Electronics Co., Ltd.	327,120	18,194,420	4.8
		<u>22,726,711</u>	<u>6.0</u>
		<u>119,618,683</u>	<u>31.4</u>
金融			
銀行			
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	26,092,900	9,032,482	2.4
BDO Unibank, Inc.	612,520	1,666,840	0.4
China Merchants Bank Co., Ltd. - Class H	2,169,000	8,998,326	2.4
CIMB Group Holdings Bhd	2,261,500	4,290,179	1.1
City Union Bank Ltd.	1,161,277	2,367,657	0.6
Hana Financial Group, Inc.	154,870	7,176,295	1.9
Industrial & Commercial Bank of China Ltd. - Class H	12,037,000	6,930,946	1.8
KB Financial Group, Inc.	267,870	17,225,013	4.5
Metropolitan Bank & Trust Co.	3,029,290	3,965,322	1.0
Shanghai Pudong Development Bank Co., Ltd. - Class A	7,620,700	9,062,599	2.4
State Bank of India	203,275	1,978,672	0.5
		<u>72,694,331</u>	<u>19.0</u>
金融サービス			
L&T Finance Ltd.	1,973,310	3,996,205	1.0
保険			
DB Insurance Co., Ltd.	64,180	5,573,141	1.5
PICC Property & Casualty Co., Ltd. - Class H	3,560,000	4,611,044	1.2
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class A	678,100	4,211,849	1.1
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class H	1,293,000	6,201,518	1.6
Samsung Fire & Marine Insurance Co., Ltd.	16,560	4,295,422	1.1
Samsung Life Insurance Co., Ltd.	59,730	4,346,114	1.1
		<u>29,239,088</u>	<u>7.6</u>
		<u>105,929,624</u>	<u>27.6</u>
一般消費財・サービス			
自動車			
BYD Co., Ltd. - Class H	131,000	4,052,066	1.1
Hyundai Motor Co.	41,280	7,895,377	2.1
Kia Corp.	50,000	3,971,254	1.0
		<u>15,918,697</u>	<u>4.2</u>
大規模小売り			
Alibaba Group Holding Ltd. - Class H	485,100	5,066,993	1.3
PDD Holdings, Inc. (ADR)	74,170	7,128,479	1.9
		<u>12,195,472</u>	<u>3.2</u>
家庭用耐久財			
Gree Electric Appliances, Inc. of Zhuhai - Class A	962,808	5,392,132	1.4
繊維・アパレル・贅沢品			
Bosideng International Holdings Ltd. - Class H	10,688,000	5,249,563	1.4
Zhejiang Semir Garment Co., Ltd. - Class A	373,128	238,444	0.1
		<u>5,488,007</u>	<u>1.5</u>
		<u>38,994,308</u>	<u>10.3</u>
素材			
化学			
Kumho Petrochemical Co., Ltd.	34,890	3,575,582	0.9
UPL Ltd.	713,393	5,088,601	1.3

	利率	日付 (月/日/年)	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Yunnan Yuntianhua Co., Ltd. - Class A			2,082,700 \$	6,064,106 1.6%
			14,728,289	3.8
金属・鉱業				
Shandong Nanshan Aluminum Co., Ltd. - Class A			14,113,800	7,307,021 1.9
Zijin Mining Group Co., Ltd. - Class H			3,586,000	7,275,196 1.9
			14,582,217	3.8
			29,310,506	7.6
公益事業				
電力				
Power Grid Corp. of India Ltd.			1,306,918	5,284,002 1.4
ガス				
GAIL India Ltd.			4,534,123	12,790,718 3.3
Kunlun Energy Co., Ltd. - Class H			9,229,000	9,243,439 2.4
			22,034,157	5.7
			27,318,159	7.1
資本財・サービス				
電気設備				
Henan Pinggao Electric Co., Ltd. - Class A			1,385,100	3,591,344 0.9
コングロマリット				
SK Square Co., Ltd.			93,030	5,466,823 1.4
機械				
Yutong Bus Co., Ltd. - Class A			617,300	1,857,451 0.5
Zoomlion Heavy Industry Science & Technology Co., Ltd. - Class A			2,059,000	1,835,709 0.5
			3,693,160	1.0
運送インフラ				
Shandong Hi-speed Co., Ltd. - Class A			2,052,200	2,628,669 0.7
Tangshan Port Group Co., Ltd. - Class A			5,172,403	3,611,835 0.9
			6,240,504	1.6
			18,991,831	4.9
エネルギー				
石油・ガス・消耗燃料				
PetroChina Co., Ltd. - Class H			12,950,000	11,741,324 3.1
Thai Oil PCL			2,311,000	3,618,939 0.9
			15,360,263	4.0
コミュニケーション・サービス				
娯楽				
International Games System Co., Ltd.			86,000	2,094,217 0.6
インタラクティブ・メディアおよびサービス				
Tencent Holdings Ltd. - Class H			191,500	9,381,236 2.5
			11,475,453	3.1
不動産				
工業用不動産投資信託				
CapitaLand Ascendas REIT			1,596,800	3,524,107 0.9
不動産管理・開発				
Ayala Land, Inc.			11,505,300	7,233,074 1.9
			10,757,181	2.8
投資有価証券合計				
(取得原価 \$327,632,210)			\$ 377,756,008	98.8%
定期預金				
ANZ, Hong Kong(a)	3.44 %	-	114	0.0
BNP Paribas, Paris(a)	1.71 %	-	518,996	0.1
DNB, Oslo(a)	3.05 %	-	201	0.0
HSBC, Singapore(a)	2.11 %	-	341	0.0
Scotiabank, Toronto(a)	3.30 %	-	6	0.0
SMBC, London(a)	3.90 %	-	34	0.0
SMBC, London(a)	4.68 %	-	3,086,061	0.8
SMBC, Tokyo(a)	2.62 %	-	68	0.0
Standard Chartered Bank, Johannesburg(a)	6.46 %	-	6,792	0.0
定期預金合計			3,612,613	0.9
負債控除後その他資産			1,046,912	0.3
純資産			\$ 382,415,533	100.0%

先物為替予約

取引相手方	引渡契約 (単位：千)		～と交換に (単位：千)		決済日 (月／日／年)	未実現 評価（損）益
Brown Brothers Harriman & Co.+	AUD	419	USD	285	09/23/2024	\$ 796
Brown Brothers Harriman & Co.+	AUD	198	USD	134	09/23/2024	(407)
Brown Brothers Harriman & Co.+	CAD	61	USD	45	09/23/2024	66
Brown Brothers Harriman & Co.+	EUR	5	USD	6	09/23/2024	38
Brown Brothers Harriman & Co.+	GBP	35	USD	46	09/23/2024	245
Brown Brothers Harriman & Co.+	NZD	59	USD	37	09/23/2024	30
Brown Brothers Harriman & Co.+	NZD	78	USD	49	09/23/2024	(65)
Brown Brothers Harriman & Co.+	SGD	1	USD	1	09/23/2024	1
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	20,127	AUD	29,847	09/23/2024	85,583
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	18	AUD	26	09/23/2024	(58)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	3,655	CAD	4,979	09/23/2024	41,292
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	452	EUR	406	09/23/2024	(2,009)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	3,744	GBP	2,874	09/23/2024	31,013
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	0*	GBP	0*	09/23/2024	(2)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	3,928	NZD	6,388	09/23/2024	65,552
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	55	SGD	72	09/23/2024	41
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	1	SGD	1	09/23/2024	(0)**
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	9,151	ZAR	163,682	09/23/2024	15,148
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	1	ZAR	14	09/23/2024	(4)
Brown Brothers Harriman & Co.+	ZAR	2,298	USD	129	09/23/2024	527
Brown Brothers Harriman & Co.+	ZAR	997	USD	55	09/23/2024	(473)
						\$ 237,314
						評価益 \$ 240,332
						評価損 \$ (3,018)

+ ポートフォリオまたはクラス受益証券のヘッジ目的で使用。

* 500未満の契約金額。

** 0.50未満の金額。

(a) 翌日物預金。

通貨略称：

AUD - 豪ドル
CAD - カナダ・ドル
EUR - ユーロ
GBP - 英ポンド
NZD - ニュージーランド・ドル
SGD - シンガポール・ドル
USD - 米ドル
ZAR - 南アフリカ・ランド

用語説明：

ADR - 米国預託証券
REIT - リート（不動産投資信託）

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

August 31, 2024

AB FCP I

	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	\$ 97,665,816	\$ 531,351,946	\$ 377,756,008
Dividends and interest receivable	116,954	767,395	335,997
Time deposits	1,975,685	10,002,176	3,612,613
Receivable for capital stock sold	14,382	280,195	1,587,143
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	178,315	11,294	240,332
Unrealized appreciation on swaps	-0-	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	-0-	-0-	-0-
Cash at depository and broker	79,601	3,016,374	2,027,282
Unrealized appreciation on financial futures contracts	-0-	-0-	-0-
Receivable for investment securities sold	1,593,523	-0-	102,087
Receivable on securities lending income	87	100	-0-
Other receivables	4,654	-0-	-0-
	<u>101,629,017</u>	<u>545,429,480</u>	<u>385,661,462</u>
LIABILITIES			
Due to depository and broker	185,047	-0-	-0-
Payable for investment securities purchased	821,812	581,192	299,578
Dividends payable	-0-	2,720	480,068
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	149,980	7,555	3,018
Interest payable on swaps	-0-	-0-	-0-
Payable for capital stock redeemed	137,656	905,483	370,546
Unrealized depreciation on financial futures contracts	-0-	-0-	-0-
Unrealized depreciation on swaps	-0-	-0-	-0-
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	229,566	1,017,695	2,092,719
	<u>1,524,061</u>	<u>2,514,645</u>	<u>3,245,929</u>
NET ASSETS	<u>\$ 100,104,956</u>	<u>\$ 542,914,835</u>	<u>\$ 382,415,533</u>

See notes to financial statements.

AB FCP I

Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
¥ 8,180,045,112	\$ 457,619,445	\$ 15,919,733,621	\$ 26,659,604,877	€ 1,228,646,948	\$ 464,051,448	\$ 1,105,737,188
5,894,394	4,827,826	231,677,929	329,474,921	22,162,128	7,739,989	5,850,666
125,674,963	10,454,374	194,972,667	151,446,030	9,580,721	7,455,409	141,970,468
1,847,234	1,174,553	83,843,245	301,148,581	4,291,118	1,901,373	8,901,070
-0-	-0-	95,549,151	75,285,182	-0-	-0-	-0-
5,435,097	1,493,549	36,769,662	105,154,993	13,577,392	2,372,085	303,429
-0-	-0-	10,969,839	143,611,965	-0-	-0-	876,587
-0-	866	14,601,761	110,553,804	-0-	75,287	2,051,416
-0-	1,371,143	101,086,017	98,969	1,970,930	3,315,649	2,700,862
-0-	87,678	4,412,874	14,082,735	3,362,410	-0-	-0-
-0-	-0-	3,413,222	108,479	499,374	-0-	641,708
128,777	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
659,062	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	56,490
<u>8,319,684,639</u>	<u>477,029,434</u>	<u>16,697,029,988</u>	<u>27,890,570,536</u>	<u>1,284,091,021</u>	<u>486,911,240</u>	<u>1,269,089,884</u>
59,450	676,086	242,411,474	280,867,137	607,845	722,334	2,298,523
-0-	20,059,188	33,956,326	204,430,818	73,389	-0-	116,130,332
7,139,027	589,234	105,025,740	117,237,691	6,156,478	1,593,514	3,464,911
450,938	1,362,753	49,225,279	99,496,436	5,605,945	508,242	162,365
-0-	297	-0-	105,453,111	142,198	199,408	2,266,928
18,611,715	580,537	23,464,424	56,261,735	2,231,000	384,348	2,167,490
-0-	94,378	2,119,437	31,315,923	33,470	333,195	-0-
-0-	9,812	1,893,956	24,182,309	22,751	164,923	1,320,077
-0-	-0-	1,197,343	-0-	1,194,378	933,963	361
<u>16,273,082</u>	<u>489,962</u>	<u>23,769,424</u>	<u>30,886,263</u>	<u>1,448,786</u>	<u>521,933</u>	<u>1,042,530</u>
<u>42,534,212</u>	<u>23,862,247</u>	<u>483,063,403</u>	<u>950,131,423</u>	<u>17,516,240</u>	<u>5,361,860</u>	<u>128,853,517</u>
<u>¥ 8,277,150,427</u>	<u>\$ 453,167,187</u>	<u>\$ 16,213,966,585</u>	<u>\$ 26,940,439,113</u>	<u>€ 1,266,574,781</u>	<u>\$ 481,549,380</u>	<u>\$ 1,140,236,367</u>

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES (continued)

August 31, 2024

AB FCP I

	Combined (USD)
ASSETS	
Investments in securities at value	\$ 46,977,634,175*
Dividends and interest receivable	605,024,805*
Time deposits	533,334,541
Receivable for capital stock sold	403,606,505
Upfront premiums paid on swap contracts	170,834,333
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	161,569,067
Unrealized appreciation on swaps	155,458,391
Interest receivable on swaps	127,283,134
Cash at depository and broker	115,874,563
Unrealized appreciation on financial futures contracts	22,300,095
Receivable for investment securities sold	6,411,027
Receivable on securities lending income	1,063
Other receivables	65,625
	<u>49,279,397,324*</u>
LIABILITIES	
Due to depository and broker	527,832,917
Payable for investment securities purchased	376,360,370
Dividends payable	234,942,824*
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	157,115,506
Interest payable on swaps	108,076,930
Payable for capital stock redeemed	86,864,926
Unrealized depreciation on financial futures contracts	33,899,931
Unrealized depreciation on swaps	27,596,226
Upfront premiums received on swap contracts	3,451,932
Accrued expenses and other liabilities	61,762,237
	<u>1,617,903,799*</u>
NET ASSETS	<u>\$ 47,661,493,525*</u>

* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS**For the year ended August 31, 2024****AB FCP I**

	Dynamic Diversified Portfolio (USD) (a)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	\$ 43,316	\$ 99,028	\$ 693,099
Swap income	918	-0-	-0-
Dividends, net	8,755	1,242,369	9,704,088
Securities lending income, net	-0-	8,646	52,775
	<u>52,989</u>	<u>1,350,043</u>	<u>10,449,962</u>
EXPENSES			
Management fee	14,887	762,260	8,720,755
Expense on swaps	144	-0-	-0-
Management Company fee	1,066	29,913	481,513
Distribution fee	320	4,105	8,356
Transfer agency	1,119	37,445	265,186
Taxes	-0-	26,672	299,853
Depository and custodian fees	-0-	26,113	233,010
Professional fees	15,000	67,126	170,178
Accounting and administration fee	1,216	34,806	88,531
Printing	-0-	4,579	12,596
Miscellaneous	<u>1,121</u>	<u>23,600</u>	<u>90,620</u>
	<u>34,873</u>	<u>1,016,619</u>	<u>10,370,598</u>
Expense reimbursed or waived	<u>(11,516)</u>	<u>(74,042)</u>	<u>-0-</u>
Net expenses	<u>23,357</u>	<u>942,577</u>	<u>10,370,598</u>
Net investment income	<u>29,632</u>	<u>407,466</u>	<u>79,364</u>
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	744,601	3,079,506	(23,488,688)
Capital withholding tax	-0-	(42,487)	(2,433)
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	(815,454)	12,124,924	85,307,074
On financial futures contracts	(199,501)	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts	(15,163)	(106,819)	45,252
On swaps	(6,836)	-0-	-0-
On foreign currency	<u>(4,579)</u>	<u>1,911</u>	<u>131,929</u>
Result of operations	<u>(267,300)</u>	<u>15,464,501</u>	<u>62,072,498</u>
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(24,623,806)	(10,357,002)	(122,910,120)
Distributions	-0-	-0-	(35,093)
NET ASSETS			
Beginning of year	24,891,106	94,997,457	603,787,550
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	<u>\$ -0-</u>	<u>\$ 100,104,956</u>	<u>\$ 542,914,835</u>

(a) The financial information for the Dynamic Diversified Portfolio is for the period from September 1, 2023 to September 19, 2023.
See Note A.

(b) The financial information for the China Low Volatility Equity Portfolio is for the period from September 1, 2023 to March 8, 2024.
See Note A.

See notes to financial statements.

AB FCP I

Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD) (b)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)
\$ 187,578	¥ 3,733,452	\$ 161,896	\$ 20,277,825	\$ 1,063,561,953	\$ 1,354,515,916	€ 65,345,593
-0-	-0-	-0-	604,464	78,076,041	224,958,838	595,646
10,041,924	152,160,717	771,534	-0-	33,438,578	34,542,027	101,956
105	4,105,687	177	-0-	-0-	-0-	-0-
10,229,607	159,999,856	933,607	20,882,289	1,175,076,572	1,614,016,781	66,043,195
3,699,495	66,810,523	630,071	2,626,945	195,190,340	231,838,659	10,356,107
-0-	-0-	-0-	613,042	13,736,882	147,517,339	1,884,572
112,253	2,204,999	17,598	358,296	12,909,435	20,875,723	963,001
77,367	-0-	1,841	-0-	10,178,912	14,297,720	4,571
175,121	4,517,670	40,909	240,571	9,588,144	11,538,058	472,502
116,900	993,662	18,246	177,970	5,859,760	10,796,439	476,172
193,837	6,211,595	30,942	167,988	769,768	1,297,895	186,028
170,049	13,483,674	39,509	188,026	692,109	868,929	236,446
66,807	4,245,671	18,231	39,496	212,500	212,500	140,431
17,847	1,983,665	1,981	-0-	161,341	285,016	37,253
77,234	6,992,007	28,189	79,581	757,554	1,033,617	135,760
4,706,910	107,443,466	827,517	4,491,915	250,056,745	440,561,895	14,892,843
(832)	(27,240,273)	(75,114)	(76,679)	-0-	(17)	-0-
4,706,078	80,203,193	752,403	4,415,236	250,056,745	440,561,878	14,892,843
5,523,529	79,796,663	181,204	16,467,053	925,019,827	1,173,454,903	51,150,352
3,194,164	1,030,924,550	(17,944,336)	(24,211,332)	(187,380,532)	(309,531,380)	(40,587,977)
(1,887,733)	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
53,830,300	106,102,784	12,759,807	32,125,097	1,074,334,021	1,279,433,346	88,324,620
-0-	-0-	-0-	(262,036)	619,281	(57,186,705)	4,341,621
412,277	(12,435,874)	(11,182)	2,002,322	(14,538,450)	2,326,679	3,291,489
-0-	-0-	-0-	571,894	(12,893,553)	124,416,111	494,381
21,743	48,663	1,915	(127,159)	6,393,284	51,754	26,747
61,094,280	1,204,436,786	(5,012,592)	26,565,839	1,791,553,878	2,212,964,708	107,041,233
6,268,072	(193,559,331)	(114,871,025)	(104,466,847)	1,981,473,769	5,052,611,254	86,457,721
(6,048,455)	(75,022,398)	(810,321)	(7,388,697)	(1,148,843,795)	(1,225,131,826)	(48,696,549)
321,101,636	7,341,295,370	120,693,938	538,456,892	13,589,782,733	20,899,994,977	1,121,772,376
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
\$ 382,415,533	¥ 8,277,150,427	\$ -0-	\$ 453,167,187	\$ 16,213,966,585	\$ 26,940,439,113	€ 1,266,574,781

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS (continued)**For the year ended August 31, 2024****AB FCP I**

	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)	Combined (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	\$ 38,631,214	\$ 80,483,041	\$ 2,629,305,024
Swap income	1,133,249	6,956,387	312,373,671
Dividends, net	-0-	1,381,433	88,585,525*
Securities lending income, net	-0-	-0-	88,801
	39,764,463	88,820,861	3,030,353,021*
EXPENSES			
Management fee	3,485,149	7,438,573	466,040,964
Expense on swaps	1,381,940	5,930,543	171,216,735
Management Company fee	171,941	374,216	36,387,319
Distribution fee	79,093	1,010	24,653,664
Transfer agency	285,410	466,121	23,178,581
Taxes	174,820	391,668	18,383,533
Depository and custodian fees	109,541	112,035	3,183,185
Professional fees	170,213	162,825	2,888,507
Accounting and administration fee	77,938	119,716	1,051,540
Printing	8,518	12,339	557,572
Miscellaneous	60,421	82,347	2,427,161
	6,004,984	15,091,393	749,968,761
Expense reimbursed or waived	-0-	(1,398)	(419,384)
Net expenses	6,004,984	15,089,995	749,549,377
Net investment income	33,759,479	73,730,866	2,280,803,644*
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	(34,254,377)	(2,671,992)	(629,527,749)
Capital withholding tax	(115,873)	-0-	(2,048,526)
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	67,723,909	24,428,866	2,733,862,894*
On financial futures contracts	(1,012,648)	-0-	(53,349,185)
On forward foreign currency contracts	3,282,720	538,187	(2,588,813)
On swaps	107,332	(2,199,913)	110,529,362
On foreign currency	514,880	2,705	7,017,612
Result of operations	70,005,422	93,828,719	4,444,699,239*
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(51,109,436)	335,364,037	7,039,544,910
Distributions	(19,613,065)	(33,671,422)	(2,491,009,415)*
NET ASSETS			
Beginning of year	482,266,459	744,715,033	38,641,686,390
Currency translation adjustment	-0-	-0-	26,572,401
End of year	<u>\$ 481,549,380</u>	<u>\$ 1,140,236,367</u>	<u>\$ 47,661,493,525*</u>

* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

SHARES OUTSTANDING

August 31, 2024

AB FCP I

	Global Equity Blend Portfolio	Emerging Markets Growth Portfolio	Asia Ex-Japan Equity Portfolio
CLASS			
A	403,532	9,686,218	449,433
A AUD H	-0-	123,374	208,115
A EUR	13,332	155,224	2,831,551
A EUR H	186,660	-0-	-0-
A HKD	-0-	6,609	23,077
A PLN H	-0-	32,557	-0-
A SGD	53,733	1,467	-0-
A SGD H	-0-	2,373	4,061
AD	-0-	46,800	1,654,267
AD AUD H	-0-	-0-	1,928,138
AD CAD H	-0-	-0-	457,396
AD EUR	-0-	-0-	44,644
AD EUR H	-0-	-0-	30,132
AD GBPH	-0-	-0-	214,284
AD HKD	-0-	-0-	893,396
AD NZD H	-0-	-0-	459,683
AD ZAR H	-0-	-0-	1,651,626
AY JPY	-0-	-0-	106,242,295
B	15,644	10,175	-0-
B SGD	2,153	-0-	-0-
BY JPY	-0-	-0-	222,411,001
C	103,286	140,593	242
C EUR	155	974	3,459
ED	-0-	20,622	28,735
ED AUD H	-0-	-0-	17,254
I	22,836	353,942	2,000,954
I AUD H	-0-	53,928	-0-
I EUR	18,495	13,544	5,830
I GBP	-0-	-0-	382
N	-0-	7,731	-0-
S	-0-	-0-	530,928
S HKD	363,365	-0-	416,262
S1	253,574	1,038,185	2,386,633
S1 EUR	272	128	311
S1 GBP	277	131	-0-
S1 SGD	1,304,463	-0-	-0-
SD	-0-	-0-	519,257

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2024

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio	Short Duration Bond Portfolio	Global High Yield Portfolio
CLASS			
A	42,575	2,513,826	118,684,417
A CZK H.	397	-0-	-0-
A EUR.	29,347	58,475	834,596
A EUR H.	64,541	-0-	-0-
A SGD.	4,175	-0-	-0-
A SGD H.	3,819	-0-	-0-
A USD.	33,642	-0-	-0-
A USD H.	87,479	-0-	-0-
A2	-0-	9,670,224	33,774,115
A2 CHF H.	-0-	-0-	6,575
A2 EUR.	-0-	69,675	774,403
A2 EUR H.	-0-	4,793	3,424,403
A2 HKD.	-0-	26,089	218,039
A2 PLN H.	-0-	-0-	106,047
A2 SGD.	-0-	-0-	6,822
A2 SGD H.	-0-	53	562,834
AA	-0-	310,642	431,692,370
AA AUD H.	-0-	635,255	147,407,394
AA CAD H.	-0-	266,656	3,848,459
AA EUR H.	-0-	-0-	3,412,576
AA GBP H.	-0-	142,503	6,486,755
AA HKD.	-0-	298,818	38,977,560
AA NZD H.	-0-	-0-	3,561,022
AA RMB H.	-0-	-0-	8,911,197
AA SGD H.	-0-	24,511	2,631,798
AA ZAR H.	-0-	-0-	246,817,569
AD	7,813	-0-	-0-
AD AUD H.	184,373	-0-	-0-
AD NZD H.	4,787	-0-	-0-
AD USD H.	35,729	-0-	-0-
AD ZAR H.	33,668	-0-	-0-
AJ	-0-	3,178,902	-0-
AK	-0-	-0-	12,997
AK EUR.	-0-	-0-	222,652
AK EUR H.	-0-	-0-	3,482
AR EUR H.	-0-	-0-	28,154
AT	-0-	3,932,534	1,202,683,134
AT AUD H.	-0-	330,664	64,508,317
AT CAD H.	-0-	53,187	7,221,266
AT EUR.	-0-	68,787	9,173,819
AT EUR H.	-0-	9,725	4,591,430
AT GBP H.	-0-	86,883	3,646,770
AT HKD.	-0-	205,503	82,534,905
AT NZD H.	-0-	88,690	10,818,063
AT RMB H.	-0-	-0-	2,743,477
AT SGD.	-0-	-0-	3,635,582
AT SGD H.	-0-	27,337	16,000,296
AX	-0-	16,388	-0-
B	-0-	-0-	758,813
B2	-0-	-0-	2,028
BT	-0-	-0-	280,459
BT AUD H.	-0-	-0-	12,484
C	232	170,085	14,799,891
C EUR.	100	-0-	44,677
C EUR H.	521	-0-	-0-
C USD.	500	-0-	-0-
C2	-0-	193,178	858,484
C2 EUR.	-0-	-0-	8,043

AB FCP I

CLASS	Japan Strategic Value Portfolio	Short Duration Bond Portfolio	Global High Yield Portfolio
C2 EUR H.....	-0-	-0-	9,191
CT.....	-0-	-0-	19,083
EA.....	-0-	-0-	257,870,187
EA AUD H.....	-0-	-0-	17,034,816
EA ZAR H.....	-0-	-0-	32,132,526
I.....	5,359	759,011	14,980,246
I EUR.....	2,165	-0-	86,808
I EUR H.....	367	-0-	-0-
I USD.....	30,576	-0-	-0-
I USD H.....	14,082	-0-	-0-
I2.....	-0-	637,005	7,543,902
I2 AUD H.....	-0-	-0-	4,448
I2 CHF H.....	-0-	-0-	2,993
I2 EUR.....	-0-	-0-	32,923
I2 EUR H.....	-0-	1,697,639	289,340
I2 SGD.....	-0-	-0-	31,721
I2 SGD H.....	-0-	-0-	28,547
IAAUD H.....	-0-	-0-	143,122
IQD.....	-0-	-0-	20,184
IT.....	-0-	76,298	2,897,659
IT AUD H.....	-0-	-0-	789,803
IT CAD H.....	-0-	-0-	30,605
IT EUR H.....	-0-	-0-	20,086
IT GBPH.....	-0-	-0-	18,272
IT HKD.....	-0-	-0-	69,274
IT RMB H.....	-0-	-0-	12,387
J.....	-0-	-0-	4,546,793
N2.....	-0-	307,775	431,244
NT.....	-0-	26,082	1,555,929
S.....	-0-	951,529	-0-
S1.....	-0-	-0-	11,705,026
S12.....	-0-	1,078,039	-0-
S12 EUR.....	-0-	567	-0-
S1 EUR.....	74	-0-	-0-
S1 EUR H.....	-0-	90	400
S1 USD.....	146,483	-0-	-0-
S1D.....	-0-	-0-	29,278,305
S1D2.....	-0-	-0-	187,130
S1L GBPH.....	-0-	-0-	789
S1T.....	-0-	118,231	-0-
SA.....	-0-	32,101	312,229
SD.....	65,121	-0-	-0-
SHK.....	-0-	-0-	157,380
SK.....	-0-	-0-	16,907,905
W.....	-0-	-0-	28,480
WEUR.....	-0-	-0-	830
W2.....	-0-	-0-	76,238
W2 CHF H.....	-0-	-0-	7,008
W2 EUR H.....	-0-	-0-	13,542
WT.....	-0-	-0-	120,709
WTAUD H.....	-0-	-0-	119,458
WT CAD H.....	-0-	-0-	39,670
WTEUR H.....	-0-	-0-	42,513
WT GBPH.....	-0-	-0-	3,839
WTRMB H.....	-0-	-0-	8,508

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2024

AB FCP I

	American Income Portfolio	European Income Portfolio	Emerging Markets Debt Portfolio
CLASS			
A	164,369,785	1,764,633	821,327
A EUR	635,544	-0-	607
A USD	-0-	361,831	-0-
A2	60,568,274	2,431,523	327,683
A2 CHF H	308,824	4,045	729
A2 DUR PH	729	-0-	-0-
A2 EUR	1,175,788	-0-	125,835
A2 EUR H	1,628,776	-0-	16,929
A2 HKD	1,303,506	-0-	7,512
A2 PLN H	889,453	134,303	18,990
A2 SGD	16,686	-0-	-0-
A2 SGD H	1,242,798	-0-	243,550
A2 USD	-0-	349,677	-0-
A2 USD H	-0-	352,613	-0-
AA	201,058,090	2,072,230	4,033,279
AA AUD H	54,773,342	9,985,890	2,424,656
AA CAD H	9,321,659	-0-	5,154
AA DUR PH	478,275	-0-	-0-
AA EUR H	3,780,628	-0-	1,293
AA GBP H	12,826,702	-0-	29,654
AA HKD	108,246,004	-0-	150,754
AA HKD H	-0-	4,895,677	-0-
AA NZD H	8,504,560	-0-	44,729
AA RMB H	22,693,177	811,930	-0-
AA SGD H	3,208,446	76,094	-0-
AA USD H	-0-	40,450,901	-0-
AA ZAR H	26,583,448	-0-	7,023,942
AI	-0-	-0-	161,311
AI AUD H	-0-	-0-	5,859
AK	27,128	232,798	-0-
AK EUR	31,877	-0-	-0-
AK EUR H	14,618	-0-	-0-
AR	-0-	2,938,849	-0-
AR EUR	4,712	-0-	1,050
AR EUR H	161,998	-0-	-0-
AT	993,515,254	13,443,843	5,202,888
AT AUD H	112,697,386	3,437,155	3,771,578
AT CAD H	35,552,519	-0-	126,139
AT DUR PH	38,141	-0-	-0-
AT EUR	5,114,247	-0-	38,041
AT EUR H	14,287,212	-0-	169,576
AT GBP H	25,061,675	-0-	30,114
AT HKD	398,597,606	-0-	419,914
AT NZD H	19,884,279	-0-	407,965
AT RMB H	10,863,109	-0-	-0-
AT SGD	3,522,650	-0-	-0-
AT SGD H	46,179,565	487,685	186,285
AT USD	-0-	474,530	-0-
AT USD H	-0-	9,069,489	-0-
B	505,751	-0-	-0-
B USD	-0-	107,069	-0-
B2	33,947	680	-0-
B2 USD	-0-	1,300	-0-
BT	549,614	-0-	18,790
C	18,071,672	634,886	145,721
C EUR	25,219	-0-	616
C USD	-0-	83,297	-0-
C2	4,894,545	385,022	72,572
C2 EUR	65,379	-0-	547

AB FCP I

CLASS	American Income Portfolio	European Income Portfolio	Emerging Markets Debt Portfolio
C2 EUR H.....	5,787	-0-	541
C2 USD.....	-0-	9,837	-0-
C2 USD H.....	-0-	76,590	-0-
CK.....	-0-	210,611	-0-
CT.....	166,899	-0-	1,207
CT USD H.....	-0-	32,634	-0-
EA.....	227,207,057	-0-	382,770
EA AUD H.....	15,966,958	-0-	230,117
EA ZAR H.....	12,099,310	-0-	302,998
EI.....	-0-	-0-	54,280
EI AUD H.....	-0-	-0-	10,333
I.....	51,512,426	2,018,713	164,518
I EUR.....	149,566	-0-	-0-
I USD.....	-0-	334,812	-0-
I2.....	40,736,977	7,558,064	43,249
I2 AUD H.....	3,339,487	138,269	168,467
I2 CHF H.....	160,642	633	600
I2 EUR.....	460,888	-0-	128,923
I2 EUR H.....	1,507,865	-0-	3,074,950
I2 HKD.....	585	-0-	-0-
I2 SGD H.....	381,508	-0-	-0-
I2 USD.....	-0-	210,303	-0-
I2 USD H.....	-0-	121,493	-0-
IA.....	322,579	71,091	-0-
IA AUD H.....	2,408,627	-0-	-0-
IA HKD H.....	-0-	1,346	-0-
IA USD H.....	-0-	1,195	-0-
IT.....	19,214,624	208,352	-0-
IT AUD H.....	336,660	-0-	1,439
IT CAD H.....	492,397	-0-	-0-
IT EUR H.....	109,551	-0-	1,333,333
IT GBP H.....	371,410	-0-	-0-
IT HKD.....	705,564	-0-	-0-
IT JPY.....	321,016	-0-	-0-
IT JPY H.....	328,322	-0-	-0-
IT NZD H.....	79,027	-0-	-0-
IT RMB H.....	241,214	-0-	-0-
IT SGD H.....	3,692,822	-0-	-0-
IT USD H.....	-0-	143,219	-0-
J.....	147,159,662	-0-	-0-
N2.....	3,871,364	-0-	9,695
NT.....	3,504,228	-0-	70,472
NT USD H.....	-0-	55,008	-0-
S.....	1,188,575	-0-	107,328
S1.....	53,024,663	329,269	-0-
S1 2.....	-0-	-0-	2,828,899
S1 EUR H.....	-0-	-0-	521
S1 GBP H.....	-0-	-0-	431
S1 USD.....	-0-	349	-0-
S1 USD H.....	-0-	5,605,877	-0-
S1D.....	29,079,602	239,072	-0-
S1D2.....	1,910,325	-0-	-0-
S1L.....	-0-	-0-	13,186
SA.....	4,581,368	-0-	873,532
SA USD H.....	-0-	1,041,749	-0-
SHK.....	3,344,618	73,508	-0-
W.....	3,352,978	-0-	-0-
W2.....	4,381,212	143,298	-0-
W2 CHF H.....	107,902	25,287	-0-

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2024

AB FCP I

	American Income Portfolio	European Income Portfolio	Emerging Markets Debt Portfolio
CLASS			
W2 EUR H	112,850	-0-	-0-
W2 USD H	-0-	5,667	-0-
WA	-0-	406,616	-0-
WA USD H	-0-	286,920	-0-
WT	7,359,418	59,579	-0-
WTAUD H	1,629,441	-0-	-0-
WTEUR H	525,212	-0-	-0-
WTGBP H	400,371	-0-	-0-
WTHKD	963,057	-0-	-0-
WTSGD H	1,915,338	-0-	-0-
WTUSD H	-0-	4,261	-0-
			Mortgage Income Portfolio
CLASS			
A			9,785,728
A2			8,015,699
A2 EUR			126,031
A2 EUR H			14,109
A2 HKD			8,033
A2X			146,158
A2X EUR			25,977
AA			10,899,966
AA AUD H			3,876,524
AA HKD			5,176,650
AA RMB H			464,970
AA SGD H			387,145
AA ZAR H			3,743,214
AR EUR H			25,987
AT			3,972,785
ATAUD H			276,113
ATEUR			23,499
ATGBP H			2,668
ATHKD			257,022
ATSGD H			52,665
AX			477,521
AX EUR			4,652
BX			35,863
BX EUR			3,298
C			1,198,871
C2			989,641
C2 EUR			507
CX			18,443
I			4,941,260
I EUR			3,381
I2			10,318,813
I2 EUR			79,158
I2 EUR H			1,667,318
IT EUR H			1,894
IX			91,410
N2			502,845
NT			856,032
S			1,404
S1			8,615,636
S1 AUD H			14,527
S1 EUR H			90
S1L			14,699
SA			320,268

STATISTICAL INFORMATION

AB FCP I

Dynamic Diversified Portfolio (1)			
	September 19, 2023	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 6,785,711	\$ 24,891,106	\$ 35,394,677
Class			
A.....	\$ 20.75	\$ 21.04	\$ 20.28
A EUR.....	€ 19.43	€ 19.41	€ 20.18
A EUR H.....	€ 17.26	€ 17.52	€ 17.41
AX.....	\$ 25.04	\$ 25.39	\$ 24.45
AX EUR.....	€ 23.44	€ 23.41	€ 24.33
AX SGD.....	SGD 34.18	SGD 34.33	SGD 34.20
BX.....	\$ 20.75	\$ 21.06	\$ 20.49
BX SGD.....	N/A	N/A	SGD 28.69
C.....	\$ 20.09	\$ 20.38	\$ 19.70
C EUR.....	€ 18.81	€ 18.79	€ 19.60
C EUR H.....	€ 16.70	€ 16.96	€ 16.89
CX.....	\$ 23.78	\$ 24.12	\$ 23.30
I.....	\$ 22.46	\$ 22.77	\$ 21.79
I EUR.....	€ 21.02	€ 20.99	€ 21.68
I EUR H(2).....	N/A	€ 18.95	€ 18.71
IX (3).....	N/A	\$ 28.71	\$ 27.46

Global Equity Blend Portfolio			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 100,104,956	\$ 94,997,457	\$ 92,151,147
Class			
A.....	\$ 29.62	\$ 25.44	\$ 23.07
A EUR.....	€ 26.79	€ 23.46	€ 22.96
A EUR H.....	€ 24.59	€ 21.55	€ 20.21
A SGD.....	SGD 38.69	SGD 34.41	SGD 32.27
B.....	\$ 24.01	\$ 20.83	\$ 19.08
B SGD.....	SGD 31.37	SGD 28.18	SGD 26.69
C.....	\$ 27.24	\$ 23.50	\$ 21.41
C EUR.....	€ 15.70	€ 13.79	€ 13.54
I.....	\$ 35.15	\$ 29.94	\$ 26.94
I EUR.....	€ 31.79	€ 27.61	€ 26.80
S HKD.....	HKD343.91	HKD291.30	HKD 259.26
S1.....	\$ 38.70	\$ 32.82	\$ 29.40
S1 EUR.....	€ 35.01	€ 30.27	€ 29.25
S1 GBP.....	£ 29.48	£ 25.92	£ 25.31
S1 SGD.....	SGD 50.55	SGD 44.40	SGD 41.12

Emerging Markets Growth Portfolio			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 542,914,835	\$ 603,787,550	\$ 546,098,583
Class			
A.....	\$ 45.70	\$ 41.22	\$ 42.46
A AUD H.....	AUD 18.75	AUD 17.24	AUD 18.31
A EUR.....	€ 41.33	€ 38.00	€ 42.24
A HKD.....	HKD356.45	HKD323.30	HKD 333.27
A PLN H.....	PLN 104.48	PLN 94.33	PLN 94.78
A SGD.....	SGD 59.70	SGD 55.76	SGD 59.38
A SGD H.....	SGD 14.96	SGD 13.76	SGD 14.42
AD.....	\$ 15.74	\$ 14.75	\$ 15.78
B.....	\$ 33.47	\$ 30.48	\$ 31.72

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (continued)			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
C.....	\$ 37.09	\$ 33.60	\$ 34.77
C EUR.....	€ 33.56	€ 30.99	€ 34.59
ED.....	\$ 11.32	\$ 10.60	\$ 11.34
I.....	\$ 56.96	\$ 50.95	\$ 52.07
IAUD H.....	AUD 20.82	AUD 18.98	AUD 19.98
I EUR.....	€ 51.53	€ 46.99	€ 51.80
N.....	\$ 22.21	\$ 20.12	\$ 20.81
S1.....	\$ 59.56	\$ 53.19	\$ 54.26
S1 EUR.....	€ 53.96	€ 49.12	€ 54.03
S1 GBP.....	£ 45.45	£ 42.07	£ 46.77
Asia Ex-Japan Equity Portfolio			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 382,415,533	\$ 321,101,636	\$ 495,340,478
Class			
A.....	\$ 25.60	\$ 21.56	\$ 21.89
AAUD H.....	AUD 24.17	AUD 20.67	AUD 21.66
A EUR.....	€ 23.15	€ 19.87	€ 21.77
A HKD.....	HKD 199.66	HKD 169.06	HKD 171.82
ASGD H.....	SGD 17.69	SGD 15.16	SGD 15.69
AD.....	\$ 14.83	\$ 12.99	\$ 13.74
ADAUD H.....	AUD 12.34	AUD 10.86	AUD 11.75
ADCAD H.....	CAD 10.68	CAD 9.38	CAD 10.04
ADEUR.....	€ 13.57	€ 12.07	€ 13.71
ADEUR H.....	€ 13.24	€ 11.63	€ 12.46
ADGBP H.....	£ 13.15	£ 11.55	£ 12.39
ADHKD.....	HKD 115.76	HKD 101.92	HKD 107.91
ADNZD H.....	NZD 13.49	NZD 11.88	NZD 12.84
AD RMB H(4).....	N/A	CNH 79.22	CNH 85.40
ADZAR H.....	R 95.68	R 84.28	R 90.69
AYJPY.....	¥ 2.70	¥ 2.26	¥ 2.19
BD.....	N/A	N/A	\$ 13.65
BDAUD H.....	N/A	N/A	AUD 11.74
BDHKD.....	N/A	N/A	HKD 107.18
BYJPY.....	¥ 2.54	¥ 2.14	¥ 2.08
C.....	\$ 23.95	\$ 20.26	\$ 20.67
C EUR.....	€ 21.69	€ 18.67	€ 20.57
ED.....	\$ 12.81	\$ 11.18	\$ 11.79
EDAUD H.....	AUD 14.78	AUD 12.97	AUD 13.98
I.....	\$ 28.83	\$ 24.08	\$ 24.25
IAUD H(5).....	N/A	AUD 23.42	AUD 24.34
I EUR.....	€ 26.06	€ 22.19	€ 24.13
IGBP.....	£ 24.65	£ 21.34	£ 23.45
S.....	\$ 33.79	\$ 27.93	\$ 27.85
SHKD.....	HKD 263.53	HKD 219.06	HKD 218.61
S1.....	\$ 29.53	\$ 24.63	\$ 24.78
S1 EUR.....	€ 26.73	€ 22.72	€ 24.66
SD.....	\$ 101.09	\$ 88.86	\$ 94.48

AB FCP I

Japan Strategic Value Portfolio			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	¥ 8,277,150,427	¥ 7,341,295,370	¥ 6,696,083,364
Class			
A.....	¥ 16,100.00	¥ 14,251.00	¥ 12,031.00
A CZK H.....	CZK 1,514.60	CZK 1,279.17	CZK 1,009.83
A EUR.....	€ 99.75	€ 90.44	€ 86.22
A EUR H.....	€ 38.66	€ 33.37	€ 27.64
A PLN(6).....	N/A	PLN 404.26	PLN 407.17
A SGD.....	SGD 143.78	SGD 132.43	SGD 121.07
A SGD H.....	SGD 24.60	SGD 21.21	SGD 17.29
A USD.....	\$ 110.22	\$ 97.99	\$ 86.63
A USD H.....	\$ 50.04	\$ 42.49	\$ 34.28
AD.....	¥ 15,182.00	¥ 13,728.00	¥ 11,876.00
ADAUD H.....	AUD 19.38	AUD 17.81	AUD 15.49
ADNZD H.....	NZD 20.15	NZD 18.46	NZD 15.97
ADUSD H.....	\$ 19.75	\$ 17.98	\$ 15.52
ADZAR H.....	R 138.73	R 126.43	R 109.05
C.....	¥ 14,642.00	¥ 13,074.00	¥ 11,128.00
C EUR.....	€ 90.76	€ 83.00	€ 79.82
C EUR H.....	€ 35.48	€ 30.90	€ 25.81
C USD.....	\$ 100.21	\$ 89.91	\$ 80.16
I.....	¥ 18,574.00	¥ 16,313.00	¥ 13,666.00
I EUR.....	€ 115.13	€ 103.56	€ 98.03
I EUR H.....	€ 43.25	€ 37.04	€ 30.46
ISGD.....	N/A	N/A	SGD 137.54
IUSD.....	\$ 127.18	\$ 112.21	\$ 98.42
IUSD H.....	\$ 55.38	\$ 46.65	\$ 37.36
SEUR H(7).....	N/A	€ 37.32	€ 30.46
S1 EUR.....	€ 122.62	€ 110.17	€ 104.16
S1 USD.....	\$ 135.45	\$ 119.39	\$ 104.61
SD.....	¥ 16,695.00	¥ 15,019.00	¥ 12,939.00

China Low Volatility Equity Portfolio (8)			
	March 8, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 59,873,800	\$ 120,693,938	\$ 121,824,745
Class			
A.....	\$ 40.68	\$ 41.95	\$ 47.68
A EUR.....	€ 37.20	€ 38.68	€ 47.44
A HKD.....	HKD 318.20	HKD 328.99	HKD 374.26
A PLN H.....	PLN 70.34	PLN 72.32	PLN 80.57
AD.....	\$ 10.73	\$ 11.33	\$ 13.51
ADAUD H.....	AUD 9.31	AUD 9.85	AUD 12.03
ADCAD H.....	CAD 9.81	CAD 10.36	CAD 12.47
AD EUR H.....	€ 10.10	€ 10.68	€ 12.87
AD GBP H.....	£ 9.92	£ 10.49	£ 12.65
AD HKD.....	HKD 83.98	HKD 88.96	HKD 106.05
ADNZD H.....	NZD 9.59	NZD 10.15	NZD 12.39
ADSGD H.....	SGD 10.01	SGD 10.59	SGD 12.77
ADZAR H.....	R 62.39	R 65.99	R 80.64
B.....	\$ 31.25	\$ 32.39	\$ 37.19
B EUR.....	€ 28.57	€ 29.87	€ 37.00
BDNZD H.....	N/A	N/A	NZD 12.46

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

China Low Volatility Equity Portfolio (8) (continued)			
	March 8, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
C.....	\$ 37.68	\$ 38.94	\$ 44.46
C EUR.....	€ 34.44	€ 35.91	€ 44.24
I.....	\$ 50.08	\$ 51.41	\$ 57.96
I EUR.....	€ 45.77	€ 47.40	€ 57.67
S (9).....	N/A	\$ 65.80	\$ 73.44
S1.....	\$ 56.43	\$ 57.85	\$ 65.05
S1 EUR.....	€ 51.61	€ 53.36	€ 64.74
Short Duration Bond Portfolio			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 453,167,187	\$ 538,456,892	\$ 479,574,798
Class			
A.....	\$ 7.22	\$ 7.06	\$ 7.13
A EUR.....	€ 6.54	€ 6.52	€ 7.11
A2.....	\$ 19.00	\$ 18.05	\$ 17.74
A2 EUR.....	€ 17.19	€ 16.65	€ 17.66
A2 EUR H.....	€ 14.11	€ 13.63	€ 13.73
A2 HKD.....	HKD 148.19	HKD 141.60	HKD 139.28
A2 SGD H (10).....	SGD 15.55	N/A	N/A
AA.....	\$ 10.56	\$ 10.47	\$ 10.70
AA AUD H.....	AUD 10.32	AUD 10.24	AUD 10.51
AA CAD H.....	CAD 10.57	CAD 10.50	CAD 10.75
AA GBP H.....	£ 10.51	£ 10.44	£ 10.69
AA HKD.....	HKD 82.41	HKD 82.13	HKD 84.03
AA SGD H.....	SGD 10.51	SGD 10.45	SGD 10.71
AJ.....	\$ 6.94	\$ 6.79	\$ 6.86
AT.....	\$ 7.21	\$ 7.05	\$ 7.12
AT AUD H.....	AUD 11.14	AUD 10.92	AUD 11.07
AT CAD H.....	CAD 11.36	CAD 11.13	CAD 11.26
AT EUR.....	€ 6.53	€ 6.52	€ 7.11
AT EUR H.....	€ 10.97	€ 10.76	€ 10.89
AT GBP H.....	£ 11.40	£ 11.19	£ 11.32
AT HKD.....	HKD 56.27	HKD 55.38	HKD 55.98
AT NZD H.....	NZD 11.53	NZD 11.31	NZD 11.44
AT SGD H.....	SGD 11.69	SGD 11.48	SGD 11.62
AX.....	\$ 5.77	\$ 5.65	\$ 5.70
B.....	N/A	N/A	\$ 7.14
C.....	\$ 7.22	\$ 7.07	\$ 7.14
C2.....	\$ 15.47	\$ 14.75	\$ 14.56
C2 EUR H (11).....	N/A	€ 12.84	€ 12.98
I.....	\$ 7.22	\$ 7.07	\$ 7.14
I EUR (12).....	N/A	€ 6.52	€ 7.12
I2.....	\$ 13.97	\$ 13.20	\$ 12.90
I2 EUR (13).....	N/A	€ 12.17	€ 12.83
I2 EUR H.....	€ 15.28	€ 14.67	€ 14.70
IT.....	\$ 11.85	\$ 11.60	\$ 11.72
N2.....	\$ 14.94	\$ 14.27	\$ 14.09
NT.....	\$ 11.69	\$ 11.45	\$ 11.56
S.....	\$ 93.70	\$ 91.73	\$ 92.67
S12.....	\$ 17.81	\$ 16.79	\$ 16.36
S12 EUR.....	€ 16.12	€ 15.48	€ 16.28
S1 EUR H.....	€ 104.71	€ 100.33	N/A
S1T **.....	\$ 102.43	\$ 100.27	N/A
SA.....	\$ 81.09	\$ 79.47	\$ 80.36

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio		
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets	\$ 16,213,966,585	\$ 13,589,782,733	\$ 14,421,357,362
Class			
A	\$ 3.20	\$ 3.06	\$ 3.09
A EUR	€ 2.93	€ 2.85	€ 3.08
A2	\$ 18.18	\$ 16.18	\$ 15.12
A2 CHF H	CHF 15.56	CHF 14.46	CHF 14.11
A2 EUR	€ 16.44	€ 14.92	€ 15.04
A2 EUR H	€ 24.45	€ 22.17	€ 21.32
A2 HKD	HKD 141.77	HKD 126.89	HKD 118.67
A2 PLN H	PLN 118.31	PLN 105.04	PLN 95.78
A2 SGD	SGD 23.74	SGD 21.88	SGD 21.14
A2 SGD H	SGD 22.84	SGD 20.71	SGD 19.62
AA	\$ 8.12	\$ 8.00	\$ 8.28
AA AUD H	AUD 7.50	AUD 7.43	AUD 7.76
AA CAD H	CAD 7.64	CAD 7.56	CAD 7.87
AA EUR H	€ 7.76	€ 7.68	€ 8.00
AA GBP H	£ 7.57	£ 7.51	£ 7.83
AA HKD	HKD 63.40	HKD 62.81	HKD 65.01
AA NZD H	NZD 7.62	NZD 7.54	NZD 7.85
AA RMB H	CNH 52.53	CNH 52.01	CNH 54.32
AA SGD H	SGD 7.85	SGD 7.77	SGD 8.09
AA ZAR H	R 51.91	R 51.28	R 53.40
AK	\$ 10.34	\$ 9.92	\$ 10.01
AK EUR	€ 9.48	€ 9.23	€ 10.01
AK EUR H	€ 10.06	€ 9.68	€ 9.84
AR EUR H	€ 8.13	€ 8.09	€ 8.50
AT	\$ 3.17	\$ 3.03	\$ 3.05
AT AUD H	AUD 10.42	AUD 10.02	AUD 10.20
AT CAD H	CAD 9.60	CAD 9.23	CAD 9.35
AT EUR	€ 2.90	€ 2.82	€ 3.05
AT EUR H	€ 10.67	€ 10.26	€ 10.41
AT GBP H	£ 10.54	£ 10.15	£ 10.31
AT HKD	HKD 24.72	HKD 23.80	HKD 23.99
AT NZD H	NZD 9.66	NZD 9.28	NZD 9.42
AT RMB H	CNH 69.46	CNH 66.84	CNH 67.98
AT SGD	SGD 4.14	SGD 4.11	SGD 4.28
AT SGD H	SGD 9.75	SGD 9.39	SGD 9.52
B	\$ 3.22	\$ 3.07	\$ 3.09
B2	\$ 25.25	\$ 22.70	\$ 21.42
BA	N/A	N/A	\$ 7.54
BAAUD H	N/A	N/A	AUD 7.05
BT	\$ 3.25	\$ 3.10	\$ 3.12
BT AUD H	AUD 10.49	AUD 10.07	AUD 10.22
BT HKD	N/A	N/A	HKD 24.48
BT NZD H	N/A	N/A	NZD 9.56
C	\$ 3.21	\$ 3.07	\$ 3.09
C EUR	€ 2.93	€ 2.85	€ 3.08
C2	\$ 25.19	\$ 22.53	\$ 21.15
C2 EUR	€ 22.78	€ 20.77	€ 21.05
C2 EUR H	€ 19.01	€ 17.33	€ 16.75
CK (14)	N/A	\$ 9.91	\$ 9.99

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio (continued)		
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
CK EUR H (15).....	N/A	€ 9.70	€ 9.85
CT.....	\$ 10.80	\$ 10.33	\$ 10.39
EA.....	\$ 9.64	\$ 9.56	\$ 9.95
EA AUD H.....	AUD 9.80	AUD 9.77	AUD 10.26
EA ZAR H.....	R 66.79	R 66.44	R 69.54
I.....	\$ 3.19	\$ 3.06	\$ 3.09
I EUR.....	€ 2.93	€ 2.85	€ 3.08
I2.....	\$ 11.80	\$ 10.44	\$ 9.71
I2 AUD H.....	AUD 30.34	AUD 27.29	AUD 25.89
I2 CHF H.....	CHF 16.35	CHF 15.12	CHF 14.66
I2 EUR.....	€ 10.67	€ 9.63	€ 9.66
I2 EUR H.....	€ 26.32	€ 23.75	€ 22.72
I2 SGD.....	SGD 15.40	SGD 14.13	SGD 13.58
I2 SGD H.....	SGD 20.07	SGD 18.11	SGD 17.06
IA AUD H.....	AUD 9.67	AUD 9.52	AUD 9.90
IQD.....	\$ 10.17	\$ 9.73	\$ 9.80
IQD EUR.....	N/A	N/A	€ 9.82
IT.....	\$ 9.92	\$ 9.51	\$ 9.59
IT AUD H.....	AUD 9.23	AUD 8.88	AUD 9.05
IT CAD H.....	CAD 11.41	CAD 10.98	CAD 11.14
IT EUR H.....	€ 10.55	€ 10.16	€ 10.32
IT GBPH.....	£ 11.30	£ 10.88	£ 11.07
IT HKD.....	HKD 77.42	HKD 74.61	HKD 75.28
IT RMB H.....	CNH 66.17	CNH 63.72	CNH 64.89
J.....	\$ 3.46	\$ 3.31	\$ 3.32
N2.....	\$ 20.72	\$ 18.54	\$ 17.42
NT.....	\$ 10.23	\$ 9.78	\$ 9.84
S1.....	\$ 31.88	\$ 28.17	\$ 26.14
S1 EUR (16).....	N/A	€ 25.99	€ 26.02
S1 EUR H.....	€ 111.57	€ 100.43	N/A
S1D.....	\$ 16.35	\$ 15.24	\$ 14.96
S1D2.....	\$ 108.01	\$ 103.33	N/A
S1L GBPH.....	£ 107.84	£ 101.57	N/A
SA.....	\$ 65.65	\$ 63.41	\$ 64.44
SHK.....	\$ 72.64	\$ 70.16	\$ 71.27
SK.....	\$ 43.14	\$ 38.03	\$ 35.21
W.....	\$ 12.04	\$ 11.53	\$ 11.63
W EUR.....	€ 11.04	€ 10.73	€ 11.61
W2.....	\$ 18.31	\$ 16.19	\$ 15.03
W2 CHF H.....	CHF 14.95	CHF 13.81	CHF 13.38
W2 EUR H.....	€ 15.90	€ 14.32	€ 13.68
WT.....	\$ 10.94	\$ 10.48	\$ 10.57
WT AUD H.....	AUD 10.27	AUD 9.88	AUD 10.06
WT CAD H.....	CAD 11.60	CAD 11.15	CAD 11.31
WT EUR H.....	€ 10.60	€ 10.21	€ 10.36
WT GBPH.....	£ 11.43	£ 11.02	£ 11.21
WT RMB H.....	CNH 78.13	CNH 75.23	CNH 76.63

AB FCP I

	American Income Portfolio		
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 26,940,439,113	\$ 20,899,994,977	\$ 16,566,716,085
Class			
A.....	\$ 6.58	\$ 6.39	\$ 6.69
A EUR.....	€ 6.06	€ 5.96	€ 6.68
A2.....	\$ 31.72	\$ 28.98	\$ 28.52
A2 CHF H.....	CHF 14.88	CHF 14.22	CHF 14.64
A2 DUR PH.....	\$ 21.46	\$ 19.67	\$ 17.99
A2 EUR.....	€ 28.69	€ 26.72	€ 28.37
A2 EUR H.....	€ 18.49	€ 17.22	€ 17.47
A2 HKD.....	HKD 247.33	HKD 227.27	HKD 223.83
A2 PLN H.....	PLN 111.28	PLN 101.52	PLN 97.57
A2 SGD.....	SGD 41.42	SGD 39.19	SGD 39.88
A2 SGD H.....	SGD 20.82	SGD 19.38	SGD 19.33
AA.....	\$ 9.69	\$ 9.55	\$ 10.14
AA AUD H.....	AUD 9.16	AUD 9.07	AUD 9.73
AA CAD H.....	CAD 9.17	CAD 9.07	CAD 9.68
AA DUR PH.....	\$ 10.69	\$ 10.52	\$ 10.34
AA EUR H.....	€ 9.15	€ 9.07	€ 9.70
AA GBP H.....	£ 9.02	£ 8.95	£ 9.58
AA HKD.....	HKD 75.51	HKD 74.91	HKD 79.60
AA NZD H.....	NZD 9.13	NZD 9.04	NZD 9.67
AA RMB H.....	CNH 62.20	CNH 61.63	CNH 66.07
AA SGD H.....	SGD 9.35	SGD 9.26	SGD 9.89
AA ZAR H.....	R 63.42	R 62.67	R 66.91
AK.....	\$ 10.90	\$ 10.59	\$ 11.10
AK EUR.....	€ 10.08	€ 9.92	€ 11.13
AK EUR H.....	€ 10.62	€ 10.37	€ 10.96
AR EUR.....	€ 9.83	€ 9.91	€ 11.38
AR EUR H.....	€ 9.31	€ 9.25	€ 9.95
AT.....	\$ 6.57	\$ 6.38	\$ 6.68
AT AUD H.....	AUD 10.71	AUD 10.45	AUD 11.04
AT CAD H.....	CAD 10.74	CAD 10.47	CAD 11.01
AT DUR PH.....	\$ 12.64	\$ 12.18	\$ 11.74
AT EUR.....	€ 6.05	€ 5.96	€ 6.68
AT EUR H.....	€ 10.71	€ 10.45	€ 11.02
AT GBP H.....	£ 10.58	£ 10.34	£ 10.91
AT HKD.....	HKD 51.30	HKD 50.11	HKD 52.44
AT NZD H.....	NZD 10.23	NZD 9.98	NZD 10.52
AT RMB H.....	CNH 72.46	CNH 70.77	CNH 74.80
AT SGD.....	SGD 8.59	SGD 8.65	SGD 9.35
AT SGD H.....	SGD 10.81	SGD 10.56	SGD 11.10
B.....	\$ 6.61	\$ 6.41	\$ 6.69
B2.....	\$ 24.67	\$ 22.70	\$ 22.50
B2 HKD.....	N/A	N/A	HKD 176.60
BA.....	N/A	N/A	\$ 9.51
BA AUD H.....	N/A	N/A	AUD 9.10
BT.....	\$ 6.65	\$ 6.45	\$ 6.74
BT AUD H.....	N/A	N/A	AUD 11.12
BT CAD H.....	N/A	N/A	CAD 10.94
BT EUR H.....	N/A	N/A	€ 11.03
BT GBP H.....	N/A	N/A	£ 11.00
BT HKD.....	N/A	N/A	HKD 52.91
BT NZD H.....	N/A	N/A	NZD 10.59
C.....	\$ 6.60	\$ 6.41	\$ 6.69

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	American Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
C EUR	€ 6.07	€ 5.98	€ 6.69
C2	\$ 38.05	\$ 34.92	\$ 34.52
C2 DUR PH	N/A	N/A	\$ 17.25
C2 EUR	€ 34.42	€ 32.20	€ 34.34
C2 EUR H	€ 17.40	€ 16.27	€ 16.58
CT	\$ 11.04	\$ 10.71	\$ 11.19
EA	\$ 10.96	\$ 10.86	\$ 11.59
EA AUD H	AUD 10.47	AUD 10.42	AUD 11.23
EA ZAR H	R 72.13	R 71.63	R 76.85
I	\$ 6.56	\$ 6.38	\$ 6.69
I EUR	€ 6.05	€ 5.96	€ 6.68
I2	\$ 19.25	\$ 17.49	\$ 17.12
I2 AUD H	AUD 16.26	AUD 15.01	AUD 14.97
I2 CHF H	CHF 15.88	CHF 15.08	CHF 15.44
I2 DUR PH (17)	N/A	\$ 20.56	\$ 18.70
I2 EUR	€ 17.41	€ 16.13	€ 17.03
I2 EUR H	€ 20.37	€ 18.86	€ 19.03
I2 HKD	HKD 150.32	HKD 137.34	HKD 134.36
I2 SGD (18)	N/A	SGD 23.67	SGD 23.95
I2 SGD H	SGD 18.94	SGD 17.54	SGD 17.39
IA	\$ 11.27	\$ 11.05	\$ 11.66
IA AUD H	AUD 10.72	AUD 10.55	AUD 11.25
IT	\$ 10.68	\$ 10.40	\$ 10.90
IT AUD H	AUD 9.98	AUD 9.75	AUD 10.32
IT CAD H	CAD 11.68	CAD 11.40	CAD 12.01
IT EUR H	€ 11.61	€ 11.36	€ 12.00
IT GBPH	£ 11.51	£ 11.27	£ 11.91
IT HKD	HKD 83.42	HKD 81.64	HKD 85.57
IT JPY	¥ 11,186.00	¥ 10,600.00	¥ 10,425.00
IT JPY H	¥ 6,736.00	¥ 6,609.00	¥ 7,002.00
IT NZD H	NZD 11.55	NZD 11.30	NZD 11.94
IT RMB H	CNH 78.60	CNH 76.90	CNH 81.38
IT SGD (19)	N/A	N/A	SGD 15.26
IT SGD H	SGD 10.89	SGD 10.65	SGD 11.23
J	\$ 6.74	\$ 6.54	\$ 6.82
L2 (20)	N/A	\$ 14.38	\$ 14.12
LT (21)	N/A	\$ 11.52	\$ 12.06
N2	\$ 18.41	\$ 16.91	\$ 16.73
NT	\$ 10.73	\$ 10.41	\$ 10.88
S	\$ 22.73	\$ 20.50	\$ 19.92
S1	\$ 25.04	\$ 22.70	\$ 22.16
S1 EUR	N/A	N/A	€ 22.05
S1D	\$ 13.83	\$ 13.25	\$ 13.66
S1D2	\$ 77.42	\$ 75.41	\$ 79.07
SA	\$ 73.99	\$ 71.95	\$ 75.39
SHK	\$ 76.94	\$ 74.82	\$ 78.38
W	\$ 11.78	\$ 11.48	\$ 12.03
W2	\$ 17.83	\$ 16.17	\$ 15.80
W2 CHF H	CHF 14.51	CHF 13.76	CHF 14.06
W2 EUR H	€ 15.34	€ 14.19	€ 14.29
WT	\$ 11.79	\$ 11.48	\$ 12.04
WT AUD H	AUD 11.22	AUD 10.98	AUD 11.62
WT EUR H	€ 11.67	€ 11.42	€ 12.06
WT GBPH	£ 11.49	£ 11.25	£ 11.88
WT HKD	HKD 92.09	HKD 90.15	HKD 94.52
WT SGD H	SGD 11.55	SGD 11.31	SGD 11.92

AB FCP I

Net Assets	European Income Portfolio		
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
	€ 1,266,574,781	€ 1,121,772,376	€ 1,411,076,501
Class			
A	€ 5.94	€ 5.65	€ 5.76
A USD	\$ 6.49	\$ 6.08	\$ 5.77
A2	€ 21.47	€ 19.63	€ 19.23
A2 CHF H	CHF 15.74	CHF 14.78	CHF 14.70
A2 PLN H	PLN 120.24	PLN 107.74	PLN 100.08
A2 USD	\$ 23.74	\$ 21.29	\$ 19.33
A2 USD H	\$ 20.47	\$ 18.40	\$ 17.53
AA	€ 10.49	€ 10.11	€ 10.44
AAAUD H	AUD 10.22	AUD 9.85	AUD 10.21
AA HKD H	HKD 70.03	HKD 67.44	HKD 69.43
AA RMB H	CNH 69.79	CNH 67.29	CNH 69.66
AA SGD H	SGD 10.42	SGD 10.05	SGD 10.37
AA USD H	\$ 10.72	\$ 10.29	\$ 10.57
AK	€ 12.50	€ 11.89	€ 12.12
AR	€ 10.32	€ 9.96	€ 10.29
AT	€ 5.94	€ 5.65	€ 5.76
ATAUD H	AUD 12.63	AUD 12.02	AUD 12.29
ATSGD H	SGD 12.10	SGD 11.53	SGD 11.75
AT USD	\$ 6.50	\$ 6.08	\$ 5.77
AT USD H	\$ 13.18	\$ 12.50	\$ 12.67
B USD	\$ 6.53	\$ 6.10	\$ 5.78
B2	€ 18.03	€ 16.60	€ 16.37
B2 USD	\$ 19.92	\$ 17.99	\$ 16.45
BAAUD H	N/A	N/A	AUD 9.59
BA USD H	N/A	N/A	\$ 9.94
BT	N/A	N/A	€ 5.77
BTAUD H	N/A	N/A	AUD 12.34
BT USD H	N/A	N/A	\$ 12.67
C	€ 5.96	€ 5.66	€ 5.77
C USD	\$ 6.52	\$ 6.09	\$ 5.78
C2	€ 20.03	€ 18.40	€ 18.11
C2 USD	\$ 22.15	\$ 19.96	\$ 18.20
C2 USD H	\$ 19.27	\$ 17.40	\$ 16.65
CK	€ 12.51	€ 11.89	€ 12.12
CT USD H	\$ 12.15	\$ 11.52	\$ 11.67
I	€ 5.93	€ 5.65	€ 5.76
I USD	\$ 6.46	\$ 6.06	\$ 5.77
I2	€ 14.63	€ 13.30	€ 12.96
I2 AUD H	AUD 32.05	AUD 29.06	AUD 28.05
I2 CHF H	CHF 16.31	CHF 15.23	CHF 15.06
I2 USD	\$ 16.17	\$ 14.43	\$ 13.03
I2 USD H	\$ 29.62	\$ 26.48	\$ 25.09
IA	€ 11.71	€ 11.22	€ 11.52
IA HKD H	HKD 78.84	HKD 75.47	HKD 77.21
IA SGD H (22)	N/A	SGD 11.23	SGD 11.52
IA USD H	\$ 11.95	\$ 11.40	\$ 11.72
IT	€ 12.56	€ 11.95	€ 12.19
ITSGD H (23)	N/A	SGD 11.98	SGD 12.21
IT USD H	\$ 12.50	\$ 11.85	\$ 12.02

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

European Income Portfolio (continued)			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
NT USD H.....	\$ 12.76	\$ 12.10	\$ 12.27
S1.....	€ 24.11	€ 21.88	€ 21.27
S1 USD.....	\$ 26.67	\$ 23.73	\$ 21.38 S1
USD H.....	\$ 27.93	\$ 24.91	\$ 23.56
S1D.....	€ 12.39	€ 11.80	€ 12.05
SA USD H.....	\$ 82.72	\$ 78.43	\$ 79.48
SHK.....	€ 82.07	€ 78.01	€ 79.48
W2.....	€ 15.84	€ 14.38	€ 13.98
W2 CHF H.....	CHF 15.75	CHF 14.69	CHF 14.51
W2 USD H.....	\$ 17.33	\$ 15.47	\$ 14.63
WA.....	€ 12.43	€ 11.88	€ 12.18
WA HKD H (24).....	N/A	HKD 79.83	HKD 81.55
WA USD H.....	\$ 12.66	\$ 12.06	\$ 12.29
WT.....	€ 12.78	€ 12.17	€ 12.42
WT SGD H (25).....	N/A	SGD 12.22	SGD 12.47
WT USD H.....	\$ 13.01	\$ 12.34	\$ 12.53
Emerging Markets Debt Portfolio			
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 481,549,380	\$ 482,266,459	\$ 502,511,882
Class			
A.....	\$ 11.21	\$ 10.41	\$ 10.53
A EUR.....	€ 10.33	€ 9.71	€ 10.53
A2.....	\$ 33.64	\$ 29.28	\$ 27.73
A2 CHF H.....	CHF 13.75	CHF 12.52	CHF 12.38
A2 EUR.....	€ 30.42	€ 27.00	€ 27.59
A2 EUR H.....	€ 19.34	€ 17.18	€ 16.78
A2 HKD.....	HKD 262.30	HKD 229.66	HKD 217.64
A2 PLN (26).....	N/A	PLN 120.83	PLN 130.32
A2 PLN H.....	PLN 106.27	PLN 92.70	PLN 85.54
A2 SGDL.....	SGD 20.31	SGD 18.03	SGD 17.30
AA.....	\$ 9.00	\$ 8.48	\$ 8.70
AAA AUD H.....	AUD 8.28	AUD 7.84	AUD 8.14
AA CAD H.....	CAD 8.21	CAD 7.77	CAD 8.01
AA EUR H.....	€ 8.28	€ 7.85	€ 8.12
AA GBP H.....	£ 8.10	£ 7.68	£ 7.97
AA HKD.....	HKD 70.17	HKD 66.48	HKD 68.29
AA NZD H.....	NZD 8.08	NZD 7.64	NZD 7.93
AA RMB H (27).....	N/A	CNH 58.79	CNH 61.00
AA SGD H (28).....	N/A	SGD 8.19	SGD 8.45
AA ZAR H.....	R 57.24	R 54.00	R 55.89
AI.....	\$ 51.63	\$ 48.85	\$ 51.66
AI AUD H.....	AUD 50.24	AUD 47.79	AUD 51.10
AR EUR.....	€ 9.29	€ 8.94	€ 9.93
AT.....	\$ 11.25	\$ 10.44	\$ 10.57
AT AUD H.....	AUD 9.68	AUD 9.03	AUD 9.25
AT CAD H.....	CAD 8.97	CAD 8.36	CAD 8.51
AT EUR.....	€ 10.38	€ 9.75	€ 10.57
AT EUR H.....	€ 10.10	€ 9.43	€ 9.63
AT GBP H.....	£ 8.92	£ 8.33	£ 8.51
AT HKD.....	HKD 87.85	HKD 81.98	HKD 82.98

AB FCP I

Emerging Markets Debt Portfolio (continued)

	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
AT NZD H.....	NZD 8.68	NZD 8.09	NZD 8.28
AT SGD H.....	SGD 9.75	SGD 9.10	SGD 9.27
B2 HKD.....	N/A	N/A	HKD 184.66
BT.....	\$ 11.34	\$ 10.48	\$ 10.56
C.....	\$ 11.26	\$ 10.44	\$ 10.54
C EUR.....	€ 10.37	€ 9.74	€ 10.53
C2.....	\$ 30.93	\$ 27.05	\$ 25.73
C2 EUR.....	€ 27.99	€ 24.94	€ 25.60
C2 EUR H.....	€ 18.21	€ 16.25	€ 15.94
CT.....	\$ 9.57	\$ 8.87	\$ 8.95
EA.....	\$ 10.42	\$ 9.87	\$ 10.19
EA AUD H.....	AUD 9.83	AUD 9.36	AUD 9.77
EA ZAR H.....	R 67.29	R 63.86	R 66.43
EI.....	\$ 50.67	\$ 48.19	\$ 51.24
EI AUD H.....	AUD 49.26	AUD 47.10	AUD 50.69
I.....	\$ 11.16	\$ 10.38	\$ 10.52
I2.....	\$ 37.20	\$ 32.21	\$ 30.33
I2 AUD H.....	AUD 16.48	AUD 14.50	AUD 13.94
I2 CHF H.....	CHF 14.67	CHF 13.28	CHF 13.06
I2 EUR.....	€ 33.65	€ 29.70	€ 30.18
I2 EUR H.....	€ 21.01	€ 18.56	€ 18.03
IT AUD H.....	AUD 8.69	AUD 8.11	AUD 8.30
IT EUR H.....	€ 9.65	€ 9.01	€ 9.20
N2.....	\$ 17.08	\$ 14.95	\$ 14.24
NT.....	\$ 9.31	\$ 8.62	\$ 8.70
S.....	\$ 37.48	\$ 32.23	\$ 30.13
S1 2.....	\$ 34.66	\$ 29.97	\$ 28.18
S1 2 EUR (29).....	N/A	€ 27.66	€ 28.06
S1 EUR H.....	€ 20.41	€ 18.00	€ 17.45
S1 GBP H.....	£ 22.44	£ 19.52	£ 18.67
S1 L.....	\$ 108.52	\$ 100.49	N/A
SA.....	\$ 68.81	\$ 63.89	\$ 64.72

Mortgage Income Portfolio

	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
Net Assets.....	\$ 1,140,236,367	\$ 744,715,033	\$ 829,713,296
Class			
A.....	\$ 11.57	\$ 11.31	\$ 11.22
A2.....	\$ 21.45	\$ 19.37	\$ 17.83
A2 EUR.....	€ 19.40	€ 17.86	€ 17.74
A2 EUR H (30).....	€ 15.18	N/A	N/A
A2 HKD.....	HKD 167.25	HKD 151.89	HKD 139.98
A2 SGD (31).....	N/A	SGD 26.21	SGD 24.94
A2X.....	\$ 15.40	\$ 13.89	\$ 12.78
A2X EUR.....	€ 13.93	€ 12.81	€ 12.71
AA.....	\$ 9.92	\$ 9.83	\$ 9.89
AA AUD H.....	AUD 9.51	AUD 9.44	AUD 9.53
AA HKD.....	HKD 77.36	HKD 77.14	HKD 77.67
AA RMB H.....	CNH 67.03	CNH 66.68	CNH 67.55
AA SGD H.....	SGD 9.75	SGD 9.70	SGD 9.78
AA ZAR H.....	R 66.39	R 65.83	R 66.17

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Mortgage Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2024	August 31, 2023	August 31, 2022
AR EUR H.....	€ 9.57	€ 9.54	€ 9.70
AT.....	\$ 11.59	\$ 11.33	\$ 11.24
ATAUD H.....	AUD 11.16	AUD 10.92	AUD 10.87
AT EUR.....	€ 10.48	€ 10.44	€ 11.23
AT GBP H.....	£ 12.00	£ 11.77	£ 11.72
AT HKD.....	HKD 90.39	HKD 88.88	HKD 88.26
AT SGD (32).....	N/A	SGD 15.28	SGD 15.73
AT SGD H.....	SGD 11.38	SGD 11.16	SGD 11.09
AX.....	\$ 5.60	\$ 5.48	\$ 5.43
AX EUR.....	€ 5.06	€ 5.04	€ 5.43
BX.....	\$ 5.61	\$ 5.48	\$ 5.43
BX EUR.....	€ 5.06	€ 5.04	€ 5.42
C.....	\$ 11.59	\$ 11.33	\$ 11.23
C2.....	\$ 20.43	\$ 18.53	\$ 17.13
C2 EUR.....	€ 18.49	€ 17.09	€ 17.05
CX.....	\$ 5.60	\$ 5.48	\$ 5.43
I.....	\$ 11.57	\$ 11.31	\$ 11.22
I EUR.....	€ 10.45	€ 10.41	€ 11.20
I2.....	\$ 22.72	\$ 20.40	\$ 18.68
I2 EUR.....	€ 20.57	€ 18.83	€ 18.59
I2 EUR H.....	€ 16.79	€ 15.32	€ 14.40
IT EUR H.....	€ 12.14	€ 11.89	€ 11.83
IX.....	\$ 5.60	\$ 5.48	\$ 5.43
N2.....	\$ 17.74	\$ 16.11	\$ 14.91
NT.....	\$ 12.34	\$ 12.06	\$ 11.96
S.....	\$ 11.54	\$ 11.28	\$ 11.19
S1.....	\$ 21.24	\$ 19.04	\$ 17.40
S1AUD H.....	AUD 121.17	AUD 109.99	N/A
S1 EUR (33).....	N/A	€ 17.57	€ 17.32
S1 EUR H.....	€ 110.25	€ 100.44	€ 94.16
S1 JPY (34).....	N/A	¥ 14,584.00	¥ 12,733.00
S1L.....	\$ 104.52	\$ 101.43	N/A
SA.....	\$ 75.53	\$ 73.90	\$ 73.40

** Share class re-designated. See note A.

- (1) Last official NAV calculated on September 19, 2023. See note A.
- (2) Liquidated on September 8, 2023 with a final NAV per share of €18.74
- (3) Liquidated on September 18, 2023 with a final NAV per share of \$28.43
- (4) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of CNH78.89
- (5) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of AUD23.47
- (6) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of PLN383.99
- (7) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €37.67
- (8) Last official NAV calculated on March 8, 2024. See note A.
- (9) Liquidated on December 15, 2023 with a final NAV per share of \$61.65
- (10) Commenced on October 16, 2023
- (11) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €12.94
- (12) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €6.51
- (13) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €12.25
- (14) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of \$10.03

AB FCP I

-
- (15) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €9.77
 - (16) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €26.22
 - (17) Liquidated on February 26, 2024 with a final NAV per share of \$21.79
 - (18) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD23.51
 - (19) Commenced on October 19, 2023 and liquidated on May 29, 2024 with a final NAV per share of SGD15.45
 - (20) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of \$14.42
 - (21) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of \$11.41
 - (22) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD11.29
 - (23) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD12.05
 - (24) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of HKD80.37
 - (25) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD12.30
 - (26) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of PLN118.18
 - (27) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of CHN58.34
 - (28) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD8.11
 - (29) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €27.72
 - (30) Commenced on June 18, 2024
 - (31) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD26.34
 - (32) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of SGD15.15
 - (33) Liquidated on November 21, 2023 with a final NAV per share of €17.75
 - (34) Liquidated on November 8, 2023 with a final NAV per share of ¥15,264.00

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS**For the year ended August 31, 2024****AB FCP I****NOTE A: General Information**

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 10 active portfolios (each, a "Portfolio", and, collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

The portfolio AB FCP I – Dynamic Diversified Portfolio was liquidated. The last official Net Asset Value ("NAV") was calculated on September 19, 2023. As of August 31, 2024, cash balance for the Portfolio amounted to \$7,123. Two illiquid securities remain unsold at Custody as at year-end. There are no public markets to sell the securities.

It was resolved by the Board of Managers to approve the redesignation, at the effective date of March 8, 2024, of the current class S1 shares of AB FCP I – Short Duration Bond Portfolio, to class SIT shares.

It was resolved by the Board of Managers to approve the transfer of all assets and liabilities (the "Merger") of AB FCP I – China Low Volatility Equity Portfolio into AB SICAV I – All China Equity Portfolio. The Merger was effective as of March 8, 2024, at the exchange ratio of 1:1 with exception of Share Classes: A, I and S1 with exchange ratios of 1: 3.8669, 1:4.5445 and 1:0.7566, respectively.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes funded as of August 31, 2024:

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Global Equity Blend Portfolio	August 29, 2003	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP & S1 SGD
Emerging Markets Growth Portfolio	October 29, 1992	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR & S1 GBP
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	November 27, 2009	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I EUR, I GBP, S, S HKD, S1, S1 EUR & SD
Japan Strategic Value Portfolio	December 14, 2005	A, A CZK H, A EUR, A EUR H, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I USD, I USD H, S1 EUR, S1 USD & SD
Short Duration Bond Portfolio.....	September 13, 1996	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, I, I2, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, SIT & SA

AB FCP I

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Global High Yield Portfolio.....	September 19, 1997	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, BT AUD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, WEUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H & WT RMB H
American Income Portfolio.....	June 30, 1993	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD & WT SGD H
European Income Portfolio.....	February 25, 1999	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA USD H, IT, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA USD H, WT & WT USD H

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Emerging Markets Debt Portfolio.....	March 22, 2006	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBPH, AA HKD, AA NZD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 EUR H, S1 GBPH, S1L & SA
Mortgage Income Portfolio.....	September 26, 1994	A, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBPH, AT HKD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR H, S1L & SA

NOTE B: Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements and on a going concern basis, except for Japan Strategic Value Portfolio whose financial statements have been prepared on a non-going concern basis as the Board of Managers has decided to liquidate this Portfolio on November 19, 2024. Consequently the latter Portfolio's assets have been recorded at their estimated realisable values and liabilities at estimated settlement amounts. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

1. Valuation**1.1 Investments in Securities**

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers. Fair valuation procedures are designed to adjust closing market

prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of

AB FCP I

these other markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market price by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the valuation committee (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investment ("UCIs")

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds in the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps,

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**AB FCP I**

financial futures contracts, options and currency". Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statement of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

2. Organization Expenses

The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

3. Allocation Method

Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

4. Currency Translation

Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated, as determined by the Management Regulations, are translated at the average of the last available bid and ask price of such currency. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.1054 and average rate 1.0808 for EUR to USD, spot rate 0.0068 and average rate 0.0066 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets

is the result of the difference in exchange rates used to translate Combined net assets at the beginning of the year, the Statement of Assets and Liabilities and the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

5. Investment Income and Investment Transactions

Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis. The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

6. Estimates

The preparation of the Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting year. Actual results may differ from those estimates.

7. Swing Pricing Adjustment

(The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio)

The Fund implemented a NAV Adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy, effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceed a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers.

When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The NAV per Share and the total net assets as disclosed in the Statistical Information are the published NAV per Share and the total net assets, whereas the total net assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

All Portfolios subject to swing pricing except Dynamic Diversified Portfolio swung their NAVs during the reporting period and as of August 31, 2024, none of such Portfolios swung their NAVs.

NOTE C: Taxes

As a Luxembourg *fonds commun de placement* ("FCP"), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the

aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

AB FCP I

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d'abonnement* is waived in an amount equal to

the Portfolio's pro rata share of the *taxe d'abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

NOTE D: Distributions

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the Global Equity Blend Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio (until liquidation date):

- For Class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For Class A, C, I, S, S1, SP, S1P, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For Class A, B, C, I, N, S, S1 and W shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For Class A, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare

and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For Class A, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Low Volatility Equity Portfolio (until merger date):

- For Class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective NAV of such Shares.
- For Class AD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Short Duration Bond Portfolio:

- For Class A, AX, C, I and S shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AJ, AT, CT, IT, NT and S1T shares (and corresponding H shares), the Management Company

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class A2, C2, I2, N2, S1, S2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and S EUR H, S SGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global High Yield Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For Class AK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For class SIL shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.

- For Class A2, B2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For American Income Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, LT, NT, S1D, S1D2, WT and ZT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class S1QD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For European Income Portfolio:

- For Class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

AB FCP I

- For Class AT, CT, IT, NT, SID and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For Class A, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT and ZT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class AI and EI shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share

classes. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and, potentially to a significant extent from capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such, may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. If the NAV per share falls below, respectively USD 1 and AUD 1, the Management Company will contemplate at its full discretion, either (i) the restructuring of the Share Class including through the merger with a Share Class with similar features or (ii) the liquidation of the Share Class. Distributions may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

- For class SIL shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class SIQD shares (and corresponding H shares), the Board intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For Class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class SIL shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, A2X, C2, C2X, E2, I2, I2X, N2, S1 and S2 shares (and corresponding H shares), the Management

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares. The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of

Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective NAV of such Shares.

Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I-	Share Class	%
Dynamic Diversified		
Portfolio(a).....	Class A	1.95%
	Class A EUR	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class AX EUR	1.90%
	Class AX SGD	1.90%
	Class BX	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I EUR H(b)	1.25%
	Class IX(c)	1.20%
Global Equity Blend		
Portfolio.....	Class A	2.10%
	Class A EUR	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class A SGD	2.10%
	Class B	3.10%
	Class B SGD	3.10%
	Class C	2.55%
	Class C EUR	2.55%
	Class I	1.30%
	Class I EUR	1.30%
	Class S HKD	0.10%
	Class S1	0.80%
	Class S1 EUR	0.80%
	Class S1 GBP	0.80%
	Class S1 SGD	0.80%
Emerging Markets Growth		
Portfolio.....	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class S1 GBP	1.20%

AB FCP I-	Share Class	%
Asia Ex-Japan Equity		
Portfolio.....	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A EUR	2.05%
	Class A HKD	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD HKD	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%
	Class AD RMB H(d)	2.05%
	Class AD ZAR H	2.05%
	Class AY JPY	2.05%
	Class BY JPY	2.52%
	Class C	2.50%
	Class C EUR	2.50%
	Class ED	3.05%
	Class ED AUD H	3.05%
	Class I	1.25%
	Class I AUD H(d)	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I GBP	1.25%
	Class S	0.30%
	Class S HKD	0.30%
	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class SD	0.30%
Japan Strategic Value		
Portfolio.....	Class A	1.70%
	Class A CZK H	1.70%
	Class A EUR	1.70%
	Class A EUR H	1.70%
	Class A PLN(d)	1.70%
	Class A SGD	1.70%
	Class A SGD H	1.70%
	Class A USD	1.70%
	Class A USD H	1.70%
	Class AD	1.70%
	Class AD AUD H	1.70%
	Class AD NZD H	1.70%
	Class AD USD H	1.70%
	Class AD ZAR H	1.70%
	Class C	2.60%
	Class C EUR	2.60%
	Class C EUR H	2.60%

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
Japan Strategic Value			Short Duration Bond		
Portfolio (continued)	Class C USD	2.60%	Portfolio (continued)	Class AT NZD H	1.20%
	Class I	0.90%		Class AT SGD H	1.20%
	Class I EUR	0.90%		Class AX	1.00%
	Class I EUR	0.90%		Class C	1.60%
	Class I EUR H	0.90%		Class C2	1.60%
	Class I USD	0.90%		Class C2 EUR H(d)	1.60%
	Class I USD H	0.90%		Class I	0.575%
	Class S EUR H(d)	0.15%		Class I EUR(d)	0.575%
	Class S1 EUR	0.80%		Class I2	0.575%
	Class S1 USD	0.80%		Class I2 EUR(d)	0.575%
	Class SD	0.15%		Class I2 EUR H	0.575%
China Low Volatility Equity				Class IT	0.575%
Portfolio(e)	Class A	1.99%		Class N2	1.70%
	Class A EUR	1.99%		Class NT	1.70%
	Class A HKD	1.99%		Class S	0.10%
	Class A PLN H	1.99%		Class S1 2	0.35%
	Class AD	1.99%		Class S1 2 EUR	0.35%
	Class AD AUD H	1.99%		Class S1 EUR H	0.35%
	Class AD CAD H	1.99%		Class S1T	0.35%
	Class AD EUR H	1.99%		Class SA	0.10%
	Class AD GBPH	1.99%	Global High Yield Portfolio. . .		
	Class AD HKD	1.99%		Class S1	1.00%
	Class AD NZD H	1.99%		Class S1 EUR	1.00%
	Class AD SGD H	1.99%		Class S1 EUR H	1.00%
	Class AD ZAR H	1.99%		Class S1D	1.00%
	Class B	2.99%		Class S1D2	1.00%
	Class B EUR	2.99%		Class S1L GBPH	1.00%
	Class C	2.44%		Class SA	0.10%
	Class C EUR	2.44%		Class SHK	0.10%
	Class I	1.19%		Class SK	0.75%
	Class I EUR	1.19%	American Income Portfolio . . .		
	Class S(f)	0.16%		Class A	1.50%
	Class S1	0.91%		Class A EUR	1.50%
	Class S1 EUR	0.91%		Class A2	1.50%
Short Duration Bond				Class A2 CHF H	1.50%
Portfolio	Class A	1.20%		Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A EUR	1.20%		Class A2 EUR	1.50%
	Class A2	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 EUR	1.20%		Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 EUR H	1.20%		Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 HKD	1.20%		Class A2 SGD	1.50%
	Class A2 SGD H	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.20%		Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.20%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.20%		Class AA CAD H	1.50%
	Class AA GBPH	1.20%		Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA HKD	1.20%		Class AA EUR H	1.50%
	Class AA SGD H	1.20%		Class AA GBPH	1.50%
	Class AJ	1.00%		Class AA HKD	1.50%
	Class AT	1.20%		Class AA NZD H	1.50%
	Class AT AUD H	1.20%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AT CAD H	1.20%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AT EUR	1.20%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AT EUR H	1.20%		Class AK	1.50%
	Class AT GBPH	1.20%		Class AK EUR	1.50%
	Class AT HKD	1.20%		Class AK EUR H	1.50%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
American Income Portfolio			American Income Portfolio		
(continued)	Class AR EUR	1.50%	(continued)	Class S1	0.65%
	Class AR EUR H	1.50%		Class SID	0.65%
	Class AT	1.50%		Class SID2	0.65%
	Class AT AUD H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class AT CAD H	1.50%		Class SHK	0.15%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class W	0.95%
	Class AT EUR	1.50%		Class W2	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class AT GBP H	1.50%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class AT HKD	1.50%		Class WT	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class WT AUD H	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class WT EUR H	0.95%
	Class AT SGD	1.50%		Class WT GBP H	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class WT HKD	0.95%
	Class B	2.20%		Class WT SGD H	0.95%
	Class B2	2.20%			
	Class BT	2.20%	European Income Portfolio		
	Class C	1.95%		Class A	1.41%
	Class C EUR	1.95%		Class A USD	1.41%
	Class C2	1.95%		Class A2	1.41%
	Class C2 EUR	1.95%		Class A2 CHF H	1.41%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class A2 PLN H	1.41%
	Class CT	1.95%		Class A2 USD	1.41%
	Class EA	2.00%		Class A2 USD H	1.41%
	Class EA AUD H	2.00%		Class AA	1.41%
	Class EA ZAR H	2.00%		Class AA AUD H	1.41%
	Class I	0.95%		Class AA HKD H	1.41%
	Class I EUR	0.95%		Class AA RMB H	1.41%
	Class I2	0.95%		Class AA SGD H	1.41%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class AA USD H	1.41%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class AK	1.41%
	Class I2 DUR PH(g)	0.95%		Class AR	1.41%
	Class I2 EUR	0.95%		Class AT	1.41%
	Class I2 EUR H	0.95%		Class AT AUD H	1.41%
	Class I2 HKD	0.95%		Class AT SGD H	1.41%
	Class I2 SGD(d)	0.95%		Class AT USD	1.41%
	Class I2 SGD H	0.95%		Class AT USD H	1.41%
	Class IA	0.95%		Class B USD	2.11%
	Class IA AUD H	0.95%		Class B2	2.11%
	Class IT	0.95%		Class B2 USD	2.11%
	Class IT AUD H	0.95%		Class C	1.86%
	Class IT CAD H	0.95%		Class C USD	1.86%
	Class IT EUR H	0.95%		Class C2	1.86%
	Class IT GBP H	0.95%		Class C2 USD	1.86%
	Class IT HKD	0.95%		Class C2 USD H	1.86%
	Class IT JPY	0.95%		Class CK	1.86%
	Class IT JPY H	0.95%		Class CT USD H	1.86%
	Class IT NZD H	0.95%		Class I	0.86%
	Class IT RMB H	0.95%		Class I USD	0.86%
	Class IT SGD(h)	0.95%		Class I2	0.86%
	Class IT SGD H	0.95%		Class I2 AUD H	0.86%
	Class L2(d)	1.05%		Class I2 CHF H	0.86%
	Class LT(d)	1.05%		Class I2 USD	0.86%
	Class N2	2.05%		Class I2 USD H	0.86%
	Class NT	2.05%		Class IA	0.86%
	Class S	0.15%		Class IA HKD H	0.86%
				Class IA SGD H(d)	0.86%

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
European Income Portfolio			Emerging Markets Debt		
(continued)	Class IA USD H	0.86%	Portfolio (continued)	Class C2	1.95%
	Class IT	0.86%		Class C2 EUR	1.95%
	Class IT SGD H(d)	0.86%		Class C2 EUR H	1.95%
	Class IT USD H	0.86%		Class CT	1.95%
	Class NT USD H	1.96%		Class EA	2.00%
	Class S1	0.65%		Class EA AUD H	2.00%
	Class S1 USD	0.65%		Class EA ZAR H	2.00%
	Class S1 USD H	0.65%		Class EI	2.00%
	Class S1D	0.65%		Class EI AUD H	2.00%
	Class SA USD H	0.15%		Class I	0.95%
	Class SHK	0.15%		Class I2	0.95%
	Class W2	0.86%		Class I2 AUD H	0.95%
	Class W2 CHF H	0.86%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class W2 USD H	0.86%		Class I2 EUR	0.95%
	Class WA	0.86%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class WA HKD H(d)	0.86%		Class IT AUD H	0.95%
	Class WA USD H	0.86%		Class IT EUR H	0.95%
	Class WT	0.86%		Class N2	2.05%
	Class WT SGD H(d)	0.86%		Class NT	2.05%
	Class WT USD H	0.86%		Class S	0.15%
Emerging Markets Debt				Class S1 2	0.70%
Portfolio	Class A	1.50%		Class S1 2 EUR(d)	0.70%
	Class A EUR	1.50%		Class S1 EUR H	0.70%
	Class A2	1.50%		Class S1 GBPH	0.70%
	Class A2 CHF H	1.50%		Class S1L	0.70%
	Class A2 EUR	1.50%		Class SA	0.15%
	Class A2 EUR H	1.50%	Mortgage Income Portfolio		
	Class A2 HKD	1.50%		Class A	1.50%
	Class A2 PLN(d)	1.50%		Class A2	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%		Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class AA	1.50%		Class A2 HKD	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%		Class A2 SGD(d)	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%		Class A2X	1.25%
	Class AA EUR H	1.50%		Class A2X EUR	1.25%
	Class AA GBPH	1.50%		Class AA	1.50%
	Class AA HKD	1.50%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%		Class AA HKD	1.50%
	Class AA RMB H(d)	1.50%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H(d)	1.50%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AI	1.50%		Class AR EUR H	1.50%
	Class AI AUD H	1.50%		Class AT	1.50%
	Class AR EUR	1.50%		Class AT AUD H	1.50%
	Class AT	1.50%		Class AT EUR	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%		Class AT GBPH	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%		Class AT HKD	1.50%
	Class AT EUR	1.50%		Class AT SGD(d)	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%		Class AT SGD H	1.50%
	Class AT GBPH	1.50%		Class AX	1.25%
	Class AT HKD	1.50%		Class AX EUR	1.25%
	Class C EUR	1.95%		Class BX	1.70%
	Class AT NZD H	1.50%		Class BX EUR	1.70%
	Class AT SGD H	1.50%		Class C	1.95%
	Class BT	2.50%		Class C2	1.95%
	Class C	1.95%		Class C2 EUR	1.95%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI I

AB FCPI-	Share Class	%
Mortgage Income Portfolio		
(continued)	Class CX	1.70%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IX	0.70%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 AUD H	0.65%
	Class S1 EUR(d)	0.65%
	Class S1 EUR H	0.65%
	Class S1 JPY(i)	0.65%
	Class SIL	0.65%
	Class SA	0.15%

(a) Last official NAV calculated on September 19, 2023.

(b) Share class liquidated on September 8, 2023.

(c) Share class liquidated on September 18, 2023.

(d) Share class liquidated on November 21, 2023.

(e) Last official NAV calculated on March 8, 2024.

(f) Share class liquidated on December 15, 2023.

(g) Share class liquidated on February 26, 2024.

(h) Share class liquidated on May 29, 2024.

(i) Share class liquidated on November 8, 2023.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2024, and reimbursement receivable at August 31, 2024:

AB FCPI-	Expenses borne	Reimbursement receivable
Dynamic Diversified Portfolio(a) ..	\$ 11,516	-
Global Equity Blend Portfolio	\$ 74,042	-
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 832	-
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 27,240,273	6,856,921
China Low Volatility Equity Portfolio(b)	\$ 75,114	-
Short Duration Bond Portfolio	\$ 76,679	-
American Income Portfolio	\$ 17	-
European Income Portfolio	€ -	29
Mortgage Income Portfolio	\$ 1,398	-

(a) Last official NAV calculated on September 19, 2023.

(b) Last official NAV calculated on March 8, 2024.

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities in "Accrued expenses and other liabilities". The Fund also pays the Management Company a Management Company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 161 to 171).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%, all types of Class E shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to \$23,178,581 for the year ended August 31, 2024.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to \$317,785 for the year ended August 31, 2024 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, *société anonyme* for legal services rendered to the Fund. Payments of €6,272 were made for the year ended August 31, 2024 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate. All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. There was no commission paid for the year ended August 31, 2024 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC (until March 31, 2024) and Bernstein Institutional Services LLC (since 1 April 2024) and Bernstein Autonomous LLP. Several of the Management Company's managers are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Sustainable Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio and AB SICAV I – US High Yield Portfolio, which are managed by the Management Company. American Income Portfolio invests in AB SICAV I – US High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Global Income Portfolio, AB SICAV I – Sustainable Income Portfolio and AB SICAV I – USD Corporate Bond Portfolio which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company. European Income Portfolio invests in AB SICAV I – Euro Corporate Bond Portfolio which is managed by the Management Company.

AB FCP I

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common

directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2024, where permitted under applicable law, the Investment Manager and any Affiliated Sub-Investment Manager, if applicable, received and entered into soft-dollar commissions arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received. The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standard and the Investment Manager considers many factors regarding best execution standards when entering into soft commission arrangements such as the size and nature of brokerage fees.

Additionally, due to the nature of the investment strategy of certain Portfolios, including where the Investment Manager delegates investment management services to AllianceBernstein Limited, all costs associated with soft commission arrangements may be “unbundled” and borne by the Investment Manager or its sub-delegates, if required by applicable law.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services.

The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund’s performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees’ salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments,

derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” and “Changes in unrealized gains and (losses) on investments” in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2024, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I-	Transaction costs
Dynamic Diversified Portfolio(a)	\$ 2,730
Global Equity Blend Portfolio	\$ 69,751
Emerging Markets Growth Portfolio	\$ 1,203,786
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 1,062,052
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 5,446,312
China Low Volatility Equity Portfolio(b) ..	\$ 164,924
Short Duration Bond Portfolio	\$ 30,201
Global High Yield Portfolio	\$ 302,744
American Income Portfolio	\$ 2,006,671
European Income Portfolio	€ 26,038
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ 11,887
Mortgage Income Portfolio	\$ -0-

(a) Last official NAV calculated on September 19, 2023. See Note A.

(b) Last official NAV calculated on March 8, 2024. See Note A.

NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of “Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts” in the Statement of Assets and Liabilities.

One or more of a Portfolio’s share classes offered in a particular currency (each, an “Offered Currency”) may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a “Currency Hedged Share Class”. Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio’s base currency return by reducing

the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio’s base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio’s base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**AB FCP I****NOTE H: Repurchase Agreements**

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2024, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2024.

NOTE I: Reverse Repurchase Agreements

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the “interest cost” to the Fund of the reverse repurchase transaction, *i.e.*, the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2024, there were no reverse repurchase agreements.

There was no interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended August 31, 2024.

NOTE J: Financial Futures Contracts

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund’s activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract.

Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

NOTE K: Swap Transactions

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” and as a component of “Changes in unrealized gains and (losses) on swaps”.

Centrally Cleared Credit Default Swaps

The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Centrally Cleared Interest Rate Swaps

A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Total Return Swaps

A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Credit Default Swaps

The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Interest Rate Swaps

An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Inflation Swaps

An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

AB FCP I

NOTE L: Option Transactions

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

NOTE M: Collateral

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2024:

AB FCP I-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
Global Equity Blend Portfolio		
Citibank	\$ 5,424	-
JPMorgan Chase	\$ 20,048	-
Morgan Stanley	\$ 54,129	18,801
Short Duration Bond Portfolio.....		
Citibank	\$ 81,999	77,451
Morgan Stanley	\$ 1,289,144	589,970
Global High Yield Portfolio		
Citibank	\$ 9,499,228	9,713,004
Morgan Stanley	\$ 91,586,789	208,837,291
American Income Portfolio.....		
Citibank	\$ -	205,297,524
Morgan Stanley	\$ 98,969	563,265
European Income Portfolio		
Citibank	€ 1,970,730	-
Goldman Sachs	€ 200	277,382
Emerging Markets Debt Portfolio		
Citibank	\$ -	260,000
Goldman Sachs	\$ 1,238,310	-
Morgan Stanley	\$ 2,077,339	317,000
Mortgage Income Portfolio.....		
Morgan Stanley	\$ 2,700,862	-

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depositary and broker" and "Due to depositary and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2024 the following table lists collateral consisting of securities:

AB FCP I-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Global High Yield Portfolio		
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 8,418,750	-
U.S. Treasury Notes, 4.00%, 06/30/2028		
	\$ 13,619,957	-
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 108,975,462	-
American Income Portfolio...		
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	\$ 182,708,156	-
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 110,452,106	-

NOTE N: Loans of Portfolio Securities

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risk in lending securities, as with other extensions of credit, consists of possible loss of rights in the collateral should the borrower

fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**AB FCP I**

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay a Portfolio concerned any income from the securities. A Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral. A Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2024, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2024, Brown Brothers Harriman & Co. (acting as securities lending agent) earned a fee of \$22,200 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2024, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCP I-	Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend		
Portfolio.....		
Merrill Lynch	\$ 653,733	686,563
UBS AG	\$ 500,526	546,034
Emerging Markets Growth		
Portfolio.....		
BNP Paribas	\$ 1,995,400	2,095,431
Japan Strategic Value		
Portfolio.....		
Merrill Lynch	¥ 466,121,318	489,530,663
JPMorgan Chase	¥ 108,375,529	113,844,984
UBS AG	¥ 36,596,541	39,924,001

NOTE O: Bank Facility

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depositary, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

NOTE P: Co-Management of Assets

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion

of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2024, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Bernstein-Global Growth Pool.....	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool.....	Global Equity Blend Portfolio

NOTE Q: Joint Credit Facility

The Fund together with other investment funds (the "participating funds") participates in a \$300 million revolving credit facility (the "Credit Facility") intended to provide short-term financing related to redemptions and other short term liquidity requirements, subject to certain

restrictions. Fees related to the Credit Facility are paid by the participating funds and are included in miscellaneous expenses in the consolidated statement of operations. The Fund did not utilize the Credit Facility during the year ended August 31, 2024.

NOTE R: Subsequent Events

AB FCP I - Japan Strategic Value Portfolio was liquidated. The last official NAV was calculated on November 19, 2024.

TABLE I
FEE SCHEDULE

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Dynamic Diversified Portfolio(a)				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX EUR	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX SGD	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
BX	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H(b)	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX(c)	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
Global Equity Blend Portfolio				
Class				
A	1.60%	0.10%	N/A	2.06%
A EUR	1.60%	0.10%	N/A	2.06%
A EUR H	1.60%	0.10%	N/A	2.05%
A SGD	1.60%	0.10%	N/A	2.06%
B	1.60%	0.10%	1.00%	3.06%
B SGD	1.60%	0.10%	1.00%	3.08%
C	2.05%	0.10%	N/A	2.51%
C EUR	2.05%	0.10%	N/A	2.32%
I	0.80%	0.10%	N/A	1.24%
I EUR	0.80%	0.10%	N/A	1.26%
S HKD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 EUR	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 GBP	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 SGD	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
Emerging Markets Growth Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A AUD H	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A EUR	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A HKD	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A PLN H	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A SGD	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A SGD H	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
AD	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
B	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
C	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
C EUR	2.15%	0.10%	N/A	2.47%
ED	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
I AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
I EUR	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
N	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
S1	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.04%
S1 EUR	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.05%
S1 GBP	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.00%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Asia Ex-Japan Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD RMB H(d)	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.45%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
ED AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.00%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.20%
I AUD H(d)	0.90%	0.05%	N/A	1.23%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.17%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
S HKD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
S1	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.08%
S1 EUR	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.05%
SD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
Japan Strategic Value Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A CZK H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A PLN(d)	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD AUD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD NZD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD USD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD ZAR H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.58%
C EUR	1.95%	0.05%	N/A	2.55%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.58%
C USD	1.95%	0.05%	N/A	2.58%
I	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	0.90%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Japan Strategic Value Portfolio (continued)				
Class				
I USD	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I USD H.	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
S EUR H(d)	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.15%
S1 EUR	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 USD	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
SD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.15%
China Low Volatility Equity Portfolio(e)				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A PLN H.	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD GBPH	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
B	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
B EUR	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
S(f)	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.16%
S1	0.75%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
S1 EUR	0.75%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
Short Duration Bond Portfolio				
Class				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR H.	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 SGD H.	0.85%	0.10%	N/A	0.59%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA GBPH	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA SGD H.	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT AUD H.	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT CAD H.	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT EUR H.	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT GBPH	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.13%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Short Duration Bond Portfolio (continued)				
Class				
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.96%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.57%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.56%
C2 EUR H(d)	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I EUR(d)	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR(d)	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.34%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.35%
S1T	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
Global High Yield Portfolio**				
Class				
A	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 CHF H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 PLN H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 SGD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA AUD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA CAD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA GBPH	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA NZD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA RMB H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA ZAR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AR EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT AUD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT CAD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT GBPH	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio** (continued)				
Class				
AT NZD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT RMB H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT SGD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
B	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
B2	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.63%
BT	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
BT AUD H	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
C	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C EUR	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2 EUR	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2 EUR H	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
CK(d)	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.08%
CK EUR H(d)	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.09%
CT	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
EA	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.14%
EA AUD H	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.14%
EA ZAR H	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.14%
I	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I EUR	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 CHF H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 EUR	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.15%
I2 EUR H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 SGD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 SGD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IA AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IQD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT CAD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT EUR H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT GBPH	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.10%
IT HKD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.15%
IT RMB H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
J	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
N2	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.19%
NT	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.19%
S1	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1 EUR(d)	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
S1 EUR H	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1D	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1D2	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1L GBPH	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.97%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
SHK	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
SK	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.68%
W	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WEUR	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
W2	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
W2 CHF H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
W2 EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio** (continued)				
Class				
WT.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT AUD H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT CAD H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT EUR H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
WT GBP H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT RMB H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.95%
American Income Portfolio**				
Class				
A.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 CHF H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 DUR PH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 HKD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 PLN H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 SGD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 SGD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA AUD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA CAD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA DUR PH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA GBP H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA HKD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA NZD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA RMB H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA SGD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA ZAR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT AUD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT CAD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT DUR PH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT GBP H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT HKD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT NZD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT RMB H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
B.....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
B2.....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT.....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
C.....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C EUR.....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2.....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio** (continued)				
Class				
C2 EUR	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
EA	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
EA AUD H	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
EA ZAR H	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 DUR PH(g)	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.74%
I2 SGD(d)	0.55%	0.10%	N/A	0.73%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT GBPH	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT RMB H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT SGD(h)	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
L2(d)	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT(d)	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.04%
S1	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.54%
S1D	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.54%
S1D2	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.54%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.04%
W	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
W2	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2 CHF H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
W2 EUR H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT AUD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%
WT EUR H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT GBPH	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT HKD	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT SGD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A USD	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 USD	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA HKD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AR	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT USD	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
B USD	1.10%	0.10%	0.70%	2.06%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
B2 USD	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C USD	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2 USD	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C2 USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
CT USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I USD	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 USD	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA HKD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA SGD H(d)	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT SGD H(d)	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
NT USD H	1.65%	0.10%	N/A	1.91%
S1	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.58%
S1 USD	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.55%
S1 USD H	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
S1D	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
SA USD H	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%
SHK	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%
W2	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2 CHF H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
W2 USD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio (continued)				
Class				
WA	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WA HKD H(d)	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.58%
WA USD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WT	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WT SGD H(d)	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT USD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
Emerging Markets Debt Portfolio**				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 CHF H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 PLN(d)	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 PLN H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
AA NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA RMB H(d)	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H(d)	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AI	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AI AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AR EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
BT	1.10%	0.05%	1.00%	2.37%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.82%
C EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.82%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
C2 EUR H	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
CT	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
EA	1.10%	0.05%	0.50%	1.88%
EA AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
EA ZAR H	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
EI	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
EI AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.82%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio** (continued)				
Class				
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.83%
I2 AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
I2 CHF H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.92%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.92%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1 2	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.67%
S1 2 EUR(d)	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.62%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.62%
S1 GBPH	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.63%
S1L	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.67%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.12%
Mortgage Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 SGD(d)	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2X	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
A2X EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.30%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT SGD(d)	1.10%	0.05%	N/A	1.29%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AX	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AX EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
BX	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BX EUR	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.73%
CX	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.77%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Mortgage Income Portfolio (continued)				
Class				
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
IX	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.87%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.87%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.06%
S1	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
S1 AUD H	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
S1 EUR(d)	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.55%
S1 EUR H	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.55%
S1 JPY(i)	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
S1L	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.56%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%

* Unaudited. Annualized rates. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

** For the Total Expense Ratio calculation of the Portfolios the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, Management Company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

- (a) Last official NAV calculated on September 19, 2023. See Note A.
- (b) Share class liquidated on September 8, 2023.
- (c) Share class liquidated on September 18, 2023.
- (d) Share class liquidated on November 21, 2023.
- (e) Last official NAV calculated on March 8, 2024. See Note A.
- (f) Share class liquidated on December 15, 2023.
- (g) Share class liquidated on February 26, 2024.
- (h) Share class liquidated on May 29, 2024.
- (i) Share class liquidated on November 8, 2023.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

- (1) Up to 1.45% up to \$15,000,000,000 and up to 1.25% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (2) Up to 1.95% up to \$15,000,000,000 and up to 1.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (3) Up to 0.95% up to \$15,000,000,000 and up to 0.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (4) Up to 2.00% up to \$15,000,000,000 and up to 1.85% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (5) 1.05% up to \$100,000,000, 1.00% on the next \$100,000,000 and 0.95% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (6) 1.50% up to \$100,000,000, 1.45% on the next \$100,000,000 and 1.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (7) 0.50% up to \$100,000,000, 0.45% on the next \$100,000,000 and 0.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

Management Company Fees

- (8) Annual fee equal to the lesser of \$50,000 or 0.01% of average daily NAV.

Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund

- (9) Up to 1.15%
- (10) Up to 0.55%

TABLE 2
PORTFOLIO TURNOVER

AB FCPI

	Turnover*
AB FCPI-	
Global Equity Blend Portfolio	56.01%
Emerging Markets Growth Portfolio	56.62%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	99.44%
Japan Strategic Value Portfolio	98.48%
Short Duration Bond Portfolio.....	145.77%
Global High Yield Portfolio.....	26.59%
American Income Portfolio.....	35.16%
European Income Portfolio.....	67.88%
Emerging Markets Debt Portfolio.....	92.29%
Mortgage Income Portfolio.....	21.22%

* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the year is calculated based on month end valuation.

PORTFOLIO OF INVESTMENTS
August 31, 2024
AB FCP I
Asia Ex-Japan Equity Portfolio

	Shares	Value (USD)	Net Assets %
TRANSFERABLE SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET			
COMMON STOCKS			
INFORMATION TECHNOLOGY			
ELECTRONIC EQUIPMENT, INSTRUMENTS & COMPONENTS			
Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	1,766,000	\$ 10,185,277	2.7%
Tripod Technology Corp.	524,000	3,382,495	0.9
Unimicron Technology Corp.	1,126,000	5,754,955	1.5
		<u>19,322,727</u>	<u>5.1</u>
IT SERVICES			
FPT Corp.	2,216,194	12,011,940	3.1
SEMICONDUCTORS & SEMICONDUCTOR EQUIPMENT			
King Yuan Electronics Co., Ltd.	2,328,000	8,805,502	2.3
MediaTek, Inc.	204,000	7,907,471	2.1
SK Hynix, Inc.	120,330	15,646,458	4.1
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	1,125,000	33,197,874	8.7
		<u>65,557,305</u>	<u>17.2</u>
TECHNOLOGY HARDWARE, STORAGE & PERIPHERALS			
Quanta Computer, Inc.	541,000	4,532,291	1.2
Samsung Electronics Co., Ltd.	327,120	18,194,420	4.8
		<u>22,726,711</u>	<u>6.0</u>
		<u>119,618,683</u>	<u>31.4</u>
FINANCIALS			
BANKS			
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	26,092,900	9,032,482	2.4
BDO Unibank, Inc.	612,520	1,666,840	0.4
China Merchants Bank Co., Ltd. - Class H	2,169,000	8,998,326	2.4
CIMB Group Holdings Bhd.	2,261,500	4,290,179	1.1
City Union Bank Ltd.	1,161,277	2,367,657	0.6
Hana Financial Group, Inc.	154,870	7,176,295	1.9
Industrial & Commercial Bank of China Ltd. - Class H	12,037,000	6,930,946	1.8
KB Financial Group, Inc.	267,870	17,225,013	4.5
Metropolitan Bank & Trust Co.	3,029,290	3,965,322	1.0
Shanghai Pudong Development Bank Co., Ltd. - Class A	7,620,700	9,062,599	2.4
State Bank of India	203,275	1,978,672	0.5
		<u>72,694,331</u>	<u>19.0</u>
FINANCIAL SERVICES			
L&T Finance Ltd.	1,973,310	3,996,205	1.0
INSURANCE			
DB Insurance Co., Ltd.	64,180	5,573,141	1.5
PICC Property & Casualty Co., Ltd. - Class H	3,560,000	4,611,044	1.2
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class A	678,100	4,211,849	1.1
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. - Class H	1,293,000	6,201,518	1.6
Samsung Fire & Marine Insurance Co., Ltd.	16,560	4,295,422	1.1
Samsung Life Insurance Co., Ltd.	59,730	4,346,114	1.1
		<u>29,239,088</u>	<u>7.6</u>
		<u>105,929,624</u>	<u>27.6</u>
CONSUMER DISCRETIONARY			
AUTOMOBILES			
BYD Co., Ltd. - Class H	131,000	4,052,066	1.1
Hyundai Motor Co.	41,280	7,895,377	2.1
Kia Corp.	50,000	3,971,254	1.0
		<u>15,918,697</u>	<u>4.2</u>
BROADLINE RETAIL			
Alibaba Group Holding Ltd. - Class H	485,100	5,066,993	1.3
PDD Holdings, Inc. (ADR)	74,170	7,128,479	1.9
		<u>12,195,472</u>	<u>3.2</u>
HOUSEHOLD DURABLES			
Gree Electric Appliances, Inc. of Zhuhai - Class A	962,808	5,392,132	1.4
TEXTILES, APPAREL & LUXURY GOODS			
Bosideng International Holdings Ltd. - Class H	10,688,000	5,249,563	1.4
Zhejiang Serrui Garment Co., Ltd. - Class A	373,128	238,444	0.1
		<u>5,488,007</u>	<u>1.5</u>
		<u>38,994,308</u>	<u>10.3</u>
MATERIALS			
CHEMICALS			
Kumho Petrochemical Co., Ltd.	34,890	3,575,582	0.9
UPL Ltd.	713,393	5,088,601	1.3

PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)**AB FCP I
Asia Ex-Japan Equity Portfolio**

	Rate	Date	Shares	Value (USD)	Net Assets %
Yunnan Yuntianhua Co., Ltd. - Class A			2,082,700	\$ 6,064,106	1.6%
				14,728,289	3.8
METALS & MINING					
Shandong Nanshan Aluminum Co., Ltd. - Class A			14,113,800	7,307,021	1.9
Zijin Mining Group Co., Ltd. - Class H			3,586,000	7,275,196	1.9
				14,582,217	3.8
				29,310,506	7.6
UTILITIES					
ELECTRIC UTILITIES					
Power Grid Corp. of India Ltd.			1,306,918	5,284,002	1.4
GAS UTILITIES					
GAIL India Ltd.			4,534,123	12,790,718	3.3
Kunlun Energy Co., Ltd. - Class H			9,229,000	9,243,439	2.4
				22,034,157	5.7
				27,318,159	7.1
INDUSTRIALS					
ELECTRICAL EQUIPMENT					
Henan Pinggao Electric Co., Ltd. - Class A			1,385,100	3,591,344	0.9
INDUSTRIAL CONGLOMERATES					
SK Square Co., Ltd.			93,030	5,466,823	1.4
MACHINERY					
Yutong Bus Co., Ltd. - Class A			617,300	1,857,451	0.5
Zoomlion Heavy Industry Science & Technology Co., Ltd. - Class A			2,059,000	1,835,709	0.5
				3,693,160	1.0
TRANSPORTATION INFRASTRUCTURE					
Shandong Hi-speed Co., Ltd. - Class A			2,052,200	2,628,669	0.7
Tangshan Port Group Co., Ltd. - Class A			5,172,403	3,611,835	0.9
				6,240,504	1.6
				18,921,831	4.9
ENERGY					
OIL, GAS & CONSUMABLE FUELS					
PetroChina Co., Ltd. - Class H			12,950,000	11,741,324	3.1
Thai Oil PCL			2,311,000	3,618,939	0.9
				15,360,263	4.0
COMMUNICATION SERVICES					
ENTERTAINMENT					
International Games System Co., Ltd.			86,000	2,094,217	0.6
INTERACTIVE MEDIA & SERVICES					
Tencent Holdings Ltd. - Class H			191,500	9,381,236	2.5
				11,475,453	3.1
REAL ESTATE					
INDUSTRIAL REITS					
CapitaLand Ascendas REIT			1,596,800	3,524,107	0.9
REAL ESTATE MANAGEMENT & DEVELOPMENT					
Ayala Land, Inc.			11,505,300	7,233,074	1.9
				10,757,181	2.8
Total Investments					
(cost \$327,632,210)				\$ 377,756,008	98.8%
Time Deposits					
ANZ, Hong Kong(a)	3.44 %	-		114	0.0
BNP Paribas, Paris(a)	1.71 %	-		518,996	0.1
DNB, Oslo(a)	3.05 %	-		201	0.0
HSBC, Singapore(a)	2.11 %	-		341	0.0
Scotiabank, Toronto(a)	3.30 %	-		6	0.0
SMBC, London(a)	3.90 %	-		34	0.0
SMBC, London(a)	4.68 %	-		3,086,061	0.8
SMBC, Tokyo(a)	2.62 %	-		68	0.0
Standard Chartered Bank, Johannesburg(a)	6.46 %	-		6,792	0.0
Total Time Deposits				3,612,613	0.9
Other assets less liabilities				1,046,912	0.3
Net Assets				\$ 382,415,533	100.0%

AB FCP I
Asia Ex-Japan Equity Portfolio

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counter party	Contracts to Deliver (000)	In Exchange For (000)	Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Brown Brothers Hamman & Co. +	AUD 419	USD 285	09/23/2024	\$ 796
Brown Brothers Hamman & Co. +	AUD 198	USD 134	09/23/2024	(407)
Brown Brothers Hamman & Co. +	CAD 61	USD 45	09/23/2024	66
Brown Brothers Hamman & Co. +	EUR 5	USD 6	09/23/2024	38
Brown Brothers Hamman & Co. +	GBP 35	USD 46	09/23/2024	245
Brown Brothers Hamman & Co. +	NZD 59	USD 37	09/23/2024	30
Brown Brothers Hamman & Co. +	NZD 78	USD 49	09/23/2024	(65)
Brown Brothers Hamman & Co. +	SGD 1	USD 1	09/23/2024	1
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 20,127	AUD 29,847	09/23/2024	85,583
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 18	AUD 26	09/23/2024	(58)
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 3,655	CAD 4,979	09/23/2024	41,292
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 452	EUR 406	09/23/2024	(2,009)
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 3,744	GBP 2,874	09/23/2024	31,013
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 0*	GBP 0*	09/23/2024	(2)
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 3,928	NZD 6,388	09/23/2024	65,552
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 55	SGD 72	09/23/2024	41
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 1	SGD 1	09/23/2024	(0)**
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 9,151	ZAR 163,682	09/23/2024	15,148
Brown Brothers Hamman & Co. +	USD 1	ZAR 14	09/23/2024	(4)
Brown Brothers Hamman & Co. +	ZAR 2,298	USD 129	09/23/2024	527
Brown Brothers Hamman & Co. +	ZAR 997	USD 55	09/23/2024	(473)
				<u>\$ 237,314</u>
			Appreciation	\$ 240,332
			Depreciation	\$ (3,018)

+ Used for portfolio or share class hedging purposes.

* Contract amount less than 500.

** Amount less than 0.50.

(a) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD - Australian Dollar
 CAD - Canadian Dollar
 EUR - Euro
 GBP - Great British Pound
 NZD - New Zealand Dollar
 SGD - Singapore Dollar
 USD - United States Dollar
 ZAR - South African Rand

Glossary:

ADR - American Depositary Receipt
 REIT - Real Estate Investment Trust

See notes to financial statements.

（２）【2023年 8月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン

資産・負債計算書

2023年 8月31日現在

	アジア・エックス・ジャパン・ エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ＡＢアジア・バリューフアンド)	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券一時価	317,522,861	50,225,766
定期預金	3,206,608	507,221
未収配当金および未収利息	222,429	35,184
保管受託銀行およびブローカー預託金	1,493,407	236,227
ファンド証券売却未収金	259,817	41,098
先物為替予約未実現評価益	151,149	23,909
スワップ未実現評価益	0	0
金融先物契約未実現評価益	0	0
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
スワップに係る未収利息	0	0
投資有価証券売却未収金	1,254,516	198,439
貸付証券収益の未収金	0	0
その他未収金	0	0
	<u>324,110,787</u>	<u>51,267,844</u>
負 債		
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	0	0
投資有価証券購入未払金	770,869	121,936
未払分配金	529,865	83,814
先物為替予約未実現評価損	326,112	51,584
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
ファンド証券買戻未払金	103,035	16,298
スワップ未実現評価損	0	0
金融先物契約未実現評価損	0	0
スワップに係る未払利息	0	0
未払費用その他債務	1,279,270	202,355
	<u>3,009,151</u>	<u>475,988</u>
純資産	<u>321,101,636</u>	<u>50,791,857</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン

運用および純資産変動計算書

2023年8月31日に終了した年度

	アジア・エックス・ジャパン・ エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューファンド)	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
利息	155,687	24,627
スワップ収益	0	0
配当金、純額	10,592,814	1,675,571
貸付証券収益、純額	17,099	2,705
	<u>10,765,600</u>	<u>1,702,903</u>
費 用		
管理報酬	4,512,107	713,725
管理会社報酬	134,273	21,239
スワップに係る費用	0	0
税金	120,842	19,115
販売報酬	120,662	19,086
名義書換代行報酬	129,560	20,494
保管報酬	197,497	31,240
専門家報酬	236,623	37,429
会計および管理事務代行報酬	69,053	10,923
印刷費	9,139	1,446
その他	105,791	16,734
	<u>5,635,547</u>	<u>891,431</u>
費用払戻または権利放棄	(512)	(81)
純費用	<u>5,635,035</u>	<u>891,350</u>
投資純（損）益	<u>5,130,565</u>	<u>811,553</u>
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、 金融先物契約、オプションおよび通貨 源泉税	(86,485,528)	(13,680,281)
	(910,206)	(143,976)
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	52,489,391	8,302,772
金融先物契約	0	0
先物為替予約	155,196	24,549
スワップ	0	0
売建オプション	0	0
外貨	33,675	5,327
運用実績	<u>(29,586,907)</u>	<u>(4,680,057)</u>
ファンド証券取引 増（減）額	(138,557,534)	(21,917,031)
分配金	(6,094,401)	(964,012)
純資産		
期 首	495,340,478	78,352,957
為替換算調整	<u>0</u>	<u>0</u>
期 末	<u>321,101,636</u>	<u>50,791,857</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン

財務書類に対する注記

2023年8月31日に終了した年度

注A：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年7月13日付EC通達2009/65（改正済）の第1条（2）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは現在、運用中の12種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

取締役会により、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー・ポートフォリオのすべての資産および負債を、アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・バリュー・ポートフォリオに譲渡（以下「リストラクチャリング」という。）することに対する承認が決議された。当該リストラクチャリングは、1：1の比率で、2023年3月31日付で発効した。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンドII・ポートフォリオは償還した。2022年10月18日付で最終公式純資産価額（「NAV」）が算出された。2023年8月31日現在、ポートフォリオの現金残高は42,157米ドルである。

以下は、各ポートフォリオの設定日および2023年8月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタインー	設定日	販売クラス受益証券
ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオ	2004年11月1日	A, A EUR, A EUR H, AX, AX EUR, AX SGD, BX, C, C EUR, C EUR H, CX, I, I EUR, I EUR H, IX
グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ	2003年8月29日	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP, S1 SGD
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	1992年10月29日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR, S1 GBP
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月27日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD RMB H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I AUD H, I EUR, I GBP, S, S HKD, S1, S1 EUR, SD
ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオ	2005年12月14日	A, A CZK H, A EUR, A EUR H, A PLN, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I USD, I USD H, S EUR H, S1 EUR, S1 USD, SD
チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ	2007年1月31日	A, A EUR, A HKD, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD SGD H, AD ZAR H, B, B EUR, C, C EUR, I, I EUR, S, S1, S1 EUR

アライアンス・バーンスタインー	設定日	販売クラス受益証券
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	1996年9月13日	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, C2 EUR H, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, SA
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年9月19日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, BT AUD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR, S1 EUR H, SID, SID2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H, WT RMB H
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年6月30日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, L2, LT, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD, WT SGD H
ヨーロッパ・インカム・ポートフォリオ	1999年2月25日	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA HKD H, WA USD H, WT, WT SGD H, WT USD H
エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	2006年3月22日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1 GBP H, S1L, SA
モーゲージ・インカム・ポートフォリオ	1994年9月26日	A, A2, A2 EUR, A2 HKD, A2 SGD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBP H, AT HKD, AT SGD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR, S1 EUR H, S1 JPY, S1L, SA

注B：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して継続企業を前提とした会計基準で作成されている。
ただし、ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオについては、取締役会が2023年9月19日付

で当該ポートフォリオを償還することを決定したため、当該財務書類は非継続企業を前提とした会計基準で作成されている。ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオについては、2023年8月31日現在の残存資産の帳簿価額を正味見積実現可能価額で表示し、すべての負債を見積決済額で表示することを除き、以下に示す重要な会計方針を一貫して適用している。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

1. 評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点でそれら証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。したがって、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産価額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

したがって、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所またはその他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価額で評価された証券のみについて採用している。

債券（i）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ii）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（iii）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手続に従っ

て、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続きに従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー・ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま期間満了となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プッ

ト・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

1.6 他の投資信託（「UCIs」）への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産価額で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現（損）益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡／（前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

2. 創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

3. 配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現／未実現損益は、直接当該クラスの負担／配分とされる。

ポートフォリオの全クラスS受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用ある場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスS受益証券に配分される。

4. 外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の売買価格の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.0844および平均レート1.0613、日本円対米ドルの現物レート0.0069および平均レート0.0072である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

5. 投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

7. スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ、グローバル・バリュー・ポートフォリオ、ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオおよびグローバル・ボンドII・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

ファンドは、2015年11月2日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）、純資産価額調整方針を実施した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産価額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。

スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産価額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常、関連する純資産価額の2%を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。資産・負債計算書において、スイング・プライシングによる上方調整は「その他の未収金」の一部として計上され、下方調整は「未払費用その他債務」の一部として計上される。運用および純資産変動計算書において、スイング・プライシングによる調整はファンド証券取引内の「増（減）額」の一部として計上される。

2023年8月31日に終了した報告年度中にスイング・プライシングの対象であったすべてのポートフォリオのうち、純資産価額がスイング調整されたヨーロッパ・インカム・ポートフォリオおよびエマージング・マーケット・デット・ポートフォリオを除き、純資産価額にスイング調整が行われたポートフォリオはなかった。

注C：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

注D：分配

管理会社は、現時点ではグローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、N、S、SIおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスADおよびED受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューファンド）：

- ・クラスA、C、I、SおよびSI受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
- ・クラスAD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、AX、C、I、SおよびSI受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAJ、AT、CT、ITおよびNT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

- ・クラスA2、C2、I2、N2、S2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S1 EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、SID、SID2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスIQDおよびSIQD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスSIL受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、実施する意向である。当該分配は、受益証券のクラスに帰属する資本からは支払われない。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、SID、SID2、WTおよびZT受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現

利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

- ・S1QD受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび／または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注E：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、（日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され）以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタインー			アライアンス・バーンスタインー		
クラス 受益証券			クラス 受益証券		
%			%		
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ			ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ（続き）		
Class S1	1.20%		Class AT NZD H	1.20%	
Class S1 EUR	1.20%		Class AT SGD H	1.20%	
Class S1 GBP	1.20%		Class AX	1.00%	
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ			Class B(e)	2.20%	
Class A	2.05%		Class C	1.60%	
Class A AUD H	2.05%		Class C2	1.60%	
Class A EUR	2.05%		Class C2 EUR H	1.60%	
Class A HKD	2.05%		Class I	0.575%	
Class A SGD H	2.05%		Class I EUR	0.575%	
Class AD	2.05%		Class I2	0.575%	
Class AD AUD H	2.05%		Class I2 EUR	0.575%	
Class AD CAD H	2.05%		Class I2 EUR H	0.575%	
Class AD EUR	2.05%		Class IT	0.575%	
Class AD EUR H	2.05%		Class N2	1.70%	
Class AD GBP H	2.05%		Class NT	1.70%	
Class AD HKD	2.05%		Class S	0.10%	
Class AD NZD H	2.05%		Class S1	0.35%	
Class AD RMB H	2.05%		Class S1 2	0.35%	
Class AD ZAR H	2.05%		Class S1 2 EUR	0.35%	
Class AY JPY	2.05%		Class S1 EUR H	0.35%	
Class BD(a)	3.05%		Class SA	0.10%	
Class BD AUD H(c)	3.05%		グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
Class BD HKD(a)	3.05%		Class S1	1.00%	
Class BY JPY	2.52%		Class S1 EUR	1.00%	
Class C	2.50%		Class S1 EUR H	1.00%	
Class C EUR	2.50%		Class S1D	1.00%	
Class ED	3.05%		Class S1 D2	1.00%	
Class ED AUD H	3.05%		Class S1L GBP H	1.00%	
Class I	1.25%		Class SA	0.10%	
Class I AUD H	1.25%		Class SHK	0.10%	
Class I EUR	1.25%		Class SK	0.75%	
Class I GBP	1.25%		アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
Class S	0.30%		Class A	1.50%	
Class S HKD	0.30%		Class A EUR	1.50%	
Class S1	1.20%		Class A2	1.50%	
Class S1 EUR	1.20%		Class A2 CHF H	1.50%	
Class SD	0.30%		Class A2 DUR PH	1.50%	
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ			Class A2 EUR	1.50%	
Class A	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%	
Class A EUR	1.20%		Class A2 HKD	1.50%	
Class A2	1.20%		Class A2 PLN H	1.50%	
Class A2 EUR	1.20%		Class A2 SGD	1.50%	
Class A2 EUR H	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%	
Class A2 HKD	1.20%		Class AA	1.50%	
Class AA	1.20%		Class AA AUD H	1.50%	
Class AA AUD H	1.20%		Class AA CAD H	1.50%	
Class AA CAD H	1.20%		Class AA DUR PH	1.50%	
Class AA GBP H	1.20%		Class AA EUR H	1.50%	
Class AA HKD	1.20%		Class AA GBP H	1.50%	
Class AA SGD H	1.20%		Class AA HKD	1.50%	
Class AJ	1.00%		Class AA NZD H	1.50%	
Class AT	1.20%		Class AA RMB H	1.50%	
Class AT AUD H	1.20%		Class AA SGD H	1.50%	
Class AT CAD H	1.20%		Class AA ZAR H	1.50%	
Class AT EUR	1.20%		Class AK	1.50%	
Class AT EUR H	1.20%		Class AK EUR	1.50%	
Class AT GBP H	1.20%		Class AK EUR H	1.50%	
Class AT HKD	1.20%		Class AR EUR	1.50%	

アライアンス・バーンスタインー	クラス 受益証券	%	アライアンス・バーンスタインー	クラス 受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）			アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
	Class AR EUR H	1.50%		Class I2 EUR	0.95%
	Class AT	1.50%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class AT AUD H	1.50%		Class I2 HKD	0.95%
	Class AT CAD H	1.50%		Class I2 SGD	0.95%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class I2 SGD H	0.95%
	Class AT EUR	1.50%		Class IA	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class IA AUD H	0.95%
	Class AT GBP H	1.50%		Class IT	0.95%
	Class AT HKD	1.50%		Class IT AUD H	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class IT CAD H	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class AT SGD	1.50%		Class IT GBP H	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class IT HKD	0.95%
	Class B	2.20%		Class IT JPY	0.95%
	Class B2	2.20%		Class IT JPY H	0.95%
	Class B2 HKD(a)	2.20%		Class IT NZD H	0.95%
	Class BA(f)	2.20%		Class IT RMB H	0.95%
	Class BA AUD H(c)	2.20%		Class IT SGD(h)	0.95%
	Class BT	2.20%		Class IT SGD H	0.95%
	Class BT AUD H(c)	2.20%		Class L2	1.05%
	Class BT CAD H(c)	2.20%		Class LT	1.05%
	Class BT GBP H(c)	2.20%		Class N2	2.05%
	Class BT HKD(c)	2.20%		Class NT	2.05%
	Class BT NZD H(f)	2.20%		Class S	0.15%
	Class C	1.95%		Class S1	0.65%
	Class C EUR	1.95%		Class S1 EUR(i)	0.65%
	Class C2	1.95%		Class S1D	0.65%
	Class C2 DUR PH(g)	1.95%		Class S1D2	0.65%
	Class C2 EUR	1.95%		Class SA	0.15%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class SHK	0.15%
	Class CT	1.95%		Class W	0.95%
	Class EA	2.00%		Class W2	0.95%
	Class EA AUD H	2.00%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class EA ZAR H	2.00%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class I	0.95%		Class WT	0.95%
	Class I EUR	0.95%		Class WT AUD H	0.95%
	Class I2	0.95%		Class WT EUR H	0.95%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class WT GBP H	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class WT HKD	0.95%
	Class I2 DUR PH	0.95%		Class WT SGD H	0.95%

(a) 2022年11月30日付で清算されたクラス受益証券

(c) 2022年12月30日付で清算されたクラス受益証券

(e) 2023年3月23日付で清算されたクラス受益証券

(f) 2023年1月3日付で清算されたクラス受益証券

(g) 2023年3月21日付で清算されたクラス受益証券

(h) 2023年3月31日付で清算されたクラス受益証券

(i) 2022年12月8日付で清算されたクラス受益証券

2023年8月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2023年8月31日現在のポートフォリオの未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 512	-
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 133,049	-
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 48	-

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。

ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表1に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、全クラスE受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。クラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2023年8月31日に終了した年度に14,390,047米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2023年8月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は868,837米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2023年8月31日に終了した年度に、39,217ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および／または新規発行に関する取引に従事していない。ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および／または通常の商業条件で行われた。2023年8月31日に終了した年度に、関係会社である、サンフォード C. バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーのサービスを利用した証券取引に対して支払われた手数料はなかった。管理会社の経営陣の数人は、投資顧問会社および／またはその関係会社の従業員および／または役員である。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－サステイナブル・ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－USハイ・イールド・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインSICAV－フィナンシャル・クレジット・ポートフォリオに投資する。アメリカン・インカム・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタインSICAV－ユー・エス・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－グローバル・インカム・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAV－サステイナブル・インカム・ポートフォリオに投資する。エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。当年度末において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

注F：ソフト・コミッション契約および取引費用

2023年8月31日に終了した年度中に、適用ある法律に基づいて、投資顧問会社および関連副投資顧問会社（適用ある場合。）は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。ソフト・コミッション契約は、ファンドのための取引の執行が最良の執行基準に合致することに基づいて締結され、投資顧問会社は、ソフト・コミッション契約締結時に、仲介料の規模や性質など、最良の執行基準に関する多くの要因を考慮する。

さらに、特定のポートフォリオの投資戦略の性質上、投資顧問会社がアライアンス・バーンスタイン・リミテッドに投資顧問業務を委任する場合を含め、ソフトコミッション契約に関連するすべての費用は「細分化」され、適用法の要件に従って、投資顧問会社またはその再委託先が負担することがある。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。

受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデーション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。

債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および／または費用払戻の計算から除外される。

2023年8月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタインー	取引費用
エマージング・マーケッツ・グロース・ポートフォリオ	\$ 924,442
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 2,013,262
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 29,544
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	\$ 262,120
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 0

注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入または売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、資産・負債計算書の「先物為替予約未実現評価（損）益」の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の1口当たり純資産価格に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、先物為替予約のための担保として使用される。

注H：レポ契約

レポ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レポ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2023年8月31日現在、レポ契約はなかった。

2023年8月31日に終了した年度中にレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注I：リバースレポ契約

リバースレポ契約はレポ契約と類似するが、レポ契約では、売り手が買い戻すことを条件に証券を現金で購入する一方、リバースレポ契約では、ファンドがポートフォリオ資産を売却するにあたって、それと同一の資産を後日ファンドが売却価格より少し高い確定価格で買い戻すことを条件とする。リバースレポ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利金を受領し続ける。一般的に、リバースレポ契約の効果は、ファンドがリバースレポ契約の期間中、対象となるポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつ当該ポートフォリオ証券に投資された現金の全部または大部分を回収できることである。

この取引が有利になるのは、リバースレポ取引によるファンドの「金利コスト」、すなわち証券の売却価格と買戻し価格との差額が、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達する費用よりも少ない場合である。

2023年8月31日現在、リバースレポ契約はなかった。

2023年8月31日に終了した年度中にリバースレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注J：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを2当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップ未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

注M：担保

2023年8月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン	ブローカーが 保有する現金	ブローカーに 負担する現金

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ			
シティバンク	\$	1,678,838	938,995
モルガン・スタンレー	\$	6,791,353	2,710,909
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ			
シティバンク	\$	—	893,935
JPモルガン・チェース	\$	13,819,000	—
モルガン・スタンレー	\$	75,290,213	139,041,047
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
シティバンク	\$	—	62,269,757
JPモルガン・チェース	\$	16,008,000	—
モルガン・スタンレー	\$	169,554	28,601,046

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2023年8月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
アライアンス・バーンスタイン		
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 11/30/2027	\$ 10,699,031	—
U.S. Treasury Notes, 4.38%, 10/31/2024	\$ 1,158,360	—
クレディ・スイス		
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 10,199,809	—
ドイツ銀行		
U.S. Treasury Notes, 4.38%, 10/31/2024	\$ 2,044,741	—
ゴールドマン・サックス		
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 13,687,889	—
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 150,406,955	—
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 11/30/2027	\$ 183,552	—
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 9,402,289	—
バンク・オブ・アメリカ		
U.S. Treasury Bonds, 3.88%, 12/31/2027	\$ 1,454,283	—
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
パークレイズ		
U.S. Treasury Bonds, 4.63%, 06/30/2025	\$ 1,826,667	—
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 8/15/2029	\$ 191,941,966	—
クレディ・スイス		

アライアンス・バーンスタインー	ブローカーに	
	引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030 ゴールドマン・サックス	\$ 2,282,985	—
U.S. Treasury Bonds, 4.63%, 06/30/2025 モルガン・スタンレー	\$ 4,755,201	—
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 127,875,000	—
U.S. Treasury Bonds, 4.63%, 06/30/2025	\$ 3,311,070	—

注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2023年8月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2023年8月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として行為する）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、貸付証券業務の提供に関して77,999米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。2023年8月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタイン	評価額	担保の時価
エマーGING・マーケット・グロース・ポートフォリオ		
メリルリンチ	\$ 6,653,444	6,991,945

注O：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

注P：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2023年8月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM バーンスタインーグローバル・グロース・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツーグローバル・バリュース・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ

注Q：後発事象

アライアンス・バーンスタインーグローバル・ボンドⅡ・ポートフォリオは償還した。2023年9月19日付で最終公式純資産価額が算出された。

表1
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率 [*]
アライアンス・バーンスタインー				
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ				
（愛称：日興ABアジア・バリューファンド）				
受益証券のクラス				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
BD(a)	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BD AUD H(c)	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD HKD(a)	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.48%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.45%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.00%
ED AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.21%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.20%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.21%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.17%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%
S HKD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.08%
S1 EUR	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.06%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%
				(N/A : 該当なし)

* 無監査。年率換算。総費用比率（TER）の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association（SFAMA）の2008年5月16日付ガイドラインに基づく。

(a) 2022年11月30日で清算されたクラス受益証券

(c) 2022年12月30日で清算されたクラス受益証券

管理会社報酬：
(8) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のうちいずれか低い方の額に相当する年間報酬

表2
ポートフォリオ回転率

	回転率 [*] (無監査)
アライアンス・バーンスタインー アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ (愛称：日興ABアジア・バリューファンド)	126.82%

＊ 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

[次へ](#)

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

August 31, 2023

AB FCP I

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	\$ 22,924,088	\$ 91,975,190	\$ 591,509,750
Time deposits	1,361,000	2,864,039	7,071,533
Dividends and interest receivable	20,239	147,149	618,754
Cash at depositary and broker	696,988	299,878	1,502,409
Receivable for capital stock sold	151	25,925	650,487
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	57,296	288,964	1,952
Unrealized appreciation on swaps	6,836	-0-	-0-
Unrealized appreciation on financial futures contracts	216,599	-0-	-0-
Upfront premiums paid on swap contracts	24,135	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	3,528	-0-	-0-
Receivable for investment securities sold	751,565	89,085	6,927,682
Receivable on securities lending income	-0-	728	1,527
Other receivables	-0-	-0-	-0-
	<u>26,062,425</u>	<u>95,690,958</u>	<u>608,284,094</u>
LIABILITIES			
Due to depositary and broker	51,476	112,396	-0-
Payable for investment securities purchased	809,671	85,194	2,452,752
Dividends payable	-0-	-0-	3,628
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	42,133	153,810	43,465
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Payable for capital stock redeemed	42,176	132,664	896,961
Unrealized depreciation on swaps	-0-	-0-	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts	17,098	-0-	-0-
Interest payable on swaps	-0-	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	208,765	209,437	1,099,738
	<u>1,171,319</u>	<u>693,501</u>	<u>4,496,544</u>
NET ASSETS	<u>\$ 24,891,106</u>	<u>\$ 94,997,457</u>	<u>\$ 603,787,550</u>

See notes to financial statements.

ABFCPI

Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)
\$ 317,522,861	¥ 7,256,370,106	\$ 114,168,284	\$ 522,934,635	\$ 13,152,857,867	\$ 20,711,062,864	€ 1,076,481,646
3,206,608	126,698,811	5,951,835	12,749,504	367,283,111	227,583,117	13,789,448
222,429	5,516,566	90,073	5,462,917	192,269,173	259,721,433	18,815,949
1,493,407	-0-	13,139	8,470,191	89,109,213	16,177,554	16,889,213
259,817	1,401,558	1,010,902	856,680	45,574,232	91,077,848	2,747,984
151,149	17,662,303	156,348	213,370	43,273,602	45,306,871	8,180,587
-0-	-0-	-0-	-0-	30,509,507	23,775,860	-0-
-0-	-0-	-0-	407,105	6,856,140	41,416,603	510,529
-0-	-0-	-0-	-0-	19,935,369	26,075,200	-0-
-0-	-0-	-0-	597,255	15,873,742	20,459,199	-0-
1,254,516	57,191,600	72,533	354	3,991,345	5,260,794	1,384,520
-0-	60,968	62	-0-	-0-	-0-	-0-
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
324,110,787	7,464,901,912	121,463,176	551,692,011	13,967,533,301	21,467,917,343	1,138,799,876
-0-	461,292	-0-	3,661,526	144,863,061	116,651,714	1,006,383
770,869	54,508,480	-0-	3,972,586	3,506,874	193,108,153	-0-
529,865	6,865,200	154,709	587,416	89,198,241	86,917,844	5,399,532
326,112	242,270	145,166	2,084,896	41,190,769	41,974,993	3,500,629
-0-	-0-	-0-	-0-	41,756,468	34,946,538	1,171,318
103,035	6,200,145	124,751	1,152,790	20,232,725	36,710,518	798,500
-0-	-0-	-0-	581,706	8,540,071	28,762,315	517,132
-0-	-0-	-0-	151,769	5,181,984	1,463,086	1,523,210
-0-	-0-	-0-	328,756	-0-	2,689,750	424,577
1,279,270	55,329,155	344,612	713,674	23,280,375	24,697,455	2,686,219
3,009,151	123,606,542	769,238	13,235,119	377,750,568	567,922,366	17,027,500
\$ 321,101,636	¥ 7,341,295,370	\$ 120,693,938	\$ 538,456,892	\$ 13,589,782,733	\$ 20,899,994,977	€ 1,121,772,376

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES (continued)

August 31, 2023

ABFCPI

	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)	Combined (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	\$ 469,877,972	\$ 724,121,503	\$ 37,890,254,371*
Time deposits	3,063,591	38,030,927	684,992,764
Dividends and interest receivable	6,755,378	4,651,632	490,096,286*
Cash at depository and broker	5,926,712	3,324,673	145,328,827
Receivable for capital stock sold	266,917	5,077,119	147,789,663
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	1,562,669	250,385	100,255,504
Unrealized appreciation on swaps	3,978	2,062,167	56,358,348
Unrealized appreciation on financial futures contracts	679,453	-0-	50,129,518
Upfront premiums paid on swap contracts	584,560	-0-	46,619,264
Interest receivable on swaps	75,285	2,362,570	39,371,579
Receivable for investment securities sold	659	75,401	20,319,929
Receivable on securities lending income	-0-	-0-	2,738
Other receivables	-0-	50,241	50,241
	<u>488,797,174</u>	<u>780,006,618</u>	<u>39,671,569,032*</u>
LIABILITIES			
Due to depository and broker	172,789	3,078,102	269,685,569
Payable for investment securities purchased	388	22,831,173	227,913,769
Dividends payable	1,669,192	2,321,487	186,980,034*
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	2,981,546	647,508	93,388,152
Upfront premiums received on swap contracts	40,038	328,822	78,342,043
Payable for capital stock redeemed	405,802	2,924,353	63,634,449
Unrealized depreciation on swaps	276,233	305,744	39,026,847
Unrealized depreciation on financial futures contracts	-0-	-0-	8,465,706
Interest payable on swaps	148,647	1,905,904	5,533,468
Accrued expenses and other liabilities	836,080	948,492	56,912,605
	<u>6,530,715</u>	<u>35,291,585</u>	<u>1,029,882,642*</u>
NET ASSETS	<u>\$ 482,266,459</u>	<u>\$ 744,715,033</u>	<u>\$ 38,641,686,390*</u>

* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS*For the year ended August 31, 2023***ABFCPI**

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD) (a)
INVESTMENT INCOME			
Interest	\$ 470,539	\$ 100,673	\$ 181,342
Swap income	36,800	-0-	-0-
Dividends, net	278,815	1,475,750	7,284,146
Securities lending income, net	-0-	30,020	228,807
	<u>786,154</u>	<u>1,606,443</u>	<u>7,694,295</u>
EXPENSES			
Management fee	415,075	758,672	2,647,066
Management Company fee	31,579	30,797	154,053
Expense on swaps	84,072	-0-	-0-
Taxes	14,870	18,430	83,553
Distribution fee	7,032	4,889	710
Transfer agency	31,377	34,464	99,190
Depository and custodian fees	134,079	24,113	97,696
Professional fees	98,694	77,602	119,751
Accounting and administration fee	26,585	34,509	54,112
Printing	437	456	6,955
Miscellaneous	74,062	56,262	35,615
	<u>917,862</u>	<u>1,040,194</u>	<u>3,298,701</u>
Expense reimbursed or waived	<u>(274,877)</u>	<u>(94,369)</u>	<u>-0-</u>
Net expenses	642,985	945,825	3,298,701
Net investment income/(loss)	<u>143,169</u>	<u>660,618</u>	<u>4,395,594</u>
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	(1,775,607)	(4,777,807)	(69,585,083)
Capital withholding tax	-0-	(13,414)	-0-
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	2,728,777	14,332,005	106,255,552
On financial futures contracts	196,140	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts	(133,282)	3,438	(1,548,123)
On swaps	110,151	-0-	-0-
On options written	-0-	-0-	-0-
On foreign currency	8,458	1,791	115,651
Result of operations	<u>1,277,806</u>	<u>10,206,631</u>	<u>39,633,591</u>
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(11,781,377)	(7,360,321)	(699,005,200)
Distributions	-0-	-0-	(4,415,961)
NET ASSETS			
Beginning of year	35,394,677	92,151,147	663,787,570
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	<u>\$ 24,891,106</u>	<u>\$ 94,997,457</u>	<u>\$ -0-</u>

(a) The financial information for the Global Value Portfolio is for the period from September 1, 2022 to March 31, 2023. See Note A.
See notes to financial statements.

ABFCPI

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Asia Ex- Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
\$ 419,689	\$ 155,687	¥ 55	\$ 204,211	\$ 20,283,226	\$ 1,012,976,894	\$ 1,073,194,871
-0-	-0-	-0-	-0-	920,038	115,732,117	132,228,077
9,047,720	10,592,814	142,908,699	3,295,684	-0-	33,470,262	34,588,216
25,170	17,099	1,311,195	1,457	-0-	-0-	-0-
9,492,579	10,765,600	144,219,949	3,501,352	21,203,264	1,162,179,273	1,240,011,164
8,841,842	4,512,107	56,910,827	1,473,093	2,865,796	185,417,943	178,980,248
492,279	134,273	1,838,226	41,022	398,861	12,262,647	16,092,755
-0-	-0-	-0-	-0-	980,022	1,398,827	21,704,558
248,915	120,842	1,841,156	40,803	209,167	5,954,770	8,201,697
14,216	120,662	-0-	4,822	290	8,408,967	6,638,267
238,511	129,560	2,291,304	69,569	218,247	5,613,196	6,947,065
268,259	197,497	4,443,648	55,086	168,222	1,008,606	1,112,931
171,965	236,623	12,047,645	39,511	293,526	593,835	532,969
91,640	69,053	4,171,297	38,236	81,318	212,438	212,438
6,916	9,139	434,191	2,627	19,091	156,181	175,156
92,297	105,791	5,523,085	57,988	61,168	592,864	756,111
10,466,840	5,635,547	89,501,379	1,822,757	5,295,708	221,620,274	241,354,195
-0-	(512)	(20,623,556)	(52,779)	(133,049)	-0-	(48)
10,466,840	5,635,035	68,877,823	1,769,978	5,162,659	221,620,274	241,354,147
(974,261)	5,130,565	75,342,126	1,731,374	16,040,605	940,558,999	998,657,017
(71,303,270)	(86,485,528)	592,966,519	(26,202,464)	(20,239,037)	(1,119,065,091)	(1,231,509,869)
(2,805)	(910,206)	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
58,299,276	52,489,391	687,379,975	8,355,950	21,922,155	681,434,423	201,330,860
-0-	-0-	-0-	-0-	(622,773)	5,312,136	59,818,451
(32,196)	155,196	(31,814,354)	388,011	(6,777,836)	27,570,191	19,288,116
-0-	-0-	-0-	-0-	142,259	236,800,142	178,642,817
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
(5,883)	33,675	63	858	(86,935)	(4,849,253)	105,943
(14,019,139)	(29,586,907)	1,323,874,329	(15,726,271)	10,378,438	767,761,547	226,333,335
71,750,211	(138,557,534)	(599,806,628)	16,917,570	55,897,423	(526,660,900)	4,997,777,171
(42,105)	(6,094,401)	(78,855,695)	(1,897,206)	(7,393,767)	(1,072,675,276)	(890,831,614)
546,098,583	495,340,478	6,696,083,364	121,399,845	479,574,798	14,421,357,362	16,566,716,085
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
\$ 603,787,550	\$ 321,101,636	¥ 7,341,295,370	\$ 120,693,938	\$ 538,456,892	\$ 13,589,782,733	\$ 20,899,994,977

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS (continued)

For the year ended August 31, 2023

ABFCPI

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	€ 66,059,996	\$ 35,580,307	\$ 71,822,222
Swap income	394,173	270,030	4,830,689
Dividends, net	-0-	-0-	406,277
Securities lending income, net	-0-	-0-	-0-
	66,454,169	35,850,337	77,059,188
EXPENSES			
Management fee	10,702,111	3,645,017	6,445,289
Management Company fee	989,691	179,683	312,893
Expense on swaps	887,248	283,769	3,424,889
Taxes	486,194	176,598	309,415
Distribution fee	5,900	90,844	1,563
Transfer agency	412,624	233,654	320,656
Depository and custodian fees	173,316	104,271	103,643
Professional fees	246,038	182,369	305,689
Accounting and administration fee	142,901	78,916	109,903
Printing	21,155	11,000	11,388
Miscellaneous	132,146	68,492	76,131
	14,199,324	5,054,613	11,421,459
Expense reimbursed or waived	(29)	-0-	(2,064)
Net expenses	14,199,295	5,054,613	11,419,395
Net investment income	52,254,874	30,795,724	65,639,793
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	(192,207,317)	(54,506,243)	(29,794,635)
Capital withholding tax	-0-	(26,476)	-0-
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	114,110,000	52,884,279	19,349,963
On financial futures contracts	(3,153,782)	766,101	-0-
On forward foreign currency contracts	461,237	(1,799,383)	1,169,006
On swaps	483,663	(340,610)	4,890,196
On options written	-0-	-0-	44,715
On foreign currency	262,427	(386,483)	1,531
Result of operations	(27,788,898)	27,386,909	61,300,569
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(205,772,986)	(26,996,216)	(118,258,680)
Distributions	(55,742,241)	(20,636,116)	(28,040,152)
NET ASSETS			
Beginning of year	1,411,076,501	502,511,882	829,713,296
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	€1,121,772,376	\$ 482,266,459	\$ 744,715,033

(b) The financial information for the Global Bond II Portfolio is for the period from September 1, 2022 to October 18, 2022. See Note A.

* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

ABFCPI

Global Bond II Portfolio (USD) (b)	Combined (USD)
\$ 58,197	\$ 2,285,557,332
5,968	254,442,055
-0-	97,917,297*
-0-	311,994
64,165	2,638,228,678*
7,181	407,777,237
160	31,194,596
5,418	28,823,191
146	15,908,460
-0-	15,298,524
144	14,390,047
-0-	3,490,338
23,177	3,023,574
-0-	1,190,842
7,654	432,578
17,151	2,173,946
61,031	523,703,333
-0-	(706,218)
61,031	522,997,115
3,134	2,115,231,563*
(1,932,613)	(2,916,897,514)
-0-	(952,901)
1,239,035	1,347,200,370*
31,371	62,154,317
(125,979)	38,417,606
213,444	420,971,711
-0-	44,715
23,531	(4,758,602)
(548,077)	1,061,411,265*
(11,800,116)	3,375,991,737*
(50,683)	(2,088,252,954)*
12,398,876	36,189,382,182
-0-	103,154,160*
\$ -0-	\$ 38,641,686,390*

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS*For the year ended August 31, 2023***AB FCP I****NOTE A: General Information**

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 12 active portfolios (each, a "Portfolio", and, collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest

in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

It was resolved by the Board of Managers to approve the transfer of all assets and liabilities (the "Restructuring") of AB FCP I – Global Value Portfolio into AB SICAV I – Global Value Portfolio. The Restructuring was effective as of March 31, 2023, at the exchange ratio of 1:1.

The portfolio AB FCP I – Global Bond II Portfolio was liquidated. The last official Net Asset Value ("NAV") was calculated on October 18, 2022. As of August 31, 2023, cash balance for the Portfolio amounted to \$42,157.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes funded as of August 31, 2023:

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Dynamic Diversified Portfolio	November 1, 2004	A, A EUR, A EUR H, AX, AX EUR, AX SGD, BX, C, C EUR, C EUR H, CX, I, I EUR, I EUR H & IX
Global Equity Blend Portfolio	August 29, 2003	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP & S1 SGD
Emerging Markets Growth Portfolio	October 29, 1992	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR & S1 GBP
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	November 27, 2009	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBPH, AD HKD, AD NZD H, AD RMB H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I AUD H, I EUR, I GBP, S, S HKD, S1, S1 EUR & SD
Japan Strategic Value Portfolio	December 14, 2005	A, A CZK H, A EUR, A EUR H, A PLN, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I USD, I USD H, S EUR H, S1 EUR, S1 USD & SD
China Low Volatility Equity Portfolio	January 31, 2007	A, A EUR, A HKD, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBPH, AD HKD, AD NZD H, AD SGD H, AD ZAR H, B, B EUR, C, C EUR, I, I EUR, S, S1 & S1 EUR
Short Duration Bond Portfolio	September 13, 1996	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBPH, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, C2 EUR H, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H & SA

ABFCPI

ABFCPI-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Global High Yield Portfolio.....	September 19, 1997	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, BT AUD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR, S1 EUR H, S1D, S1D2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H & WT RMB H
American Income Portfolio.....	June 30, 1993	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, L2, LT, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD & WT SGD H
European Income Portfolio.....	February 25, 1999	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA HKD H, WA USD H, WT, WT SGD H & WT USD H

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI

AB FCPI-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Emerging Markets Debt Portfolio.....	March 22, 2006	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AAA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBPH, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1 GBPH, SIL & SA
Mortgage Income Portfolio.....	September 26, 1994	A, A2, A2 EUR, A2 HKD, A2 SGD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBPH, AT HKD, AT SGD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR, S1 EUR H, S1 JPY, SIL & SA

NOTE B: Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements and on a going concern basis, except for Dynamic Diversified Portfolio whose financial statements have been prepared on a non-going concern basis as the Board of Managers have decided to liquidate this Portfolio on September 19, 2023. For Dynamic Diversified Portfolio, the significant accounting policies set out below have been applied consistently with the exception that the carrying values of the remaining assets as at August 31, 2023 are presented at their estimated net realizable values and all liabilities are presented at their estimated settlement amounts. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

1. Valuation**1.1 Investments in Securities**

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value"

as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers. Fair valuation procedures are designed to adjust closing market prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant

events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of these other markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market price by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the valuation committee (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investment ("UCIs")

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds in the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". Fluctuations

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**AB FCPI**

in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statement of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

2. Organization Expenses

The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

3. Allocation Method

Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

4. Currency Translation

Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated as determined by the Management Regulations are translated at the average of the last available buying and selling price. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.0844 and average rate 1.0613 for EUR to USD, spot rate 0.0069 and average rate 0.0072 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets

is the result of the difference in exchange rates used to translate Combined net assets at the beginning of the year, the Statement of Assets and Liabilities and the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

5. Investment Income and Investment Transactions

Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis. The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

6. Estimates

The preparation of the Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting year. Actual results may differ from those estimates.

7. Swing Pricing Adjustment

(The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio, Global Value Portfolio, Short Duration Bond Portfolio and Global Bond II Portfolio)

The Fund implemented a NAV Adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy, effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceed a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers.

When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The NAV per Share and the total net assets as disclosed in the Statistical Information are the published NAV per Share and the total net assets, whereas the total net assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

All Portfolios subject to swing pricing except European Income Portfolio and Emerging Markets Debt Portfolio swung their NAVs during the reporting year and as of August 31, 2023, none of such Portfolios swung their NAVs.

NOTE C: Taxes

As a Luxembourg *fonds commun de placement* ("FCP"), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the

aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to Institutional Investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

ABFCPI

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d'abonnement* is waived in an amount equal to

the Portfolio's pro rata share of the *taxe d'abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

NOTE D: Distributions

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the Global Equity Blend Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio:

- For Class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For Class A, C, I, S, S1, SP, S1P, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Value Portfolio:

- For Class A, B, C, I, S, S1, SA GB, SB GB, S1A GB and S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For Class A, B, C, I, N, S, S1 and W shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross

income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For Class A, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For Class A, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Low Volatility Equity Portfolio:

- For Class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective NAV of such Shares.
- For Class AD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ABFCPI

income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Short Duration Bond Portfolio:

- For Class A, AX, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AJ, AT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class A2, C2, I2, N2, S2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and SEURH, S1 EURH, SSGDH shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class SIL shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For American Income Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2, WT and ZT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For Class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.

For Global High Yield Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For Class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.

ABFCPI

- For Class SIQD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For European Income Portfolio:

- For Class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, CT, IT, NT, S1D and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For Class A, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT and ZT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For Class AI and EI shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and, potentially to a significant extent from capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such, may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. If the NAV per share falls below, respectively USD 1 and AUD 1, the Management Company will contemplate at its full discretion, either (i) the restructuring of the Share Class including through the merger with a Share Class with similar features or (ii) the liquidation of the Share Class. Distributions may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

- For class S1L shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.

- For Class A2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

- For Class SIQD shares (and corresponding H shares), the Board intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For Class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For Class SIL shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, A2X, C2, C2X, E2, I2, I2X, N2, S1 and S2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with

respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Bond II Portfolio:

- For Class S1 shares, the Management Company intended to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective NAV of such Shares. Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I-	Share Class	%
Dynamic Diversified Portfolio.....	Class A	1.95%
	Class A EUR	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class AX EUR	1.90%
	Class AX SGD	1.90%
	Class BX	2.90%
	Class BX SGD(a)	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I EUR H	1.25%
	Class IX	1.20%
Global Equity Blend Portfolio.....	Class A	2.10%
	Class A EUR	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class A SGD	2.10%
	Class B	3.10%
	Class B SGD	3.10%
	Class C	2.55%

AB FCP I-	Share Class	%
Global Equity Blend Portfolio (continued)	Class C EUR	2.55%
	Class I	1.30%
	Class I EUR	1.30%
	Class S HKD	0.10%
	Class S1	0.80%
	Class S1 EUR	0.80%
	Class S1 GBP	0.80%
	Class S1 SGD	0.80%
Global Value Portfolio(b)	Class S	0.12%
	Class S GBP	0.12%
	Class S GBP H	0.12%
	Class S1	0.82%
	Class S1 AUD H	0.82%
	Class S1 EUR	0.82%
	Class S1 GBP	0.82%
Emerging Markets Growth Portfolio.....	Class SD	0.12%
	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
Asta Ex-Japan Equity Portfolio.....	Class S1 GBP	1.20%
	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A EUR	2.05%
	Class A HKD	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD HKD	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%

AB FCPI

AB FCPI-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
Asta Ex-Japan Equity Portfolio (continued)			China Low Volatility Equity Portfolio (continued)		
	Class AD RMB H	2.05%		Class AD HKD	1.99%
	Class AD ZAR H	2.05%		Class AD NZD H	1.99%
	Class AY JPY	2.05%		Class AD SGD H	1.99%
	Class BD(a)	3.05%		Class AD ZAR H	1.99%
	Class BD AUD H(c)	3.05%		Class B	2.99%
	Class BD HKD(a)	3.05%		Class B EUR	2.99%
	Class BY JPY	2.52%		Class BD NZD H(c)	2.99%
	Class C	2.50%		Class C	2.44%
	Class C EUR	2.50%		Class C EUR	2.44%
	Class ED	3.05%		Class I	1.19%
	Class ED AUD H	3.05%		Class I EUR	1.19%
	Class I	1.25%		Class S	0.16%
	Class I AUD H	1.25%		Class S1	0.91%
	Class I EUR	1.25%		Class S1 EUR	0.91%
	Class I GBP	1.25%			
	Class S	0.30%	Short Duration Bond Portfolio		
	Class S HKD	0.30%		Class A	1.20%
	Class S1	1.20%		Class A EUR	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%		Class A2	1.20%
	Class SD	0.30%		Class A2 EUR	1.20%
				Class A2 EUR H	1.20%
Japan Strategic Value Portfolio				Class A2 HKD	1.20%
	Class A	1.70%		Class AA	1.20%
	Class A CZK H	1.70%		Class AA AUD H	1.20%
	Class A EUR	1.70%		Class AA CAD H	1.20%
	Class A EUR H	1.70%		Class AA GBPH	1.20%
	Class A PLN	1.70%		Class AA HKD	1.20%
	Class A SGD	1.70%		Class AA SGD H	1.20%
	Class A SGD H	1.70%		Class AJ	1.00%
	Class A USD	1.70%		Class AT	1.20%
	Class A USD H	1.70%		Class AT AUD H	1.20%
	Class AD	1.70%		Class AT CAD H	1.20%
	Class AD AUD H	1.70%		Class AT EUR	1.20%
	Class AD NZD H	1.70%		Class AT EUR H	1.20%
	Class AD USD H	1.70%		Class AT GBPH	1.20%
	Class AD ZAR H	1.70%		Class AT HKD	1.20%
	Class C	2.60%		Class AT NZD H	1.20%
	Class C EUR	2.60%		Class AT SGD H	1.20%
	Class C EUR H	2.60%		Class AX	1.00%
	Class C USD	2.60%		Class B(e)	2.20%
	Class I	0.90%		Class C	1.60%
	Class I EUR	0.90%		Class C2	1.60%
	Class I EUR H	0.90%		Class C2 EUR H	1.60%
	Class I SGD(d)	0.90%		Class I	0.575%
	Class I USD	0.90%		Class I EUR	0.575%
	Class I USD H	0.90%		Class I2	0.575%
	Class S EUR H	0.15%		Class I2 EUR	0.575%
	Class S1 EUR	0.80%		Class I2 EUR H	0.575%
	Class S1 USD	0.80%		Class IT	0.575%
	Class SD	0.15%		Class N2	1.70%
China Low Volatility Equity Portfolio				Class NT	1.70%
	Class A	1.99%		Class S	0.10%
	Class A EUR	1.99%		Class S1	0.35%
	Class A HKD	1.99%		Class S1 2	0.35%
	Class A PLN H	1.99%		Class S1 2 EUR	0.35%
	Class AD	1.99%		Class S1 EUR H	0.35%
	Class AD AUD H	1.99%		Class SA	0.10%
	Class AD CAD H	1.99%			
	Class AD EUR H	1.99%			
	Class AD GBPH	1.99%			

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
Global High Yield Portfolio	Class S1	1.00%	American Income Portfolio		
	Class S1 EUR	1.00%	(continued)	Class C	1.95%
	Class S1 EUR H	1.00%		Class C EUR	1.95%
	Class S1D	1.00%		Class C2	1.95%
	Class S1D2	1.00%		Class C2 DUR PH(g)	1.95%
	Class S1L GBPH	1.00%		Class C2 EUR	1.95%
	Class SA	0.10%		Class C2 EUR H	1.95%
	Class SHK	0.10%		Class CT	1.95%
	Class SK	0.75%		Class EA	2.00%
American Income Portfolio	Class A	1.50%		Class EA AUD H	2.00%
	Class A EUR	1.50%		Class EA ZAR H	2.00%
	Class A2	1.50%		Class I	0.95%
	Class A2 CHF H	1.50%		Class I EUR	0.95%
	Class A2 DUR PH	1.50%		Class I2	0.95%
	Class A2 EUR	1.50%		Class I2 AUD H	0.95%
	Class A2 EUR H	1.50%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class A2 HKD	1.50%		Class I2 DUR PH	0.95%
	Class A2 PLN H	1.50%		Class I2 EUR	0.95%
	Class A2 SGD	1.50%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class I2 HKD	0.95%
	Class AA	1.50%		Class I2 SGD	0.95%
	Class AA AUD H	1.50%		Class I2 SGD H	0.95%
	Class AA CAD H	1.50%		Class IA	0.95%
	Class AA DUR PH	1.50%		Class IA AUD H	0.95%
	Class AA EUR H	1.50%		Class IT	0.95%
	Class AA GBPH	1.50%		Class IT AUD H	0.95%
	Class AA HKD	1.50%		Class IT CAD H	0.95%
	Class AA NZD H	1.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class AA RMB H	1.50%		Class IT GBPH	0.95%
	Class AA SGD H	1.50%		Class IT HKD	0.95%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class IT JPY	0.95%
	Class AK	1.50%		Class IT JPY H	0.95%
	Class AK EUR	1.50%		Class IT NZD H	0.95%
	Class AK EUR H	1.50%		Class IT RMB H	0.95%
	Class AR EUR	1.50%		Class IT SGD(h)	0.95%
	Class AR EUR H	1.50%		Class IT SGD H	0.95%
	Class AT	1.50%		Class L2	1.05%
	Class AT AUD H	1.50%		Class LT	1.05%
	Class AT CAD H	1.50%		Class N2	2.05%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class NT	2.05%
	Class AT EUR	1.50%		Class S	0.15%
	Class AT EUR H	1.50%		Class S1	0.65%
	Class AT GBPH	1.50%		Class S1 EUR(i)	0.65%
	Class AT HKD	1.50%		Class S1D	0.65%
	Class AT NZD H	1.50%		Class S1D2	0.65%
	Class AT RMB H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class AT SGD	1.50%		Class SHK	0.15%
	Class AT SGD H	1.50%		Class W	0.95%
	Class B	2.20%		Class W2	0.95%
	Class B2	2.20%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class B2 HKD(a)	2.20%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class BA(f)	2.20%		Class WT	0.95%
	Class BA AUD H(c)	2.20%		Class WT AUD H	0.95%
	Class BT	2.20%		Class WT EUR H	0.95%
	Class BT AUD H(c)	2.20%		Class WT GBPH	0.95%
	Class BT CAD H(c)	2.20%		Class WT HKD	0.95%
	Class BT GBPH(c)	2.20%		Class WT SGD H	0.95%
	Class BT HKD(c)	2.20%			
	Class BT NZD H(f)	2.20%			

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
European Income Portfolio	Class A	1.41%	European Income Portfolio		
	Class A USD	1.41%	(continued).....	Class WA HKD H	0.86%
	Class A2	1.41%		Class WA USD H	0.86%
	Class A2 CHF H	1.41%		Class WT	0.86%
	Class A2 PLN H	1.41%		Class WT SGD H	0.86%
	Class A2 USD	1.41%		Class WT USD H	0.86%
	Class A2 USD H	1.41%	Emerging Markets Debt		
	Class AA	1.41%	Portfolio.....	Class A	1.50%
	Class AA AUD H	1.41%		Class A EUR	1.50%
	Class AA HKD H	1.41%		Class A2	1.50%
	Class AA RMB H	1.41%		Class A2 CHF H	1.50%
	Class AA SGD H	1.41%		Class A2 EUR	1.50%
	Class AA USD H	1.41%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class AK	1.41%		Class A2 HKD	1.50%
	Class AR	1.41%		Class A2 PLN	1.50%
	Class AT	1.41%		Class A2 PLN H	1.50%
	Class AT AUD H	1.41%		Class A2 SGD H	1.50%
	Class AT SGD H	1.41%		Class AA	1.50%
	Class AT USD	1.41%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AT USD H	1.41%		Class AA CAD H	1.50%
	Class B USD	2.11%		Class AA EUR H	1.50%
	Class B2	2.11%		Class AA GBP H	1.50%
	Class B2 USD	2.11%		Class AA HKD	1.50%
	Class BA AUD H(c)	2.11%		Class AA NZD H	1.50%
	Class BA USD H(j)	2.11%		Class AA RMB H	1.50%
	Class BT(a)	2.11%		Class AA SGD H	1.50%
	Class BT AUD H(a)	2.11%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class BT USD H(a)	2.11%		Class AI	1.50%
	Class C	1.86%		Class AI AUD H	1.50%
	Class C USD	1.86%		Class AR EUR	1.50%
	Class C2	1.86%		Class AT	1.50%
	Class C2 USD	1.86%		Class AT AUD H	1.50%
	Class C2 USD H	1.86%		Class AT CAD H	1.50%
	Class CK	1.86%		Class AT EUR	1.50%
	Class CT USD H	1.86%		Class AT EUR H	1.50%
	Class I	0.86%		Class AT GBP H	1.50%
	Class I USD	0.86%		Class AT HKD	1.50%
	Class IA	0.86%		Class C EUR	1.95%
	Class I2	0.86%		Class AT NZD H	1.50%
	Class I2 AUD H	0.86%		Class AT SGD H	1.50%
	Class I2 CHF H	0.86%		Class B2 HKD(k)	2.50%
	Class I2 USD	0.86%		Class BT	2.50%
	Class I2 USD H	0.86%		Class C	1.95%
	Class IA HKD H	0.86%		Class C2	1.95%
	Class IA SGD H	0.86%		Class C2 EUR	1.95%
	Class IA USD H	0.86%		Class C2 EUR H	1.95%
	Class IT	0.86%		Class CT	1.95%
	Class IT SGD H	0.86%		Class EA	2.00%
	Class IT USD H	0.86%		Class EA AUD H	2.00%
	Class NT USD H	1.96%		Class EA ZAR H	2.00%
	Class S1	0.65%		Class EI	2.00%
	Class S1 USD	0.65%		Class EI AUD H	2.00%
	Class S1 USD H	0.65%		Class I	0.95%
	Class SID	0.65%		Class I2	0.95%
	Class SA USD H	0.15%		Class I2 AUD H	0.95%
	Class SHK	0.15%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class W2	0.86%		Class I2 EUR	0.95%
	Class W2 CHF H	0.86%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class W2 USD H	0.86%		Class IT AUD H	0.95%
	Class WA	0.86%		Class IT EUR H	0.95%

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI

AB FCPI-	Share Class	%
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1 2	0.70%
	Class S1 2 EUR	0.70%
	Class S1 EUR H	0.70%
	Class S1 GBPH	0.70%
	Class S1L	0.70%
	Class SA	0.15%
Mortgage Income Portfolio.....	Class A	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 SGD	1.50%
	Class A2X	1.25%
	Class A2X EUR	1.25%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA HKD	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT EUR	1.50%
	Class AT GBPH	1.50%
	Class AT HKD	1.50%
	Class AT SGD	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class AX	1.25%
	Class AX EUR	1.25%
	Class BX	1.70%
	Class BX EUR	1.70%
	Class C	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 EUR	1.95%
	Class CX	1.70%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IX	0.70%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 AUD H	0.65%
	Class S1 EUR	0.65%
	Class S1 EUR H	0.65%
	Class S1 JPY	0.65%
	Class S1L	0.65%
	Class SA	0.15%

(a) Share class liquidated on November 30, 2022.

(b) Last official NAV calculated on March 31, 2023.

(c) Share class liquidated on December 30, 2022.

(d) Share class liquidated on May 15, 2023.

(e) Share class liquidated on March 23, 2023.

(f) Share class liquidated on January 3, 2023.

(g) Share class liquidated on March 21, 2023.

(h) Share class liquidated on March 31, 2023.

(i) Share class liquidated on December 8, 2022.

(j) Share class liquidated on October 12, 2022.

(k) Share class liquidated on October 31, 2022.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2023, and reimbursement receivable at August 31, 2023:

AB FCPI-	Expenses borne	Reimbursement receivable
Dynamic Diversified Portfolio	\$ 274,877	-
Global Equity Blend Portfolio	\$ 94,369	-
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 512	-
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 20,623,556	-
China Low Volatility Equity Portfolio	\$ 52,779	-
Short Duration Bond Portfolio	\$ 133,049	-
American Income Portfolio	\$ 48	-
European Income Portfolio	€ 29	29
Mortgage Income Portfolio	\$ 2,064	-

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities in "Accrued expenses and other liabilities".

The Fund also pays the Management Company a Management Company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 176 to 188).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%, all types of Class E shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to \$14,390,047 for the year ended August 31, 2023.

AB FCP I

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to \$868,837 for the year ended August 31, 2023 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, *société anonyme* for legal services rendered to the Fund. Payments of €39,217 were made for the year ended August 31, 2023 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate. All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. There was no commission paid for the year ended August 31, 2023 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC and Bernstein Autonomous LLP. Several of the Management

Company's managers are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Sustainable Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio, AB SICAV I – US High Yield Portfolio and AB SICAV I – Financial Credit Portfolio, which are managed by the Management Company. American Income Portfolio invests in AB SICAV I – US High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Global Income Portfolio and AB SICAV I – Sustainable Income Portfolio which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invest in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company.

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2023, where permitted under applicable law, the Investment Manager and any Affiliated Sub-Investment Manager, if applicable, received and entered into soft-dollar commissions arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received. The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standard and the Investment Manager considers many factors regarding best execution standards when entering into soft commission arrangements such as the size and nature of brokerage fees.

Additionally, due to the nature of the investment strategy of certain Portfolios, including where the Investment Manager delegates investment management services to AllianceBernstein Limited, all costs associated with soft commission arrangements may be "unbundled" and borne by the Investment Manager or its sub-delegates, if required by applicable law.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services.

The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund's performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees' salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask

spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the "Realized gains and (losses) on Investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and "Changes in unrealized gains and (losses) on Investments" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2023, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I-	Transaction costs
Dynamic Diversified Portfolio	\$ 20,037
Global Equity Blend Portfolio	\$ 67,638
Global Value Portfolio(a)	\$ 270,901
Emerging Markets Growth Portfolio	\$ 924,442
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 2,013,262
Japan Strategic Value Portfolio	¥ 5,155,563
China Low Volatility Equity Portfolio	\$ 330,781
Short Duration Bond Portfolio	\$ 29,544
Global High Yield Portfolio	\$ 262,120
American Income Portfolio	\$ -0-
European Income Portfolio	€ 40,315
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ 36,322
Mortgage Income Portfolio	\$ 1,812
Global Bond II Portfolio(b)	\$ 381

(a) Last official NAV calculated on March 31, 2023. See Note A

(b) Last official NAV calculated on October 18, 2022. See Note A

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**ABFCPI****NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts**

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of "Unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts" in the Statement of Assets and Liabilities.

One or more of a Portfolio's share classes offered in a particular currency (each, an "Offered Currency") may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a "Currency Hedged Share Class". Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio's base currency return by reducing

the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts.

NOTE H: Repurchase Agreements

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2023, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2023.

NOTE I: Reverse Repurchase Agreements

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the "interest cost" to the Fund of the reverse repurchase transaction, *i.e.*, the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2023, there were no reverse repurchase agreements.

There was no interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended August 31, 2023.

NOTE J: Financial Futures Contracts

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund's activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract. Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

NOTE K: Swap Transactions

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and

changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps".

AB FCP I

Centrally Cleared Credit Default Swaps

The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Centrally Cleared Interest Rate Swaps

A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Total Return Swaps

A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Credit Default Swaps

The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Interest Rate Swaps

An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Inflation Swaps

An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

NOTE L: Option Transactions

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less

than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

NOTE M: Collateral

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2023:

AB FCP I-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
Dynamic Diversified Portfolio		
Citibank	\$ 83	-
Morgan Stanley	\$ 692,177	51,476
Global Equity Blend Portfolio		
Bank of America	\$ -	36,854
Citibank	\$ -	4,066
Goldman Sachs	\$ 8,039	-
HSBC Bank	\$ 22,476	52,938
Morgan Stanley	\$ -	18,538
Short Duration Bond Portfolio		
Citibank	\$ 1,678,838	938,995
Morgan Stanley	\$ 6,791,353	2,710,909

AB FCP I-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
Global High Yield Portfolio		
Citibank	\$ -	893,935
JPMorgan Chase	\$ 13,819,000	-
Morgan Stanley	\$ 75,290,213	139,041,047
American Income Portfolio		
Citibank	\$ -	62,269,757
JPMorgan Chase	\$ 16,008,000	-
Morgan Stanley	\$ 169,554	28,601,046
European Income Portfolio		
Citibank	€ 4,145,960	-
Goldman Sachs	€ 12,743,253	442,783
Emerging Markets Debt Portfolio		
Goldman Sachs	\$ 879,470	-
Morgan Stanley	\$ 746,655	172,789

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCPI

AB FCPI-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker		Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker	
Mortgage Income Portfolio.....						
Citibank	\$ 240,706	-	AB FCPI-			
Credit Suisse	\$ 351,400	-				
JPMorgan Chase	\$ 248,000	-				
Morgan Stanley	\$ 2,484,567	2,571,204				
Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depositary and broker" and "Due to depositary and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.						
In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2023 the following table lists collateral consisting of securities:						
	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker				
AB FCPI-						
Global High Yield Portfolio						
Citibank						
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 11/30/2027	\$ 10,699,031	-				
U.S. Treasury Notes, 4.38%, 10/31/2024	\$ 1,158,360	-				
Credit Suisse						
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 10,199,809	-				
Deutsche Bank						
U.S. Treasury Notes, 4.38%, 10/31/2024	\$ 2,044,741	-				
Goldman Sachs						
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 13,687,889	-				
AB FCPI-						
Morgan Stanley						
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 150,406,955	-				
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 11/30/2027	\$ 183,552	-				
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 9,402,289	-				
Bank of America						
U.S. Treasury Notes, 3.88%, 12/31/2027	\$ 1,454,283	-				
American Income						
Portfolio						
Barclays						
U.S. Treasury Notes, 4.63%, 06/30/2025	\$ 1,826,667	-				
Citibank						
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 8/15/2029	\$ 191,941,966	-				
Credit Suisse						
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	\$ 2,282,985	-				
Goldman Sachs						
U.S. Treasury Notes, 4.63%, 06/30/2025	\$ 4,755,201	-				
Morgan Stanley						
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 127,875,000	-				
U.S. Treasury Notes, 4.63%, 06/30/2025	\$ 3,311,070	-				

NOTE N: Loans of Portfolio Securities

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risk in lending securities, as with other extensions of credit, consists of possible loss of rights in the collateral should the borrower fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay a Portfolio concerned any income from the securities. A Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral.

A Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise

ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2023, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2023, Brown Brothers Harriman & Co. (acting as securities lending agent) earned a fee of \$77,999 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2023, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCP I

AB FCP I-	Value	Collateral Market Value	AB FCP I-	Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend			Japan Strategic Value		
Portfolio			Portfolio		
Merrill Lynch	\$ 251,961	264,778	Merrill Lynch	¥ 386,174,710	405,821,640
UBS AG	\$ 148,362	155,817	BNP Paribas	¥ 239,681,154	252,032,741
JPMorgan Chase	\$ 10,972	11,523	China Low Volatility Equity		
Emerging Markets Growth			Portfolio		
Portfolio			Merrill Lynch	\$ 290,907	305,708
Merrill Lynch	\$ 6,653,444	6,991,945			

NOTE O: Bank Facility

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depositary, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

NOTE P: Co-Management of Assets

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion

of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2023, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Bernstein-Global Growth Pool	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool.....	Global Equity Blend Portfolio

NOTE Q: Subsequent Events

The portfolio AB FCP I – Dynamic Diversified Portfolio was liquidated. The last official NAV was calculated on September 19, 2023.

TABLE I
FEE SCHEDULE

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Dynamic Diversified Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX EUR	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX SGD	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
BX	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
BX SGD(a)	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
Global Equity Blend Portfolio				
Class				
A	1.60%	0.10%	N/A	2.07%
A EUR	1.60%	0.10%	N/A	2.07%
A EUR H	1.60%	0.10%	N/A	2.07%
A SGD	1.60%	0.10%	N/A	2.07%
B	1.60%	0.10%	1.00%	3.07%
B SGD	1.60%	0.10%	1.00%	3.07%
C	2.05%	0.10%	N/A	2.52%
C EUR	2.05%	0.10%	N/A	2.33%
I	0.80%	0.10%	N/A	1.27%
I EUR	0.80%	0.10%	N/A	1.27%
S HKD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 EUR	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 GBP	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 SGD	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
Global Value Portfolio(b)				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
A EUR	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
A SGD	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.78%
AD CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD GBPH	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD HKD	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.80%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR	1.95%	0.10%	N/A	2.25%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.01%
I EUR	0.70%	0.10%	N/A	1.00%

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global Value Portfolio(b) (continued)				
Class				
I GBP	0.70%	0.10%	N/A	0.96%
I SGD	0.70%	0.10%	N/A	1.00%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.11%
S GBP	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.11%
S GBPH	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.11%
SI	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.82%
SI AUD H	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.82%
SI EUR	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.79%
SI GBP	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.82%
SD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.11%
Emerging Markets Growth Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A AUD H	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A EUR	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A HKD	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A PLN H	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A SGD	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A SGD H	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
AD	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
B	1.70%	0.10%	1.00%	3.00%
C	2.15%	0.10%	N/A	2.45%
C EUR	2.15%	0.10%	N/A	2.45%
ED	1.70%	0.10%	1.00%	3.00%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.20%
I AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.19%
I EUR	0.90%	0.10%	N/A	1.20%
N	2.15%	0.10%	N/A	2.45%
SI	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.03%
SI EUR	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.97%
SI GBP	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.98%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD GBPH	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.01%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.00%
BD(a)	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
BD AUD H(c)	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD HKD(a)	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)				
Class				
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.48%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.45%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.00%
ED AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.03%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.21%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.20%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.21%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.17%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
S HKD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
S1	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.08%
S1 EUR	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.06%
SD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
Japan Strategic Value Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A CZK H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR	1.50%	0.05%	N/A	1.68%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A PLN	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	1.54%
A USD	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD AUD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD NZD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD USD H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD ZAR H	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.50%
C EUR	1.95%	0.05%	N/A	2.50%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.47%
C USD	1.95%	0.05%	N/A	2.55%
I	0.70%	0.05%	N/A	0.88%
I EUR	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I SGD(d)	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I USD	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I USD H	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
S EUR H	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.15%
S1 EUR	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 USD	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
SD	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.15%
China Low Volatility Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A PLN H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
China Low Volatility Equity Portfolio (continued)				
Class				
AD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD GBPH	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
B	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
B EUR	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD NZD H(c)	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
S	N/A	0.01%(S)	N/A	0.16%
S1	0.75%	0.01%(S)	N/A	0.91%
S1 EUR	0.75%	0.01%(S)	N/A	0.89%
Short Duration Bond Portfolio				
Class				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.19%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.19%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA GBPH	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	0.98%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT GBPH	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.98%
B(e)	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.58%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.58%
C2 EUR H	1.25%	0.10%	N/A	1.57%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I EUR	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Short Duration Bond Portfolio (continued)				
Class				
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.68%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.69%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.25%
S1 2	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.34%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(\$)	N/A	0.26%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
Global High Yield Portfolio**				
Class				
A	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 CHF H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.61%
A2 HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 PLN H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 SGD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA AUD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA CAD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA GBPH	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA NZD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA RMB H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AA ZAR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AK	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AK EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AK EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.61%
AR EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.61%
AT	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT AUD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT CAD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT GBPH	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT NZD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT RMB H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT SGD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
B	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.62%
B2	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.61%
BA AUD H(a)	1.36%(1)	0.10%	1.00%	2.56%
BT	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.62%
BT AUD H	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.59%
BT HKD(f)	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.58%
BT NZD H(f)	1.42%(1)	0.10%	1.00%	2.34%

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio** (continued)				
Class				
C	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.12%
C EUR	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.12%
C2	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.12%
C2 EUR	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.11%
C2 EUR H	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.12%
CK	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.11%
CK EUR H	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.12%
CT	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.12%
EA	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.12%
EA AUD H	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.12%
EA ZAR H	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.12%
I	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
I EUR	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
I2	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
I2 AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.11%
I2 CHF H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
I2 EUR	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
I2 EUR H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
I2 SGD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
I2 SGD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IA AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IQD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IQD EUR(g)	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IT AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IT CAD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IT EUR H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.11%
IT GBPH	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IT HKD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IT RMB H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.11%
J	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.62%
N2	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.17%
NT	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.17%
S1	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.94%
S1 EUR	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
S1 EUR H	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.88%
S1D	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.94%
S1D2	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.94%
S1L GBPH	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.89%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.04%
SK	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.69%
W	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WEUR	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.95%
W2	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
W2 CHF H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.95%
W2 EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WT	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.95%
WT AUD H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WT CAD H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WT EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WT GBPH	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WT RMB H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.95%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio**				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2 DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2 EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 HKD	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2 SGD	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA GBPH	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA HKD	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA ZAR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AK EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AK EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AR EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AR EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT GBPH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT HKD	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT SGD	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
B2 HKD(a)	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BA(h)	1.10%	0.10%	0.70%	1.99%
BA AUD H(c)	1.10%	0.10%	0.70%	1.98%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BT AUD H(c)	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BT CAD H(c)	1.10%	0.10%	0.70%	1.99%
BT GBPH(c)	1.10%	0.10%	0.70%	1.97%
BT HKD(c)	1.10%	0.10%	0.70%	1.98%
BT NZD H(h)	1.10%	0.10%	0.70%	1.99%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
C EUR	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
C2 DUR PH(i)	1.55%	0.10%	N/A	1.77%

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio** (continued)				
Class				
C2 EUR	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
EA	1.10%	0.10%	0.50%	1.81%
EA AUD H	1.10%	0.10%	0.50%	1.81%
EA ZAR H	1.10%	0.10%	0.50%	1.80%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 DUR PH	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2 EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2 HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2 SGD	0.55%	0.10%	N/A	0.72%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT GBPH	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT RMB H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT SGD(j)	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
L2	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.85%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.86%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
S1	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.53%
S1 EUR(k)	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.54%
S1D	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.53%
S1D2	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.53%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
SHK	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
W	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
W2	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
W2 CHF H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
W2 EUR H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT AUD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.58%
WT EUR H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT GBPH	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT HKD	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT SGD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A USD	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 USD	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA HKD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AR	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT USD	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
B USD	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
B2 USD	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BA AUD H(c)	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BA USD H(l)	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BT(a)	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT AUD H(a)	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
BT USD H(a)	1.10%	0.10%	0.70%	2.03%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
C USD	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
C2 USD	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
C2 USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
CT USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I USD	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 USD	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA HKD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
NT USD H	1.65%	0.10%	N/A	1.89%
S1	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.58%
S1 USD	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.57%
S1 USD H	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.58%
SiD	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.58%
SA USD H	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.08%

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio (continued)				
Class				
SHK	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.08%
W2	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
W2 CHF H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
W2 USD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WA	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WA HKD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WA USD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WT	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WT SGD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.62%
WT USD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
Emerging Markets Debt Portfolio**				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2 CHF H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A2 PLN	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
A2 PLN H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A2 SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AI	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AI AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AR EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
B2 HKD(0)	1.10%	0.05%	1.00%	2.39%
BT	1.10%	0.05%	1.00%	2.36%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.81%
C EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.81%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
C2 EUR H	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
CT	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
EA	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EA AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%

TABLE I
FEE SCHEDULE (continued)

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio** (continued)				
Class				
EA ZAR H	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EI	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EIAUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.85%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.81%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
I2 AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.81%
I2 CHF H	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.91%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.90%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%
S1 2	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.67%
S1 2 EUR	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.62%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.62%
S1 GBPH	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.63%
SIL	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.50%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.12%
Mortgage Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2 SGD	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2X	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
A2X EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT GBPH	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT SGD	1.10%	0.05%	N/A	1.30%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AX	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AX EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
BX	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BX EUR	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.75%
CX	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.77%

ABFCPI

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Mortgage Income Portfolio (continued)				
Class				
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
IX	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.89%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.88%
S	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%
S1	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.61%
S1 AUD H	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.61%
S1 EUR	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.57%
S1 EUR H	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.57%
S1 JPY	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.60%
S1L	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.53%
SA	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.11%
Global Bond II Portfolio(m)				
Class				
S1	0.45%	0.01%(\$)	N/A	2.81%

* Unaudited. Annualized rates. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

** For the Total Expense Ratio calculation of the Portfolios the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, Management Company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

- (a) Share class liquidated on November 30, 2022.
- (b) Last official NAV calculated on March 31, 2023. See Note A.
- (c) Share class liquidated on December 30, 2022.
- (d) Share class liquidated on May 15, 2023.
- (e) Share class liquidated on March 23, 2023.
- (f) Share class liquidated on October 31, 2022.
- (g) Share class liquidated on December 16, 2022.
- (h) Share class liquidated on January 3, 2023.
- (i) Share class liquidated on March 21, 2023.
- (j) Share class liquidated on March 31, 2023.
- (k) Share class liquidated on December 8, 2022.
- (l) Share class liquidated on October 12, 2022.
- (m) Last official NAV calculated on October 18, 2022. See Note A.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

- (1) Up to 1.45% up to \$15,000,000,000 and up to 1.25% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (2) Up to 1.95% up to \$15,000,000,000 and up to 1.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (3) Up to 0.95% up to \$15,000,000,000 and up to 0.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (4) Up to 2.00% up to \$15,000,000,000 and up to 1.85% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (5) 1.05% up to \$100,000,000, 1.00% on the next \$100,000,000 and 0.95% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (6) 1.50% up to \$100,000,000, 1.45% on the next \$100,000,000 and 1.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (7) 0.50% up to \$100,000,000, 0.45% on the next \$100,000,000 and 0.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

TABLE I**FEE SCHEDULE (continued)****ABFCPI**

Management Company Fees**(8) Annual fee equal to the lesser of \$50,000 or 0.01% of average daily NAV.****Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund****(9) Up to 1.15%****(10) Up to 0.55%**

TABLE 2
PORTFOLIO TURNOVER

ABFCPI

	Turnover*
ABFCPI-	
Dynamic Diversified Portfolio	158.91%
Global Equity Blend Portfolio	48.34%
Emerging Markets Growth Portfolio.....	42.51%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	126.82%
Japan Strategic Value Portfolio	99.75%
China Low Volatility Equity Portfolio	88.00%
Short Duration Bond Portfolio	111.13%
Global High Yield Portfolio	31.79%
American Income Portfolio	32.28%
European Income Portfolio	60.00%
Emerging Markets Debt Portfolio.....	102.79%
Mortgage Income Portfolio	11.41%

* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the year is calculated based on month end valuation.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興ABアジア・バリューファンド

(2024年12月末日現在)

	米ドル (ただし、クラス別の数値 については各表示通貨)	千円 (ただし、eに ついては円)
a 資産総額（全クラス合計）（a）	299,538,449	47,380,992
b 負債総額（全クラス合計）（b）	3,829,430	605,739
c 純資産総額（全クラス合計）（c）（a－b）	295,709,019	46,775,253
クラスA受益証券（円建）（c 1）	291,369,021	—
クラスB受益証券（円建）（c 2）	412,712,799	—
クラスA受益証券（米ドル建）（c 3）	12,643,512	1,999,951
d 発行済口数		
クラスA受益証券（円建）（d 1）	105,997,209口	
クラスB受益証券（円建）（d 2）	159,711,001口	
クラスA受益証券（米ドル建）（d 3）	521,478口	
e 1口当たり純資産価格		
クラスA受益証券（円建）（c 1／d 1）	2.7488	—
クラスB受益証券（円建）（c 2／d 2）	2.5841	—
クラスA受益証券（米ドル建）（c 3／d 3）	24.25	3,836

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル^{（注）}

取扱場所 ルクセンブルグ L-2453, ユージェーヌ・リュペール通り2-4番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（注）管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズがファンドの名義書換代行人として行なう。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2024年12月末日現在）

2024年12月末日現在の管理会社の資本金の額は、16,300,000ユーロ（約27億円）であり、発行済株式総数は、163,000株（内訳：優先株33,000株／クラスB普通株130,000株）である。管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主総会の決議を要する。

なお、最近5年間における資本金の額の増減はない。

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、株主総会の多数決により選任・解任され、その権限および任期が決定される。取締役の任期が示されない場合は、当該取締役の選任期間は当分の間続くものとするが、取締役は株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出する。会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるが、会長が不在の場合、株主または取締役は、当該会議の出席者の過半数の議決により、議長代行として他の取締役を選任することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催日の24時間以上前に取締役にあててなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由についての招集通知に記載するものとする。かかる通知は、書面、電子メール、ファクシミリまたは同様の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の事前決議によりあらかじめ決定された時間および場所で開催されるものについては、特に招集の通知をする必要はない。

取締役は、出席者全員の音声が他の出席者に伝わり、意見表明が互いにできる仕組みとなっている電話会議システムその他類似する通信手段を用いて取締役会に出席することができる。また、取締役会は、電話会議システムのみを用いて開催されることがある。かかる手段による取締役会への参加または取締役会の開催は、取締役会に実際に参加する場合または取締役会を実開催する場合と同等であると評価される。取締役は、取締役会において別の取締役に代理され、投票することができる（当該別の取締役が代理し、投票することができる取締役の数は制限されない。）。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。取締役会決議は、管理会社の取締役の過半数の承認により有効に採択されるものとする。賛否が同数となった場合における取締役会の決議は、議長の投票により決定される。取締役会の議事録には、議長が署名する。取締役はまた、書面、ファクシミリ、電子メールまたは同様の通信手段によってその同意を表す場合、持ち回り手法により、一つまたは複数の書類で、全会一致の決議を行うことができる。当該書類全体が、決議を証する持ち回り書類となる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、2名の取締役の共同署名により拘束される。署名者が取締役会の委託を受けている場合は、1名による署名または共同署名のいずれも、管理会社を拘束するものとする。

取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務を行う権限ならびに会社の方針および目的の追求のための活動を行う権限を管理会社の役員に委託することができる。具体的には、2010年法および2013年法の適用ある要件に従い、取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務に関するすべての事項につ

いて、管理会社に代わり行為する全権限を有する「実行者」または「リーダー」として知られる少なくとも2名の役員を選任し、また、管理会社の業務を効率的に運営する指名委員会を選任する。

投資顧問会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従うものとする。

報酬方針

管理会社は、上級管理者、リスク負担者、統制機能を担う者ならびに管理会社またはファンドのリスク・プロファイルに重大な影響を与える専門的業務を行う上級管理者およびリスク負担者のグループの報酬区分に該当する報酬合計額を受領するすべての従業員を含むかかる範囲のスタッフを対象とする報酬方針を定めている。報酬方針は以下を原則とする。

- 健全かつ効率的なリスク管理と矛盾するものでなく、それを促進するものであること。またファンドのリスク・プロファイルまたは約款と矛盾するリスク負担を奨励するものでないこと。
- 管理会社およびファンドならびにファンドの受益者のビジネス戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避する措置が含まれていること。
- 評価の過程がファンドの長期的な運用成績およびその投資リスクに基づき行われ、かつ報酬の実績連動要素の実際の支払いが同じ期間にわたって分散されることを確保するため、実績の評価はファンドの受益者に対し推奨する保有期間に適合する複数年の枠組みで定められること。
- 報酬全体における固定要素と変動要素は適切なバランスがあり、変動要素について完全に柔軟な方針での運営が可能となるように（変動報酬要素がまったく支払われない可能性を含む。）、固定報酬要素は報酬の合計において十分に高い比率を占めていること。

特に、定められた報酬方針に基づき、管理会社のいかなる従業員に対しても、ファンドの投資パフォーマンスに基づく支払いは行われない。さらに従業員の変動報酬は、機能別の目的および会社全体の実績基準に基づくものとし、通常、報酬全体の40%超を占めることはない。

UCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドラインに従い、管理会社は、A Bグループのレベルで設立されている報酬委員会とは別の報酬委員会を設立していない。

報酬および給付の計算方法、報酬および給付の授与権限を有する者の身元等（これらに限定されない。）を記載した管理会社の最新の報酬方針は以下のサイトから入手できる。

http://www.alliancebernstein.com/go/remuneration_policy

紙のコピーは、管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手できる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な事業の目的は、

- 1) UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第2項および附属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCIの運用、ならびに
- 2) 2013年法第5条第2項および附属書Iに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のAIFのために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、（a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、（b）投資助言業務および（c）2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料（もしあれば）の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに／または有用および／もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商事会社法の第600条第5項、第310条第2項および第320条第3項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

管理会社は、投資運用業務の提供のため投資顧問会社としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを任命し、ファンド資産の保管業務および管理業務の提供のため保管受託銀行、管理事務代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイを任命し、ならびにファンド証券の登録・名義書換事務代行業務の提供のため名義書換代行会社として管理会社の一部門であるところのアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズを任命している。

2024年12月末日現在、管理会社は、以下の管理および運用を行っている。

国名 (設立国)	種類別 (基本的性格)	本数	純資産額の合計額 (通貨別)
ルクセンブルグ	契約型投資信託 (リテール・ファンド)	2 (合計10本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド)	4,125,380,382.23豪ドル
			613,749,322.15カナダ・ドル
			8,253,625.81スイス・フラン
			2,939,920,649.38人民元
			1,198,445,348.58ユーロ
			508,637,872.33スターリング・ポンド
			34,631,324,897.84香港ドル
			6,495,897,324.97円
			426,465,683.55ニュージーランド・ドル
			147,131,041.59ポーランド・ズロチ
			1,071,048,067.64シンガポール・ドル
			36,281,230,038.91米ドル
			18,598,295,842.14南アフリカ・ランド
	契約型投資信託 (機関投資家向ファンド)	2 (合計6本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド)	38,144,057.03豪ドル
			3,832,148,998.50ユーロ
			1,580,481,041.09円
			918,044,477.94米ドル
	会社型投資信託 (リテール・ファンド)	3 (合計56本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド2本およびスタンド・アローン型ファンド1本)	1,080,522,620.16豪ドル
			206,267,843.29カナダ・ドル
			74,909,678.85スイス・フラン
			1,126,587,355.59人民元
			7,096,736.92チェコ・コルナ
			6,228,418,118.20ユーロ
			1,943,058,340.78スターリング・ポンド
			4,839,027,717.79香港ドル
			69,021,653,059.73円
			952,960,908.65ノルウェー・クローネ
			85,360,711.28ニュージーランド・ドル
			328,893,136.10ポーランド・ズロチ
			872,737,511.12スウェーデン・クローナ
			1,298,243,258.19シンガポール・ドル
			27,458,592,772.09米ドル
			1,856,721,405.82南アフリカ・ランド
	会社型投資信託 (機関投資家向ファンド)	18 (合計11本のサブ・ファンドから成るアンブレラ・ファンド10本およびスタンド・アローン型ファンド8本)	787,096,283.66ユーロ
			2,291,653,994.90米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝164.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

貸借対照表

2023年12月31日現在

資 産	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 未払発行済資本		—	—	—	—
I. 未請求発行済資本		—	—	—	—
II. 未払請求済発行済資本		—	—	—	—
B. 設立費		—	—	—	—
C. 固定資産		17,657,041	2,911,999	23,071,156	3,804,895
I. 無形資産					
1. 研究開発費		—	—	—	—
2. 免許、特許、ライセンス、商標 ならびに類似権利および資産、 以下に該当する場合： a) 有価約因で取得され、 C. I. 3により表示不要 b) 企業自体によって生成		—	—	—	—
3. のれん、有価約因で取得された範囲内	2,3	2,036,106	335,795	2,374,429	391,591
4. 事前支払額および無形資産仮勘定		—	—	—	—
II. 有形資産					
1. 土地および建物		—	—	—	—
2. プラントおよび機械		—	—	—	—
3. その他の什器備品、工具および機器	2,3	620,935	102,405	327,267	53,973
4. 事前支払額および建設仮勘定		—	—	—	—
III. 金融資産					
1. 関連企業持分	2,4	—	—	369,460	60,931
2. 関連企業に対する債権	2,4	15,000,000	2,473,800	20,000,000	3,298,400
3. 参加持分		—	—	—	—
4. 参加持分に連動する関連企業に対する債権		—	—	—	—
5. 固定資産として保有の投資		—	—	—	—
6. その他の債権		—	—	—	—

添付の注記は当財務書類の一部である。

資 産（続き）	2023年		2022年	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
D. 流動資産	140,699,147	23,204,103	132,702,664	21,885,323
I. 棚卸資産				
1. 原材料および消耗品	—	—	—	—
2. 仕掛品	—	—	—	—
3. 完成品および商品	—	—	—	—
4. 事前支払額	—	—	—	—
II. 債権				
1. 売掛金				
a) 1年以内に期限到来	2,5	73,224,623	12,076,205	71,862,797
b) 1年超に期限到来	—	—	—	—
2. 関連企業からの未収金				
a) 1年以内に期限到来	2,6	297,037	48,987	207,915
b) 1年超に期限到来	—	—	—	—
3. 参加持分に連動する関連企業からの未収金				
a) 1年以内に期限到来	—	—	—	—
b) 1年超に期限到来	—	—	—	—
4. その他の債権				
a) 1年以内に期限到来	2,7	5,881,737	970,016	4,331,455
b) 1年超に期限到来	—	—	—	—
III. 投資				
1. 関連企業持分	—	—	—	—
2. 自己株式	—	—	—	—
3. その他の投資	2,8	72,604	11,974	95,648
IV. 預金および手許現金				
E. 前払金	2,9	338,773	55,870	275,882
				45,498
合計（資産）	158,694,961	26,171,973	156,049,702	25,735,717

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 資本金および準備金	10	76,134,963	12,556,178	75,152,200	12,394,101
I. 発行済資本	10,11	16,300,000	2,688,196	16,300,000	2,688,196
II. 資本剰余金	10,12	3,438,135	567,017	3,438,135	567,017
III. 再評価積立金		—	—	—	—
IV. 準備金					
1. 法定準備金	10,13	1,630,000	268,820	1,630,000	268,820
2. 自己株式準備金		—	—	—	—
3. 定款に規定された準備金		—	—	—	—
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金			—		—
a) その他の分配可能準備金		—		—	
b) その他の分配不可能準備金	10,14	10,178,775	1,678,684	11,503,025	1,897,079
V. 前期繰越損益	10	25,352,363	4,181,112	22,082,633	3,641,868
VI. 当期損益	10	19,235,690	3,172,350	20,198,407	3,331,121
VII. 中間配当金	10	—	—	—	—
VIII. 資本投資補助金		—	—	—	—
B. 引当金					
1. 年金および類似債務に関する引当金		—	—	—	—
2. 納税引当金		—	—	—	—
3. その他の引当金		—	—	—	—
C. 債務		82,559,998	13,615,795	80,897,502	13,341,616
1. 社債					
a) 転換権付ローン					
i) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
ii) 1年超に期限到来		—	—	—	—
b) 転換権なしローン					
i) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
ii) 1年超に期限到来		—	—	—	—

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
2. 信用機関に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
3. 棚卸資産からの控除として区分表示 されない範囲の注文前受金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
4. 買掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,15	72,929,783	12,027,580	69,006,951	11,380,626
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
5. 未払為替手形					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
6. 関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来	2,16	4,342,950	716,239	7,686,447	1,267,649
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
7. 参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
8. 税金および社会保障債務					
a) 税務当局	2	—	—	—	—
b) 社会保障機関		523,565	86,346	385,534	63,582
c) その他の債務					
i) 1年以内に期限到来	2	4,763,700	785,629	3,818,570	629,759
ii) 1年超に期限到来		—	—	—	—
D. 繰延収益		—	—	—	—
合計（資本金、準備金および負債）		158,694,961	26,171,973	156,049,702	25,735,717

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

損益計算書

2023年12月31日終了年度

損益勘定	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. 純売上高	2,17	883,896,477	145,772,207	951,826,052	156,975,152
2. 在庫変動（完成品および仕掛品）		—	—	—	—
3. 自らのために関連企業によって実施され 資本計上された業務		—	—	—	—
4. その他の営業収益	18	2,075,823	342,345	1,972,876	325,367
5. 原材料、消耗品およびその他の外部費用					
a) 原材料および消耗品		—	—	—	—
b) その他の外部費用	19	(813,180,605)	(134,109,745)	(881,744,531)	(145,417,308)
6. 人件費	20,21	(23,554,780)	(3,884,654)	(22,428,179)	(3,698,855)
a) 賃金および給料		(20,909,738)	(3,448,434)	(20,039,803)	(3,304,964)
b) 社会保障費		(2,184,520)	(360,271)	(1,827,865)	(301,451)
i) (年金に関連するもの)		—	—	—	—
ii) (その他の社会保障費)		—	—	—	—
c) その他の人件費		(460,522)	(75,949)	(560,511)	(92,439)
7. 評価調整					
a) 設立費、有形／無形固定資産に 関連するもの	2,3	(560,015)	(92,358)	(495,591)	(81,733)
b) 流動資産に関連するもの		—	—	—	—
8. その他の営業費用	23	(23,951,752)	(3,950,123)	(21,659,497)	(3,572,084)
9. 参加証券からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) 参加持分からのその他の収益		—	—	—	—
10. その他の投資および固定資産の 一部を構成する貸付金からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) a) に該当しないその他の収益		352	58	74,005	12,205
11. その他の利息および類似収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) その他の利息および類似収益	25	6,387,548	1,053,434	9,666,779	1,594,245
12. 持分法による関連企業の損益に対する持分		—	—	—	—
13. 金融資産および流動資産として保有する 投資に関する評価調整		—	—	—	—
14. 利息および類似費用					
a) 関連企業		—	—	—	—
b) その他の利息および類似費用	25	(5,467,416)	(901,686)	(10,276,771)	(1,694,845)
15. 損益にかかる税金	26	(6,409,942)	(1,057,128)	(6,736,736)	(1,111,023)
税引後損益		19,235,690	3,172,350	20,198,407	3,331,121
16. 1－16までの項目に含まれないその他の税金	26	—	—	—	—
当期損益		19,235,690	3,172,350	20,198,407	3,331,121

添付の注記は当財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

注1. 一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年7月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社（société anonyme）として設立された。当社は、2011年4月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換され、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルに名称変更された。2019年2月1日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- ・ EU 通達2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第2項および付属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- ・ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年7月12日法（「2013年法」）第5条第2項および付属書Iに従い、EU通達2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- ・ （a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（b）投資助言業務、（c）2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2453、ユージェーヌ・リュペール通り2-4番に設立されている。

当社の事業年度は、各年の1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2006年7月1日以降、当社は、当社が管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社として業務を行うアライアンス・バーンスタイン投資ファンド（「ファンド」）の販売会社として業務を行っている。

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドおよび間接全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドによって下記のとおり所有されている。

- ・ 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド-130,000クラスB普通株
- ・ 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド-33,000優先株

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの連結財務書類に含まれ、登記上の事務所は、アメリカ合衆国37203テネシー州ナッシュビル、コマース・ストリート500に所在する。連結財務書類は、ワシントンD.C.20549の米国証券取引委員会で公表される。

当社は、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデンおよびフランスに所在する6つの支店（「支店」）を有している。支店の勘定は、本財務書類に含まれている。

注2. 重要な会計方針の概要

A. 作成基準

財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。財務書類には、支店の数字が含まれている。会計方針および評価規則は、法律で認められたもののほかに、当社の取締役会（「取締役会」）によって決められ採用される。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法で認められたもののほかに、取締役会によって決められ採用される。

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積もりの使用が要求される。また、取締役会は、会計方針を採用する過程で判断を下すことが求められる。仮定の変更は、仮定が変更された期間の財務書類に大きな影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎となる仮定が適切であり、したがって財務書類が財政状態および成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度において資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

B. 重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

I. 無形資産

無形資産は取得原価から償却累計額を控除して表示される。支店ののれんは、見積耐用年数である10年間にわたり定額法で償却される。

II. 有形資産

有形資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である4年間にわたり定額法で償却される。

III. 金融資産

金融固定資産として保有される投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

IV. 債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

V. 譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

VI. 金融デリバティブ商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、金融デリバティブ商品を当初は取得原価で計上する。

金融デリバティブ商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

VII. 外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

ユーロ以外の通貨で表示される取引は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される設立費および固定資産は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得時の為替レートで換算されたままである。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、それぞれ、取得時の為替レートで換算された価額と、貸借対照表日の為替レートを基に決定された価額とのいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現の為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的関連性がある場合には、これらは上述の方法に従って総額で評価され、純未実現損失は損益計算書に計上されるのに対し、純未実現為替差益は認識されない。

VIII. 前払金

前払金には、当事業年度中に負担したが次の事業年度に関わる費用が含まれる。

IX. 引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

X. 債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

X I. その他の債務

その他の債務には、VATに関する支払額、監査および通常の費用に関連する金額が含まれる。計算は、直近に受領した請求書に基づく。

X II. 課税引当金

法人所得税は、適用ある地方税率が利益に対して課せられる。当社には海外支店が多数あるため、現地の管轄区域ごとに税率が20%から33%の範囲で異なることがある。同一の利益に対して法人所得税が2回支払われた場合、二重課税防止に関連して還付請求が行われる。

X III. 純売上高

純売上高は、主に管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬、実績報酬、移転価格収益および一任ポートフォリオ運用委託からの顧問報酬で構成されている。

X IV. 評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。これらの評価調整は、評価調整が行われた根拠の適用がなくなった場合には継続されない。

注3．有形資産および無形資産

無形資産は、オランダ、スウェーデン、スペインおよびイタリアののれんから構成されている。ドイツおよびフランスは、のれんを保有していない。

	(ユーロ)
のれん―期首残高	3,383,208
期中取得	—
のれん―期末残高	3,383,208
償却―期首残高	(1,008,779)
期中償却	(338,323)
償却―期末残高	(1,347,102)
のれん―期首残高	2,374,429
のれん―期末残高	2,036,106

ルクセンブルグおよび支店において、有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。

	(ユーロ)
総帳簿価額―期首残高	7,515,872
フランス支店移転	73,579
期中取得―ルクセンブルグ	43,829
期中取得―支店	471,531
総帳簿価額―期末残高	8,104,811
償却―期首残高	(7,188,605)
フランス支店移転	(73,579)
期中償却―ルクセンブルグ	(121,178)
期中償却―支店	(100,514)
償却―期末残高	(7,483,876)
純帳簿価額―ルクセンブルグ期首残高	244,079
純帳簿価額―ルクセンブルグ期末残高	166,730
純帳簿価額―支店期首残高	83,188
純帳簿価額―支店期末残高	454,205

注4．金融資産**関連企業における株式**

2022年12月31日現在、当社はアライアンス・バーンスタイン（フランス）S.A.S.の発行済み株式資本の100%を保有していたが、同子会社は2023年1月1日付で支店に転換され、関連会社の株式はアライアンス・バーンスタイン(ルクセンブルグ)S.à r.l.に譲渡された（2023年：0、2022年：369,460ユーロ）。

関連企業への貸付

当社は、2023年10月13日付でバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーと15,000,000ユーロの新規貸付契約を締結した。貸付額は額面価額で評価される。金利3.9%が毎月発生し、2024年1月8日の満期時に支払われる。（2022年12月：20,000,000ユーロ）

注5．売掛金

関連当事者取引を含む売掛金は、以下から構成されている。

項目	2023年	2022年
	(ユーロ)	(ユーロ)
管理会社報酬および管理報酬	65,940,430	64,657,498
機関投資運用報酬	2,958,035	2,851,736
名義書換代行報酬	4,326,158	4,353,563
合計	73,224,623	71,862,797

注6．関連企業からの未収金

2023年12月31日現在、関連企業からの未収金残高合計297,037ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計915,228ユーロおよび未払金残高合計618,191ユーロである。

注7. その他の債権

2023年12月31日現在、その他の債権には当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金残高が含まれている（2023年：1,303,420ユーロおよび2022年：2,860,048ユーロ）。その他の債権には未収還付税も含まれている。

	法人税 ユーロ	地方事業税 ユーロ	富裕税 ユーロ	合計 ユーロ
納税（引当金）一期首残高	(680,301)	1,350,921	—	670,621
当事業年度の変動				
フランス支店移転	(6,301)	—	—	(6,301)
経常活動にかかる税金費用	(4,443,033)	(1,457,904)	—	(5,900,937)
支店の税金費用	(504,757)	—	—	(504,757)
支払額	6,496,965	2,798,947	—	9,295,912
納税（引当金）／未収還付金－	862,574	2,691,964	—	3,554,538
期末残高				

注8. その他の投資および金融デリバティブ商品

その他の投資

当期中の変動は、以下のとおりである。

	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
総帳簿価額一期首残高	58,666	104,845
期中増加／（減少）	888	(46,179)
総帳簿価額一期末残高	59,554	58,666
純帳簿価額一期首残高	58,666	104,845
純帳簿価額一期末残高	59,554	58,666

金融デリバティブ商品

2023年12月31日現在、当社は以下の為替予約を締結した。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 (ユーロ)	未実現利益／ 未実現（損失） (ユーロ)
豪ドル	7,000,000	ユーロ	4,310,896	2024年1月15日	4,323,946	13,050

為替予約にかかる追加情報については、注27を参照のこと。

注9. 前払金

2023年12月31日現在、前払金は、主として賃料（リース料および建物賃借料）および会議費用（顧客イベント、広告費、営業費）から構成されている。

注10. 資本金および準備金

	発行済 資本金 (ユーロ)	資本 剰余金 (ユーロ)	法定 準備金 (ユーロ)	その他の 準備金 (ユーロ)	前期 繰越利益 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
2022年 12月31日 現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	11,503,025	22,082,633	20,198,407	75,152,200
・フランス支店 の繰越利益	—	—	—	—	1,290,660	—	1,290,660
・前年度利益 の割当	—	—	—	—	20,198,407	(20,198,407)	—
・優先配当金	—	—	—	—	(9,543,587)	—	(9,543,587)
・普通配当	—	—	—	—	(10,000,000)	—	(10,000,000)
・2017年の富裕税 の再割当	—	—	—	(3,165,100)	3,165,100	—	—
・2022年の富裕税 の割当	—	—	—	1,840,850	(1,840,850)	—	—
・当期利益	—	—	—	—	—	19,235,690	19,235,690
2023年 12月31日 現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	10,178,775	25,352,363	19,235,690	76,134,963

2022年度の実績の配分は、2023年4月14日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注11. 発行済資本

2023年12月31日現在、発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および33,000優先株に分割される。2022年から変更はない。

注12. 資本剰余金

2023年12月31日現在、資本剰余金は3,438,135ユーロである。2022年から変更はない。

注13. 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも5%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2023年12月31日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

注14. その他の準備金

富裕税法（VStG第8条）の第8項に基づき、当社の富裕税債務を低減するために特別富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した富裕税額の5倍に相当する。この特別富裕税準備金は、富裕税債務の減額を利用するため、5年間は分配を行うことができない。

3,165,100ユーロの2018年の富裕税の前期繰越利益への再配分は、2023年4月14日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注15. 買掛金

2023年12月31日現在、買掛金は、未払販売報酬の72,929,783ユーロ（2022年：69,006,951ユーロ）から構成されている。買掛金は全額、1年以内に支払期限が到来する。

注16. 関連企業に対する未払金

2023年12月31日現在、関連企業に対する未払金は、主にアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの会社間純残高3,403,370ユーロで構成されており、提供されたグループサービスに対する純未払金を表している。当社とアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の資産および負債の項目間での相殺に対応する総額は、未収金残高合計880,535,599ユーロ（2022年：240,854,036ユーロ）およびアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの未払金残高合計883,938,969ユーロ（2022年：246,899,256ユーロ）ならびに関連企業に対するその他の会社間未払金残高で構成されている。

注17. 純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
管理報酬	750,270,578	812,759,671
名義書換代行報酬	26,234,366	27,527,988
管理会社報酬	43,363,996	45,808,096
実績報酬	2,892,568	3,378,060
移転価格収益	58,996,476	57,780,150
顧問報酬一個別的運用委任	2,138,493	4,572,087
合計	883,896,477	951,826,052

純売上高は、以下から構成されている。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「AB LP」）に100%還付される管理報酬および実績報酬
- ・AB LPに65%還付される管理会社報酬
- ・当社が100%保持する名義書換代行報酬
- ・AB LPによる当社の販売戦略ビジネス・ユニット（「SBU」）の損益純額の払戻しおよび2020年以降は支店の払戻しについての移転価格収益
- ・AB LPに100%還付される個別的運用委任の顧問報酬

注18. その他の営業収益

2023年12月31日現在、当該金額は、主として支店の直接運営費用に対して8%の-marginおよびSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して8%の-marginで構成されている。（2023年：2,075,823ユーロ、2022年：1,946,889ユーロ）

注19. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
管理報酬	489,622,143	530,980,150
販売報酬	290,340,796	313,054,208
管理会社報酬	28,186,605	29,775,268
実績報酬	2,892,568	3,378,060
顧問報酬	2,138,493	4,556,845
合計	813,180,605	881,744,531

注20. 人件費

当社は、当期に平均100名の正社員を雇用していた（2022年：99名）。

以下は内訳である。

項目	2023年 平均	2022年 平均
経営陣	5	4
従業員－ルクセンブルグ	53	56
従業員－支店	42	40
平均合計	100	99

注21. 経営陣および監督機関のメンバーに付与される報酬および当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

監督機関のメンバーに支払われた手数料は、独立取締役がいなくなったため2023年は無かった（2022年は14,000ユーロ）。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

注22. 関連当事者

本注記において上述した他に、関連当事者はいない。

注23. その他の営業費用

その他の営業費用には、5,195,469ユーロ（2022年：4,821,318ユーロ）の株主サービス費用と3,908,537ユーロ（2022年：3,292,470ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額および還付不能のVATに関連する。

注24. 監査人報酬

当社が当事業年度中に監査法人に支払った監査報酬額の合計は、以下のとおりである。

項目	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
監査報酬	226,869	237,939
合計	226,869	237,939

注25. その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

注26. 所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

注27. 簿外契約債務

金融契約債務は、以下のとおりである。

項目	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
保証契約およびその他の直接債務肩代わり契約	212,543	212,543
リース契約（未払の賃借料）	3,614,945	3,780,280
通貨先渡売買	4,310,896	4,093,238
合計	8,138,384	8,086,061

当社は、2023年12月21日付でエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー・ロンドンと、4,310,896ユーロを売却し、7,000,000豪ドルを購入する、2024年1月15日を満期日とする先物為替予約を締結した。豪ドルの先物為替予約の目的は、4半期毎の豪ドル建の分配金の支払いによる為替エクスポージャーを減らすことである。

注28. 第二柱法

当グループはOECD第二柱モデル規則適用の範囲内である。ルクセンブルグでは第二柱に関する法律が制定され2024年1月1日から施行される。本報告日現在、第二柱に関する法規制は発効していないため、当グループには関連する当期税金エクスポージャーはない。

当グループは、2023年5月に公表されたIAS第12号の改訂における、第二柱の法人税に関連する繰延税金資産および負債の認識および情報開示についての例外規定を適用している。

同法に基づき、当グループは、管轄地域ごとのGloBE実効税率と最低税率15%との差額について上乗せ税額を支払う義務がある。

法規制の適用およびGloBE所得の計算が複雑なため、制定または実質的に制定された法規制の定量的影響は、まだ合理的に見積もることができない。

このため、会計上の実効税率が15%を超えている企業であっても、税法上の最低税率が適用される可能性がある。当グループは現在、同法の適用を支援するため税務の専門家と協力している。

注29. 当期における重要事象

2022年に経験した高金利とインフレは、経過年の終盤にかけて低下し始めたものの、中東危機の急拡大とウクライナ紛争の継続による地政学的緊張の高まりは、実体経済への緊張を助長した。2023年12月期は、米国株、国際株、新興市場株が大きく上昇したが、その大部分は限られた数の米国メガ・キャップ銘柄に集中していた。

我々は、我々の商品に満足しており、不透明な環境下でも成功できるような態勢を整えていると考えている。

当社の経営陣は、この日までに当社の年次財務書類に開示を必要とするその他の重大な事象はないと判断している。

注30. 後発事象

2024年初め、紅海危機の勃発は世界のサプライチェーンに緊張をもたらし、国際株式市場の成長を鈍らせる新たなインフレ上昇の可能性をもたらした。

しかしながら当社の経営陣は、このような事象が当社の活動や収益に大きな影響を与えることはないことを確信している。

[次へ](#)

Balance Sheet as at December 31, 2023**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.**

Assets	Notes	2023 EUR	2022 EUR
A. Subscribed capital unpaid		-	-
I. Subscribed capital not called		-	-
II. Subscribed capital called but unpaid		-	-
B. Formation expenses		-	-
C. Fixed assets		17,657,041	23,071,156
I. Intangible assets			
1. Costs of development		-	-
2. Concessions, patents, licences, trademarks and similar rights and assets, if they were		-	-
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		-	-
b) created by the undertaking itself		-	-
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	2,3	2,036,106	2,374,429
4. Payments on account and intangible assets under development		-	-
II. Tangible assets			
1. Land and buildings		-	-
2. Plant and machinery		-	-
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment	2,3	620,935	327,267
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		-	-
III. Financial assets			
1. Shares in affiliated undertakings	2,4	-	369,460
2. Loans to affiliated undertakings	2,4	15,000,000	20,000,000
3. Participating interests		-	-
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
5. Investments held as fixed assets		-	-
6. Other loans		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2023**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.**

Assets (cont.)	Notes	2023 EUR	2022 EUR
D. Current Assets		140,699,147	132,702,664
I. Stocks			
1. Raw materials and consumables		-	-
2. Work in progress		-	-
3. Finished goods and goods for resale		-	-
4. Payments on account		-	-
II. Debtors			
1. Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	2,5	73,224,623	71,862,797
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
2. Amounts owed by affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	2,6	297,037	207,915
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
4. Other debtors			
a) becoming due and payable within one year	2,7	5,881,737	4,331,455
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
III. Investments			
1. Shares in affiliated undertakings		-	-
2. Own shares		-	-
3. Other investments	2,8	72,604	95,648
IV. Cash at bank and in hand		61,223,146	56,204,849
E. Prepayments	2,9	338,773	275,882
Total (ASSETS)		158,694,961	156,049,702

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2023**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.**

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Notes	2023 EUR	2022 EUR
A. Capital and reserves	10	76,134,963	75,152,200
I. Subscribed capital	10,11	16,300,000	16,300,000
II. Share premium account	10,12	3,438,135	3,438,135
III. Revaluation reserve		-	-
IV. Reserves			
1. Legal reserve	10,13	1,630,000	1,630,000
2. Reserve for own shares		-	-
3. Reserves provided for by the articles of association		-	-
4. Other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves			
b) other non-available reserves	10,14	10,178,775	11,503,025
V. Profit or loss brought forward	10	25,352,363	22,082,633
VI. Profit or loss for the financial year	10	19,235,690	20,198,407
VII. Interim Dividends	10	-	-
VIII. Capital investment subsidies		-	-
B. Provisions			
1. Provisions for pensions and similar obligations		-	-
2. Provisions for taxation		-	-
3. Other provisions		-	-
C. Creditors		82,559,998	80,897,602
1. Debenture Loans			
a) Convertible loans			
i) becoming due and payable within one year		-	-
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-
b) Non-convertible loans			
i) becoming due and payable within one year		-	-
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2023**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.**

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES (cont.)	Notes	2023 EUR	2022 EUR
2. Amounts owed to credit institutions			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
3. Payments received on account of orders in so far as they are not shown separately as deductions from stocks			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
4. Trade Creditors			
a) becoming due and payable within one year	2,15	72,929,783	89,006,951
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
5. Bills of exchange payable			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
6. Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	2,16	4,342,950	7,686,447
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
7. Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
8. Tax and social security debts			
a) Tax authorities	2	-	-
b) Social security authorities			
c) Other creditors		523,565	385,534
i) becoming due and payable within one year	2	4,763,700	3,818,570
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-
D. Deferred Income		-	-
Total (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		158,694,961	156,049,702

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.



Profit and Loss account for the year ended December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT	Notes	2023 EUR	2022 EUR
1. Net turnover	2,17	883,896,477	951,826,052
2. Variation in stocks of finished goods and in work in progress		-	-
3. Work performed by the undertaking for its own purposes and capitalized		-	-
4. Other operating income	18	2,075,823	1,972,876
5. Raw Materials and consumables and other external expenses			
a) Raw Materials and consumables		-	-
b) Other external expenses	19	(813,180,605)	(881,744,531)
6. Staff costs	20,21	(23,554,780)	(22,428,179)
a) Wages and salaries		(20,909,738)	(20,039,803)
b) Social security costs		(2,184,520)	(1,827,865)
i) (relating to pensions)		-	-
ii) (other social security costs)		-	-
c) Other staff costs		(460,522)	(560,511)
7. Value adjustments			
a) In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	2,3	(560,015)	(495,591)
b) In respect of current assets		-	-
8. Other operating expenses	23	(23,951,752)	(21,659,497)
9. Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income from participating interests		-	-
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income not included under a)		352	74,005

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Profit and Loss account for the year ended December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT (cont.)	Notes	2023 EUR	2022 EUR
11. Other interest receivable and similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar income	25	6,387,548	9,666,779
12. Share of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method		-	-
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets		-	-
14. Interest payable and similar expenses			
a) Concerning affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar expenses	25	(5,467,416)	(10,276,771)
15. Tax on profit or loss	26	(6,409,942)	(6,736,736)
Profit or loss after taxation		19,235,690	20,198,407
16. Other taxes not shown under items 1 to 16	26	-	-
Profit or loss for the financial year		19,235,690	20,198,407

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 1. General Information

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Company") was incorporated on July 31, 1990 in Luxembourg, as a limited liability company (société anonyme) for an unlimited period under the name Alliance Capital (Luxembourg) S.A.. The Company was converted into a private limited company (société à responsabilité limitée) on April 11, 2011 and changed its name to AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.. The purpose of the Company, as amended on February 1, 2019, is:

- the management of Luxembourg and foreign undertakings for collective investment in transferable securities authorised according to EU Directive 2009/65/EC and the additional management of other Luxembourg and foreign undertakings for collective investment, in accordance with Article 101(2) and Annex II of the Luxembourg Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment (the "2010 Law");
- the performance, for Luxembourg and foreign alternative investment funds ("AIFs") within the meaning of EU Directive 2011/61/EU of management functions, administration functions, marketing functions and other activities related to the assets of AIFs, in accordance with Article 5(2) and Annex I of the Luxembourg Law of July 12, 2013 relating to alternative investment fund managers (the "2013 Law");
- the provision of services of (a) management of portfolios of investments on a discretionary client by- client basis (b) investment advice and (c) the reception and transmission of orders in relation to financial investments as contemplated in Article 101(3) of the 2010 Law and/or Article 5(4) of the 2013 Law.

The registered office of the Company is established in 2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg.

The Company's financial year starts on 1 January and ends on 31 December of each year.

Since July 1, 2006, the Company has acted as distributor of the AllianceBernstein investment funds for which the Company is acting as management company and alternative investment fund manager (the "Funds").

The shareholding of the Company is the following, being specified that AllianceBernstein Holdings Limited and AllianceBernstein Preferred Limited are respectively wholly owned subsidiary and an indirect wholly owned subsidiary of AllianceBernstein L.P.,:

79.75% AllianceBernstein Holdings Limited – 130,000 class B ordinary shares;

20.25% AllianceBernstein Preferred Limited – 33,000 preference shares.

The Company is included in the consolidated accounts of AllianceBernstein L.P. with registered office at 500 Commerce Street, Nashville, TN 37203, U.S.A.. The consolidated accounts are available at the US Securities and Exchange Commission Washington, D.C. 20549.

The Company has six branches located in The Netherlands, Germany, Italy, Spain, Sweden and France (the "branches"). The accounts of the branches are included in this set of financial statements.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies

A. Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under historical cost convention. The accounts include the figures of the Branches. Accounting policies and valuation rules are, in addition to the ones laid down by the law, determined and applied by the board of managers of the Company (the "Board of Managers").

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of 19 December 2002, determined and applied by the Board of Managers.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Managers to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the assumptions changed. The Board of Managers believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

B. Significant accounting policies

The significant accounting policies applied by the Company are:

I. Intangible assets

Intangible fixed assets are stated at historical cost less accumulated amortization. Goodwill in the Branches are amortised on a straight-line basis over their expected useful lives of 10 years.

II. Tangible assets

Tangible fixed assets are stated at historical cost less accumulated depreciation. They are depreciated on a straight-line basis over their expected useful lives of 4 years.

III. Financial assets

Investments held as financial fixed assets are carried at cost less any impairment in value which in the opinion of the Board of Managers is considered as durable. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply. The Company's share of the results of the financial fixed assets is included in the profit and loss account only to the extent of dividends declared.

IV. Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)

V. Transferable securities

Transferable securities are valued at the lower of cost or market value and expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase cost. This value adjustment is discontinued if the original reason for the value adjustment no longer applies.

VI. Financial Derivative Instruments

The Company may enter into financial derivative instruments such as forward foreign exchange contracts. The Company records initially financial derivative instruments at cost.

Financial derivative instruments are valued based on the forward foreign exchange rate applicable at the balance sheet date.

VII. Foreign currency translation

The Company's base currency is Euro (EUR) and its accounting records are maintained in that currency.

Assets and liabilities in other currencies are translated into EUR at the rates prevailing at the balance sheet date except for fixed assets, which are recorded at the historic rate. Income and expense transactions are recorded at the rates prevailing on the date of transaction. Realized gains and losses and unrealized gains and losses are reflected in the profit and loss account.

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. Formation expenses and long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rates.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the time of the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. Solely the unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealized losses are recorded in the profit and loss account whereas the net unrealized exchange gains are not recognised.

VIII. Prepayments

Prepayments include expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)

IX. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover changes that have originated in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

X. Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. Where the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is recorded in the profit and loss account when the debt is issued.

XI. Other Creditors

Other creditors include the amounts relating to the VAT payable, audit and regular charges accruals. The accruals calculation is based on the most recently received invoices.

XII. Provision for taxation

Corporate income taxes are charged on profits at the applicable local tax rates. As the Company has branches, the tax rates by local jurisdiction can vary between 20% and 33%. Where corporate income taxes have been paid twice on the same profits, the relevant claim for double tax relief will be made.

XIII. Net Turnover

Net turnover is mainly composed of management fees, management company fees, transfer agent fees, performance fees, transfer pricing revenues and advisory fees from discretionary portfolio management mandates.

XIV. Value adjustments

Value adjustments are deducted directly from the related asset. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 3. Tangible assets and Intangible assets

Intangible assets are composed of goodwill from The Netherlands, Sweden, Spain and Italy. Germany and France have no goodwill.

	EUR
Goodwill - opening balance	3,383,208
Additions for the year	-
Goodwill - closing balance	3,383,208
Amortization - opening balance	(1,008,779)
Amortization for the year	(338,323)
Amortization - closing balance	(1,347,102)
Net goodwill - opening balance	2,374,429
Net goodwill - closing balance	2,036,106

Tangible assets are composed of other fixtures, fittings tools and equipment for Luxembourg and the branches.

	EUR
Gross book value - opening balance	7,515,872
France branch transfer	73,579
Additions for the year - Luxembourg	43,829
Additions for the year - Branches	471,531
Gross book value - closing balance	8,104,811
Amortization - opening balance	(7,188,605)
France branch transfer	(73,579)
Amortization for the year - Luxembourg	(121,178)
Amortization for the year - Branches	(100,514)
Amortization - closing balance	(7,483,876)
Net book value - opening Luxembourg balance	244,079
Net book value - closing Luxembourg balance	166,730
Net book value - opening Branches balance	83,188
Net book value - closing Branches balance	454,205



Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 4. Financial assets

Shares in affiliated undertakings

As of 31 December 2022 the Company owned 100% of the issued share capital of AllianceBernstein (France) S.A.S. The subsidiary was converted into a branch as of 1 January 2023 and the shares in affiliated undertakings transferred to AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (2023: 0; 2022: EUR 369,460)

Loans to affiliated undertakings

The Company signed a new Loan Agreement of EUR 15,000,000 on October 13, 2023, with Bernstein Autonomous LLP. The loan is valued at nominal value. Interests of 3.9% are accrued monthly and will be paid at maturity, on January 8, 2024 (December 2022: EUR 20,000,000).

Note 5. Trade debtors

Trade debtors, including transactions to related parties, consist of:

Description	2023 EUR	2022 EUR
Management Company Fee and Management Fee	65,940,430	64,657,498
Institutional Investment Management Fee	2,958,035	2,851,736
Transfer Agency Fee	4,326,158	4,353,563
Total	73,224,623	71,862,797

Note 6. Amounts owed by affiliated undertakings

As at December 31, 2023, the total balance owed by affiliated undertakings of EUR 297,037 includes net receivable balances owed by several entities. The gross amounts corresponding to a total receivable balance of EUR 915,228 and a total payable balance of EUR 618,191.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 7. Other debtors

As at December 31, 2023 other debtors includes balances receivable from the Funds regarding the Funds' invoices paid by the Company on behalf of the Funds (2023: EUR 1,303,420; 2022: EUR 2,860,048). Other debtors also includes tax receivables.

	Corporate Income Tax EUR	Municipal Business Tax EUR	Net Wealth Tax EUR	Total EUR
Tax (Provisions) – Opening Balance	(680,301)	1,350,921	-	670,621
Movements for the Year				
French branch transfer	(6,301)			(6,301)
Tax expenses on ordinary activity	(4,443,033)	(1,457,904)		(5,900,937)
Tax expenses Branches	(504,757)			(504,757)
Payment	6,496,965	2,798,947		9,295,912
Tax (Provisions)/Receivables – Closing Balance	862,574	2,691,964		3,554,538

Note 8. Other investments and financial derivative instruments

Other investments

The movements for the year are as follows:

	2023 EUR	2022 EUR
Gross book value – opening balance	58,666	104,845
Increase / (decrease) for the year	888	(46,179)
Gross book value – closing balance	59,554	58,666
Net book value – opening balance	58,666	104,845
Net book value – closing balance	59,554	58,666

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.****Financial derivative instruments**

As at December 31, 2023 the Company entered into foreign exchange contracts as detailed below:

Currency	Amount purchased	Currency	Amount sold	Maturity date	Fair value	Unrealised gain / Unrealised (Loss)
					(EUR)	(EUR)
AUD	7,000,000	EUR	4,310,898	15-Jan-24	4,323,846	13,050

Refer to note 27 for additional information on foreign exchange contract.

Note 9. Prepayments

As at December 31, 2023 prepayments are mainly composed of occupancy (lease rental and building charges) and firm meetings (client events, advertising, marketing costs).



Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 10. Capital and reserves

	Subscribed Capital EUR	Share Premium EUR	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Profit for the period EUR	Total EUR
As at December 31, 2022	16,300,000	3,438,135	1,630,000	11,503,025	22,082,633	20,198,407	75,152,200
• French branch profits h/f	-	-	-	-	1,290,660	-	1,290,660
• Allocation of prior year's result	-	-	-	-	20,198,407	(20,198,407)	-
• Preference dividend	-	-	-	-	(9,543,587)	-	(9,543,587)
• Ordinary dividend	-	-	-	-	(10,000,000)	-	(10,000,000)
• 2018 NWT re-allocation	-	-	-	(3,165,100)	3,165,100	-	-
• 2023 NWT allocation	-	-	-	1,840,850	(1,840,850)	-	-
• Profit for the period	-	-	-	-	-	19,235,690	19,235,690
As at December 31, 2023	16,300,000	3,438,135	1,630,000	10,178,775	25,352,363	19,235,690	76,134,963

The allocation of the 2022 result was approved by the annual general meeting of the shareholders of the Company held on April 14, 2023.

Note 11. Subscribed capital

As at December 31, 2023 the subscribed capital amounts to EUR 16,300,000 and is divided into 130,000 class B ordinary shares and 33,000 preference shares without a par value. No change from 2022.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.****Note 12. Share premium account**

As at December 31, 2023 the share premium amounts to EUR 3,438,135. No change from 2022.

Note 13. Legal reserve

Luxembourg companies are required to allocate to a legal reserve a minimum of 5% of the annual net income after deduction of any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed.

As at 31 December 2023, the legal reserve already reached the legal requirement and no further allocation is needed.

Note 14. Other reserves

Based on the paragraph 8 of Net Wealth Tax law (§8 of VStG) a special Net Wealth Tax reserve has been created in order to reduce the Net Wealth Tax of the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged Net Wealth Tax credit deducted from the corporate income tax. This special Net Wealth Tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years, to take advantage of the reduction in Net Wealth Tax liability.

The 2018 NWT re-allocation to the profit brought forward, amounted of EUR 3,165,100, was approved by the annual general meeting of the shareholders of the Company held on April 14, 2023.

Note 15. Trade creditors

As at December 31, 2023 the trade creditors consist of accrued distributors fees of EUR 72,929,783 (2022: 89,006,951). All trade creditors are due within one year.

Note 16. Amounts owed to affiliated undertakings

As at December 31, 2023, the amounts owed to affiliated undertakings are mainly composed of a net intercompany payable of EUR 3,403,370 with AllianceBernstein L.P and represent net payable for group services rendered. The gross amounts corresponding to this set-off between asset and liability items between the Company and AllianceBernstein L.P. amount to a total receivable balance of EUR 880,535,599 (2022: 240,854,036) and a total payable balance of EUR 883,938,969 (2022: EUR 246,899,256) with AllianceBernstein L.P. and other intercompany balances payable to affiliates.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 17. Net turnover

The net turnover is broken down by category of activity as follows:

Description	2023 EUR	2022 EUR
Management Fee	750,270,578	812,759,671
Transfer Agency Fee	26,234,366	27,527,988
Management Company Fee	43,363,996	45,808,096
Performance Fee	2,892,568	3,378,060
Transfer Pricing Revenue	58,996,476	57,780,150
Advisory Fees – Segregated Mandates	2,138,493	4,572,087
Total	883,896,477	951,826,052

The net turnover is composed of:

- management fees and performance fees that are 100% retroceded back to AllianceBernstein L.P. ("AB LP")
- management company fees retroceded 65% back to AB LP
- transfer agency fees 100% retained by the Company
- transfer pricing revenue by AB LP for the reimbursement of net P&L of the Company's distribution Strategic Business Unit ("SBU") and since 2020 for the reimbursement of the Branches.
- advisory fees for segregated mandates that are 100% retroceded back to AB LP

Note 18. Other operating income

As at December 31, 2023, the amount is mainly composed of the 8% margin on direct operating expenses of the Branches and the 8% margin on direct operating expenses of the distribution SBU net of the distribution plan payments and distribution service expenses (2023: EUR 2,075,823; 2022: EUR 1,946,889).

Note 19. Other external expenses

Other external expenses consist of:

Description	2023 EUR	2022 EUR
Management Fee	489,622,143	530,980,150
Distribution Fee	290,340,796	313,054,208
Management Company Fee	28,186,605	29,775,268
Performance Fee	2,892,568	3,378,060
Advisory Fee	2,138,493	4,556,845
Total	813,180,605	881,744,531



Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 20. Staff costs

The Company employed an average of 100 full time persons during the Reference Period (2022: 99).

They are represented by:

Description	Average 2023	Average 2022
Management	5	4
Employees Luxembourg	53	56
Employees Branches	42	40
Total average	100	99

Note 21. Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

No remunerations were granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies other than salaries and wages disclosed in the profit and loss account.

The fees paid to a member of the supervisory body are nil in 2023 (EUR 14,000 in 2022) as there is no longer an independent director.

There have been no amounts granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies.

Note 22. Related parties transactions

There are no other related parties than those already disclosed on previous notes.

Note 23. Other operating expenses

Other operating expenses include shareholder services expenses of EUR 5,195,469 (2022: EUR 4,821,318) and technology allocations of EUR 3,808,537 (2022: EUR 3,292,470). The remaining costs relate to networking fees, corporate and administration allocations and non-reimbursable VAT.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 24. Auditor's Fees

The total of the audit fees accrued during the year by the Company to the audit firm are:

Description	2023 EUR	2022 EUR
Audit Fees Accrual	226,869	237,939
Total	226,869	237,939

Note 25. Other interest and similar income and expenses

This account is mainly composed of foreign exchange gains and losses.

Note 26. Income Tax

The Company is subject to the general regulation applicable to all Luxembourg commercial companies.

Note 27. Off-balance sheet commitments

The financial commitments are as follows:

Description	2023 EUR	2022 EUR
Guarantees and other direct substitutes for credit	212,543	212,543
Leasing (rents not yet paid)	3,614,945	3,780,230
Forward purchase and sale currencies	4,310,896	4,093,238
Total	8,138,384	8,086,061

The Company entered into a forward foreign exchange contract with HSBC Bank Plc London on December 21, 2023 selling EUR 4,310,896 and buying 7,000,000 Australian Dollars with the contract maturing on January 15, 2024. The purpose of the Australian Dollars forward foreign exchange contract was to reduce the foreign exchange exposure from the quarterly Australian Dollars distribution fees.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 28. Pillar 2 law

The group is within the scope of the OECD Pillar Two model rules. Pillar Two legislation was enacted in Luxembourg and will come into effect from 1 January 2024. Since the Pillar Two legislation was not effective at the reporting date, the group has no related current tax exposure.

The group applies the exception to recognising and disclosing information about deferred tax assets and liabilities related to Pillar Two income taxes, as provided in the amendments to IAS 12 issued in May 2023.

Under the legislation, the group is liable to pay a top-up tax for the difference between its GloBE effective tax rate per jurisdiction and the 15% minimum rate.

Due to the complexities in applying the legislation and calculating GloBE income, the quantitative impact of the enacted or substantively enacted legislation is not yet reasonably estimable.

Therefore, even for those entities with an accounting effective tax rate above 15%, there might still be Pillar Two tax implications. The group is currently engaged with tax specialists to assist it with applying the legislation.

Note 29. Significant event during the year

Even though the higher interest rates and inflation experienced in 2022 started to decrease toward the last part of the elapsed year, the increase in geopolitical tensions, due to the blast of the Middle East crisis and the continuance of the Ukrainian conflict, fostered a tension on the real economy. While in large part US, international and emerging-market stocks went higher period ended December 31, 2023, it was largely focused on a limited number of US mega cap names.

We remain comfortable with our range of products and think they are well positioned to succeed in an uncertain environment.

The Company's management has determined that there are no other material events that would require disclosure in the Company's annual accounts through this date.

Note 30. Subsequent events

At the beginning of 2024, the start of the Red Sea Crisis has created a tension in the global supply chain leading to the possibility of a new inflation increase which may slow down the growth of the international stock market.

The Company's management is however confident that such event would not significantly impact its activities or revenues.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝164.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

貸借対照表

2024年6月30日現在

資 産	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 未払発行済資本		—	—	—	—
I. 未請求発行済資本		—	—	—	—
II. 未払請求済発行済資本		—	—	—	—
B. 設立費		—	—	—	—
C. 固定資産		2,484,933	409,815	17,657,041	2,911,999
I. 無形資産					
1. 研究開発費		—	—	—	—
2. 免許、特許、ライセンス、商標 ならびに類似権利および資産、 以下に該当する場合：		—	—	—	—
a) 有価約因で取得され、 C. I. 3により表示不要		—	—	—	—
b) 企業自体によって生成		—	—	—	—
3. のれん、有価約因で取得された範囲内	2,3	1,866,948	307,897	2,036,106	335,795
4. 事前支払額および無形資産仮勘定		—	—	—	—
II. 有形資産					
1. 土地および建物		—	—	—	—
2. プラントおよび機械		—	—	—	—
3. その他の什器備品、工具および機器	2,3	617,985	101,918	620,935	102,405
4. 事前支払額および建設仮勘定		—	—	—	—
III. 金融資産					
1. 関連企業持分		—	—	—	—
2. 関連企業に対する債権	2,4	—	—	15,000,000	2,473,800
3. 参加持分		—	—	—	—
4. 参加持分に連動する関連企業に対する債権		—	—	—	—
5. 固定資産として保有の投資		—	—	—	—
6. その他の債権		—	—	—	—

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

		2024年		2023年	
資 産（続き）		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
D. 流動資産		145,095,969	23,929,227	140,699,147	23,204,103
I. 棚卸資産					
1. 原材料および消耗品		—	—	—	—
2. 仕掛品		—	—	—	—
3. 完成品および商品		—	—	—	—
4. 事前支払額		—	—	—	—
II. 債権					
1. 売掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,5	78,096,433	12,879,664	73,224,623	12,076,205
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
2. 関連企業からの未収金					
a) 1年以内に期限到来	2,6	1,704,136	281,046	297,037	48,987
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
3. 参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
4. その他の債権					
a) 1年以内に期限到来	2,7	6,323,346	1,042,846	5,881,737	970,016
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
III. 投資					
1. 関連企業持分		—	—	—	—
2. 自己株式		—	—	—	—
3. その他の投資	2,8	56,764	9,362	72,604	11,974
IV. 預金および手許現金		58,915,290	9,716,310	61,223,146	10,096,921
E. 前払金	2,9	485,367	80,047	338,773	55,870
合計（資産）		148,066,269	24,419,089	158,694,961	26,171,973

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 資本金および準備金	10	53,919,341	8,892,378	76,134,963	12,556,178
I. 発行済資本	10,11	16,300,000	2,688,196	16,300,000	2,688,196
II. 資本剰余金	10,12	3,438,135	567,017	3,438,135	567,017
III. 再評価積立金		—	—	—	—
IV. 準備金					
1. 法定準備金	10,13	1,630,000	268,820	1,630,000	268,820
2. 自己株式準備金		—	—	—	—
3. 定款に規定された準備金		—	—	—	—
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金		—	—	—	—
a) その他の分配可能準備金					
b) その他の分配不可能準備金	10,14	10,178,775	1,678,684	10,178,775	1,678,684
V. 前期繰越損益	10	10,044,466	1,656,533	25,352,363	4,181,112
VI. 当期損益	10	12,327,965	2,033,128	19,235,690	3,172,350
VII. 中間配当金	10	—	—	—	—
VIII. 資本投資補助金		—	—	—	—
B. 引当金					
1. 年金および類似債務に関する引当金		—	—	—	—
2. 納税引当金		—	—	—	—
3. その他の引当金		—	—	—	—
C. 債務		94,146,928	15,526,711	82,559,998	13,615,795
1. 社債					
a) 転換権付ローン					
i) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
ii) 1年超に期限到来		—	—	—	—
b) 転換権なしローン					
i) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
ii) 1年超に期限到来		—	—	—	—

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
2. 信用機関に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
3. 棚卸資産からの控除として区分表示 されない範囲の注文前受金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
4. 買掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,15	86,298,359	14,232,325	72,929,783	12,027,580
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
5. 未払為替手形					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
6. 関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来	2,16	1,659,111	273,621	4,342,950	716,239
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
7. 参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		—	—	—	—
b) 1年超に期限到来		—	—	—	—
8. 税金および社会保障債務					
a) 税務当局	2	—	—	—	—
b) 社会保障機関		44,989	7,420	523,565	86,346
c) その他の債務					
i) 1年以内に期限到来	2	6,144,469	1,013,346	4,763,700	785,629
ii) 1年超に期限到来		—	—	—	—
D. 繰延収益		—	—	—	—
合計（資本金、準備金および負債）		148,066,269	24,419,089	158,694,961	26,171,973

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

損益計算書

2024年6月30日に終了した期間

損益勘定	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. 純売上高	2,17	502,332,372	82,844,655	883,896,477	145,772,207
2. 在庫変動（完成品および仕掛品）		—	—	—	—
3. 自らのために関連企業によって実施され 資本計上された業務		—	—	—	—
4. その他の営業収益	18	1,014,450	167,303	2,075,823	342,345
5. 原材料、消耗品およびその他の外部費用					
a) 原材料および消耗品		—	—	—	—
b) その他の外部費用	19	(465,047,840)	(76,695,690)	(813,180,605)	(134,109,745)
6. 人件費	20,21	(11,400,370)	(1,880,149)	(23,554,780)	(3,884,654)
a) 賃金および給料		(10,038,020)	(1,655,470)	(20,909,738)	(3,448,434)
b) 社会保障費		(1,113,946)	(183,712)	(2,184,520)	(360,271)
i)（年金に関連するもの）		—	—	—	—
ii)（その他の社会保障費）		—	—	—	—
c) その他の人件費		(248,404)	(40,967)	(460,522)	(75,949)
7. 評価調整					
a) 設立費、有形／無形固定資産に 関連するもの	2,3	(319,379)	(52,672)	(560,015)	(92,358)
b) 流動資産に関連するもの		—	—	—	—
8. その他の営業費用	23	(11,494,340)	(1,895,647)	(23,951,752)	(3,950,123)
9. 参加証券からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) 参加持分からのその他の収益		—	—	—	—
10. その他の投資および固定資産の 一部を構成する貸付金からの収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) a) に該当しないその他の収益		—	—	352	58
11. その他の利息および類似収益					
a) 関連企業から生じた		—	—	—	—
b) その他の利息および類似収益	25	1,902,246	313,718	6,387,548	1,053,434
12. 持分法による関連企業の損益に対する持分		—	—	—	—
13. 金融資産および流動資産として保有する 投資に関する評価調整		—	—	—	—
14. 利息および類似費用					
a) 関連企業		—	—	—	—
b) その他の利息および類似費用	25	(1,583,812)	(261,202)	(5,467,416)	(901,686)
15. 損益にかかる税金	26	(3,075,362)	(507,189)	(6,409,942)	(1,057,128)
税引後損益		12,327,965	2,033,128	19,235,690	3,172,350
16. 1－16までの項目に含まれないその他の税金	26	—	—	—	—
当期損益		12,327,965	2,033,128	19,235,690	3,172,350

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

中間財務書類に対する注記

2024年6月30日現在

注1. 一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年7月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社（société anonyme）として設立された。当社は、2011年4月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換され、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルに名称変更された。2019年2月1日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- ・ EU 通達2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第2項および付属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- ・ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年7月12日法（「2013年法」）第5条第2項および付属書Iに従い、EU通達2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- ・ （a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（b）投資助言業務、（c）2010年法第101条第3項および／または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2453、ユージェーヌ・リュペール通り2-4番に設立されている。

当社の事業年度は、各年の1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2006年7月1日以降、当社は、当社が管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社として業務を行うアライアンス・バーンスタイン投資ファンド（「ファンド」）の販売会社として業務を行っている。

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドおよび間接全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドによって下記のとおり所有されている。

- ・ 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド-130,000クラスB普通株
- ・ 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド-33,000優先株

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの連結財務書類に含まれ、登記上の事務所は、アメリカ合衆国37203テネシー州ナシュビル、コマース・ストリート500に所在する。連結財務書類は、ワシントンD.C.20549の米国証券取引委員会で公表される。

2024年6月30日現在、当社は、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデンおよびフランスに所在する6つの支店（「支店」）を有している。支店の勘定は、本財務書類に含まれている。

注2. 重要な会計方針の概要

A. 作成基準

中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。財務書類には、支店の数字が含まれている。会計方針および評価規則は、法律で認められたもののほかに、当社の取締役会（「取締役会」）によって決められ採用される。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法で認められたもののほかに、取締役会によって決められ採用される。

中間財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積もりの使用が要求される。また、取締役会は、会計方針を採用する過程で判断を下すことが求められる。仮定の変更は、仮定が変更された期間の中間財務書類に大きな影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎となる仮定が適切であり、したがって中間財務書類が財政状態および成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度において資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

B. 重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

I. 無形資産

無形資産は取得原価から償却累計額を控除して表示される。支店ののれんは、見積耐用年数である10年間にわたり定額法で償却される。

II. 有形資産

有形資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である4年間にわたり定額法で償却される。

III. 金融資産

金融固定資産として保有される投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

IV. 債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

V. 譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、中間財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

VI. 金融デリバティブ商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、金融デリバティブ商品を当初は取得原価で計上する。

金融デリバティブ商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

VII. 外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

ユーロ以外の通貨で表示される取引は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される設立費および固定資産は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得時の為替レートで換算されたままである。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、上半期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、それぞれ、取得時の為替レートで換算された価額と、貸借対照表日の為替レートを基に決定された価額とのいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現の為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的関連性がある場合には、これらは上述の方法に従って総額で評価され、純未実現損失は損益計算書に計上されるのに対し、純未実現為替差益は認識されない。

VIII. 前払金

前払金には、当事業年度上半期中に負担したが次の事業期間に関わる費用が含まれる。

IX. 引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

X. 債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

X I. その他の債務

その他の債務には、VATに関する支払額、監査および通常のコストに関連する金額が含まれる。計算は、直前に受領した請求書に基づく。

X II. 課税引当金

法人所得税は、適用ある地方税率が利益に対して課せられる。当社には海外支店が多数あるため、現地の管轄区域ごとに税率が20%から33%の範囲で異なることがある。同一の利益に対して法人所得税が2回支払われた場合、二重課税防止に関連して還付請求が行われる。

X III. 純売上高

純売上高は、主に管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬、実績報酬、移転価格収益および一任ポートフォリオ運用委託からの顧問報酬で構成されている。

X IV. 評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。これらの評価調整は、評価調整が行われた根拠の適用がなくなった場合には継続されない。

注3．有形資産および無形資産

無形資産は、オランダ、スウェーデン、スペインおよびイタリアの支店ののれんから構成されている。
ドイツおよびフランスの支店は、のれんを保有していない。

	(ユーロ)
のれん－期首残高	3,383,208
期中取得	—
のれん－期末残高	3,383,208
償却－期首残高	(1,347,102)
期中償却	(169,158)
償却－期末残高	(1,516,260)
のれん－期首残高	2,036,106
のれん－期末残高	1,866,948

ルクセンブルグおよびオランダ、イタリア、スウェーデン、ドイツ、スペインおよびフランスの支店において、有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。

	(ユーロ)
総帳簿価額－期首残高	8,104,811
期中取得－ルクセンブルグ	29,546
期中取得－支店	117,725
総帳簿価額－期末残高	8,252,082
償却－期首残高	(7,483,876)
期中償却－ルクセンブルグ	(66,125)
期中償却－支店	(84,096)
償却－期末残高	(7,634,097)
純帳簿価額－ルクセンブルグ期首残高	166,730
純帳簿価額－ルクセンブルグ期末残高	130,151
純帳簿価額－支店期首残高	454,205
純帳簿価額－支店期末残高	487,834

注4．金融資産

関連企業への貸付

当社は、2024年3月8日付でバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーと15,000,000ユーロの新規貸付契約を締結した。貸付額は額面価額で評価される。金利3.6%が毎月発生し、2024年1月8日の満期時に支払われる。当該貸付は満期を迎え、2024年4月15日付で全額返済された（2023年12月：15,000,000ユーロ）。

注5．売掛金

関連当事者取引を含む売掛金は、以下から構成されている。

項目	2024年6月末監査 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理会社報酬および管理報酬	70,012,408	65,940,430
機関投資運用報酬	3,196,887	2,958,035
名義書換代行報酬	4,887,138	4,326,158
合計	78,096,433	73,224,623

注6. 関連企業からの未収金

2024年6月30日現在、関連企業からの未収金残高合計1,704,136ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計1,246,480,859ユーロおよび未払金残高合計1,244,776,723ユーロである。

注7. その他の債権

2024年6月30日現在、その他の債権は、主に当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金残高（2024年6月30日：2,120,882ユーロ、2023年：1,303,420ユーロ）および法人税の未収金3,613,232ユーロ（2023年：3,554,538ユーロ）から構成されている。

注8. その他の投資および金融デリバティブ商品

その他の投資

当期中の変動は、以下のとおりである。

	2024年6月末監査 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
総帳簿価額一期首残高	59,554	58,666
期中増加／（減少）	—	888
総帳簿価額一期末残高	59,554	59,554
減価償却一期首残高	—	—
当期減価償却	—	—
純帳簿価額一期首残高	59,554	58,666
純帳簿価額一期末残高	59,554	59,554

金融デリバティブ商品

2024年6月30日現在、当社は以下の為替予約を締結した。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 (ユーロ)	未実現利益／ 未実現（損失） (ユーロ)
豪ドル	7,500,000	ユーロ	4,676,333	2024年7月15日	4,673,543	(2,790)

注9. 前払金

2024年6月30日現在、前払金は主に賃料（リース料および建物賃借料）、年間会員権、保険および企業向け会議費用（顧客向けイベント、広告費、営業費）から構成されている。

注10. 資本金および準備金

	発行済 資本金 (ユーロ)	資本 剰余金 (ユーロ)	法定 準備金 (ユーロ)	その他の 準備金 (ユーロ)	前期 繰越利益 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
2023年 12月31日 現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	10,178,775	25,352,363	19,235,690	76,134,963
・前年度利益 の割当	—	—	—	—	19,235,690	(19,235,690)	—
・優先配当金	—	—	—	—	(9,543,587)	—	(9,543,587)
・普通配当	—	—	—	—	(25,000,000)	—	(25,000,000)
・2018年の富裕税 の再割当	—	—	—	—	—	—	—

・2023年の富裕税 の割当	—	—	—	—	—	—	—
・当期利益	—	—	—	—	—	12,327,965	12,327,965
2024年 6月30日 現在	16,300,000	3,438,135	1,630,000	10,178,775	10,044,466	12,327,965	53,919,341

2023年度の実績の配分は、2024年4月15日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注11. 発行済資本

2024年6月30日現在、発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および33,000優先株に分割される。2023年から変更はない。

注12. 資本剰余金

2024年6月30日現在、資本剰余金は3,438,135ユーロである。2023年から変更はない。

注13. 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも5%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2024年6月30日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

注14. その他の準備金

富裕税法（VStG第8条）の第8項に基づき、当社の富裕税債務を低減するために特別富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した富裕税額の5倍に相当する。この特別富裕税準備金は、富裕税債務の減額を利用するため、5年間は分配を行うことができない。

2019年の富裕税の前期繰越利益への再配分は、2024年4月15日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注15. 買掛金

買掛金は、以下から構成されている。

項目	2024年6月末監査 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
未払販売報酬	86,298,359	72,929,783
合計	86,298,359	72,929,783

買掛金は全額、1年以内に支払期限が到来する。

注16. 関連企業に対する未払金

2024年6月30日現在、関連企業に対する未払金は、主にアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの会社間純未払残高1,419,015ユーロ（2023年：未払残高3,403,370ユーロ）で構成されており、提供されたグループサービスに対する純未払金を表している。

当社とアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の資産および負債の項目間での相殺に対応する総額は、未収金残高合計1,245,973,789ユーロ（2023年：880,535,599ユーロ）およびアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの未払金残高合計1,244,554,774ユーロ（2023年：（883,938,969）ユーロ）ならびに関連企業に対するその他の会社間未払金残高で構成されている。

注17. 純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2024年6月末監査 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理報酬	412,778,391	750,270,578
名義書換代行報酬	14,513,782	26,234,366
管理会社報酬	24,548,831	43,363,996
実績報酬	17,770,287	2,892,568
移転価格収益	31,400,041	58,996,476
顧問報酬—個別的運用委任	1,321,040	2,138,493
合計	502,332,372	883,896,477

純売上高は、以下から構成されている。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「AB LP」）に100%還付される管理報酬および実績報酬
- ・AB LPに65%還付される管理会社報酬
- ・当社が100%保持する名義書換代行報酬
- ・AB LPによる当社の販売戦略ビジネス・ユニット（「SBU」）の損益純額の払戻しおよび2020年以降は支店の払戻しについての移転価格収益
- ・AB LPに100%還付される個別的運用委任の顧問報酬

注18. その他の営業収益

2024年6月30日現在、当該金額は、主として支店の直接運営費用に対して8%のマージンおよびSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して8%のマージンで構成されている。（2024年6月30日：1,014,450ユーロ、2023年：2,075,823ユーロ）

注19. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2024年6月末監査 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理報酬	265,424,181	489,622,143
販売報酬	164,575,587	290,340,796
管理会社報酬	15,956,745	28,186,605
実績報酬	17,770,287	2,892,568
顧問報酬	1,321,040	2,138,493
合計	465,047,840	813,180,605

注20. 人件費

当社は、当期に平均97名の正社員を雇用していた（2023年：100名）。

以下は内訳である。

項目	2024年 平均	2023年 平均
経営陣	5	5
従業員－ルクセンブルグ	52	53
従業員－支店	40	42
平均合計	97	100

注21. 経営陣および監督機関のメンバーに付与される報酬および当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

注22. 関連当事者

本注記において上述した他に、関連当事者はいない。

注23. その他の営業費用

その他の営業費用には、2,629,132ユーロ（2023年：5,195,469ユーロ）の株主サービス費用と1,848,568ユーロ（2023年：3,908,537ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額および還付不能のVATに関連する。

注24. 監査人報酬

当社が監査法人に支払った報酬の合計は、以下のとおりである。

項目	2024年6月末監査 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
監査報酬	121,605	226,869
合計	121,605	226,869

注25. その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

注26. 所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各ポートフォリオのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（i）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ii）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

（a）定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、定款規則に基づく臨時株主総会の決議が必要である。

（b）営業譲渡または営業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（c）出資の状況

該当なし。

（d）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）

(AllianceBernstein L.P.)

① 資本金の額

2024年9月末日現在、A Bの株主に帰属するパートナー持分資本は4,584,401千米ドル（約7,252億円）である。

② 事業の内容

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、世界有数の投資運用会社で、2024年9月末日現在、総額約8,059億米ドル（約127.5兆円）の資産を運用している。A Bは、米国をはじめ世界27の国・地域、54都市に拠点を有する。

2024年9月末日現在、投資顧問会社は、デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップで、そのリミテッド・パートナーシップ持分の約39.3%を保有するアライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーの持分は、ニューヨーク証券取引所において取引されている。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションはエクイタブル・ホールディングス・インクの間接全額出資子会社である。

（2）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)

① 資本金の額

2024年12月末日現在、1,209万米ドル（約19億1,240万円）

② 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年2月9日ルクセンブルグの法律に基づき設立期間無制限で設立され、ルクセンブルグ籍の投資信託の保管・支払業務を含むあらゆる種類の銀行業務を行う許可を得ている。

（3）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

① 資本金の額

2024年12月末日現在、1,350億円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

（1）アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

ファンドに投資顧問業務を提供するにあたり、投資顧問会社は、投資顧問業務の一部を、投資顧問会社の完全子会社（以下「関連副投資顧問会社」という。）のうち、一もしくは複数の会社に再委託することができる。

関連副投資顧問会社は、投資顧問会社の責任と監督の下、投資判断を裁量的に行うことができ、また、かかる再委任された業務を提供しているポートフォリオの証券および資産を取得および処分することができる。

すべての関連副投資顧問会社は、投資顧問業務を提供する権限、登録、または承認を受けており、監督当局による健全性の監督の対象となる。

ファンドの運用に関与する関連副投資顧問会社は以下のとおりである。

- － 英国、ロンドンEC2M 5SJ ロンドン・ウォール60番に本店を置くアライアンス・バーンスタイン・リミテッド（AllianceBernstein Limited）
- － 香港、クォーリー・ベイ、ウエストランズ・ロード18番、タイクー・プレイス、ワン・アイランド・イースト39階に本店を置くアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド（AllianceBernstein Hong Kong Limited）
- － シンガポール、048583、サウス・タワー #27-11、ワン・ラッフルズ・クエイに本店を置くアライアンス・バーンスタイン（シンガポール）リミテッド（AllianceBernstein（Singapore）Ltd.）
- － 日本国、東京都千代田区内幸町二丁目1番6号、日比谷パークフロント14階に本店を置くアライアンス・バーンスタイン株式会社
- － オーストラリア、2000、ニュー・サウス・ウェールズ、シドニー、フィリップ通り88番32階、オーロラ・プレイスのアライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド（AllianceBernstein Australia Limited）

ファンドのポートフォリオを逸脱しない範囲内で運用に関与する関連副投資顧問会社の詳細については、www.alliancebernstein.com/go/Sub-Inv-Manager-Affiliatesに記載している。

投資顧問会社および関連副投資顧問会社は、（i）管理会社の監督の下、（ii）管理会社から受領する指示および投資配分基準に従い、いつでも、および（iii）関連するポートフォリオに定められた投資目的および制限に従い、投資顧問業務を提供する。

（2）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

ファンドの保管受託銀行および支払代行業務、管理事務代行業務（純資産価格の計算を含む。）、記帳業務ならびに管理会社との保管契約および管理契約に基づくその他の業務を行う。

保管受託銀行の職務

ファンドの資産の保管は保管受託銀行に委託される。保管可能な金融商品は、保管受託銀行により直接保管されるか、適用法令規則で認められる範囲内で、原則的に保管受託銀行と同じ保証を提供する第三者の各保管機関／副保管機関（ルクセンブルグの保管機関の場合には金融業に関する1993年4月5日法の意味における金融機関、ルクセンブルグ国外の保管機関の場合にはEU法で規定される健全性規制・監督と同等の規制・監督に服している金融機関でなければならない。）を通じて保管される。保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローが適正に監視されていること、および、特に、申込代金が受領されていること、ならびにファンドのすべての現金が（i）ファンド、（ii）ファンドを代理する

管理会社または（iii）ファンドを代理する保管受託銀行の名義の現金口座に記帳されていることを確保するものとする。

加えて、保管受託銀行は以下を確保しなければならない。

- － ファンド証券の販売、発行、買戻しおよび消却がルクセンブルグ法および約款に従って遂行されること。
- － ファンド証券の評価額がルクセンブルグ法および約款に従い計算されること。
- － ルクセンブルグ法または約款に抵触しない限り、ファンドおよびファンドのために行為する管理会社の指示を遂行すること。
- － ファンドの資産に係る取引において、対価が通常の制限時間内にファンドに送金されること。
- － ファンドの収益がルクセンブルグ法および約款に従って充当されること。

保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に対し、定期的に、ファンドのすべての資産の完全な在庫一覧を提供する。

職務の委託

2010年法第34（2）条および保管契約の規定に基づき、保管受託銀行は、一定の条件に従い、またその職務のより効率的な遂行のため、2010年法第34（3）条に定めるファンドの資産に対するその保管業務の一部もしくは全部を保管受託銀行が随時任命する一もしくは複数の受任者（以下「コルレス先金融機関」という。）に委託することができる。委託する義務には、資産の保管、保管不能の性質を有する資産の場合には当該資産の所有権の確認および当該資産の記録維持が含まれるが、これらに限定されるものではない。

コルレス先金融機関に関しては、保管受託銀行は、各市場において最も高い品質の第三者プロバイダーを選定するために設計されたプロセスを整備している。各コルレス先金融機関が要求される専門性および適性を有し、それを維持することを確保するために、保管受託銀行は、各コルレス先金融機関の選定および任命の際には正当な注意・調査義務を行使しなければならない。また保管受託銀行は、コルレス先金融機関が適用ある法令規則の要件を充足しているか否かについて定期的に評価を行い、コルレス先金融機関の義務が継続して適切に履行されることを確保するために、各コルレス先金融機関に対する継続的な監督を行うものとする。保管受託銀行が任命したコルレス先金融機関の報酬は、ファンドによって支払われる。

保管受託銀行の責任は、その保管するファンドの資産の全部または一部を当該コルレス先金融機関に委託しているという事実により影響を受けないものとする。

保管する金融商品の損失の場合、保管受託銀行は、ファンドに対し、不当な遅滞なく、同一の種類の金融商品またはそれに対応する金額を返還しなければならない。ただし、当該損失が保管受託銀行の合理的管理を超える外的事象の結果として発生し、かかる帰結を回避するためにあらゆる合理的な努力にもかかわらず回避できなかったであろう場合はこの限りではない。

利益相反

保管受託銀行は、その機能を遂行するに当たり、ファンドおよびファンドの受益者の利益のためにのみ、誠実および公平に、かつ専門家として独立した立場から行為するものとする。

保管受託銀行は、保管受託銀行に適用ある法令規則の遵守を要求する包括的で詳細な会社方針および手続きを維持する。

保管受託銀行は、利益相反の管理を統制する方針および手続きを整備している。これらの方針および手続きは、ファンドに対する業務の提供の中で発生し得る利益相反に対処するものである。

保管受託銀行の方針は、社内または社外の当事者が関与するすべての重要な利益相反が、速やかに開示され、上級管理職に提示され、登録され、緩和され、および／または適切に防止されることを要求している。利益相反が回避できない場合、保管受託銀行は、（i）ファンドおよび受益者への利益相反の開示および（ii）当該利益相反の管理および監視を適切に行うためのあらゆる合理的な措置を講じるために、実効性のある組織上および管理上の体制を維持し、運営するものとする。

保管受託銀行は、従業員が利益相反方針および手続きについての説明、それに関するトレーニングおよびアドバイスを受けていること、また利益相反問題を防止するために義務および責任の適切な分離が行われていることを確保する。

利益相反方針および手続きの遵守は、保管受託銀行のジェネラル・パートナーである取締役会および保管受託銀行の授権された経営陣ならびに保管受託銀行のコンプライアンス、社内監査およびリスク管理の機能によって監督および監視される。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を特定および緩和するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。これには、保管受託銀行の事業の規模、複雑さおよび性質に対して適切な保管受託銀行の利益相反方針を実施することが含まれる。この方針は、利益相反を生じさせる、または生じさせる可能性のある状況を特定するものであり、利益相反の管理のために従うべき手続きおよび講じるべき措置を含むものとする。利益相反の登録簿が保管受託銀行によって維持および監視される。

上記にかかわらず、保管受託銀行および／またはその関連会社がファンド、管理会社および／またはその他当事者に対してその他の業務を提供する際に随時潜在的な利益相反が発生する場合がある。保管受託銀行の関連会社は、保管受託銀行の第三者受任者として任命される可能性がある。保管受託銀行およびその関連会社との間で特定された利益相反には、主に、不正（悪評回避のために不正行為が監督官庁に報告されない。）、法的手段リスク（保管受託銀行に対して法的措置を取ることを控えたり回避する。）、不公平な選定（保管受託銀行が質と価格に基づかない選択を行う。）、倒産リスク（資産分離レベルや保管受託銀行の倒産に関する注意度が低い。）または単一グループエクスポージャーリスク（グループ内投資）が含まれる。

保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）は、その事業の過程において、ファンドおよび／または他のファンド（保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）がそのために行為する。）との間で利益相反が生じるか潜在的利益相反がある場合がある。例えば、保管受託銀行および／またはその関連会社は、その他のファンドの保管受託銀行、保管会社および／または管理事務代行会社として行為することがある。

また保管受託銀行は、保管受託銀行と管理会社との間の約款の規定に基づき、管理事務代行会社として行為する。保管受託銀行は、保管業務と管理事務代行業務の間に適切な業務分離（エスカレーションプロセスおよびガバナンスを含む。）を行っている。加えて、保管機能は、階層上および機能上、管理事務代行業務部門から分離されている。

コルレス先金融機関が、保管業務の受任関係と並行して、保管受託銀行との間に別の商業上および／または事業上の関係に入るかまたはかかる関係を有している状況において、利益相反の潜在的リスクが生じる可能性がある。その業務の遂行において、保管受託銀行とコルレス先金融機関の間に利益相反が生じる可能性がある。コルレス先金融機関が保管受託銀行と同じグループに属している場合、保管受託銀行は、当該関係から生じる潜在的利益相反（もしあれば）を特定し、かかる利益相反を緩和するためあらゆる合理的な措置を講じることを引受ける。

保管受託銀行は、コルレス先金融機関への委託の結果として生じる特定の利益相反はないと予想している。かかる利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に当該利益相反を通知するものとする。

保管受託銀行に係るその他の潜在的利益相反が存在する範囲で、当該利益相反は、保管受託銀行の方針および手続きに従って特定され、緩和され、対処されている。

利益相反または潜在的利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドに対する義務を考慮し、ファンドとその他のファンド（そのために保管受託銀行が行為する。）を公平に扱うものとし、実務上可能な限り、すべての取引が、事前に定義された客観的基準に基づきかつファンドおよびファンドの受益者の唯一の利益に合致する条件で実行されるようにする。

情 報

委託される保管機能についての情報およびコルレス先金融機関のリストは、<https://www.bbh.com/en-us/investor-services/custody-and-fund-services/depositary-and-trustee>にアクセスすることにより入手できる。当該リストは随時更新される場合があり、書面で請求することにより保管受託銀行から入手できる。

保管受託銀行の義務、起り得る利益相反ならびに保管受託銀行により委託された保管機能および当該委託から生じ得る利益相反の記載に関する最新の情報は、書面での請求により保管受託銀行から無料で入手できる。

（３）ＳＭＢＣ日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員業務および日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

３【資本関係】

管理会社の株式の79.75%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドが所有しており、20.25%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドが所有している。

第3【投資信託制度の概要】

（2024年2月付）

1. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済） （2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003／41／ECおよび指令2009／65／ECならびに規則（EC）No.1060／2009および規則（EU）No.1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011／61／EU（改正済）
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011／61／EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231／2013
ベンチマーク規則	指令2008／48／ECおよび指令2014／17／EUならびに規則（EU）No. 596／2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016／1011（改正済）
CESR	欧州証券市場監督局（ESMA）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたはPRIIPs KID	規則1286／2014において言及される主要情報文書
KIIDまたはUCITS KIID	指令2009／65／EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書

加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017／1131
非個人向け パートIIファンド パートIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド （特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド PRIIP	2010年法パートIIに基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または 規則1286／2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286／2014（改正済）
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／2088（改正済）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No. 648／2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015／2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（EU）2019／2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020／852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または 指令2009／65／EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009／65／EC

UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託 (UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パート I に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づき投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づき専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート I のUCITSおよびパート II のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート I	UCITS（以下「パート I」という。）
パート II	その他のUCI（以下「パート II」という。）
パート III	外国のUCI
パート IV	管理会社
パート V	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート I およびパート II に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement)（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート II ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート I ファンド（すなわち UCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート II ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改正済）は、パート II ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート II ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主要要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびパート II ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート II ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) FCPの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - h) 約款変更手続
 - i) 受益証券発行手続
 - j) 受益証券買い戻しの手続ならびに買い戻しの条件および買い戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買い戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. FCPの形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、

ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、

b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、

c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。

b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。

i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV. 3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ii）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パートIに従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パートII SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、普通リミテッド・パートナーシップ

（société en commandite simple）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- － 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- － その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- － その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパートII SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パートII SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しない2010年法パート I の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート I に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後 6 か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パート II SICAVは、株式払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を維持しなければならない。当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、SICAVの認可後12か月以内に達成しなければならない。CSSF規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- － 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- － 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- － 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- － UCITSおよびパート II ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。
- － UCITSおよびパート II ファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。UCITSについては、規約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする（ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。）。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート II ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。

² 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート II ファンドにのみ適用される。

³ 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート II ファンドにのみ適用される。

- － 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、SICAVは、遅滞なくCSSF（SICAVが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局）に通知しなければならない。
投資家の利益のために必要な場合において、SICAVの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、CSSFは、パートIIファンドの買戻しを停止することがある。
証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。
 - a) SICAVの保管受託銀行が不在となる期間中
 - b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合
- － 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- － 規約またはパートナーシップ契約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- － SICAVの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

- A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。
FCPの保管受託銀行に関して上記III. 3.1.3 Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。
- B. SICAVの形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
 - － SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
 - － SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
 - － 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
 - － SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
 - － SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。
SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。
- C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。
 - a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

i) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、

ii) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、FCPに関して上記III. 3.1.3 Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記III. 3.1.3 Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、CSSFは、2010年法第130条第1項に定めるリストからSICAVを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、SICAVの清算が終了するまで、SICAVのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口

座を維持しまたは開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)

- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（例えば、パートII ファンド）に従い管理会社によって運営される。

UCITS SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記IV. 3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III. 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITS の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、UCITS としての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、UCITS SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV. 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と読み替えられる。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのUCITS およびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540

を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意すべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を（i）共通の投資目的、（ii）連鎖がないこと、（iii）事前決定および（iv）透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （i）設立企画人の身元
- （ii）法人の形態および名称
- （iii）登録事務所
- （iv）法人の目的
- （v）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- （vi）発行時に払込済の額
- （vii）発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- （viii）投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- （ix）現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- （x）設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

- （x i）資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載

（x ii）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（x iii）法人の存続期間

（x iv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（i）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

（ii）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート I に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- （1）CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- （2）2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- （3）2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- （4）2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還

義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

(5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

(6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

(7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造（B）の設定可能性だけでなくUCITS（A）の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集約的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（EU）No. 1093/2010、規則（EU）No. 575/2013、規則（EU）No. 600/2014および規則（EU）No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関

は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではない。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

(i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記（c）にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）

(ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記（8）（f）にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記（3）（a）に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

（f）2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1 (1) ないし (5) および (8) ないし (9) に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1 (8) (a) に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1 (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1 (3) の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22-1条の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下（n）に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトで入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- KIDは、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIDに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にか

かる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIPs KID」という。）を交付する必要がある。

「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、（i）PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ii）PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-4（2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-5（改正済）
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCSSF告示22/810（CSSF告示11/509を廃止）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644（CSSF告示18/697により改正済）
- SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- 規則（EU）No 648/2012（EMIR）に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCSSF告示23/846
- ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）（改正済）
- SFDR（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088）（改正済）

- － タクソノミー規則（規則（EU）2019／2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020／852）

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）2010年法パート I に従うUCITSは、上記（ii）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009／65／ECに従う管理会社により運用され、指令2009／65／ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（iv）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05／177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則（EU）No. 345／2013、規則（EU）No. 346／2013および規則（EU）No. 1286／2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22／795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ

誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パート I ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート I の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461－6条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況お

よび資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。
- CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

（viii）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ix）罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

- （1）2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、CSSFは、下記（2）記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業

- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第（5）項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- （UCIが任意清算される場合）清算人

（2）かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) （UCIまたは管理会社の場合）UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
- e) （法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
- f) （自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

（3）2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制制的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

⁴個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(10) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

(x) CSSFへの報告義務

CSSFへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUCIは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該SICAVの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) SICAVの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、SICAVの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくCSSFに報告するものとする。かかる場合、CSSFは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しSICAVの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行う清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b) (ii) に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V. 1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8

章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV. 3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733（上記IV. 3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

(a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社

(b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社

(c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI

(d) 2007年法に従い内部運用されるSIF

(e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR

(f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体

1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体

2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV. 3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSF

による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a) に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするc) ために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a) に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125-1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはCSSF規則が定める最低限度額（場合に応じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

(i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）

(ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) IV. 3.2 (5) に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、IV. 3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付

与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- － 再委託に対するAIFMの事前承認
- － AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- － AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、1993年法第1条1）に規定する関連代理人を任命することができる。

AIFMが関連代理人の任命を決定する際、当該AIFMは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- － AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- － 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- － AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- － AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- － AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載

- － AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- － 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/EC⁵に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- － 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合

- － AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
 - － AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
 - － AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
 - － 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。
- － 運用資産の総額がAIFMDの第3（2）条（a）項および（b）項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
 - － 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
 - － 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
 - － 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

CSSFへの定期的な報告に加えて、AIFMおよびAIFは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

⁵ 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V. 1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、（i）当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、（ii）主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項（a）に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項（b）に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートIIファンド

- － 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － AIFの資産の保護預かり義務
- － AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30a条（2013年法第28－1条および第28－2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUCITS
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV. 2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、（i）パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または（ii）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、（i）AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および（ii）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88—2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV. 4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパートIIファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則（EU）No. 345/2013、規則（EU）No. 346/2013および規則（EU）No. 1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形で説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報

告書」の作成を求めた、UCITSおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- － CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- － CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV. 4.2 (ix) 項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III. 3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V. 1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV. 4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

VI. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される持続可能な金融規制

1. SFDR

SFDRは2021年3月10日に発効した。SFDRは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「FMP」の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、UCITSおよびAIF）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

SFDRは、「事業体レベル」（すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

i）SFDR第8条に基づく環境的特性および／もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、またはii）SFDR第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

SFDRの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

SFDRは、指令2009/65/ECおよびAIFMDに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のUCITSおよびAIFMDの枠組みに取り入れられている。

さらに、SFDRは、FMPに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（EU）2022/1288を採択した（以下「SFDR RTS」という。）。SFDR RTSは、2023年1月1日から適用されている。

SFDR RTSには、SFDRのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。SFDR RTSでは、i）投資決定がもたらす主な悪影響（以下「PAI」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびにii）関連する開示の比較可能性を向上させるためにSFDR RTSの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているSFDR第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

SFDR RTSは、金融商品が化石燃料ガスおよび／または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい／いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなRTS（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

UCITSおよびAIFの年次報告書について、FMPは、SFDR RTSの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、SFDR RTSの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているSFDR RTSの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的PAI指標の拡大
- ・ PAI開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（GHG）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化

- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、3か月以内にSFDR RTSの改定案を承認するか否かを決定する。欧州委員会が改定後のSFDR RTSを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則がSFDRの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（UCITS管理会社およびAIFMを含む。）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品（UCITSまたはAIFなど）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネーブリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。）を明確に述べる必要がある。

SFDRと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのFMPによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるSFDR開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ&AまたはFAQが発行されている。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2024年2月29日提出	有価証券報告書（第14期）（みなし有価証券届出書）
2024年5月31日提出	半期報告書（第15期中）（みなし有価証券届出書の訂正届出書）

第5【その他】

- （１）交付目論見書および請求目論見書の表紙等に、管理会社、投資顧問会社、販売会社のロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- （２）交付目論見書には以下の文章および事項を記載することがある。
 - （イ）ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
 - （ロ）この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
 - （ハ）ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされておりますのでご注意ください。
 - （ニ）ファンドは預貯金と異なります。
 - （ホ）ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- （３）交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- （４）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- （５）請求目論見書には以下の文章および事項を記載することがある。
 - （イ）請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされておりますので、ご注意ください。
 - （ロ）ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されている商品ではありません。
 - （ハ）投資信託は預貯金とは異なります。
- （６）ファンドの約款の全文の日本語による翻訳文を請求目論見書に掲載することがある。
- （７）外国投資信託受益証券の様式
ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

１．表面

- a. ファンドの名称
- b. 表示口数
- c. 管理会社および保管受託銀行の署名
- d. 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、非公開有限責任会社（Société à responsabilité limitée）である旨の表示
- e. 約款のRESAへの掲載に関する情報

２．裏面

記載なし

ただし、原則として、管理会社は券面を発行しない。ファンドの発行済受益証券は、受益者名簿に登録される。

【別紙A】

定 義

「A Bファンド」	「A B」のサービス・マークの下で販売され、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよび／またはその傘下の関連会社がスポンサーとなっている投資信託（当ファンドを含む。）および投資法人をいう。
「A Bファンド口座」	各受益者／株主のために管理会社または名義書換代理人が設定する名目上の口座で、受益者／株主が所有するA Bファンドの全受益証券／株式が含まれる。
「管理契約」	管理会社と管理事務代行会社との間の契約をいう。
「管理事務代行会社」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「ADR」	米国預託証券をいう。
「A B」	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社をいう。
「ファンド営業日」	（i）2025年3月16日以前は、ニューヨーク証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいい、また、 （ii）2025年3月17日以降は、ニューヨーク証券取引所および香港証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいう。
「現金同等物」	現金同等物とは、財務省証券またはその他の短期国債、銀行預金、短期金融商品または商品投資信託等、容易に現金に換えることのできる証券をいう。
「基準通貨」	会計記録が維持されるファンドの基準通貨、すなわちアメリカ合衆国ドルをいう。
「保管受託銀行」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「保管契約」	管理会社および保管受託銀行との間の契約をいう。

「ディーラー」	文脈により、海外における販売会社と契約を締結しているブローカー・ディーラー、銀行、登録投資顧問会社、独立金融アドバイザーおよびその他の金融仲介会社をいう。
「海外における販売会社」	管理会社の一部門である、アライアンス・バーンスタイン・インベストメンツをいう。
「EDR」	ヨーロッパ預託証券をいう。
「適格国」	EU加盟国、経済開発協力機構（OECD）加盟国および各ポートフォリオの投資目的に鑑み管理会社の取締役会が適切と判断したその他の国をいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「トラスト」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された契約型投資信託であるアライアンス・バーンスタイン（英文名称：AB FCP I）をいう。
「GDR」	グローバル預託証券をいう。
「利害関係者」	投資顧問会社またはその関係会社（管理会社を含む。）をいう。
「投資顧問契約」	管理会社と投資顧問会社との間のファンドに関する契約をいう。
「投資顧問会社」	デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをいう。
「IRC」	1986年米国内国歳入法（改正済）をいう。
「IRS」	米国内国歳入庁をいう。
「IRSO」	国際的な公認統計格付機関をいう。
「2010年法」	ルクセンブルグの2010年12月17日付投資信託／投資法人に関する法律（改正済）をいう。
「2013年法」	ルクセンブルグの2013年7月13日付オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）をいう。
「管理会社」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された有限責任会社であるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルをいう。

「約款」	トラストの最新版の約款をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「純資産」「純資産総額」	ファンドの総資産からファンドの負債総額を差し引いた額をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「取引通貨」	ファンド証券の申込みが可能な通貨をいう。
「カットオフ時間」	各ファンド営業日において買付注文または買戻請求または転換請求の受付を締め切る時間。ファンドのクラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）およびクラスA受益証券（米ドル）とも、各ファンド営業日の中央ヨーロッパ時間午後6時をいう。
「OTC」	店頭販売をいう。
「ファンド」	トラストのポートフォリオの一つである、アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（愛称：日興ABアジア・バリューファンド）をいう。
「ポートフォリオ」	ファンドを含む、トラストの一または複数のポートフォリオをいう。
「英文目論見書」	日本以外で使用される、ルクセンブルグ法に基づくトラストのその時々における最新の英語版目論見書をいう。
「QFI」	QFIとは、随時公布または改正される中国の関連する法令規則に従い承認された適格外国投資家（適用ある場合、適格外国機関投資家（QFII）および人民元適格外国機関投資家（RQFII）を含む。）をいう。
「規制された市場」	金融商品の市場に関する欧州議会および欧州理事会の2014年5月15日付指令2014／65／EU（欧州議会および欧州理事会の指令2016／1034により改訂）に従い規制された市場ならびに適格国のその他の市場（ただし、規制され、定期的に行われ、公認かつ公開のものとする。）
「RESA」	Recueil életronique des sociétés et associations
「S & P」	S & Pグローバル・インクの一部門であるS & Pグローバル・レーティングをいう。

「SFT規則」	証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No.2015／2365ならびに規則（EU）No.648／2012改正規則をいう。
「受益者」	トラストのファンドに関する受益者名簿に登録されているファンド証券の所有者をいう。 （注）販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の実質受益者は、ファンドの受益者名簿上の受益者ではない。
「ファンド証券」 「受益証券」	文脈により、ファンドの全クラスの受益証券またはファンドの該当クラスの受益証券をいう。
「総資産」 「資産総額」	文脈によりファンドの資産の総額をいう。
「取引日」	ファンド証券の取引（販売、買戻しまたは転換）が受諾された旨、トラストの受益者名簿に記録されるファンド営業日をいう。
「名義書換代理人」	トラストの登録・名義書換代理人である、管理会社または管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズをいう。
「UCI」	投資信託／投資法人をいう。
「UCITS」	譲渡性のある有価証券に投資する投資信託／投資法人としての資格を有するオープン・エンド型の投資信託／投資法人をいう。
「UCITS指令」	UCITSにかかる法律、規制および行政規定に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会の指令2009／65／EC（改正済）をいう。
「米国／アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国またはその領土もしくは属領もしくはその管轄に属する地域（プエルト・リコ連邦を含む。）をいう。

「米国人」

- （１）1933年米国証券法（改正済）の下で公布されたレギュレーションSに基づく米国人である個人または事業体をいう。
- （２）個人について言う場合、その時々効力のある米国所得税法の意味における米国市民または「居住者外国人」をいう。
- （３）個人以外について言う場合、（Ａ）米国において、または米国もしくはその州の法律に準拠して設立されもしくは組織された法人またはパートナーシップ、（Ｂ）（ｉ）米国の裁判所がその管理に対して主たる監督権を行使することができ、かつ、（ii）一もしくは複数の米国人がそのすべての実質的決定を支配する権限を有する信託、ならびに（Ｃ）すべての源泉からの全世界的収益について米国の税金が課される財産

「評価基準時点」

各取引日についてのファンド証券の１口当たり純資産価格が計算される時点、すなわち、各ファンド営業日における米国東部時間午後４時をいう。

【別紙B】

金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報

以下の規定は、金融デリバティブ商品に投資し、ならびに／または下記の金融手法および金融商品取引を
実行するトラストの各ファンドにそれぞれ適用される。

（注）本別紙Bはトラスト全体にかかるものであるが、ファンドは現先売買契約および逆現先売買契約を行わない。

金融デリバティブ商品**一般**

投資方針に定めのある場合には、ファンドは、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、
2 投資方針、（1）投資方針」および「（5）投資制限」の該当箇所に規定される制限の範囲内で、金融
デリバティブ商品に投資することができる。

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的、およびその投資方針で認められている場合
は投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができる。いかなる場合においても、かかる金融デリバ
ティブ商品の利用がファンドをその投資方針または投資目的から逸脱させることがないようにするものとする。

ファンドが適格指数を原資産とする金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、本書「第一部
ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（5）投資制限」に規定される集中限度および
投資制限の適用を判断するにあたって考慮されない。

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が原資産の構成について裁量権を有す
ることのできる金融デリバティブ商品の取引を行ってはならない。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品に金融デリバティブ商品が組み込まれている場合、かかる金融
デリバティブ商品は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方
針」および「（5）投資制限」に規定される制限を遵守するにあたり考慮しなければならない。

ファンドは、金融デリバティブ商品の取引を行う場合は常に、当該金融デリバティブ商品から生じる当該
ファンドの債務をいつでもカバーするのに十分な流動資産を保有していることを確保するものとする。

店頭デリバティブ取引

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が慎重な監督に服し、かつ、CSSFによ
り承認されたカテゴリーに属する金融機関または投資会社に該当する機関である場合は、店頭デリバティブ
取引を行うことができる。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信
用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合し
て選定される。

取引相手方の詳細情報は、トラストの年次報告書で開示される。

最後に、店頭金融デリバティブ商品および効率的なポートフォリオ運用手法を通じて発生する単一の取引
相手方に対するリスク相当額は、当該取引相手方が2010年法第41（1）（f）条に記載される金融機関であ
る場合にはファンドの資産の10%、それ以外の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

トータル・リターン・スワップその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品

トータル・リターン・スワップとは、一方当事者（トータル・リターン支払者）が参照債務の経済的成果の総額を他方当事者（トータル・リターン受領者）に移転する契約をいう。経済的成果の総額には、インカム・ゲインおよび手数料収入、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスならびに信用損失が含まれる。かかる取引の取引相手方は、共同体法に規定される慎重な監督規則と同等であるとCSSFが判断する慎重な監督規則に服する。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは、ファンデッド・スワップおよび／またはアンファンデッド・スワップの形態をとる場合がある。トータル・リターン・スワップは、原則として、アンファンデッド・スワップである。ただし、投資顧問会社は、ファンデッド・スワップを締結する権利を留保する。アンファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が取引開始時にアップフロントの支払いを行わないスワップをいう。ファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が参照資産のトータル・リターンと引き換えにアップフロント金額を支払うスワップをいい、従って、アップフロントの支払いを行う必要があることからコストが高くなる可能性がある。

特定のファンドがトータル・リターン・スワップおよび／またはその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の取引を行う場合、かかるTRSを通じてエクスポージャーを獲得する原資産の種類は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」に記載の投資方針に従わなければならない。

特定のファンドがTRSの取引を行う場合、TRSの対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」にて開示されている。

TRSから発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分され、投資顧問会社および管理会社はいずれも、当該収益から報酬を受け取らない。

グローバル・エクスポージャー

2010年法第42（3）条の規定に従い、ファンドは、「デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーがポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。当該エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場変動およびポジションの清算に利用可能な時間を考慮した上で算出される。」

管理会社は、金融デリバティブ商品に関する各ファンドのグローバル・エクスポージャーが当該ファンドの純資産総額を超えないことを確保するものとする。従って、当該ファンド全体のリスク相当額は、その純資産総額の200%を超えないものとする。かかる全体的なリスク制限は、一時的な借入れにより10%増加させることがある。

ファンドの金融デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーは、「バリュー・アット・リスク」アプローチまたは「コミットメント」アプローチのいずれかにより算出することができる。

「バリュー・アット・リスク」アプローチ

「バリュー・アット・リスク（VaR）」アプローチとは、通常の市況下で特定の期間に任意の信頼水準で生じる可能性のある最大予想損失額に基づきグローバル・エクスポージャーを測定するアプローチをいう。

VaR報告書が作成され、以下の基準に基づき、日次ベースで監視される。

- － 保有期間1か月
- － 信頼水準99%
- － 必要に応じてストレステストも適用

VaRは、絶対ベースで表す（以下「絶対的VaR」という。）か、またはファンドのVaRと当該ファンドのベンチマークのVaRとの比較による相対ベースで表す（以下「相対的VaR」という。）ことができる。

絶対的VaR—絶対的VaR手法は、一般に、特定可能な参照ファンドまたはベンチマークがない場合に用いられる。絶対的VaRアプローチにおける限度額は、ファンドの純資産総額に対する割合として設定される。絶対的VaR手法を用いたファンドの限度額は、ファンドの純資産総額の20%に設定される。

相対的VaR—相対的VaR手法は、ファンドについて、当該ファンドの投資戦略を反映するベンチマークが特定可能かつ利用可能な場合に用いられる。相対的VaR手法における限度額は、ベンチマークまたは参照ファンドのVaRに対する割合として設定される。相対的VaR手法を用いたファンドの最大VaR限度額は、当該ファンドのベンチマーク（本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」の該当箇所で開示される。）の200%に設定される。

コミットメント・アプローチ

コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品をその原資産における同等のポジションに転換するものであり、原証券ポジションの市場価値を、当該原資産ポジションに関連する他のコミットメントで相殺可能なネットティングおよびヘッジすることにより行われる。コミットメント・アプローチにおいて、金融デリバティブ商品のみに関連するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額の100%を超えてはならない。

ファンドの効率的な運用手法

2010年法およびCSSFにより随時発行される告示（特に、監督機関およびUCITS管理会社向けESMAガイドライン（ESMA/2014/937）—ETFおよびその他UCITSの発行に関するガイドライン（以下、「ESMAガイドライン」という。）を置き換えるCSSF告示14/592）に規定された条件に従い、かつそれらに規定される範囲内で、ファンドは、証券貸借および現先売買契約取引など譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、ファンドの効率的な運用を目的とする場合に限り利用される。これらの手法は、投資目的および／または金融収益の増加を目的とし、関係するファンドの投資方針に基づき用いられる。証券貸借取引は継続的に用いられる。その他の証券金融取引は、投資運用会社の見解において機会があれば用いられる。

ファンドは、いかなる状況でも、その運用によって本書に規定されるその投資目的から逸脱するものではなく、また、多大な追加リスクを伴わない。

ファンドの効率的な運用手法から生じる収益（直接的および間接的な運用費および手数料の控除後）はすべて、ファンドに返還される。かかる費用および手数料は隠れた収益に含まれない。

トラストの年次報告書には、（i）全報告期間において効率的なポートフォリオ運用手法から発生する収益、ならびに（ii）この点において各ファンドが負担する直接的および間接的な運営費用および報酬と、かかる費用および報酬の支払先である事業体の詳細情報のほか、当該事業体が預託機関、投資顧問会社または管理会社との間で有しうる提携関係（該当する場合）の詳細が記載されるものとする。

管理会社は、常に償還請求に応じることができる水準に当該取引量を維持する。

証券貸借取引 ファンドは、他の当事者を借り手として有価証券を貸し付け、当該借り手が合意された期間の末日に同等の有価証券を返還する契約上の義務を負う証券貸借取引を行うことができる。証券の貸借期間中、借り手は、当該ファンドに対し、（i）借入手数料および（ii）当該有価証券から発生する収益を支払う。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、証券貸借取引を実行することができる。

- （i）ファンドは借主に対して、直接的にまたは認可決済機関により構築された標準システムもしくは金融機関により構築された貸付システムを通じて、CSSFが共同体法により規定されかつこのタイプの取引に特化する規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従い、証券の貸付を行うことができる。
- （ii）証券貸借契約の相手方当事者は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。証券貸借取引の取引相手方は、OECD加盟国に本拠を置き、貸借代理人の信用審査に従い貸借代理人により選定されたものでなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

- (iii) 証券貸借取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた単一の取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（１）（f）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10%を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

証券貸借取引は、収益を生み出すために用いられ、収益は、借り手がファンドに支払った手数料を通じてのみもたらされる。

管理会社は、証券貸借プログラムに参加している各ファンドにつき、少なくとも貸付証券の価額の105%相当の担保物を受領するものとする。

ファンドは、（i）貸し付けられた証券の返還をいつでも請求する権利または証券貸借取引をいつでも終了する権利を有すること、また（ii）かかる取引がファンドの投資方針に従うファンドの資産の運用を妨げないことを条件とする場合に限り、証券貸借取引を行うことができる。

特定のファンドが証券貸借取引を行う場合、証券貸借取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」の該当箇所で開示される。

トラストを代理する管理会社は、証券貸借取引を実行するため（特に、管理会社の事前承認を条件とする取引相手方の選定および担保物の運用に関し）マサチューセッツ州ボストンに事務所を有するニューヨーク州のリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「貸借代理人」という。）を任命している。ファンドが証券貸借取引を行う場合、当該ファンドは、発生する関連収益の80%を受領する。残りの20%は、貸借代理人に対し、そのサービスおよび保証の提供に対する対価として配分される。証券貸借取引による収益の分配によりファンドの運営コストが増加することはないので、貸借代理人に配分される金額は、継続手数料から控除されている。

現先売買契約および逆現先売買契約 投資方針で認められている場合には、ファンドは、逆現先売買契約または現先売買契約を締結することができる。現先売買契約は、ファンドが取引相手方に有価証券を売却し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方から買い戻すことを約束する取引である。現先売買契約は、主として資金調達目的のために用いられる。逆現先売買契約は、証券が「特別に取引される」機会を利用するために用いられる。逆現先売買契約は、ファンドが取引相手方から有価証券を購入し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方に再度売却することを約束する取引である。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、現先売買契約および逆現先売買契約を締結することができる。

- （i）当該契約の相手方は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。
- （ii）買戻しオプションによってまたは逆現先売買契約取引を通じて購入された証券は、関連するCSSF告示およびファンドの投資方針に準拠しなければならないものとし、また、ファンドが保有する他の証券と共に、ファンドの投資制限に従わなければならない。
- （iii）当該取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（１）（f）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10%を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

ファンドは、（i）いつでもすべての証券を回収することができるかまたは取引を終了することができることを条件として現先売買契約を、また（ii）いつでも現金全額を回収できることまたは発生主義ベースもしくは時価評価ベースで契約を終了することができる（現金がいずれかの時点で時価評価ベースで回収可能である場合、逆現先売買契約の時価評価額が純資産総額の算定のために利用されることが了解されている。）ことを条件とする場合に限り、逆現先売買契約を締結することができる。

7日以内の短期現先売買取引および逆現先売買取引は、資産がいつでもファンドによって回収されうることとを条件とする仕組みとみなされる。

現先売買契約および逆現先売買契約から発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分される。

ファンドが現先売買契約および／または逆現先売買契約を締結する場合、当該取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」にて開示されている。

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して受領する担保の管理

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法から生じる取引の相手方のリスクは、ESMAガイドラインに従い、2010年法第43条において言及される取引相手方リスクの上限を算定する場合に統合されるべきである。

店頭デリバティブ取引またはファンドの効率的な運用手法に関してファンドが受領する資産はすべて、担保とみなされ、下記に定められるすべての基準を満たさなければならない。

ファンドが店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法を実行する場合、かかるファンドの取引相手方リスクを減じるために用いられるすべての担保は、常に、以下の基準を満たさなければならない：

- a) 流動性-現金以外で受領した担保について、事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを確保するために、その流動性は極めて高く、規制市場または透明性の高い値付を行う多国間取引ファシリティで取引されなければならない。また、受領した担保は、2010年法第43条の規定に従わなければならない。
- b) 評価-受領した担保は、少なくとも毎日評価されるべきであり、また、適当に保守的な超過担保が準備されない限り、高い価格変動性を示す資産は、担保として受領してはならない。
- c) 発行体の信用の質-受領した担保の質は高くななければならない。
- d) 相関関係-ファンドが受領した担保は、取引の相手方から独立する事業体により発行されるべきであり、かかる取引の相手方の業績と高度に相関することは予想されていない。
- e) 担保の分散（資産集中）-受領した担保は、国、市場および発行体の点で、十分に分散されなければならない。ESMAガイドラインに従って、ファンドがファンドの効率的な運用および店頭デリバティブ取引の相手方から、ある発行体のリスク上限を純資産総額の20%として担保のバスケットを受領した場合、発行体の集中に関する十分な分散基準が尊重されるものとみなされる。また、ファンドが他の取引の相手方にさらされる場合、担保の他のバスケットが、単一発行体のリスク上限20%を算定するために合計される。
- 上記の規定にかかわらず、ファンドは、少なくとも1つの主要な公認格付機関によってA-1+以上の短期信用格付を有するソブリン発行体またはその他政府機関発行体によって発行または保証された譲渡性のある有価証券および金融市場商品をもって担保の100%を構成することができるが、その場合、ファンドは少なくとも6銘柄の証券を受領しなければならず、また各銘柄の証券は、ファンドの総資産の30%を超えてはならない。
- f) 担保管理に関連するリスク-オペレーショナル・リスクおよび法務リスク等担保管理に関連するリスクは、リスク管理プロセスによって、特定され、管理されかつ軽減されるべきである。
- g) 担保物に係る権原の譲渡-権原の譲渡が行われる場合、受領した担保は、ファンドの預託機関により保有されるべきである。他のタイプの担保取引に関して、担保は、良識的な監督下であり、かつ担保提供者と無関係の第三者保管者によって保有されうる。
- h) 受領した担保は、取引の相手方に関係なくまたは取引の相手方の承認を得ることなく、いつでもファンドによって完全に執行可能であるべきである。
- i) 受領した現金以外の担保について、売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。
- j) 受領した現金担保は、以下のとおりとする。

- ・ 2010年法第41（f）条に規定される事業体に預託される。
- ・ 質の高い国債に投資される。
- ・ リバースレポ取引の目的で利用される。ただし、当該取引が良識的な監督下にある信用機関と行われ、ファンドがいつでも発生主義で現金全額を回収できる場合に限られる。また、
- ・ 欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10－049に定められる短期金融商品に投資される。

上記の条件を遵守している限りにおいて、担保物は、（i）現金、（ii）社債および／または（iii）債券（詳細は下記の表に記載）で構成することができる。

管理会社は、証券貸借事業に関与する各ファンドに関して、貸付証券価格の105%以上の担保を受領する。相対店頭金融デリバティブ商品に関して、当該商品は、毎日の時価で評価されなければならない。かかる評価の結果、取引の相手方は、最低譲渡額を条件として、その債務の時価が値上がりした場合には追加の担保を提供するか、または値下がりした場合には担保を解除しなければならない。

再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される分散要件に従い、分散されなければならない。英文目論見書の日付において、トラストは、現金担保の再投資を行っていない。トラストが今後特定のファンドの現金担保を再投資することを決めた場合、再投資方針は、英文目論見書の次期改訂版に記載される。

ファンドがその資産の30%以上に関して担保を受領した場合、管理会社は、管理会社が担保に付着するファンドの流動性リスクを評価することができるよう通常のスプレッドテストが正常なおよび例外的な流動性状況において確実に行われるよう適切なスプレッドテスト方針を定める。

最後に、管理会社は、店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して、担保として受領した各クラスの資産に合わせられた超過担保方針を適用している。超過担保は、資産の保有に伴う知覚リスクを反映するため、担保として受領した資産の時価から控除した割合である。超過担保方針は、担保として受領した関連する証券の特徴（当該証券の満期および発行体の信用格付、証券の歴史的な値動きならびにESMAガイドラインに規定される規則に従って随時行われるスプレッドテストの結果等）を考慮する。

下記の店頭デリバティブ取引における担保物に対するヘアカットは、管理会社が取引相手方と交渉を開始する際に利用するものである。原則として、それぞれのデリバティブ取引文書で定められる取引相手方との最終的な取決めは、これらのヘアカットの範囲に準拠するものとする（管理会社は、かかる方針をいつでも変更する権利を留保し、変更する場合は、実務上可能な限り速やかに英文目論見書を更新するものとする。）。

担保物	ヘアカット		
1. 現金	0%から1%まで		
2. 外部信用格付がA格以上の短期金融商品	0%から2%まで		
3. 対象法域の中央、地域もしくは地方の当局もしくは中央銀行（および連邦国家の場合は連邦の構成体の一つ）、または一もしくは複数の対象法域が属する公的国際機関により発行または保証される債券	残存満期		
	1年から5年まで	5年から10年まで	10年超
	2%から5%まで	2%から10%まで	3%から25%まで
4. 社債（米ドル建て）	信用格付		
	AA格またはAA格相当以上	A格またはA格相当以上	BBB格またはBBB格相当以上
	6%から10%まで	10%から15%まで	20%から25%まで
5. 主要市場指数の株式銘柄部分	10%から30%まで		

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に係るリスクおよび利益相反の可能性

店頭デリバティブ取引、ファンドの効率的な運用手法および当該活動に関する担保管理には、一定のリスクが伴う。かかるタイプの取引に該当するリスクに関する詳細な情報について、投資者は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の「（1）リスク要因、② ポートフォリオ・リスク － 金融商品リスク － デリバティブ・リスク」および「（3）利益相反」の規定を参照すべきである。

【別紙C】

SFDR契約前開示事項

以下の開示事項は、随時変更および補足される規則（EU）2019／2088に従い、かつ、これを目的として作成されており、投資予定者の投資ニーズに対するポートフォリオの適切性に関する網羅的な情報を提供することを意図していない。

管理会社の持続可能性に関連する開示事項に関するさらなる情報については、管理会社のウェブサイト参照されたい。本書における「AB」へのあらゆる言及は、場合に応じて、投資運用会社、管理会社および／または直接的もしくは間接的にポートフォリオに対して投資運用サービスを提供している別のアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）の子会社を指す。

SFDR第8条または第9条に分類されるポートフォリオに関して、ABは、持続可能性リスクの影響をそれぞれの投資戦略に関連して評価しており、かかるリスクが発生した場合には、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況に該当すると考える。持続可能性リスクの予想される影響は、投資目的、投資戦略および投資方針によって異なるが、それぞれの投資ユニバースを考慮すれば、ABは、環境、社会またはガバナンスに関する出来事が、とりわけ、有価証券の価値、品質および／もしくは安定性、投資先発行体の財政的健全性、発行体の信用度ならびに／または債務の発行体が利払いを行いもしくはその他の債務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性が高いと考えている。

主要な定義

ABスチュワードシップ・アプローチ	ABグローバル・スチュワードシップ・ステートメント：責任投資、ESG統合、エンゲージメントおよびコラボレーションに関するABのポリシー。
ESG	環境、社会および／またはガバナンス。
ESG要因	リスクまたは機会を示す可能性のあるESG問題および持続可能性リスク。
除外ポリシー	ポートフォリオ別の除外ポリシーであり、さまざまな指標に基づく除外、およびポートフォリオの投資戦略に関する整合基準の詳細の両方を含む。除外ポリシーの全般的な目的は、持続可能な投資対象が選択されるポートフォリオの投資ユニバースを特定することである。
持続可能な投資対象	環境および／または社会の目的に貢献する経済活動。ただし、かかる関連する投資対象がいかなる適用ある環境および／または社会の目的をも大きく損なわないこと、また、投資先発行体が良好なガバナンス慣行に従うことを条件とする。

持続可能性リスク	発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性があるESGに関する出来事または状況。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、該当するポートフォリオの純資産総額に影響が生じる。
EUタクソノミー規則	持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852ならびに改正規則（EU）2019/2088。

持続可能性リスクを投資決定に統合するABの戦略－第6条（ニュートラル）ポートフォリオ

対象となるポートフォリオ

- ・ エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ

上記のニュートラル・ポートフォリオは、持続可能な投資対象という目的を有しておらず、環境的および／または社会的な特性を促進しないが、投資決定プロセスの一環として持続可能性リスクを統合する。

ABは持続可能性リスクの影響をニュートラル・ポートフォリオの投資戦略に関連して評価しており、かかるリスクが発生した場合には、ニュートラル・ポートフォリオの投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況に該当すると考える。持続可能性リスクの予想される影響は、投資目的、投資戦略および投資方針によって異なるが、それぞれの投資ユニバースを考慮すれば、ABは、環境、社会またはガバナンスに関する出来事が、有価証券の価値、品質および／または安定性、投資先発行体の財政的健全性、発行体の信用度ならびに債務の発行体が利払いを行いもしくはその他の債務を履行する能力に一定の悪影響を及ぼすと考えている。

また、各投資戦略を実行する際、ABは、ABスチュワードシップ・アプローチを用いることがあるが、柔軟な対応が可能であり、ESGに関する考慮事項または持続可能性リスクをすべての投資決定に統合しないことがある。

したがって、ABは、かかるリスクおよび影響がABによる特定の投資目的の達成に影響を及ぼし、おそらくはこれを妨げることを勘案しながらも、投資決定が持続可能性要因に及ぼす悪影響を考慮しないことがある。明確化のために付言すると、ABは、上記の理由により、その投資決定が持続可能性要因に及ぼす主要な悪影響を考慮しない。

ニュートラル・ポートフォリオは、投資決定が持続可能性要因に及ぼす影響を考慮しないが、とりわけ一定の種類の投資対象の排除を含むABの環境的スチュワードシップおよび責任投資へのコミットメントを遵守する。

ニュートラル・ポートフォリオは、持続可能な投資対象という目的を有していないため、これらの金融商品の裏付けとなる投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮していない。したがって、EUタクソノミー規則に基づく義務は適用されない。

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示のひな型

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ

法人識別番号：5493000X8WUONC9A180

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

ポートフォリオにより促進される環境的および／または社会的な特性（以下「E/S特性」という。）には、以下が含まれる。

- ESG統合。ポートフォリオの保有資産の継続的な評価および監視を含む投資決定を行う際、ABは、対象発行体を評価するためにファンダメンタル・リサーチを用いる。例えば、投資運用会社は、会社または発行体の炭素排出量をリサーチすることがある。ABスチュワードシップ・アプローチの一環として、このファンダメンタル・リサーチにはESG要因の検討が含まれるが、このことは、AB

が対象発行体に関する ESG 要因を投資決定プロセスの各段階において評価することを意味する。これには、株式の ESG スコアリングが含まれる。

－ エンゲージメント。AB は、環境および社会の目的に対するより良い結果ならびに発行体および／またはポートフォリオの財務成果に対する利益を促進することができる措置を講じることを発行体に奨励する。例えば、AB は、多様性および包含性のトピックに関して発行体の経営陣と協議する可能性がある。

－ 英文目論見書に記載される除外。ポートフォリオは、英文目論見書または www.alliancebernstein.com/go/ABFCPIExclusionChart に詳述されるとおり、一定のセクターへの投資を除外する。

これらの特性に関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 (www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures) に記載されており、AB スチュワードシップ・アプローチに関するさらなる情報は、www.alliancebernstein.com/go/ABGlobalStewardship に記載されている。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

AB は、満足のいくデータおよびデータソーシングを条件として、文書化された ESG リサーチ、エンゲージメントおよび関連する投資除外の測定を含め、さまざまな定量的および定性的な方法を通じて、促進される E/S 特性の実現度を測定する。

これには、さまざまな定量的および定性的な方法の一部とみなされるさまざまな ESG 要因またはトピックの調査、監視および／または測定が含まれるが、これらに限られない。

これらの指標に関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 (www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures) に記載されている。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。ポートフォリオは、以下の主要な悪影響（PAI）を考慮する。

－ 国連グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反（#10）

－ 非人道的兵器への関係（#14）

PAI の 10 に関して、AB は、ファンドが保有する証券について国連グローバル・コンパクトの原則の違反を監視し、あらゆる違反について、AB は、追加の調査を実施し、当該証券がポートフォリオの投資ユニバースにとどまるべきかを決定する。

PAI の 14 に関して、ポートフォリオは、非人道的兵器を除外する。

考慮される特定の PAI 指標は、時を経て変化する可能性がある。PAI に関する追加の情報は、SFDR 第 11 条(2)により要求されるとおり、ファンドの年次報告書において公表される。

考慮しない。

主要な悪影響とは、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止に関するサステナビリティ要因に対する投資判断における最も重大な負の影響のことである。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

関連するポートフォリオについての説明において略述されるとおり、ポートフォリオは積極的に運用されており、AB は、投資目的の達成を追求する際に AB スチュワードシップ・アプローチを用いる。AB スチュワードシップ・アプローチを通じて、ファンダメンタル・リサーチには確固とした ESG 統合プロセスが含まれ、これにより AB は、投資プロセスのすべての段階において ESG 要因を評価し、組み込む。

ポートフォリオの投資目的および投資戦略に関するさらなる情報は、英文目論見書の関連するポートフォリオについての説明に記載されている。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

ポートフォリオは、E/S 特性を促進すると AB が確信する証券を保有することによって E/S 特性を促進する。以下の結合要素が充足される場合に、証券は一または複数の E/S 特性を促進するとみなされる。

- 証拠となる ESG リサーチによる文書化された ESG 統合およびエンゲージメント
- 証券の発行体が AB のグッド・ガバナンス・ポリシーに基づき良好なガバナンス慣行に従っていること。
- ポートフォリオの投資除外が守られていること。

ESG 統合、ESG リサーチおよびエンゲージメントに関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 (www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures) に記載されている。ポートフォリオが使用する除外に関するさらなる情報は、英文目論見書に記載されている。AB のグッド・ガバナンス・ポリシーに関するさらなる情報は、以下に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

AB は、外部および内部のデータソースと健全な経営体質、従業員の関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスを含む特定のガバナンス基準に基づく評価またはスコアリングを組み合わせることによって独自のグッド・ガバナンス・ポリシーを策定している。特定のガバナンス指標には、国連グローバル・コンパクトの原則およびガバナンス基準に関連する不祥事等の情報が含まれる。上記のグッド・ガバナンス・ポリシーは、入手可能なデータを条件とし、かつ、これに依存する。

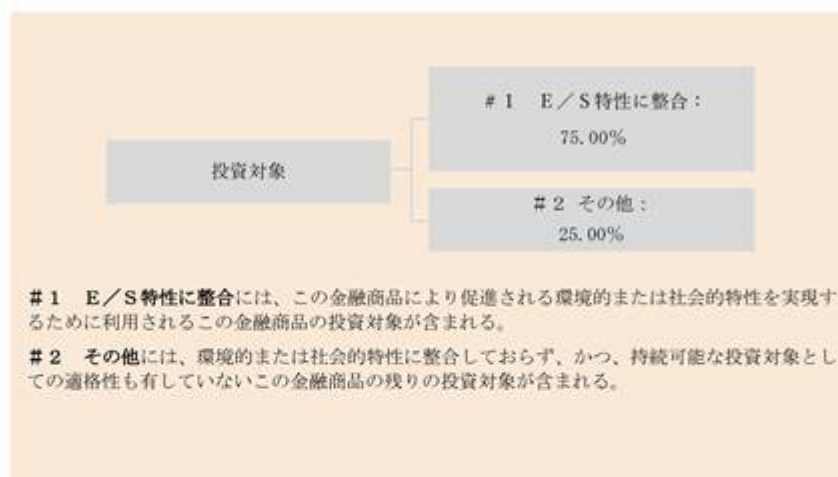


この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

#1 E/S 特性に整合の最低比率：75%

#2 その他の最大比率：25%

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。



ポートフォリオの純資産に基づく。すべての数字は、通常の市況に基づいて示されており、会計年度の各月末の平均保有資産に基づいている。ポートフォリオは、E/S 特性を促進する純資産の割合に関する情報をファンドの年次報告書において公表する。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

ポートフォリオは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的およびその他の投資目的のためにデリバティブを利用することがある。その他の投資目的のために利用されるデリバティブに関して、E/S 特性を促進するとみなされる証券に対してエクスポージャーがとられることがある。



● **環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？**

該当なし。

● **この金融商品は、EUタクソミーに適合した化石燃料ガスおよび／または核エネルギー関連活動*に投資しているか？**

☐ はい

☐ 化石燃料ガス

☐ 核エネルギー

☒ いいえ

ポートフォリオがEUタクソミーに適合した化石燃料ガスおよび／または核エネルギー関連活動に投資しているか否かを測定するデータは、現在のところ存在しない。具体的な投資戦略の実施の結果、そのような活動に対するわずかなエクスポージャーを有する投資対象を保有する可能性があるが、そのようなエクスポージャーの測定を可能にする外部ベンダーのデータが存在するようになるまで、ポートフォリオはいかなるエクスポージャーも約束しない。

EUタクソミーに適合するため、化石燃料ガスの基準には、2035年終了までに排出量の制限や再生可能エネルギーや低炭素燃料への転換が含まれる。核エネルギーについては、包括的な安全・廃棄物管理規則を含む。

* 化石燃料ガスおよび／または核関連の活動は、気候変動の制限（以下「気候変動の軽減」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的に重大な影響を及ぼさない場合にのみ、EUタクソミーに適合する（左余白の補足説明を参照）。EUタクソミーに適合する化石燃料ガスおよび核エネルギー経済活動の完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214 に規定されている。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



本グラフは総投資額の100%を表す。

*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

以下が含まれる。

- ABのグッド・ガバナンス・ポリシーの充足を条件として、上記に概略されるとおり、ポートフォリオがその投資目的を達成するために保有することができるとABが確信するが、E/S特性を促進するとはみなされない証券。
- 流動性、リスク管理または担保管理の目的のために保有される現金および現金同等物。
- 英文目論見書のポートフォリオについての説明に略述される目的のために利用されるデリバティブ。E/S特性を促進する証券に対するエクスポージャーは、「#1 E/S特性に整合」においてとられる。

これらの資産に関して、最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはない。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

参照ベンチマークとは、金融商品が推進する環境または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

ポートフォリオは持続的可能性を測定するまたは環境的／社会的特性を判断するための指定された参照ベンチマークを使用しない。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト
(www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures) で参照することができます。

独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2024年8月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して、2024年8月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採択した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに基づく我々の責任については、当監査報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、国際会計士倫理基準審議会が公表され、CSSFがルクセンブルグについて採択した、国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれている情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の法定監査人の報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とはしておらず、我々はその他の情報に対していかなる形式での結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その他の情報が財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づいて、当該その他の情報に重大な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関して、我々には報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備することにある。

財務書類の作成にあたり、取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、継続企業に関する事項を開示し、取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算もしくは運用の中止を意図している、またはそれ以外に現実的な選択肢を持たない場合を除き、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の監査意見を含む法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠して行われる監査が常にその虚偽表示を発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、単独または全体で、財務書類利用者が当該財務書類に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化ことがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオ（終了の決定または意向のあるポートフォリオを除く）が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・終了の決定または意向のあるポートフォリオに関して、我々は、取締役会が非継続企業を前提とした会計基準を利用することの適切性について結論を下す。我々はまた、非継続企業を前提とした会計基準に関する事項とその利用の理由を説明する開示の適切性についても評価する。我々の結論は、法定監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はカバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、ガバナンスの責任者に対して、我々が独立性について関連する倫理要件を遵守していることの表明をし、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、適用された予防対策に対する脅威を排除するために取られた行動について報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー — アン・オ・ヨン
ルクセンブルグ、2024年12月20日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Unitholders of AB FCP I

Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolio of investments as at August 31, 2024, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at August 31, 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the “Law of July 23, 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers of the Management Company (the “Board of Managers”) is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers for the financial statements

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the

financial statements, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers is responsible for assessing the Fund's and each of its Portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Fund or any of its Portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its Portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its Portfolios (except for the Portfolio where a decision or an intention to close exists) to cease to continue as a going concern.

- In respect of the Portfolio where a decision or an intention to close exists, we conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the non-going concern basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the non-going concern basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report of the “réviseur d’entreprises agréé”.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry-ann Au Yeong
Luxembourg, December 20, 2024

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
のパートナー各位

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）の2023年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運営実績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査

当社の財務書類は、以下により構成される。

- ・2023年12月31日現在の貸借対照表
- ・同日に終了した年度の損益計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（「2016年7月23日法」）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（「C S S F」）が採用した国際監査基準（「I S A s」）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d' entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会によって公表された、国際独立性を含む職業会計士のための国際倫理規程（「I E S B A 規程」）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って当社から独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

取締役会は、その他の情報に責任を負う。その他の情報は、経営報告書に記載される情報で構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれていない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d' entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に

基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致し、かつ適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2024年3月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

リマ・アダス

Audit report

To the Partners of

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the “Company”) as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company’s annual accounts comprise :

- the balance sheet as at 31 December 2023;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Managers is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers and those charged with governance for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Managers is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 26 March 2024

Rima Adas

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2023年8月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して、2023年8月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採択した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに基づく我々の責任については、当監査報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、国際会計士倫理基準審議会が公表され、CSSFがルクセンブルグについて採択した、国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれている情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の法定監査人の報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とはしておらず、我々はその他の情報に対していかなる形式での結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その他の情報が財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づいて、当該その他の情報に重大な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関して、我々には報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備することにある。

財務書類の作成にあたり、取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、継続企業に関する事項を開示し、取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算もしくは運用の中止を意図している、またはそれ以外に現実的な選択肢を持たない場合を除き、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の監査意見を含む法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠して行われる監査が常にその虚偽表示を発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、単独または全体で、財務書類利用者が当該財務書類に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化ことがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオ（終了の決定または意向のあるポートフォリオを除く）が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・終了の決定または意向のあるポートフォリオに関して、我々は、取締役会が非継続企業を前提とした会計基準を利用することの適切性について結論を下す。我々はまた、非継続企業を前提とした会計基準に関する事項とその利用の理由を説明する開示の適切性についても評価する。我々の結論は、法定監査人の日付までに入手した監査証拠に基づく。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はカバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、ガバナンスの責任者に対して、我々が独立性について関連する倫理要件を遵守していることの表明をし、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、適用された予防対策に対する脅威を排除するために取られた行動について報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル
ルクセンブルグ、2023年12月13日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Unitholders of AB FCP I

Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolio of investments as at August 31, 2023, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at August 31, 2023, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the “Law of July 23, 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers of the Management Company (the “Board of Managers”) is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers for the financial statements

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the

financial statements, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers is responsible for assessing the Fund's and each of its Portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Fund or any of its Portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its Portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its portfolios (except for the portfolio where a decision or an intention to close exists) to cease to continue as a going concern.

- In respect of the portfolio where a decision or an intention to close exists, we conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the non-going concern basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the non-going basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol
Luxembourg, December 13, 2023

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。